

令和6年第2回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和6年第2回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第1号（6月4日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○表彰状伝達式	7
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○報告第2号～報告第5号及び議案第33号～議案第46号の一括上程、説明	10
○散会の宣告	15

第2号（6月6日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	18
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

9番 小宅清史君

菅谷の雨水対策を考える	20
菅谷の道路景観を考える	24
文化財を考える	28

那珂市名誉市民について考える……………	3 0
1 0 番 大和田 和 男 君	
カスタマーハラスメントについて……………	3 4
自治体間競争に打ち勝つ自主財源の確保を……………	3 5
1 番 柳 原 一 和 君	
那珂市のごみ問題を考える……………	5 2
地域コミュニティを考える……………	6 0
5 番 鈴 木 明 子 君	
養育費について……………	6 2
パートナーシップ制度について……………	6 6
HPVワクチンについて……………	6 8
女性職員の登用状況について……………	7 0
1 7 番 遠 藤 実 君	
選挙の投票率向上について……………	7 4
災害時の協力協定について……………	7 9
フードロス削減の推進について……………	8 2
1 3 番 寺 門 厚 君	
那珂市の公共交通事業について……………	9 1
農業の担い手確保について……………	9 7
ラーケーション制度について……………	1 0 2
那珂市小中学校の体育館等へのエアコン設置について……………	1 0 5
○散会の宣告……………	1 0 7

第 3 号 (6月7日)

○議事日程……………	1 0 9
○本日の会議に付した事件……………	1 1 0
○出席議員……………	1 1 0
○欠席議員……………	1 1 0
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 1 0
○議会事務局職員……………	1 1 0
○開議の宣告……………	1 1 1
○諸般の報告……………	1 1 1
○一般質問……………	1 1 1
3 番 原 田 悠 嗣 君	
瓜連庁舎について……………	1 1 2

道の駅建設について	1 1 5
学校教育について	1 1 9
新型コロナワクチンについて	1 2 4
2 番 桑 澤 直 亨 君	
道の駅整備における課題と将来展望について	1 2 8
8 番 小 池 正 夫 君	
農地活用地域計画について	1 4 6
小中一貫教育について	1 5 0
部活動の地域移行について	1 5 3
6 番 渡 邊 勝 巳 君	
生活基盤の整備について	1 5 8
1 2 番 花 島 進 君	
額田地区の道路整備について	1 6 8
オオキンケイギクへの対応について	1 7 0
難聴対策について	1 7 3
マイナンバー保険証について	1 7 5
小学校、中学校の暑熱対策について	1 7 7
成人の引きこもりへの対応について	1 7 8
再生可能エネルギー利用蓄電池などへの補助について	1 7 9
1 1 番 富 山 豪 君	
養護老人ホームの措置費の改定について	1 8 1
○議案等の質疑	1 8 9
○議案の委員会付託	1 8 9
○陳情の委員会付託	1 9 0
○散会の宣告	1 9 0

第 4 号 (6月21日)

○議事日程	1 9 1
○本日の会議に付した事件	1 9 1
○出席議員	1 9 2
○欠席議員	1 9 2
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	1 9 2
○議会事務局職員	1 9 2
○開議の宣告	1 9 3
○諸般の報告	1 9 3

○議案第 33 号～議案第 46 号及び陳情第 3 号、陳情第 4 号及び陳情第 6 号の各委員 会審査報告、質疑、討論	193
○動議の提出	205
○日程の追加	206
○動議に対する質疑、討論、採決	206
○議案第 33 号～議案第 46 号及び陳情第 3 号、陳情第 4 号及び陳情第 6 号の採決	217
○選挙第 5 号の上程、採決	220
○委員会の閉会中の継続調査申出について	220
○閉会の宣告	221
○署名議員	223

那珂市告示第 1 1 9 号

令和 6 年第 2 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 6 年 5 月 2 8 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 6 年 6 月 4 日 (火)

2. 場 所 那珂市議会議場

令和6年第2回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	6月4日	火	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明
第2日	6月5日	水		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	6月6日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(小宅、大和田、榊原、鈴木、遠藤、寺門厚)
第4日	6月7日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(原田、桑澤、小池、渡邊、花島、富山) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第5日	6月8日	土		休会	
第6日	6月9日	日		休会	
第7日	6月10日	月		休会	(議事整理)
第8日	6月11日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	6月12日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	6月13日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	6月14日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	6月15日	土		休会	
第13日	6月16日	日		休会	
第14日	6月17日	月		休会	(議事整理)
第15日	6月18日	火		休会	(議事整理)
第16日	6月19日	水		休会	(議事整理)
第17日	6月20日	木	午前9時 30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 8 日	6 月 2 1 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

不応招議員（なし）

令和6年第2回定例会

那珂市議会会議録

第1号（6月4日）

令和6年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和6年6月4日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案等の上程・説明
- 報告第 2号 令和5年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3号 令和5年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 4号 令和5年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 5号 令和5年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について
- 議案第33号 専決処分について(那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第34号 専決処分について(那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第35号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第36号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第37号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第38号 専決処分について(那珂市一般会計補正予算(第1号))
- 議案第39号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第42号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第43号 令和6年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第44号 令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第45号 物品売買契約の締結について
- 議案第46号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	榑原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	渡邊荘一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	平野敦史君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	加藤裕一君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	堀江正美君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 事務局 会長	澤嶋克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐 (総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君	書記	田村栄里君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎表彰状伝達式

○議長（木野広宣君） 会議に先立ちまして、全国及び茨城県市議会議長会から、多年にわたる地方自治功労に対し表彰となりましたので、伝達を行います。

このたび、4名の当市議会議員が、長年の議会活動の功績に対し表彰等を受けました。誠におめでたく、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

それでは、直ちに伝達を行います。

お名前を読み上げますので、前にお進み願います。

全国市議会議長会表彰、15年以上在職議員として、議席番号17番、遠藤 実議員。

茨城県市議会議長会表彰、15年以上在職議員として、議席番号17番、遠藤 実議員、同じく8年以上在職議員として、議席番号12番、花島 進議員、議席番号11番、富山 豪議員でございます。

また、全国及び茨城県市議会議長会より感謝状が贈られております。議席番号14番、萩谷 俊行議員。

それでは、表彰伝達式を行います。

議席番号17番、遠藤 実議員。

表彰状 遠藤 実殿

あなたは、市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第100回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和6年5月22日

全国市議会議長会 会長 坊 恭寿

おめでとうございます。

表彰状 遠藤 実殿

あなたは、市議会議員の職に当たること15年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和6年4月22日

茨城県市議会議長会 会長 大津亮一

おめでとうございます。

議席番号12番、花島 進議員。

表彰状 花島 進殿

あなたは、市議会議員の職に当たること8年、熱誠地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに表彰します。

令和6年4月22日

茨城県市議会議長会 会長 大津亮一

おめでとうございます。

議席番号11番、富山 豪議員。

以下同文でございます。

おめでとうございます。

議席番号14番、萩谷俊行議員。

感謝状 萩谷俊行殿

あなたは、全国市議会議長会評議員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので、第100回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

令和6年5月22日

全国市議会議長会 会長 坊 恭寿

おめでとうございます。

感謝状 萩谷俊行殿

あなたは、本会の運営と地方自治の伸張発展に尽瘁し、市政の向上振興に貢献された功績は誠に顕著であります。よって、ここに感謝状を贈呈して深甚な謝意を表します。

令和6年4月22日

茨城県市議会議長会 会長 大津亮一

おめでとうございます。

それでは、ここで、受賞者を代表いたしまして、遠藤 実議員より謝辞がございます。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） このたび、それぞれに表彰または感謝状を受けました。本当にどうもありがとうございます。

私、遠藤 実が代表して謝辞を申し上げます。

このたびは、本当に身に余る光栄でございまして、心よりお礼を申し上げます。これもひとえに、先輩・同僚議員、そして執行部の皆様、そして、何よりも市民の皆様の多大なるご支援、そしてご指導、ご鞭撻いただいたたまものだというふうに感じております。

これからも、これを契機に、しっかり那珂市勢発展、また市民福祉の向上のために懸命に努めてまいります。これからも引き続き、ご指導、ご鞭撻賜りますよう心よりお願いを申し

上げまして、謝辞といたします。

このたびは本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 受賞されました各議員におかれましては、誠におめでとうございます。

以上で表彰伝達式を終わります。

自席にお戻り願います。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、文書管理システムに登載した出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めております。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信しております。

本会議場内の皆様にご連絡いたします。

携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。

本日の議事日程は、別紙のとおり、お手元に配付しております。

また、本市議会では、議会のペーパーレス化を実施しております。閉会中の議長職務執行報告、市長から提出がありました行政概要報告、那珂市土地開発公社の経営状況を説明する書類及び監査委員から提出がありました令和6年3月から5月実施分の例月現金出納検査の報告につきましては、文書管理システムに登載しておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

◎会議録署名議員の指名

○議長（木野広宣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、原田悠嗣議員、5番、鈴木明子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（木野広宣君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月21日までの18日間にしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月21日までの18日間に決定いたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、大和田和男委員長から、同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った、会期日程表を文書管理システムに登載しております。

◎報告第2号～報告第5号及び議案第33号～議案第46号の一括上
程、説明

○議長（木野広宣君） 日程第3、報告第2号から報告第5号及び議案第33号から議案第46号まで、以上18件を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和6年第2回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、誠にありがとうございます。

日頃より議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜り、心から感謝を申し上げる次第でございます。

まず初めに、本日の冒頭に、多年にわたる地方自治振興へのご功績が認められ、全国市議会議長会及び茨城県市議会議長会から遠藤 実議員が表彰され、茨城県市議会議長会からは花島 進議員、富山 豪議員が表彰されました。

また、全国及び茨城県市議会議長会から、萩谷俊行議員に感謝状が贈られ、その表彰伝達式がございました。

表彰を受けられた皆様におかれましては、誠におめでとうございます。

このたびの表彰は、市民の代表として、誠心誠意その職務に精励してこられた結果であると、深く敬意を表する次第でございます。

議会と行政は車の両輪にも例えられますが、よりよい市政の実現には、それぞれの立場から議論を尽くし、互いに尊重しながら、共に歩みを進めていく必要がございます。議員の皆様におかれましては、今後とも市政運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げます。

さて、先月6日でございますが、台湾台南市政府において、木野市議会議長立会いの下、台南市政府との友好交流協定を締結いたしました。この協定により、今後、文化、教育、ス

スポーツ及び経済等の幅広い分野の交流を通じて連携し、相互の人材育成や地域経済の発展を目指してまいりたいと存じます。

また、友情の絆を深めることで、両市のさらなる発展につなげてまいります。

次に、一昨日のふれあいセンターすがや開館記念式典でございますが、議員の皆様には、お忙しい中をご列席を賜り、誠にありがとうございました。

ふれあいセンターすがやが開館したことにより、市内全ての中学校区においてコミュニティセンターが整備されたこととなります。このコミュニティセンターが、地域の皆様に親しまれ、また、地域コミュニティのさらなる活性化につながるものと期待をいたしております。

引き続き、地域活力の向上とにぎわいの創出に積極的に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後ともお力添えをよろしくお願いをいたします。

それでは、令和6年第2回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出しました議案等のうち、報告が4件、議案として専決処分に係るものが6件、条例の一部改正が2件、令和6年度各種会計補正予算が4件、その他が2件の計18件でございます。

それでは、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。

報告第2号をお開き願います。

報告第2号 令和5年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和6年能登半島地震被災地支援事業、財産管理事務費、庁舎管理事業、らぼーる改修事業、戸籍住民基本台帳事務費、証明書コンビニ交付事業、住民税非課税世帯重点支援追加給付金事業、住民税均等割のみ課税世帯重点支援臨時給付金事業、低所得者世帯こども加算臨時給付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、聖苑管理事業、道路改良舗装事業、冠水対策推進事業、橋梁長寿命化修繕事業、下菅谷地区まちづくり事業、菅谷市毛線街路整備事業、下菅谷地区街路整備事業（上菅谷下菅谷線・下菅谷停車場線）、菅谷飯田線道路整備事業、小学校施設整備事業、中学校施設整備事業に係る繰越明許費について、いずれも繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第3号をお開き願います。

報告第3号 令和5年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について。

県那珂久慈流域下水道事業負担金について、県事業の繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第4号をお開き願います。

報告第4号 令和5年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について。

いい那珂協力隊推進事業に係る継続費について、繰越額が確定したので、繰越計算書を提出するものでございます。

続いて、報告第5号をお開き願います。

報告第5号 令和5年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について。

木崎浄水場2号配水池新設工事監理業務委託、木崎浄水場2号配水池新設工事に係る継続費について、繰越額が確定したので繰越計算書を提出するものでございます。

以上が報告案件でございます。

次に、議案の概要についてご説明いたします。

議案第33号をお開き願います。

議案第33号 専決処分について（那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が令和6年4月12日に公布されたことにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2が令和6年5月27日施行により削除されることとなったため、同表を利用している本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第34号をお開き願います。

議案第34号 専決処分について（那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）。

茨城県が実施する市町村で行う医療福祉の施策に対する助成措置について、対象の拡充を行い、令和6年4月1日から適用となったことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第35号をお開き願います。

議案第35号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容として、個人市民税については、職権による減免を可能とする規定の追加、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の追加等となります。

固定資産税については、職権による減免を可能とする規定の追加、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定を新設、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設、土地に関する固定資産税の負担調整措置の継続等になります。このほか、法律改正に伴う項ずれへの対応になります。

続いて、議案第36号をお開き願います。

議案第36号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行

されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容として、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出のための課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設、土地に関する都市計画税の負担調整措置の継続等になります。そのほか、法律改正に伴う項ずれへの対応になります。

続いて、議案第37号をお開き願います。

議案第37号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の引上げ及び低所得者軽減における5割軽減判定所得、2割軽減判定所得の基準額を改正するものでございます。

続いて、議案第38号をお開き願います。

議案第38号 専決処分について（令和6年度那珂市一般会計補正予算（第1号））。

予算総額に歳入歳出それぞれ4億1,805万5,000円を追加し、235億1,805万5,000円とするものでございます。

歳出の内容として、民生費において、令和5年度からの国による物価高騰対策として、低所得者や定額減税し切れないと見込まれる者を支援するための経費を追加計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、繰入金をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第39号をお開き願います。

議案第39号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布により、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配備基準が見直されたため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第40号をお開き願います。

議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の規定による固定資産税の特別措置の対象となる事業者の認定期間を2年間延長するとともに、対象となる施設に子育て支援施設を追加するものでございます。

続いて、議案第41号をお開き願います。

議案第41号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第2号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ1億5,067万3,000円を追加し、236億6,872万8,000円とする

ものでございます。

歳出の主な内容として、民生費については、児童手当制度の見直しに伴い、システム改修に係る委託料を計上するものでございます。

衛生費については、新型コロナウイルスワクチンの定期接種に係る経費等を計上するものでございます。

土木費については、寄居地区における大規模商業施設の開発計画に伴う都市計画見直しに係る委託料等を計上するものでございます。

消防費については、国土強靱化地域計画の改定に係る委託料を計上するものでございます。

教育については、部活動地域移行推進事業において、運動部活動の地域移行に向けた実証事業に係る委託料等を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、議案第42号をお開き願います。

議案第42号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ669万6,000円を追加し、54億8,669万6,000円とするものでございます。

歳出の内容として、総務費において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修に係る委託料等を増額するものでございます。

また、歳入については、繰入金を増額するものでございます。

続いて、議案第43号をお開き願います。

議案第43号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ13万円を追加し、50億8,013万円とするものでございます。

歳出の内容として、地域支援事業費において、高額医療合算介護予防・生活支援サービス費の見込増に伴い、負担金を増額するものでございます。

また、歳入については、繰入金を増額するものでございます。

続いて、議案第44号をお開き願います。

議案第44号 令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）。

予算総額に資本的収入8,800万円を追加し、11億7,140万7,000円とするものでございます。

資本的収入の内容としては、令和6年4月1日から資本費平準化債が拡充されたことにより、公共下水道資本費平準化債の限度額を増額するものでございます。

続いて、議案第45号をお開き願います。

議案第45号 物品売買契約の締結について。

消防団第1分団第1部配備の消防ポンプ自動車を購入するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第46号をお開き願います。

議案第46号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証は改正法の施行日以降は発行されなくなることに伴い、規約別表中の被保険者証等の用語の整理を行うほか、関係市町村の共通経費負担金の納入額算出に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日などの整理を行うため、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を一部変更することについて、関係市町村と協議することを求められているので、地方自治法第291条の11の規定により提案をするものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時27分

令和6年第2回定例会

那珂市議会会議録

第2号（6月6日）

令和6年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和6年6月6日(木曜日)

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	渡邊莊一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	平野敦史君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	加藤裕一君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	堀江正美君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 事務局 会長	澤島克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長	会 沢 義 範 君	次 長 補 佐 (長 総 括)	三田寺 裕 臣 君
次 長 補 佐	岡 本 奈 織 美 君	書 記	田 村 栄 里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（木野広宣君） おはようございます。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。
職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。
本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。
また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。
-

◎一般質問

- 議長（木野広宣君） 日程第1、一般質問を行います。
質問事項については、一般質問通告書のとおりであります。
質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。
これより順次発言を許します。
傍聴者の皆様にお知らせいたします。
会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日、通告1番から6番までの議員が行います。明日は、通告7番から12番までの議員が行います。
また、会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。
帽子を着用の方は、脱帽をお願いいたします。
-

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（木野広宣君） 通告1番、小宅清史議員。

質問事項 1. 菅谷の雨水対策を考える。2. 菅谷の道路景観を考える。3. 文化財を考える。4. 那珂市名誉市民について考える。

小宅清史議員、登壇願います。

〔9番 小宅清史君 登壇〕

○9番（小宅清史君） おはようございます。

議席番号9番、小宅清史でございます。

本日の一般質問、トップバッターでございます。今日も皆様の知的好奇心を呼び起こすような、そういうお話をしていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

今回、4項目の質問テーマを設けております。ですが、これらは一見ばらばらに見えますが、ばらばらではなく、郷土那珂市の歴史をひもとく中でつながった物語があるわけで、そのあたりを踏まえながら、お聞きいただければと思います。

まず、那珂市民俗資料館の常設展の中の説明文の抜粋から紹介させていただきます。

那珂市には、江戸時代に築かれたため池と用水路の跡が数多く残っており、上空から見ると、那珂市の景観は緑と水に満ちています。これらは水田の干ばつ対策として建設され、那珂市における農業の安定に貢献してきました。この用水を利用できたのは、川沿いのごく限られた村で、用水にも増して那珂市に重要だったのはため池です。用水路とため池は、村の共同作業として保全管理が行われてきましたが、多くの労力と経済的負担がありました。当時の人々の手により、今日まで大切に残されてきた遺産の一つです。民俗資料館の常設展のパネルに、このように書かれています。

那珂市は古来より、水と緑の営み、それで生活をしてきた地域でありまして、人間が生活する上で非常に重要なものでした。特に、那珂川と久慈川に挟まれた高台、那珂台地に那珂川の水を揚げられるようになったのは、実はごく最近のことです。ですので、菅谷にもたくさんのため池があり、用水路でつながっておりました。

皆様、菅谷の名前の由来はご存じでしょうか。今から1,000年近く前、平安時代後期のことです。宮の池のほとりに鹿島宮がありました。八幡太郎義家こと源義家が奥州征伐に向かう際、そのお宮に戦勝祈願をして東北へ向かいました。戦に勝ち、帰りに再び鹿島宮に参拝し、その際に脇にお堂を建て、八幡神を祭りました。このお宮が2つ並び、それが両宮の名前の始まりと言われております。このときのお宮のお堂がスゲの家屋だったために、そこから菅谷の地名が起ったと言われております。諸説ありです。

では、この民話にも出てくる両宮の排水路の話から質問を始めていきたいと思っております。

天保年間の菅谷の位置図をご覧になられたことはあるでしょうか。民俗資料館には大きく引き伸ばしたものが展示されています。今の宮の池は、いくつもの池が連なる非常に大きな

ため池でした。その両宮から中宿を通過して、堀ノ内を通過して用水路が通っています。これがおそらく、現在の両宮排水路の基になった水路とと思われます。

ご存じのとおり、この辺りでは、現在は水田はほとんどございません。その用水路が、今は住宅の雨水のための排水路となっているわけです。

両宮排水路は、平成5年に測量が開始され、令和元年に工事が完了した一大事業でありました。現在では、菅谷地区の雨水を排出する大静脈として重要な施設と言えるものです。

菅谷・竹の内地区は、区画整理を行ったおかげもありまして、移住してくる方、市内で分家をしてマイホームを建てる方も非常に多い地域です。ですが、土地の開発が進めば、畑や林が失われていき、造成がされ、道路のアスファルトやコンクリートの地面が増えていきます。そうなると、地面の保水性は失われ、大雨が降った際に雨水の行き場が限られていき、いわゆる冠水が起きやすい状況が生まれることとなります。

それを考えていく中で、20年前と現在、この状況の違いをまず確認したいのですが、20年前の菅谷の世帯数と現在の世帯数を教えてください。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

20年前の平成16年4月1日における菅谷の世帯数は6,296世帯で、令和6年4月1日現在、8,395世帯となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 20年前、ちょうど那珂市が誕生した頃ですね。来年20周年と、至るところで最近のぼりを見かけますが、菅谷の世帯数は6,300だった。それから、この20年で2,000軒も住宅数が増えてきたというわけです。それに加えまして、近年の異常気象による大雨、いわゆるゲリラ豪雨なども起こるわけですから、都市型水害が起りやすい状況が生まれつつあるということでもあります。

両宮排水路は、それらを防ぐために整備されたわけで、非常に重要な役割を果たしていると言えます。ですが、それでも現状、大雨の際には冠水してしまうところがあります。これらの原因と対策も考えていかなければなりません。

まず、資料1のほうをご覧ください。

これは、国道349からカンセキのほうへ入っていった道のところ、道が湖のように冠水しております。これは昨年9月8日の写真です。本当につい最近です。ここ竹の内地区辺り、大雨が降ると冠水してしまいます。にもかかわらず、新たな分譲が今行われています。行政として、そういったことは、事前に開発事業者にも伝えなければいけないのではないかなという危惧もあるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市内の冠水は、近年の気象条件の変化による局地的集中豪雨の増加や、都市化などの自然環境や都市環境の変化に起因するものと、排水溝造物などの閉塞など、排水施設が一時的に機能しないことが起因するものなどが考えられます。議員のご質問の箇所は、それらの条件が重なったことにより発生したと考えられます。

排水施設が適切に機能するように、道路管理者として計画・維持管理することが必要であると認識しております。

よって、議員ご指摘の冠水について、開発業者に事前協議などの機会において、情報を必要に応じ共有してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） このように、写真を見ると、ちょっと驚かれる方もいらっしゃるかと思うんですが、現実的に冠水というのが菅谷の地では起こるわけです。

昨年、この冠水したときに、当時私は議員ではありませんでしたが、近所の方からもご連絡をいただきまして、現地を見に行きました。ちょっと本当に車で間違っただら、車が止まってしまうんじゃないかというような危惧もあるような状況でありました。

局所的に冠水が起こるということは分かっているわけですが、まず、局所的にここが冠水するよというのは分かっているわけですので、これをまず何とかしなければいけないというふうに思うんですね。ですので、ここの原因と解決策、もし分かれば教えてください。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えします。

議員のご指摘の箇所において冠水が発生した場合は、先ほど答弁したとおりです。雨水の流れを阻害するなど、排水施設や適切に機能しない障害物を早急に除去し、排水機能を回復させることで解消できると考えております。

引き続き市内のパトロールを実施し、定期的な排水施設の清掃など、適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 適切に、その辺をまず解決していただきたいと思います。

そして、両宮排水路に流れ込む前に、雨水を一時的に保留し排水を調整する施設として、調整池というものがございます。竹の内地区の区画整理の際、整備された竹の内調整池がございます。

調整池とはどういった機能があるのか、A Iに聞いてみました。そうしましたら、調整池とは、開発に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的にためて河川へ雨水の流出量を調整することにより、洪水被害の発生を防止する施設であり、河川管理者及び下水道管理者以外の者が設置するものです。そうです。

図2をご覧ください。

調整池とは、都市型水害を防ぐための重要な施設なのですが、現在の竹の内調整池を見ますと、草が生い茂りまして、果たしてこのままで、ゲリラ豪雨や線状降水帯など大雨が降った際に十分な機能を果たすことができるのかと、そういった不安になってしまいます。

市内にはたくさんのため池があるわけですが、菅谷の真ん中にあるこの調整池が、一番草が伸び放題になっていると言っても過言ではありません。これらの草は、秋が来れば枯れて、ゴミとなって流れていくもので、腐って地面に堆積するものもあるかと思えます。その草の生えている図が資料2になります。

そして、それらが吐き出しに流れ込めば、当然、十分な排水ができなくなってしまいます。そのときの写真が図3になります。悲惨な状況ですね。

秋には多くの台風が例年発生します。台風だけではなく、線状降水帯の発生も心配されます。調整池の維持管理はどのようにされているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

調整池の維持管理になりますが、除草を年に1回行っております。また、ゴミや泥の蓄積が確認された場合は適宜対応してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 竹の内地区のセブンイレブン中菅谷店さん前ですとか、あとバイパスのほう、349のほうも冠水が見られます。これらも、竹の内調整池が十分に機能すれば、そこまで冠水することなく処理ができるのではないかというような市民の方の声も聞かれます。

現在、調整池に泥が堆積しまして、調整池の流入口と調整池からの排出口の両方を塞ぎ出していることにより、集中豪雨の治水機能が低下しているんじゃないかというようなことも危惧されるわけです。ですので、排水溝の泥の除去をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在の状態でございますが、調整池の泥などは蓄積しているものの、流出口が閉塞するまでには至っていないと確認しております。しかし、近年の異常気象により、集中豪雨なども観測されていることから、降雨時などの状況を注視し、調整池の機能保持に努め、治水機能が低下することのないようにしてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 天災は、いつやってくるか分かりません。それに備えて整備を怠らないことが、市民の生命と財産を守るための行政の義務ではないかというふうに思います。あ

のときああしておけばよかったというのは、天災には通用いたしません。常に万全に備えるよう心がけていただきたいと思います。

さて、両宮排水路といえば、宮の池から中宿、下宿上、堀ノ内、寄居を抜けて、五台で大井川に流れ出る、つまり菅谷を斜めに縦断する1本の道筋となっております。これは江戸時代の地図から見ても、同じような水路が流れております。しかし、今は、その用途は江戸時代とは全く変わっております。

そして、まさに今日オープンしますふれあいセンターすがやが、そのちょうど真ん中の辺りに位置しております。菅谷のまちづくり委員会も、このふれあいセンターすがやの中に入りまして、まさに今日、供用開始という形になるのかなというふうに記憶しております。

上宿からふれあいセンターすがやまでは、遊歩道として整備されております。そこは今、市民の方々が、朝夕昼と犬の散歩ですとか、ふだんの健康のための散歩、それから自転車道などとして、本当に便利に利用されております。ですが、ふれあいセンターすがやから先の部分、ここは水路がむき出しとなっております、遊歩道とはなっておりません。

これに蓋をかけて遊歩道化ができれば、菅谷のまちが歩きや自転車で、ふれあいセンターすがやを中心とした市民の交流ができるまちに生まれ変わるというふうに思うのですが、これをやらない手はありません。ぜひ両宮排水路を、堀ノ内方面のほうまで蓋をして遊歩道にできないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

両宮排水路については、ふれあいセンターすがやから宮の池公園までの区間は市街地ということから、市民の方の憩いの場として、遊歩道として整備いたしました。

議員からご提案いただいた区間は、両側に農地が広がり、水田の排水などにも利用されています。また、排水路内には土砂の堆積も想定され、撤去などにより排水路として機能を維持していく必要があることから、蓋をかけることは考えておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 堀ノ内地区は調整区域だから、やってもしょうがないというふうに聞こえるんですけども、菅谷は一つですので、ぜひこれが実現できれば、本当に菅谷のまちが人々の触れ合うまちに生まれ変わることができるんじゃないかというふうに思っております。

これはでも、建設部長にお願いするというよりは、市のまちづくりに関することですので、庁全体で、企画部長をはじめ、皆さんでちょっと考えていただけないかというふうに思います。そして、菅谷のまちがさらに住みよいまちになるように実行していただきたいと思います。お願いまして、こちらの質問のほうは終わりにさせていただきます。

続きまして、菅谷の道路景観を考えるに移りたいと思います。

冒頭申し上げましたとおり、那珂市は水と緑の豊かな地域です。この緑豊かな地域にあえて植栽をしたため、今、悲惨な状況になっているという、そういう迷惑植栽を考えていきます。

参考資料4をご覧ください。

これは、枝葉が広がり過ぎた迷惑植栽です。

続きまして、参考資料5をご覧ください。

これ以上ないくらい大きくなった植栽です。まるでアフロヘアのようになってしまっています。

そして、参考資料6です。

これは、植栽から落ちた実が側溝に落ちて、そこの排水溝から自生してしまっています。迷惑植栽が生み出した迷惑植栽です。

続きまして、参考資料7をご覧ください。

これは、高さが6メートル以上にも、民家の2階建ての屋根よりも高くなっている植栽です。

続きまして、参考資料8をご覧ください。

こちらは、この後ろに店舗があるんですけども、お店の看板を完全に隠してしまっています。

そして、参考資料9、10ですが、植え込みから落ちた木、それから雑草が、下の土のところから生い茂った迷惑植栽です。植え込みに実が落ちて、自生して広がって、本当にわがまま生え放題という形になっております。

これらの迷惑植栽は、全て県道41号線、つまり常陽銀行菅谷支店の前の通りの植え込みの画像です。実際、ここの住民たちが非常に困っているということでもあります。

まずは、年に数回落ちる大量の落ち葉です。この木はクロガネモチという木だそうですが、何でも「苦勞がねえ」ということで、縁起がいい木と言われているそうです。ですが、地元の方にその話をしましたら、苦勞だらけの木だとおっしゃっておいりました。

まず、春先の新芽の生え変わる時期には、数か月にわたって全部の葉を落とすと。そして、秋にも葉を落とす。そして、赤い実がついて、この実を食べに鳥がやってきて、ふんを落とす。何でこんな厄介な木を植えてくれたんだというのが住民の正直な気持ちであります。

そこで、確認したいんですが、植栽する樹木を選定する基準は、どういうふうに行っているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

上菅谷駅周辺のまちづくりについて、優れた街路景観の形成を図ることを目的に、菅谷ふれあい街道整備促進協議会等を開催し、行政と地元住民の協議により植栽を選定しました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 地元の方に聞いて歩きましたら、確かに数十年前に、ここにきれいな並木道ができるよということで、地元の方と市の職員とで協議をして、それで視察にも行ったというふうにおっしゃっていました。ですが、こんな大きくなるとは思わなかったと。

ちなみに、県道41号線の拡幅工事が行われたのは平成5年だそうです。1993年ですので、実に30年が経過した結果がこれらの写真です。

大きくなった木には害虫が巣くい、それを食べに来るムクドリやスズメが宿り、ふん害も発生します。通行時の視認性も悪くなり、交通の妨げにもなっています。子供の飛び出しの危険、運転者の気づきの遅れも危惧されます。ウォーキングや自転車や車椅子が通るにも、邪魔で支障を来しています。

そして、地元の方々も、高齢化とともに、毎朝掃き掃除するのがとてもおっくうになってきていると。しかも、落ち葉が数か月にわたって落ち続ける。毎日ゴミ袋に1袋から2袋の落ち葉が出るわけですから、ゴミの回収日、週2回ありますね。そうしますと、2日、3日ためると5袋、6袋といってしまう。ゴミ出し1回の制限が5袋ですので、そうすると、自分の家のゴミが出せなくなってしまう。こんな悲惨な話がありますか、部長。

行政が植えた植栽のために、自分たちの家のゴミが出せない。これは何とかしてほしいと、本当に地元の方は訴えております。この植栽の管理者はどこになりますか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

植栽の管理については、県道は茨城県常陸大宮土木事務所、市道は市で管理を行っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） つまり、この植栽は大宮土木事務所ということですね。

ですが、先日、大宮土木に伐採の要望、私、自治会長もしておりますので、自治会長として伝えました。そうしましたら、大宮土木のほうの答えが意外なものがありまして、那珂市で切ってほしいと要望があれば切りますよというような答えなんです。つまり、切りたがっていないのは那珂市じゃないかというふうに私は思いまして、今回一般質問させていただいているわけですが、全然市民のためになっていない。

景観を守る、それは分かりますけれども、その前提として、市民の生活を守ることのほうが優先ではないかと。通りがかりの人が癒やされるから住んでいる人は我慢してほしいというのは、いかななものかと思うわけですね。言っていることが、もはや迷惑施設と同じです。

ですので、地元の方がこんなに困っているのに、どうして植栽を残さなきゃいけないのか。その理由があるなら教えてください。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

上菅谷駅周辺は、当時、那珂町の都市計画形成を図るため、菅谷ふれあい街道整備促進協議会において、行政と地元住民における街路づくりのビジョンについて検討を行い、整備を進めてまいりました。

議員ご指摘の県道瓜連馬渡線の道路植栽は、工事に合わせて整備され、それから年月が経過し、植栽も成長したため、関係機関と協議しながら、適切に管理していただいております。

枝葉などが落ちることで、地域住民の方々にもご負担をおかけしている状況は認識しておりますが、道路に植栽することは、菅谷地区の市街地の美観の向上や通過交通の速度の低減、歩道と車道を分離することで歩行者の通行に対する安全の向上など効果も期待され、これら利点を考慮しますと、今後も剪定など適切な管理を行うことで、植栽として維持していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 交通の利点とおっしゃいますけれども、やはりあの植栽は、子供の飛び出しの気づきが遅れるということもあるかと思えますし、子供たちも車の注意が散漫になってしまうということで、私は非常に、逆に危険だと思っております。剪定だけではこの問題は解決しないと思っております。

ですので、直ちに伐採していただきたいんですね。伐採していただけますか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

菅谷地区は市における中心的な地域であり、上菅谷周辺は暮らしの魅力を高める地域としていることから、先ほどの答弁のとおり、伐採することは難しいと考えております。

今後は、現在の状況を踏まえ、美観の向上や交通安全の観点から、植栽の樹高や枝の張り出しに配慮しながら、引き続き適切に管理するように関係機関と調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 日本全体が超高齢化社会となり、財源も減少し、公共事業費も先細りになっている今、多額の税金を使って植栽を維持していく必要が果たしてあるのでしょうか。

あの並木は、菅谷地区の並木ですが、80本あるそうです。1本10万円の管理費がかかる場合、8,000万円がああ迷惑植栽に使われていると。県道41号の南のほうは、植栽事業が途中でなくなりました。ですので、今、非常にすっきりしております。

30年前の状況と現在と、やはり全然違う、経済状況も社会状況も全然違う状況であります。今こそ方向転換を考える時期に来ているのではないかと思います。誰のために、何のためにあの植栽があるのか、この迷惑植栽を何のために残すのか、今、もう一度考えていただきたい

いというふうに思っております。しっかり検討していただきたいと思っております。

続きまして、3項目めです。文化財を考えるに移っていきます。

那珂市は、下大賀遺跡に代表されるように、古代からの遺跡が多くあります。そして、中世、江戸時代、明治時代を通して、様々な文化財が存在しております。

そこで、那珂市歴史民俗資料館があるわけですが、歴史民俗資料館で保管している文化財の数は何点ぐらいあるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

現在、歴史民俗資料館では、約1万点の資料を収蔵しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） まさに郷土の歴史をひもとく貴重な資料ですので、次の世代に大事に引き継いでいってほしいと思います。

資料館で保存していただいている資料というのは、ある意味、安心感があります。火災や水災、地震等で被害等が起きづらい環境であるというふうに思われるからです。

今年の1月1日に発生しました能登半島地震でも、古い家屋がたくさん倒壊、または火災で焼失したという報道がなされています。その際に文化財も一緒に焼失してしまう、そういった危惧が文化財には含まれております。

災害の際には、もちろん人命が守られることが最優先ですが、守れる文化財があれば、何とか守って後世に伝えたいと考えるものです。ですが、どの家にどんな文化財があるのか、これが分からないでは、共助・公助では文化財は守れません。

市民の生命と財産を守るのが行政の役割でもあります。東日本大震災を経験した私たちではありますが、同じような災害が起きた際に守れる仕組みをつくっておかなければなりません。

災害の際に文化財の廃棄や散逸を防ぐため、救出活動を行う文化財レスキュー事業というものがあります。個人所有の文化財を把握し保護するために、市内の未指定文化財のデータベースの構築を進めていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

歴史民俗資料館では、昭和後期の市内の個人所有の文化資料目録を所有するほか、令和4年に茨城県の事業で、市内の個人所有の文化資料の悉皆調査という全数検査が行われまして、そのデータ化された資料を所有しております。

議員のおっしゃるとおり、文化財のデータ化は今後、未指定文化財を保護する観点から、大変重要であると考えております。したがって、まずは個人所有の文化資料目録のデータ化を段階的に進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 文化財、古文書資料などは郷土の宝ですので、ぜひこれを守っていただきたいと思いますとともに、この事業を進めることで新たな歴史的な発見につながることもあるというふうに伺いますので、どんどん進めていただきたいと思います。

ですが、1万点の資料があるということですが、私、民俗資料館、たまに伺いますけれども、1万点どこにあるのかというのは、ちょっと正直分からない部分もあるわけです。やはり今の規模では、手狭感があるのではないかというふうに私は感じてしまっております。そして、データ化、古い文書の解読、論文の執筆、資料集め等を行った場合、人の人数も今で十分と言えるのか。展示スペースももっと広げれば、常設展も特別展も、もっと充実して広げられるのではないかと、どうしても考えてしまうわけです。

そして、何よりも私がふびんに思うのは、あの場所です。運動公園内に歴史民俗資料館があるという mismatch 感が、どうしても私は否めません。建てた際のいろいろな事情はあるのかと思いますが、やはり市民が触れやすい場所とは言い難い場所です。例えば、スパイクを履いて歴史民俗資料館に入っていけるかという、これもなかなか気が引けて行けないものだと思います。

そのため、歴史民俗資料館を、どこかへ建て替えたり、移設をしたりということが必要だと考えます。こちらのほうをご検討いただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

歴史民俗資料館の展示及び収蔵スペースについては、十分なスペースが確保されていることから、建て替え・移転については、現時点において計画はございません。しかしながら、今後新たな資料が増えた際には、収蔵施設について、必要に応じて設置してまいります。

なお、今年に入りまして、瓜連支所を歴史民俗資料館や文書館として利活用してほしいとの要望書が提出されているところでありまして、これにつきましては、瓜連支所庁舎及び分庁舎の在り方について、これから幅広く検討していく中で考慮されていくものと認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 少子化の現在、跡継ぎがない、いても家を継ぐという観念がない、そういった中で、地元の資料館に家にあるものは寄進する、寄託するという選択肢は増えてくるのではないかと思います。逆に言えば、そういう環境を市が整えていない場合、一般ゴミや不燃ゴミとして廃棄されてしまう可能性も大きくなります。また、古物商や古本屋に引き取ってもらったとしても、やはり地元の歴史物は、その地にあるから価値があるものが多くあります。

私自身も、家にある古いものをどうしていくべきか、苦慮している1人でもあります。多くの市民の目に触れ、市民のためになるなら、寄進してもいいと思う方も多くいるかと思えます。決して、そういった郷土の歴史物が埋もれることがないよう、後世にきちんとつないでいてもらいたいと思えます。

続きまして、4項目めに移らせていただきます。

那珂市では、平成18年に名誉市民条例が施行されました。施行10周年の式典において、4名の方々の名誉市民の贈呈が行われました。今年で市制20周年ですので、それから10年がたつわけです。

ですが、正直、この名誉市民の方々、市民への認知度は、そこまで浸透していないように思われます。そして、名誉市民の方々の顕彰は、とても大切なことだというふうに思いますが、那珂市で名誉市民が現在4人いらっしゃるかと思えます。どのように市民にPRしているのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

那珂市の名誉市民は、社会の進展に著しい功績があった者に対し、その功績と栄誉をたたえ、那珂市名誉市民の称号を贈って、これを顕彰することを目的としております。現在は、根本正氏、それから宮本逸三氏、中井川浩氏、岩上二郎氏の4名の方を選任しております。

市民へのPRにつきましては、現在、市のホームページ等でその功績を広く周知するとともに、また、市教育委員会におきましては、道徳郷土資料集と社会科副読本を作成いたしまして、各小学校の道徳などの授業において、郷土が育んだ先人の知恵や思いや生き方などを学ぶ機会を設けているところでございます。

さらに、「那珂市ゆかりの先人たち」という冊子では、4名の名誉市民のほか、様々な分野において尽力された、本市の歴史にゆかりある先人たちが掲載されております。この冊子は、生涯学習課、市立図書館、中央公民館、歴史民俗資料館でも販売しておるものでございます。

なお、根本正氏につきましては、市民が立ち上げました組織といたしまして、市民活動団体の根本正顕彰会がございまして、会報や書籍の発行を行うなど、精力的にその功績についてたたえる取組をしているという団体もございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 同じ郷土から巣立った先人の方が大いなる功績を残されて、後世にその偉業を伝えるというのは、大変重要なことだと認識しております。市内外に広くアピールしていくことで那珂市のPRにもつながっていく、そういうふうに思います。

せっかく名誉市民を制定したわけですので、言い方が適切か分かりませんが、利用しない手はないのではないかと思います。名誉市民の方々を前面に出して、那珂市のPR、そして

発展につなげていけるような、そういった活動ができないかと考えるわけです。

名誉市民を活用して、市のPRはもちろん、産業のPR等にも生かすことができないのか、そういったことをお伺いしたいのですが。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

先ほどの答弁と度重なるところはございますけれども、名誉市民につきましては、その尽力されてきた功績に対し、榮譽をたたえるというものでございます。市民がその生き方や功績などに学ぶことにより、郷土の誇りとして敬い、シビックプライドの醸成、さらには子供たちの健全育成を図ることに重きを置いてきたところでございます。

したがって、市の産業のPR活動のためにということでは捉えておりませんが、名誉市民の功績は市内にとどまるものではなく、県外にも誇れる大変すばらしいものであると考えております。今後とも、広く周知を図っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） そこで、資料11のほうをご覧いただきたいと思います。

これ、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、中央公民館の前の親水公園の麓に建っております一つの石碑であります。ここに建っておりますのは、白土松吉先生の顕彰碑です。元は旧那珂町役場の敷地内にあったものだそうですが、役所の移転とともに、こちらのほうに移設したというふうに伺っております。

白土松吉先生は、明治14年（1881年）に、現在のひたちなか市三反田でお生まれになりました。現在の水戸農業高校を卒業後、技師として那珂郡の農業の発展に貢献されました。そして、那珂市の現在の芳野地区に、弟子たちによって白土甘藷研究所というものが建てられ、そこでサツマイモの研究に励まれました。

当時、那珂川と久慈川に挟まれた那珂台地は、水に乏しく、陸田には適さない場所でした。そこで、農家の安定収入を図るために、痩せた土地でも作れるサツマイモの栽培の普及に努めました。当時の農家は、副業として甘藷切り干し、いわゆる干し芋が作られておりましたが、それまではあまり注目されることはありませんでした。白土松吉先生は、サツマイモの収穫高をそれまでの2倍以上にする白土式甘藷栽培法を確立しました。

そして、時代は第二次世界大戦へと移り、戦時下になると、サツマイモはアルコールの原料、米の代用品として、増産が奨励されるようになりました。白土先生は、サツマイモの研究に打ち込み、当時の東条英機首相にも意見を述べたそうです。当時は、昭和の青木昆陽と呼ばれ、サツマイモを那珂台地に普及させた、いわゆる本当の立て役者というわけでありませぬ。

そして、もう一つの功績は、小場江堰用水の改修工事の実現に尽力されたことです。

冒頭申しましたが、この久慈川と那珂川に挟まれた那珂台地で、那珂川の水は、本当に使

える箇所というのは、限られた村しかありませんでした。そこで、当時、利害関係者2,000戸を説得して回り、中には強い反対もあったそうです。ですが、その必要性を何百回にも及ぶ座談会、講演会を開いて、そして説得して回りました。自らの土地を売り、命の危険を顧みず、この事業に尽力されました。

1931年、那珂川の水を那珂台地に引く那珂台地用水を計画し、国で採択されました。この送水事業は、那珂中部地区代行開墾建設事業として行われ、下江戸の揚水施設と総延長18キロに及ぶ導水路と幹線水路の工事は1966年に完成しまして、これによって那珂台地は、那珂川の水を利用して水田が作れるようになりました。この功績も、白土松吉先生の功績があったからだと思います。

これらの功績を考えれば、白土松吉先生は名誉市民にふさわしいと言っていい人物だと思います。ですので、新たに白土松吉先生を名誉市民に推薦したくと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

ただいまご紹介いただきました白土松吉氏につきましては、甘藷栽培の研究と改良に取り組み、白土式甘藷栽培方法を確立いたしまして、サツマイモの神様と言われるほど、本市のみならず、県内の農業振興においても尽力された方というふうに認識しております。

名誉市民の称号を贈る条件といたしましては、まず、本市に居住または居住していた者、本市に関係の深い者、それから、地方自治の進展、社会福祉の増進、産業の振興、教育・文化・学術・技芸・スポーツの向上に多大な貢献をし、その功績が顕著な者、そして、市民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬する者ということになります。

最終的に名誉市民の選定につきましては、市長が那珂市名誉市民選考会を開きまして、その中で推薦した上、最終的には議会の同意を得て選定することになります。

今回、議員のほうから推薦いただきました白土氏の功績を改めて認識したところでございます。市といたしましても、白土氏をはじめ、そのほかの方も、新たな名誉市民の選定に向けて、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小宅議員。

○9番（小宅清史君） 現在選定されています4人の方々、とても大変立派な方々ですが、皆さん、政治家という一くくりになってしまうかと思えます。やはりこういう民間の人から、こういうすばらしい人がいたんだということを後世に伝えていただくためにも、ぜひ名誉市民の認定をしていただきたいというふうに思います。

旧瓜連町長を務められました先崎千尋さんの著書「白土松吉とその時代」という書籍がございます。白土先生は、戦前菅谷にあった那珂郡役所、その場所は今の旧那珂町役場があった場所ですけれども、その近くにありました鈴木屋旅館、そこに長期滞在され、そこで寝泊

まりをされていたということが書かれております。そして、菅谷で10アールの農地を借りて、サツマイモの研究を戦前していたそうです。

その鈴木屋旅館で生まれ育った娘さんに、昨日お会いしてまいりました。そうしたら、お話を伺うことができまして、娘さんといいましても、現在、上皇陛下と同じ90歳になられる方でございます。白土先生は数十年も鈴木屋旅館で生活していて、その方は、本当に孫のようにかわいがっていただいたと言っておりました。気さくで面白い方で、歯がなかったというふうに回顧しておりました。

ちなみになんですが、その方の家も、県道41号の迷惑な植栽のせいで落ち葉に苦しめられています。

今日、干し芋が那珂台地の名産になっている。そして、干し芋を那珂市でも積極的に売ろうとしている。そういった中で、やはり白土松吉先生、サツマイモの神様でございますので、その功績と実績をたたえまして、ぜひ名誉市民として市民に認知してもらい、そしてPRにも一役買ってもらうことが、那珂市の名誉市民の新しい在り方になるのではないかなというふうに私は確信しております。

そして、願わくば、リニューアルした民俗資料館、そこを開館していただいて、たくさんの市民がそこに訪れ、那珂市の歴史と白土松吉先生をはじめとした先人たちに触れていただける機会を創出できれば、こんなうれしいことはございません。

本日も、過去・現在・未来と、郷土那珂市のお話をさせていただきました。そして、未来に向かって那珂市が発展していくことをお祈りいたしまして、私の一般質問を終わりといたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告1番、小宅清史議員の質問を終わりにします。

暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 大和田 和 男 君

○議長（木野広宣君） 通告2番、大和田和男議員。

質問事項 1. カスタマーハラスメントについて。2. 自治体間競争に打ち勝つ自主財源の確保を。

大和田和男議員、登壇願います。

〔10番 大和田和男君 登壇〕

○10番（大和田和男君） 議席番号10番、大和田和男でございます。

私といたしましては、改選後、初の一般質問ということで、フレッシュな気持ちで問いただしてまいりたいと思います。

そして、今までも様々な場面で訴えてきた一丁目一番地である積極的な財政運営で持続可能な好循環をつくる政策とともに、今報道等で叫ばれているホットな課題について、通告に従いまして質問をさせていただきます。

では、早速、そのホットな課題、カスタマーハラスメントについて伺っていきます。

カスタマーハラスメントとは、顧客による不当な要求や過度なクレーム、暴言や威圧など、従業員に対して精神的苦痛や不快感を与える行為をカスタマーハラスメント、略してカスハラといいます。

「お客様は神様です」と、昔、三波春夫さんは言いましたが、神様だからとサービスをする店側を下に見る、いわゆるクレマーに悪用されたり、意図を勘違いしたまま社員教育に使われてしまったことが、お客様は神様だということが脈々と国民全体に広がっていったと思われまます。

しかし、ようやく2022年4月からは、パワハラ防止法により職場のパワハラ対策が義務化され、カスハラ対策のマニュアルも公表されました。そして、カスハラが社会問題化する中、厚生労働省は法改正により、企業側にカスハラ対策を義務づける検討に入りました。

しかし、カスハラは、パワハラやセクハラに比べて、市民や企業の意識も低いのではないかと感じます。まずは市役所から率先垂範し、市民への啓発やその対策をするべきだと思います。

まず、市役所におけるカスタマーハラスメントの現状について伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市では、令和3年4月に、ハラスメントの防止に向けてというマニュアルを策定しております。その中で、ハラスメントとは、他者に対する言動によって、本人の意図には関係なく相手を不快にさせるなど、精神的・身体的な苦痛を与える行為をいい、その結果、職場環境を悪化させ、職員の能力発揮や公務の能率的な遂行を阻害することになると定義づけているところです。

カスタマーハラスメントについては、このマニュアルには定めておりませんが、ほかのハラスメントと同様に、暴行、傷害、脅迫、名誉棄損、侮辱、ひどい暴言、性的な言動などが挙げられると考えております。

那珂市役所におきましても、窓口や電話で、そのようなケースに該当すると思われるような、対応に苦慮する場面が時折見受けられるという現状でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 市役所においてもカスハラに該当するような事案もあると、職員さんからも伺っております。マニュアルができていているというところですが、市役所職員は声を上げづらいのが現実だと思います。

では、実際のカスタマーハラスメント対策についてはどうなっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市におきましては、カスタマーハラスメント対策の一環として、今年度から職員の名札について、これまでフルネーム表記であったものを名字のみの表記に改め、職員を特定した各種の攻撃行為や名誉毀損等のハラスメントに対処したところでございます。

ほかの自治体におきましては、録音機能付電話の導入や、威圧的な言動、継続的・執拗的な言動、職員個人への攻撃・要求など、カスタマーハラスメントに該当する行為をポスターにして掲げるといった取組をしているところもございます。

本市におきましても、状況を注視しながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 名札の名字のみ記載は私も気づきました。

総務部長のおっしゃるとおり、ほかの自治体の録音機能付電話やカスハラ啓発ポスター掲示など、とてもいい事例かと思えます。市民の皆様への啓発とその対策を、引き続き講じていただきたいと思えます。

カスハラ条例を制定しているところもありますが、条文化における対策は法改正により、具体的に厳格になろうかと思えます。そうではなく、現場での対応、特に若い職員や、窓口や電話等で対応している職員を全体で守ってあげてをお願いいたします。

そして、ハラスメント行為は、行政運営や市民サービスの提供に支障を与えるだけではなく、職務執行環境を著しく悪化させます。そして、その行為は、やっている本人がハラスメント行為だということを解していないということです。

それは、我々議員も、時としてハラスメント行為をしている可能性もなきにしもあらずと。おいこらでは市政発展にはつながらない、無謀な要求かどうかをいま一度冷静に考える、このように、議員としての立場についてもいま一度見直し、襟を正すことをお約束申し上げて、この項の質問を閉じたいと思えます。

それでは、続きまして、財政運営とか財源について伺っていくわけですが、自治体間競争は激しくなりました。知ってのとおり、多くの施策は、財源があればほとんど成り立ちます。お金、そして知恵を多く出した自治体が勝ち、そして、勝ち組の自治体は勝ち続ける。勝ち

組の自治体は、自らの手で財源をつくり出しています。たとえひもつき財源だとしても、その後、自主財源に変えていく施策を実行し、成功させています。

そういった中、我らふるさと那珂市はどうか。二番煎じ、三番煎じでよいのか。積極的財政運営は可能なのか。持続可能で好循環となる地域社会の構築はできるのか。自治体間競争に打ち勝つことができる自主財源の確保ができるのか。今の財政状況を確認しながら、議論をしてまいりたいと思います。

まずは、お金がかかる経費から伺っていきます。

人件費、社会保障における高齢者や児童などに対して支払われる扶助費、借り入れた借金の元利償還金となる公債費である、極めて節減できない硬直性の高い義務的経費についてですが、推移と今後の見込みについて伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

本市の決算額における義務的経費の推移についてでございますけれども、令和2年度が108億7,200万円、令和3年度が123億4,600万円、令和4年度が117億2,300万円となっております。

義務的経費につきましては、今後、物価高騰が続く中、社会全体において賃上げの動き、また扶助費の増など、今後も増加傾向になっていくものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 増加傾向ですね。人勧でも給料を上げようと言っていますし、物価高もこれからも続くことでしょう。義務的経費は、全国的に増加してくるものと考えられます。

それでは、普通建設や災害復旧などの投資的経費の推移と今後の見込みについて伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

投資的経費の決算額の推移についてでございますけれども、令和2年度が21億6,800万円、令和3年度が23億9,200万円、令和4年度が22億8,400万円というふうになっております。

また、令和5年度につきましても、ふれあいセンターすがやの整備事業や都市計画道路に係る整備事業など実施しておりますので、令和4年度と同程度、約二十二、三億円になるというふうに見込んでおります。

今後も、道路や排水路整備、小中学校の施設改修事業など予定しておりますので、計画的に事業を進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 計画的といえば聞こえはいいんですが、計画どおり、ゆっくりと

着実にやっていくという感じなんですよ。財源さえあれば、もっともっと普通建設事業費に充てられるはずだと思います。

では、義務的経費に地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているか。分かりやすく言うと、毎年の収入の何%を必ず払わなければならないお金に費やしているのか。この割合が高いほど、家計に余裕がないという数値でございますが、この財政構造の弾力性を表す経常収支比率の推移と今後の見込みについて伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

義務的経費に充当されている市税等の一般財源でございますけれども、令和4年度決算ベースで76億6,500万円となっております。経常収支比率の推移につきましては、令和2年度が90.4%、令和3年度が85.9%、令和4年度が90.4%となっております。

今後につきましても、国の政策の影響等により増減する可能性はございますが、90%台で推移するものというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 90%台ということで、9割は必ず出ていくお金と。1割しか自由に使えるお金がないということで、このままでは、那珂市の独自政策に投じるお金がなかなか確保できないと。そしてまた、義務的経費がこれからかさんでくるということですから、教育・福祉にかけられる予算まで圧迫してしまいます。

国だってお金がないものですから、地方へ回すお金も、これからどんどん渋ってくる可能性もあるかと。では、どうするのかというと、やはりもうけなければならないと、自主財源を確保しなければならないということになります。

でもしかし、実は多くの貯金が実はあるかもしれない。家計でいうと貯蓄となるところですが、財政調整基金及び特定目的基金の残高の推移について何うとともに、今後の見込みも併せてお願いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） 議員ご指摘の基金でございますけれども、市の基金には大きく分けて、年度間の財源の不均衡を調整するために財政調整基金、それから、市債の償還を計画的に行うために減債基金、そして、公共施設の整備や福祉の増進、災害対策など特定の目的のために資金を積み立てる特定目的基金の3種類がございます。

その中の財政調整基金の残高につきましては、近年、ここ何年か、ずっと引き続いて約20億円ということで推移しております。令和4年度末の時点でも、20億2,800万円というふうになっております。

それから、減債基金の残高でございますが、年度末の時点で申し上げますと、令和2年度が12億2,600万円、令和3年度が16億2,600万円、令和4年度が17億2,600万円となっております。

ます。

それから、特定目的基金の残高でございますが、令和2年度が24億1,800万円、令和3年度が25億3,300万円、令和4年度が26億2,400万円となっております。

今後の見込みといたしましては、特定目的基金については、各種施策の財源として積極的な活用を図る必要があると考えております。また一方、財政調整基金、減債基金については、引き続き基金からの取崩しが続くことがないように、できる限り残高の確保に努力をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 財政調整基金が約20億円、公共施設の整備などに使われる特定目的基金が約25億円ということで、これも、いずれ出てくるであろう道の駅とかにも、これは貯蓄が使われることだと。しかし、学校また公民館の大規模改修など老朽化対策を含めて、公共施設の改修がこれから多く出てくるかと。この基金残高では、なかなか厳しい状況ではないのかなと思います。

では、貯蓄に対して借金というところですが、住民1人当たりを含めた市債残高の推移について伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

一般会計における市債の残高でございますけれども、年度末の時点の金額で申し上げますと、令和2年度の末が184億4,000万円、令和3年度末が180億4,400万円、令和4年度が174億3,400万円というふうになっております。償還額の範囲内で新たに市債を発行するというふうな取組によりまして、減少傾向というふうになっております。

また、これを住民1人当たりで換算いたしますと、令和2年度が1人当たり34万円、令和3年度で33万4,000円、令和4年度で32万3,000円というふうになってございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 令和4年が173億円で、1人当たり32万円という感じで、上下水道事業の決算を見ると、水道の市債は54億円、下水道は140億円、一般会計と合わせると368億円で、1人当たり68万円ということになります。

では、返済状況を聞いていきます。

借金返済のためのお金が収入の何%かを表す実質公債費比率の推移について伺います。また、県内他市町村と比較した場合、那珂市の実質公債費比率はどのような状況にあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

実質公債費比率でございますけれども、借入金の返済額の大きさを示す指標でございます。この値が早期健全化基準の25%以上になりますと、起債、借金の一部が制限されることになります。

本市の実質公債費比率の推移につきましては、令和2年度が3.8%、令和3年度が3.9%、令和4年度で4%というふうになっております。県内ほかの市町村と比較した場合、令和4年度における本市の実質公債費比率は、比率の高いほうから数えて37番目となっており、低いほうというふうになっております。

また、人口及び産業構造が類似する県内の類似団体との比較においても、最も比率の高い団体が6.7%、低い団体が2.6%でございますので、那珂市の4.0というのは平均的な数値というふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 実質公債費比率は非常に低いというところで、健全化判断比率の、そのほかの実質赤字比率や連結実質赤字比率、将来負担比率を見ても、財政は健全だということになります。

聞こえはいいですが、ちょっと数字ばかり言ってきたのですが、分かりやすく家計に例えますと、収入が少ないのにかかるお金が多いと。家や車を直さなければならぬけれども、こつこつ少しずつ直していると。自由に使えるお金で、たまの外食でぜいたくをしながら、お父さんはビールをやめ、たばこの数も減らし、貯金もこつこつ、借金返済もこつこつ、目立たず健全にというのが我がまちの姿なのかなと。

これでは、昨今の自治体間競争には勝てないと思います。お父さんもビールが飲みたいと。稼いできなというお話になろうかと思います。

では、ここから、歳入をいかに増やしていくのかという議論に移るわけですが、まずは、市歳入の根幹をなす市税の徴収について伺います。

市の歳入の3割、令和4年では約74億円をなす市税ですが、これをいかに増やしていくかです。そこにはまず、納税者に対して確実に効率的に、そして便利に収納していただくことが重要かと思います。

そこで、過去3年における市税の収納率と収入未済額を伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市税の収納率と収入未済額でございますが、令和2年度が収納率96.9%で、収入未済額が2億1,063万5,716円、令和3年度が収納率97.5%で、収入未済額が1億6,405万2,176円、令和4年度が収納率97.6%で、収入未済額が1億6,651万187円となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 収入未済額が令和2年が2億1,000万円で、令和3年、令和4年
が1億6,000万円と、随分大きな額ということで、1事業、2事業の中身になってくるかな
と。

それでは、これら納付期限までに納付されなかった方への対応について伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

納付期限までに納付されなかった方には、地方税法に基づき督促状を発布いたします。そ
の後も納付がない場合には、催告書を送付して、まずは自主的な納付を求めます。また、や
むを得ない事情により納付が難しい場合には、相談をするよう促しております。それでも納
付や相談がない場合には、預金や給与、不動産などの財産を調査した上で、差押えなどの滞
納処分を実施しております。

また、徴収が困難な案件や、複数の市町村に滞納があるなど複雑な案件につきましては、
茨城租税債権管理機構に徴収事務を移管する場合もございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 行政サービスは平等に与えられるわけですから、滞納者を増やし
たくはないですし、滞納者への徴収事務も負担となります。そういった事務負担軽減もして
いただきたいと思いますが、徴収事務の効率化についてはどうなっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

徴収事務におきましては、インターネットを活用した預貯金等照会オンラインシステムを
令和5年度に導入し、財産調査の効率化を図っております。

さらに、今年度は、自治体SMSという、ショートメッセージサービスによる納付の催告
や、A I O C R、R P Aを活用した口座振替依頼書のデータ入力の自動化について、導入を
進めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） I Tを活用しているというところで、私も提言しようと思ってい
たのですが、それを活用していて安心いたしました。

収入未納の案件は、誰もあまり触れたくないというところだと思うんですけども、納税
者にも多くの事情があろうかと思えます。しかし、しっかり納めている納税者側からすれば、
皆平等に同時に納めていただきたいという思いだと思います。引き続き、適正な徴収をお願
いいたします。

そして、もうけようという話ですけども、まずは、今ある既存のものを徹底的に活用し
て財源を生み出していくことを考えていきたいと思えます。

土地や建物や設備などなど、公有財産を最適な状態で保全・維持しながら総合的・戦略的に活用していくことが、これからの自治体経営には必要なことです。

まずは、家計に例えると貯蓄ということになる基金でございますが、これも公有財産となるかと思えます。この基金も活用できるかと思えます。基金を元手とした有価証券等の購入をし、運用益、利息収入を検討してはどうか伺います。

○議長（木野広宣君） 会計管理者。

○会計管理者（茅根政雄君） お答えいたします。

現在の金利は、かつてない低金利時代より若干見直されてきておりますが、いまだに低い状況です。

市としましては、議員のおっしゃるとおり、対策を講じなければならないと考えております。基金につきましては、財源不足による繰入れや元本割れ等のリスクを考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） いろいろ活用できるかと思えます。1年物とか5年物とかいろいろありますが、どのぐらい突っ込めるかですが、利回り1%でも数百万円とか、そういうのをつくれるんじゃないかなと思えます。リスクを回避しながら運用に努めて、少しでも財源確保につなげていただきたいと思えます。

次に、広告収入について伺っていきます。

市の資産は多く存在し、資産の数だけ、広告収入の媒体は眠っていると言えます。例えばパソコンの電子広告、市有地や市道路への広告、図書館の貸出票への広告、デマンドタクシーの内外への広告など数多く考えられます。広告収入を増やす施策について伺っていきます。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市におきましては、市が所有する様々な資産を広告媒体として有効活用し、自主財源の確保及び経費の縮減を図っているところです。

現状でございますが、広報なかの紙面広告やホームページのバナー広告、庁舎内の動画モニター、デジタルサイネージ、地図案内板による広告を実施しております。これらの取組によりまして、過去5年間の平均で年間約230万円の収入となっております。

さらに、事業者からサービスの提供を受ける取組といたしましては、郵送や窓口で配布するための封筒の作成や市民便利帳の発行などがございます。これらは、事業者自らが広告主を募り、その協賛金によって作成しており、市の予算は投入しておりませんので、財源の確保につながっているものと考えております。

このような現状であります。広告媒体となる資源は、議員おっしゃるようにはほかにもあると思えますので、さらなる自主財源の確保のために、広告収入を確保する手法の検討や広

告媒体の拡充など、県やほかの自治体などの事例を参考にしながら、議員からのご提案も含めて、効果が見込める取組を調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 少しでもいいんですよ。あちこちでも広告を出している、こんな企業があるというのを、雰囲気づくりですか。それができて、市がもうけていいんですよ。そして、それを市民に還元しているぞという姿勢づくりも寄与されるかと思っておりますので、調査検討のほうを引き続きお願いいたします。

また、広告収入ですが、ネーミングライツ事業が総合公園、あれきりという感じがいたします。コミュニティセンターですとか、市道路もいいと思いますね、宮の池公園とか、既存の公園でもいいと思います。地域の公園などを例えば、〇〇国際旅行コミュニティセンターとか、〇〇運輸通りとか、〇〇畳店ふるさと公園とか、そういったネーミングライツ事業の拡大をしていただくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

ネーミングライツ事業でございますが、施設などに企業名や商品名、ブランド名などを愛称として命名する権利を付与し、その代わりに市に対して対価を支払っていただくというものでございます。

本市におきましては、議員ご紹介のとおり那珂総合公園で導入しており、年間187万円の収入となっております。

ネーミングライツは、施設の維持管理に係る財源確保の手段として有効な手法であるとともに、話題性の向上につながるなど、イメージ戦略の観点からも有効であると認識しております。また、購入する企業などにとりましても、地域貢献に加えて、企業イメージや認知度の向上などのメリットも有していると考えております。

ネーミングライツ事業の拡大に当たりましては、財源を生み出すメリットだけではなく、諸課題を整理し、公民連携の手法として、県やほかの自治体の事例などを参考にしながら、企業のニーズや導入の効果が見込める施設などを調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 総合公園だけということで、最近では東海村でグルービー樅の木公園なんていうのがオープンしてということで、新規でもいいですけども、既存の公園でも十分に引く手はあると思っておりますので、ぜひ公募をしていただけたらなと思っております。

そして、今ある土地建物などの公有財産、その貸付収入の現状と貸付けの促進ができないかを伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

土地建物などの公有財産には、行政財産と普通財産がございます。

行政財産は、公共の利用や行政目的のために使用される財産で、市役所の庁舎、学校、公園、道路など、特定の使用目的が決まっているものになります。

一方、普通財産は、特定の行政目的や公共利用のために使用されていない財産で、利用していない土地や建物、将来的に売却する可能性のある不動産などになります。

今回ご質問いただいた公有財産の貸付けによる収入でございますが、市役所本庁舎や体育館、コミセンの会議室などの貸出しによる行政財産使用料の収入は年間約1億2,000万円、土地を貸すことによる普通財産の収入が年間約800万円となっております。

行政財産の利用の促進や普通財産の貸付促進につきましては、財産の情報を市のホームページや広報紙で広くお知らせする方法、さらに、地元の企業や団体に直接案内をする方法が効果的であると考えております。引き続きこれらの取組を進め、財源の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田男君） このように、今ある土地や建物や設備などなど、公有財産を最適な状態で保全・維持しながら、収支を含めて総合的・戦略的に企画・管理・活用していくことをファシリティーマネジメントと言います。

公共施設マネジメント計画がありますが、単なる維持管理にとどまらず、総合的・戦略的に、全庁体制で財産の活用による財源確保に取り組んでいただきたいと思っております。ファシリティーマネジメントの計画を策定してはどうか伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

ファシリティーマネジメントとは、行政が提供するサービスの質を確保しつつ、公共施設の修繕・更新のほか、施設の集約化・長寿命化などにより、財政的に持続可能で、かつ安全に維持するための取組であると理解しております。

本市では、道路や橋梁などのインフラ施設から庁舎や公園に至るまで、様々な公共施設を管理しております。施設の実態や利用状況、維持管理コストなどを考慮しながら、長期的な視点に立ち、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の適正な配置が必要となることから、平成26年度に那珂市公共施設等マネジメント計画を策定し、修繕・更新に加え、施設の転用、集約化・長寿命化に取り組んできたところです。

さらに、今後は人口減少が加速し、2040年には高齢者人口がピークを迎える一方で、労働力となる現役世代の急減が予想されております。

このようなことから、公共施設を単に修繕・更新するだけでなく、ほかの施設への機能の移転や、場合によっては処分を検討するなどの取組、また、先ほどから議員よりご質問を

いただいている財産を活用した財源の確保など、これまで以上に経営的な視点を取り入れた上で、那珂市公共施設マネジメント計画に基づき、施設の管理・経営を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 公共施設においては、経年劣化により修繕・更新が多く迫られています。話題となっている中央公民館や瓜連庁舎、そういったものもありますが、財政に負担がかからず、なお利活用により新たな財源を生み出す、そういった公有財産の在り方を全庁体制で臨みたいと提言をいたします。

次に、自主財源確保といえ、ふるさと納税についてですが、これまでも私も含めて数多くの議員が提言をしてきて、まだまだ赤字であるというところでございます。

まずは、みんなが言う返礼品について考えていきたいと思っております。

ふるさと納税といえ、桁違いの境町、その境町で稼いでいる新米予約など、那珂市でできることは、二番煎じでも三番煎じでも、まねをしてみてもどうかと。また、例えばヒマワリ畑の独占や一日市長などの体験型などを目出しをし、まちごとブランド化をしてみてもうなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

那珂市におきましても、ふるさと納税の予約制や体験型などの返礼品はございます。

予約制では、干し芋、焼き芋、果樹等の季節限定品につきましては、提供できる時期や数量を把握できた段階で予約制というふうにしております。また、体験型についても、手作りビール工房体験、そば打ち体験、宿泊付ゴルフプレー券などもございます。

ただ、本市におきましても、予約制や体験型などの返礼品をそろえてはいるものの、現時点では、大きく寄附額を伸ばすには至っていないというのが現状でございます。より多くの寄附額を集めるためには、寄附していただける方にとってより魅力的であるとともに、本市の魅力も同時に発信できるような返礼品を開発いたしまして、本市のブランド化につながるような仕組みにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 先ほど境町を例に取りましたが、もうけているまちは、まち全体で盛り上げて、まさにそれでもうけて、工場まで造って、またもうけてというサイクルづくりができていくわけですが、そういったのが、まち全体で盛り上げるという雰囲気づくりが必要かと思っております。

次も返礼品について伺っていくわけですが、ある同僚議員から、三菱マテリアルの金塊はどうかというアイデアをいただいたんですけども、まんま金塊というのは、投機性がある

ものは駄目で、装飾品のような加工品にするならよいようなんですけれども、加工所が地元にあるかが地場産の条件のようなので、なかなか金というのは那珂市では厳しいよというお話です。

では、近隣自治体に目を向けますと、ひたちなか市はラッキーフェスのチケットですとか、あと大洗町では、花火大会において有料席を返礼品として、随分寄附があったようです。那珂市でも、そのような目立つものを考え、PRしてはどうか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） 議員がおっしゃるとおり、ふるさと納税として、大洗町の花火大会のような有料席を返礼品としているところもございます。全国の方々が幅広い興味・関心を持ってもらうことが、寄附をすることで増やすことにつながっていくものと考えております。

最近では、返礼品について、体験型などのコト消費ですね、モノを消費するに対してのコト消費ということですが、そういうことを活用することが人気というふうになっております。市の地域資源を活用できるような返礼品のメニューづくりと同時に、シティプロモーションも併せましてPRできるような取組について、ほかの自治体における先進事例などを研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 返礼品については、約1,800もある自治体がしのぎを削って、ずっとこれからも研究していく課題だと思います。

では、今度は、こちらのほうにシフトしてはどうかというものを提言したいと思います。

今までは、今あるものを活用して、返礼品を上げて寄附してもらうというものでしたが、これから、那珂市がやりたいもの、課題解決したいものに寄附をしてもらうガバメントクラウドファンディングに取り組むことを提案したいと思います。

例えば、まちじゅうヒマワリを咲かせようプロジェクト、目標金額100万円とか、それこそ花火大会、今もやっていますけれども、目標金額1,000万円、道の駅建設費25億円、目標金額。額田城再建費、目標金額100億円、そんなでかいものもありますけれども、そういった大きいものじゃなくて、みんなでこのまちの課題解決に取り組み、このまちを盛り上げて、そして寄附者との接点を広げていくガバメントクラウドファンディングを考えてみてはどうか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

ガバメントクラウドファンディングにつきましては、自治体が抱える問題解決のために、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的に示し、そのプロジェクトに共感した方たちから寄附を募るというものでございます。

一般的なふるさと納税は、特産品を返礼としてPRすることで、寄附を募っている面が大きいく所でございますが、ガバメントクラウドファンディングにつきましては、先ほど議員がおっしゃったような、具体的な事業を前面に押し出しまして、寄附の使い道をより詳細に説明することで、寄附を募るというものでございます。寄附者の思いと共鳴することで、事業内容によっては、たくさんの方から賛同を得て、寄附が集まるものというふうに考えております。

議員がおっしゃるとおり、ガバメントクラウドファンディングを活用することによりまして、その事業に対する社会的な関心や共感を呼び起こしたり、市の応援者を全国から集めたりできるなど、みんなでまちづくりを盛り上げていくというような機運をつくり上げることができるというふうに考えておりますので、この制度が市の課題や実情に即した活用ができるかについても、これも今後なんですけれども、調査研究をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） やっぱり機運をつくるきっかけとなるものだと思います。活用ができるか調査研究というところで、引き続きお願いいたします。

それでは、市民はもとより、那珂市の法人、那珂市をふるさととする方々などのご寄附も頂けるクラウドファンディング、非常にターゲットも絞り、声かけもできると。遠くにいるお金持ちに、これお願いしますよというのもできようかと思っておりますので、検討のほう、よろしく申し上げます。

しかしながら、結局、ふるさと納税がなかなか伸ばせない。新たな返礼品の創出や、もうけるサイクルの入口をつくらなければならない。それには、今ある産業をさらに育成して、そして、新たな産業を創出していかなければならないということになります。それがふるさと納税の返礼品にもつながり、企画の自主財源の確保にもつながる。そして、議論中ではありますが、道の駅の産品創出にもつながり、そして、それが法人税の確保にもつながる。法人の育成・発掘・創出を促すことが、自主財源の確保につながるかと思っております。

そこには、政治、行政の施策、企業の知恵や力、市民一人一人の理解と協力を出し切り、それぞれの役割を明確にしていかなければなりません。そのために、産業の育成・創出・発掘について、いくつか質問をしていきたいと思っております。

平均株価がバブル後最高値とかいうお話も聞いていますが、地方にはなかなか実感のない景気となっております。地方の中小企業は、非常に厳しい経営状態となっております。市内中小企業の経営状況と抱える経営課題について、所管としてはどう捉えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症流行による経済活動の停滞から始まり、現在は原材料の高騰の

影響など、議員のおっしゃるとおり、昨今の社会情勢を踏まえますと、中小企業を取り巻く環境は厳しいものであると認識しております。

また、中小企業の抱える経営課題については、中小企業を取り巻く経済状況だけでなく、人材不足や事業継承など、多様化している状況にあると認識しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） コロナのお話ですが、そのときの借入れの返済ですとか原材料の高騰、人材不足、昨日もある会合で、人がいないとか、2024年問題で残業ができないというところで、物流なんかも厳しいというところで、事業継承とかそういったものなどなど、多くの課題が多様化している、複雑になっていることは認識しているとのこと。

それでは、それに対して、どのような支援が必要だと考えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、中小企業の抱える経営課題も多様化していることから、できるだけ事業者に寄り添った伴走型の支援が必要であると考えております。

このため、現在、ひたちなかテクノセンターと業務委託を締結し、専門家である企業支援コーディネーターを設置することによって、事業者との対話を通じて課題を洗い出し、事業者と一緒に課題解決のための支援を継続して行っております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 伴走型ということで、それはいいことで、本当にテクノセンターと業務委託を提携し、企業支援コーディネーターが企業を回っているとのことですね。

令和5年は延べ596社を回ったと報告を受けておりますが、事業者との対話による課題解決は非常によいことだと思います。しかしながら、事業者自身が何が課題なのか分かっていない場合や、本当に今の経済状況の中、広げていくということが厳しい。また、逆に売上げていて、今の売上げだけで十分だというような消極的な事業者も少なくないと聞いております。それでは、那珂市全体の産業の育成、もうけるサイクルというわけにはいきません。

市の施策強化としてのふるさと納税の返礼品開発、また、那珂市ブランド認証商品のブラッシュアップのため、技術支援、開発支援、サービス、デザインなど、多岐にわたる支援をするべきだと思います。そういった県の産業技術イノベーションセンターとの連携や協定締結をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

ブランド認証品に関しましては、令和5年度より制度の見直しを行い、味はもとより、デザイン、流通、大手販売店などの専門家を外部委員として招き、商品を通して那珂市が見え

るようなブランド品の認証に向けた取組を行っているところです。

また、あわせまして、令和5年度より、いい那珂産品開発事業を立ち上げ、商品開発や既存商品のブラッシュアップに必要な経費を補助することにより、ブランド認証商品のレベルアップを図っているところです。

茨城県産業技術イノベーションセンターとの連携等につきましては、現在においても企業支援コーディネーターを通しての関連性もあることから、今後も必要に応じて連携等を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） コーディネーターさんだけではなく、市の職員さんも、ぜひそういったイノベーションセンターに行って、お話を聞いていただきたいと思います。何かきっかけつかめるかなと思います。お願いいたします。

そして、次に、これから持続的なまちのにぎわいのために、市内事業者の99%以上を占める中小企業が育つ環境をつくっていただきたい。中小企業だけではなく、関係団体や市民一人一人が、市内の中小企業の発展が市民生活の向上につながることを理解を深め、市、市民、中小企業、関係団体等が一体となって市内中小企業の振興施策を進めていくことで、市内の経済循環を促していくことが重要だと考えます。

そして、法人税を市では増やす。それを目指した中小企業・小規模企業振興基本条例の制定をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市においては、中小企業者に対して、先ほど答弁しましたとおり、企業支援コーディネーターに関するいい那珂オフィス創業支援事業や特産品ブランド推進事業のほか、中小企業振興対策事業など、様々な事業を実施しているところです。

ご質問の中小企業等の振興基本条例につきましては、ほかの自治体の事例を見ますと、企業、関係団体、住民等の役割などに関して、基本理念を示した内容にとどまっており、具体的な事業等に関する内容まで記載されていないのが実情であることから、必要性も含め、ほかの自治体の条例や施策に関する調査等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 他の自治体の事例では、基本理念にとどまっているとのことですが、もちろん絵に描いた餅になってはいけませんが、その理念が行政の姿勢と連続性を担保できようかと思えます。市、企業、関係団体、市民の役割が明確となって、施策が生まれてくるかと思えます。

例えば、その理念により、市に各分野、例えば集客、雇用、担い手、それに伴う財政支援

など、多くのプロジェクトチームや部会が発足したり、そこに市内の関係団体が入って行動指針をつくる。例えば企業が考えたこと、市の施策に合っていれば、そこに補助金を出す、企業が頑張る。市民は何ができるの、じゃ、ボランティアとしてこんなことができるんじゃないか、そういった自主的な輪をつくり、それが市の活力を支える。産業や観光の振興を図れるのではないかと思います。もちろん、それが道の駅の中身にもつながるのではないかと。

これは産業部長だけに訴える話ではない。道の駅を持続可能にしたければ、全庁体制で臨んでいただきたいんですが、道の駅の話しにずれてしまいましたけれども、自主財源の確保というところなので、戻しますが、条例制定が目的ではなく、産業振興のための施策をしっかりとさせていただきたい。そのための条例制定を検討していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

そして、今ある産業の育成では、まだまだサイクルづくりとは言えないです。新たな産業を創出していかなければなりません。

企業を誘致し、それこそふるさと納税返礼品にもつなげる、法人税にもつなげる、雇用にもつなげる、市民税にもつなげる、そして住宅供給までつながって、固定資産税にまでつながる。そして、それが都市計画にもつながりという、そういったサイクルづくりの入口の一つである那珂インターチェンジ周辺開発等によって企業が立地すれば、自主財源の確保ができると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

那珂インター周辺につきましては、インター周辺の開発により当市の自主財源である市税を確保するためには、やはり民間企業が立地しまして、従業員が市内に居住することで、固定資産税や法人市民税、個人市民税などの増加が期待されるところでございます。

現在、那珂インターチェンジ周辺について、進出意欲のあるような民間事業者がないか、様々な話をお伺いしているところでございます。しかしながら、現時点におきましては、具体的な話までには至っていないというような状況でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田男君） 民間事業者の意見というより、どんどん市が本当、来てくれ来てくれと、こういうメニュー用意するからという形で、積極的に動いていただきたい。

そして、単なる道の駅では困ってしまいます。このままでは、段階的に整備どころではないのかなんて思ってきています。令和何年だかあれですけれども、時間も迫ってきました。そういった積極的に動いていただくことをお願いしたいと思います。

ここまで、時間もあまりないので、自主財源の確保として、ここまで議論してきましたが、市長に伺っていきたいと思います。

私には、那珂インターチェンジ周辺開発のグランドデザインが見えていないなど。いや、

このまちのグランドデザインもまだまだ見えていない。都市計画マスタープランを見ても、総合計画を見ても見えない。市長が言う住みよさプラス活力あふれるまちは、文字だけになってしまうんじゃないか。そんなまちをつくるには、自主財源の確保が必要不可欠です。

そして、その財源を使って、積極的な財政運営で持続可能な好循環、そういったサイクルをつくるのが重要です。私もそのことを訴え、市民の負託を得た1人です。しかし、自主財源の確保は、社長である市長の腹一つでございませぬ。

ひもつき財源も重要ですが、国や県が補助するお金は、半分か3分の2は頂けるかもしれないですけども、残りは結局自主財源で実行しなければならない。結局、自由に使える自主財源があつてこそ、地方自治体競争に勝つてます。

地方分権から時間がたちました。自主性・自立性を持った行政運営をしていかなければなりません。市長の施策はどうなっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 大和田議員さんからは、市の財政、財源について、いろんな提案を含めてご意見をいただきました。

まさしく、ない袖は振れないという言葉がありますけれども、いろんな政策をしていくために裏づけになるのは財政、そのように考えております。

答弁をさせていただきます。

市の財源の根幹となるものは、まさに市税でございませぬ。その市税の中でも基幹となるのが、固定資産税と個人や法人の市民税となります。それらの税収を伸ばすためには、民間企業の進出による就労の場の確保、産業の活性化による所得の増加、定住人口の増加などが必要でございませぬ。

民間企業の進出では、那珂西部工業団地に新たな企業の進出が決定し、おかげさまで完売となりました。笠松工業団地内の企業における事業の拡大や、市内での工場や倉庫の整備なども進んでおります。菅谷寄居地区への大規模商業施設も計画されております。引き続き企業誘致を進め、民間企業の進出を促進していきたいと考えております。

人口は少子高齢化により、全国的に人口減少が避けられない中でありますけれども、本市においては僅かな減少にとどまっており、社会動態については増加傾向を保っております。これは、菅谷地区のまちづくりや街路整備などの基盤整備事業や、保育所をはじめとする子育て支援施策により、住みやすい魅力あるまちづくりを進めてきた成果であると考えております。

また、財源として、議員の提案がありましたふるさと納税により、多くの寄附を集めている自治体でございませぬ。本市のふるさと納税額は、県内の自治体では、残念ながら少ないほうでありますので、今後、返礼品のPR方法の見直しや魅力ある返礼品の開発など、ふるさと納税の増額についても力を入れてまいりたいと考えております。

さらには、現在検討を進めております道の駅につきましては、市内の産業を活性化させ、

さらには、企業に那珂市へ目を向けてもらい、新たな産業を育て、雇用を生み、経済を回す、そして、そこから得られた財源を福祉や教育などに還元をしていく、言わば次世代の子供たちや未来の那珂市に向けた投資であると考えております。その道の駅やインターチェンジ周辺への民間企業の進出などの波及効果に、大いに期待をいたしております。

議員おっしゃるように、市の財源確保は大変重要であります。まちの魅力をつくり、企業誘致による就労の場の確保、住環境の整備、移住・定住施策などを進めていくことにより好循環を生み出しながら、住みよさプラス活力あふれるまちを目指して、各種施策を推進し、自主財源の確保につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 長い答弁でした。ありがとうございました。

まさに釈迦に説法だったのかな、分かっているのかなと、その循環ですね。

この厳しい経済状況の中、いつまでも個人の市民税や固定資産税ばかりに頼ってはいられません。産業を育成・創出し、経済を回し、得られた財源を教育・福祉に回す。そしてまた、産業が育成されれば雇用を生んで、住宅供給をするために都市計画も変える。そして、もっともっと住宅地、商業地を供給しなければならない。そして初めて、また個人市民税、固定資産税、法人税というふうになるかと思えます。この循環を自らつくり出す、そのムードを起こした地方自治体が注目され、自然と勝ち組になっています。

ですが、当那珂市では、その雰囲気はまだまだ見られません。自治体間競争の中で、共存共栄というのは言ってられません。循環をすぐにつくり出し、我がまちが一番だという盛り上がり、自主財源の確保をテーマに施策を施していただきたいと思えます。

そのことを強く強くお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告2番、大和田和男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 榊原一和君

○議長（木野広宣君） 通告3番、榊原一和議員。

質問事項 1. 那珂市のごみ問題を考える。2. 地域コミュニティを考える。

榊原一和議員、登壇願います。

〔1番 榊原一和君 登壇〕

○1番（榊原一和君） 議席ナンバー1番、榊原一和です。

あと1か月もしますと、夏の高校野球シーズン到来となります。私ごとではございますが、うちの3人の子供たちは、父親のエゴイズムに付き合ってくれ、高校野球をやってくれました。今、3番目の次男が久慈川向こうの第一高校、これが引退しますと、我が家の12年間にわたる野球が終了します。一生懸命やったユニホーム洗濯から解放されます。ユニホーム洗濯同様、本日も一生懸命、通告に従い一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

全国のごみ総排出量は、令和4年統計で4,034万トン、前年度、令和3年度4,095万トンと比べ、1.5%は減っています。しかし、社会におけるごみ問題は、多くの面で社会に影響を与えております。

現状では、一般廃棄物も産業廃棄物も1970年代後半から増加し続け、近年では増加率が鈍化しているものの、依然として大量のごみが排出されています。ごみ問題は、単に量の問題ではなく、処理施設の減少や最終処分場の確保の厳しさ、処理に係る費用の増加など、様々な側面で深刻化しております。

ごみ問題の原因としては、大量生産・大量消費の経済体系、気候変動による自然災害の増加、食品ロスの増加などが挙げられます。これらの問題に対処するためには、リサイクルの推進、資源の有効活用、廃棄物の減量化など、市民一人一人の意識改革と行動が求められていると考えます。

例えばリサイクル、使用済み製品を適切に分別し、リサイクルに回す。アップサイクル、不要になったものを新しい用途に活用する。コンポスト、生ゴミを堆肥化し、土壌の改良に利用する。購入の見直し、必要なものだけを買って、過剰な消費を避ける。長持ちする製品の選択、耐久性のある製品を選び、頻繁な買換えを減らす。これらの取組を通じて、ごみ問題の解決に向けた一歩を踏み出すことができると考えます。

また、地域社会や企業、行政と協力し、持続可能な廃棄物管理システムの構築をすることも大切です。ごみ問題は、我々市民の日常生活に密接に関わっており、解決には社会全体の取組が大きく必要だと考えております。

本市における可燃ごみの排出量の推移はどうなっているかお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市における可燃ごみ排出量は、1人当たり1日分のごみの量に換算すると、平成26年度が704グラムであるのに対し、令和5年度は784グラムとなっています。この10年間、人口は減少しておりますが、個人の出すごみの量は微増の状況です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 資料1をご覧ください。

1人1日当たりゴミの排出量は全国平均で880グラム、日本に住んでいる人、一人一人が毎日1キロ近くのゴミを出していることになっております。これに比べると、本市の排出量は若干少ないと感じられます。しかし、現在の環境意識についての世論調査を通じ、その傾向を調べてみました。

資料2をご覧ください。

調査によれば、77%の人々が、既に気候変動や温暖化の影響を実感しております。気候変動の原因について、41%の方が、一部は自然減少であり、また、一部は人間の活動に原因があると考えております。そして、37%の方が、大部分は人間の活動に原因があると選択しています。自然現象を主な原因とする回答は10%以下でした。我々人間の生活や習慣を変える必要があるとの回答は73%と、4人に3人はそう考えているとの統計が出ています。

パリ協定では、2015年の国連気候変動枠組条約締約国会議（C O P 21）で採択され、2016年に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組み、この合意により、2020年以降の温室効果ガス削減に関する世界的な取決めを示しており、世界共通の2度目標（努力目標1.5度以内）が掲げられております。

C O P 21については、49%が賛成、30%が、どちらかといえば賛成と回答しております。79%の回答者が肯定的な意見を持っています。これだけ近年、環境意識が高まっている中で、ゴミ排出量が微増の傾向の理由、見解をお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

ゴミ排出量が微増傾向である理由については、はっきりとした調べはありませんが、世数の増加や使い捨て商品の増加、宅配便の包装資材の増加、剪定の枝葉や草取りで出た雑草など、可燃ゴミで出すものが増えたことなどが考えられております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

コロナ禍を過ぎたライフスタイルの変化で、近年、巣籠もり消費が増えたこと、家庭での食材の包装やテイクアウト・デリバリーの容器などのプラスチックゴミが増加しておると聞いております。また、プラスチックは便利で汎用性が高いため、日常生活での使用量が増え続けており、それに伴い廃棄量も増加しております。

リサイクル可能なプラスチックもありますが、全てが再利用されるわけではなく、一部は廃棄されます。また、リサイクルされたとしても、その過程で新たなゴミが発生することもあります。経済成長に伴い、消費活動が活発になると、それに比例してゴミの量も増える傾

向があります。これらの要因により、環境意識が高まっているにもかかわらず、ゴミ排出量が微増しているということです。

環境意識を持つことは大切ですが、それを実際の行動に移すための仕組みや政策が追いついていないのが現状なのかもしれません。持続可能な社会を目指し、個人の意識だけではなく、行政・民間レベルでの取組がさらに必要と考えております。

資料3をご覧ください。

大手通販業者などで分かるよう商品の包装が多く、容器包装の割合が家庭ゴミの中で大きな部分を占めている。これらの要因により、個人が出すゴミの量は増加傾向になるのかなと考えています。私たち一人一人が意識して3R（リデュース、リユース、リサイクル）を心がけることが、ゴミ問題の解決につながるのではないのでしょうか。

では、具体的な処理費用の金額についても調べてみました。全国のゴミ処理にかかった事業経費は、令和4年度で2兆1,519億円、前年度、令和3年度2兆1,449億円から70億円も増えております。この2兆円超のお金は、もちろん税金となっております。財政逼迫にも直結する問題と考えております。

では、本市のゴミ処理における年間経費の推移をお尋ねします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

ゴミ処理に係る費用ですが、10年前の平成26年度は約4億5,600万円、5年前の令和元年は約4億9,400万円です。昨年、令和5年度のゴミ処理費用は、処理に係る電気代や有害物質を取り除く薬品代の高騰により約5億9,200万円となり、これまでで最も高くなりました。処理するゴミの量が増えたこと、処理に係る経費が高騰していることから増加しております。以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ありがとうございます。

ここ10年で1.5億円の増加になります。皆様、この件をどう考えますでしょうか。

ゴミ処理費用の増加は、環境保護と経済負担のバランスを考える上で重要な課題だと考えています。リサイクルや廃棄物の処理の効率化を進めることで、長期的にはコスト削減につながる可能性があるとも考えられる。ただ、今後、より一層の個人レベルでの3Rの意識を高めることと、生ゴミの減量化がゴミ処理費用を抑える要因となるのではないのでしょうか。

あと、答弁でもおっしゃられたとおりですが、ゴミ処理費用にも大きなエネルギーが消費されます。エネルギー経費の高騰も原因と考えられることは明確な事実です。家庭の生活費を逼迫していることと全く同様です。あまり大きな声では言いたくないのですが、本市においても、ゴミ排出量に当たる可燃（緑）、その他（黄色）のゴミ袋の料金も、考え直す時期に差ししかかっているのではないのでしょうか。

資料4をご覧ください。

本市のゴミ袋の料金は、近隣市町村に比べ大幅に安価であるのは明確であり、ゴミ排出こそ、受益者負担の観点からも平等性のあるものになっていると私は考えています。また、ゴミ袋が高価になれば、市民のゴミ排出の意識が変わるというデータもあるぐらいです。

ゴミ問題に関して、現状の深刻さと今後の対策が重要と考えます。世界的には毎年約21億トンのゴミが排出されており、そのうち、リサイクルされるのは僅か16%だそうです。しつこいようですが、日本では令和4年度のゴミ総排出量は4,034万トンで、最終処場の残余年数はあと20年とされているということです。

では、本市におけるゴミ問題について、今後の在り方をお尋ねします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） 答えいたします。

議員ご指摘のとおり、これまでも、ゴミの排出量や焼却処理費用の抑制というのは課題でございました。令和7年度からは焼却炉の改修を予定しております。他の自治体へゴミ処理の協力をお願いしなければならない状況であります。

今後は、重量のある生ゴミの減量と、これまで燃やすゴミとして扱っていたプラスチック製容器包装を分別収集しリサイクルを推進するなど、ゴミの減量に一層取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） どうもありがとうございます。

大きな世界のゴミ問題についてお聞きしてきました。

では、本市において、地域におけるゴミ問題。

現在、本市の大部分の地区では、ゴミ収集は自治会会員複数軒で管理するゴミ集積場を通じて行われていると思います。しかし、自治会未加入者が増えることで、ゴミ集積所の利用に関するトラブルが、もしかしたらあるかもしれません。

最近のちょっとエピソードをお話しします。私の家で排出しています額田中央公民館のゴミ集積所、ゴミステーションですね。見知らぬ那珂市のゴミ袋、名前が明記ですので、201と明記されていましたがゴミが排出されておりました。後日、排出したと思われる軽乗用車が額田中央公民館に停車しまして、後部座席には多数の那珂市のゴミ袋、可燃袋が積載されておりました。それは窓越しから見えておりました。

排出したら声をかけようと思ひまして、私は自宅の敷地内で待機しておりました。そうしましたら、いつまでたっても降りてきませんでした。スマホなんかいじりながら、私が見ているのがちょっと分かったのかなという感じですね。私も業を煮やしまして、お声をかけさせていただきました。すみません、この間ゴミ排出されてきた方ですよ、はい。最近引越されてきた方、いいえ、違います。じゃ、こちらじゃなくて、自分のお住まいのゴミ排出場所がありますよね。ちゃんとゴミ袋に入っているみたいだし、回収してくれるはずですよ。

よ、はい。額田の方、いいえ、菅谷です……

全国的な話なんだけれども、自治会未加入者は自治会からゴミ集積所の利用を断られることがあり、その結果、不法投棄や分別ルールの遵守がされないなどの問題が生じている場合があるらしいという噂です。事実は今のところ、確認は取れておりません。

では、本市における排出場所の数、ゴミステーションの数を教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市内の可燃ゴミ集積所の数について、市が把握している件数ですが、令和6年3月末現在、2,823か所となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 後づけで、環境課からの情報ですと、年々市民の高齢化等で排出困難要件が重なり、ゴミステーションが増加していると聞いております。

では、現在、市が定めるゴミステーションの排出世帯の軒数目安はどうなっておりますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

ゴミ集積所1か所当たりの利用世帯数については、収集される作業の方の負担や時間、収集車の燃料費などを抑えるため、1か所当たり5世帯以上でお願いしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） ゴミステーションの新規登録はあっても、廃止の登録はないということです。

資料5をご覧ください。

うちの近隣は、半径20メートル四方に4か所くらいのゴミステーションがございます。おのおのに4世帯、2世帯、5世帯、3世帯、狭い場所に4か所、ゴミステーションがございます。今後、ゴミ処理費用の削減となるのであれば、市全体でゴミステーションの合理化は必要不可欠なのかなというふうに私は思っております。

続きまして、切っても切れない問題になります獣害対策になります。特にカラスです。環境省、自治体担当のためのカラス対策マニュアルによると、1、カラスが増えた大きな要因は、食べ物となる生ゴミが豊富にあることによると考えられています。2、カラスにとって、森林の中で木に止まって地上にある食べ物を得ることと、電柱に止まってゴミ集積所に出された生ゴミを食べるということは、僅かな行動の変化で順応できる程度の違いだったと考えられる。3、栄養価の高い生ゴミを食べ物にすることにより繁殖力が高まり、ひなをたくさん巣立たせることができた。4、人間のそばにある生ゴミを得ることにより人間を怖がらな

くなり、巣作りも、より人の近いところであるようになったということです。

では、本市における獣害対策の行政側の指針はございますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市内のゴミ集積所では、この時期、特にカラスに袋を破られ、中身を散らかされるといった事態が見受けられております。これら動物によるゴミ集積所の被害に対する方策について、市は特にルール、指針といったものは示しておりませんが、防鳥ネットで袋を覆ったり、金属製の網の収納庫に入れるなど、おのおのが対応しているようです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 続きまして、資料6をご覧ください。

対策についても調べてみました。

まず、生ゴミを入れない。最も効果的なのは、生ゴミを入れないことだそうです。特に繁華街で見受けられる食べられるゴミの多い集積所は、カラスに覚えられてしまい、被害が続く傾向にあります。できる範囲で食品の廃棄量を減らすことが、有効な対策になると調べました。

次に、生ゴミは見えないようにする。カラスはゴミ袋の中に食べ物があるかどうか、目で見て判断しているといえます。生ゴミはゴミ袋の中央に入れるようにしたり、水を絞って新聞紙にくるむなど、外から見えない工夫をすることで、カラスにも狙われにくくなるということです。

次に、ゴミを出す時間を守る。ゴミが長時間置かれていると、その分カラスに荒らされる時間が長くなります。また、カラス以外の猫やハクビシンなどは夜間に行動します。ゴミ収集日の朝、明るくなってから収集時間までの間に出すことで、被害を最小限に抑えることができます。

では、今後、高齢化社会の到達など、ゴミ排出困難者や諸事情で排出しづらいなど、たくさんの方の要因・要素が考えられます。一つの排出場所における使用者が多い、または遠方にあるなど、今後、高齢者等がゴミを排出しづらい傾向にあることについて、市側の見解をご答弁お願い申し上げます。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

例えば、自宅からゴミ集積所まで離れていて、これまで出していたところの場所に出すことが難しくなったなど、事情や要望は様々あるかと思えます。それぞれお話を伺って、一層に対応を考えてまいります。一度市のほうにご相談いただけるよう、案内いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 市からのアナウンスのほうをよろしく願いたします。

続きまして、粗大ゴミの排出についてになります。

大半の地区で、年に決められた期日に集積場所に持参して排出する。自治会の担当者の方が集積場所にいらっしゃって、下ろす手伝いなどをしてきている。誰もが経験したことだと思います。

一つ気づかせていただいたのは、那珂市の一部で毎月粗大ゴミの収集があるようです。一般的に考えても、毎月大量の数の粗大ゴミが排出されることは実に考えづらい。粗大ゴミの排出について、経費削減も勘案しつつ、回収回数を減らすことは可能でしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

粗大ゴミの収集については、収集の場所や回数を自治会と調整して決めており、大半の自治会では年に2回ないし3回程度行っております。

議員のご指摘につきましては、経費の削減につながる有効なことと思います。今後調整してまいります。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 経費削減はゴミ処理のみならず、市の財政は必須要項と考えます。ご対応のほうをぜひともよろしく願いたします。

資料7をご覧ください。

先日、地域の方からお話がございまして、一般可燃ゴミ集積所に粗大ゴミが排出される事案がありました。もちろん対応は、管理する地域の住民の方が大原則とは考えておりますが、決められていない日、場所に排出されたゴミについての対応は、ご答弁願いたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

基本的にゴミ集積場の管理は、利用されている住民の方々同士で行っていただいております。指定された排出日以外あるいは排出場所以外に出されたゴミについて、収集業者が回収しない理由を示した警告シールをゴミ袋に貼り、出された方にお知らせするようにしています。これにより、多くの場合、シールが貼られたゴミは持ち帰られています。

それでも、ゴミを出された方が持ち帰らない、長期間放置されて悪影響が生じる場合などについては、やむを得ず市が回収することもございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 自治会をはじめとした地域と行政の連携強化のほうをよろしく願いたします。

続きまして、ゴミ排出における行政側の告知はどう行っているか、ご答弁願いたします。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

ゴミ排出における行政側の住民への周知につきましては、年度末に翌年度の資源物収集日程表を市内の全ての世帯に配布しております。これは市のホームページでもご案内しております。

また、転入されてくる方に対しては、転入に伴う手続の際に、先ほど言いました日程表や分別の仕方などをご案内しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 資料8のほうをご覧ください。

家庭ゴミの分け方・出し方の利用について教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市では、ここにございます家庭ゴミの分け方・出し方のポスターを、令和3年度末に全ての世帯に配布をいたしました。転入された方については、転入に伴う手続の際に、日程表やこのポスターを配布しております。紛失した、あるいは破けてしまったといった理由で再度欲しいというご希望については、個別にお渡しをしております。

令和8年4月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を予定しております。来年度には案内を始めますので、現行のポスターではなく、新たな分別の内容のお知らせをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 前回の一般質問においてもお話しさせていただきました。額田地区では5年前から、独自に特殊ゴミ排出の手引を発行しております。排出方法を、そして促しておく。継続は力で、徐々にではございますが、マナーと意識が改善してきているのが目に見えて分かります。

この家庭ゴミの分け方・出し方を資源物収集日程表と同時に年1回配布することによって、大体ご家庭で冷蔵庫の側面なんか貼っておくことが見受けられるんですけども、排出日程と方法が即座に分かる。今後、令和8年度以降、環境課主導で、ぜひともお考えくださればありがたい限りでございます。

また、別件ですが、中里地区では廃品回収、アルミ缶とか古紙、こちらの回収を行い、収益を上げ、ゴミ袋という形で会員さんへ還元するという取組を行っております。先日、そちらの方とお話しさせていただきました。市全体にこの取組が広がってほしいとおっしゃってございました。こういうゴミの減量の取組が自治会を通じて広がると、すばらしいことだなと私自身は実感しました。

次の質問に入ります。

自治会や組合が、ゴミ集積所の設置・管理、ゴミ排出など重要な役割を果たし、地域コミュニティの核として機能しています。自治会が地域社会における高い役割を示す中、共働きや高齢化などで自治会に属さない人が年々増加しております。自治会未加入者が、近隣の住民に会わないよう、早朝の排出なども見受けられています。今後、地域コミュニティの状況に合わせた柔軟な検討をする時期に差しかかっているとと言えます。

現在、本市における自治会加入率は、近年どのように推移しているか教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市における自治会加入率につきましては、平成24年2月1日現在の75.16%をピークに年々減少しております。令和5年2月1日現在では63.45%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 先ほど申し上げたとおり、現在、自治会が地域社会における高い役割を示しております。環境もそうです。そして、防犯とか交通安全とか、那珂市に住まう人のほとんどが、これらの恩恵を受益していると言えます。しかし、自治会は近年、若い世代の参加が減少し、役員不足などの問題が浮き彫りになっている。このような状況の中、解散や縮小が現実的な選択肢として考慮されるようになっていきます。

協働のまちづくりの在り方について、改めて教えていただけますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

協働のまちづくりの協働とは、平成21年12月策定的那珂市協働のまちづくり指針及び平成22年3月に施行された那珂市協働のまちづくり推進基本条例におきまして、市民と市、市民自治組織、市民活動団体及び事業者が自己の果たすべき役割と責任を自覚し、それぞれの立場及び特性を認めた上で、相互の信頼関係に基づき、地域の課題解決に対等の関係で連携・協力して取り組むこととなっております。市と市民が地域や市の課題解決に共に力を合わせて取り組むことを協働のまちづくりとして位置づけております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） 自治会組織が軟弱化し、結果として恐れること、地域イベントとつながりの減少、自治会が組織していた季節ごとのお祭りやイベントがなくなることで、住民が集まる機会が減少する。地域住民のコミュニケーションが実に希薄になる。防犯・防災対策の低下、警察や消防との連携による防犯や防災意識が薄れ、最も重要である災害時における近隣住民の協力・共助の精神が弱まることにつながります。そして、公共施設の維持問題、公共の防犯灯など、施設の維持管理が難しくなる。

そして、先ほどもお話ししたとおりです。ゴミ排出の問題も、そこにかんてくると私は考

えております。住民間の相談窓口や協力体制が失われることが大きなデメリットとなります。地域によっては様々な問題が生じる可能性があると考えております。

それでは、市が行っている自治会の加入促進の現状を教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

市では、自治会加入を推進するため、市民課窓口での転入手続の際に、自治会の加入のお願いを口頭にて説明した上で、加入を推奨するチラシ及び自治会員加入届を渡しております。また、各地区まちづくり委員会と共催で開催する協まち・カフェにおいて、自治会加入の呼びかけを行っているほか、自治会に加入されていない世帯に対しては、協まち・カフェ開催案内と併せて、自治会加入を推奨するチラシを各戸郵送しているところです。

なお、本年度は、令和5年度に作成しました自治会の役割などを紹介する「自治会に加入しよう」というDVDを全自治会に配布し、自治会活動の周知・加入促進に利用していただくとともに、市内5か所のコミュニティセンターのテレビや市のホームページでも閲覧できるようにし、自治会への加入促進を図ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 榊原議員。

○1番（榊原一和君） どうもありがとうございます。

五台地区の方から、実はパブリックコメントを頂戴しました。今回、私も正直、ゴミ問題と地域コミュニティが合致するとは思いませんでした。ご紹介、ご提案いたします。

ステーション方式ゴミ集積によるまちづくりを。向こう三軒両隣、遠くの親戚より近くの他人、人間一人では生きていけないなどなど、昔から共同体の原理で生活を維持されてきました。近代的な例は葬儀。昨今、式場型が多数で、自宅葬が皆無になっています。地域社会活動をつないできた共同で作業する場が少なくなっているのが現状です。このことがまちづくり、また自治会運営に影響していると考えます。そこで提案です。共同作業の場をゴミ集積所に置き換えて、集積所をステーション化し、那珂市の基本である5軒に1か所を参考とした自治会と共に見える化をすることにより、自治会会員の充実、独居生活者の支援も解決の糸口になると思います。ぜひお考えいただきたいと思い提案します。こういうご意見を頂戴しました。

地区自治会、組合、班よりも、最小単位であるゴミ集積場を1単位とし、地域コミュニティの充実を図る。なぜ現代社会において自治会組織が重要なのか、再度改め、ゴミ、防犯・防災、そして福祉を含めたコミュニケーションの観点から住民の理解を深め、新規加入のみならず、再加入の促進を地域全体として推進していくことを切に念じ、本日の一般質問を閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告3番、榊原一和議員の質問を終わります。

◇ 鈴木明子君

○議長（木野広宣君） 通告4番、鈴木明子議員。

質問事項 1. 養育費について。2. パートナーシップ制度について。3. HPVワクチンについて。4. 女性職員の登用状況について。

鈴木明子議員、登壇願います。

〔5番 鈴木明子君 登壇〕

○5番（鈴木明子君） 議席番号5番、鈴木明子です。

通告に従い一般質問させていただきます。

昨今、子供の貧困が問題になっている中で、養育費の必要性というのは、既にご承知のことと存じます。ただし、日本の受領率は、先進国の中でも類を見ないほどの低いレベルであります。

そこで、早速質問をさせていただきます。

本市において、養育費を受領されている方の人数とその割合を教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

養育費を受領している方の人数につきましては、市全体としての正確な数値は把握してございません。しかし、ひとり親世帯などが一定の所得以内の場合に受領できる児童扶養手当の申請の際に、養育費に関する申告書を添付していただいております。その書類により、養育費受領の有無が確認できるため、本市の状況につきましては、児童扶養手当受給者に絞ってお答えをいたします。

本市において、令和5年度の児童扶養手当受給者は432人おり、そのうち養育費を受け取っている方は137人で、割合としては31.7%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 児童扶養手当受給者432人のうち、養育費を受け取っている方は137人、31.7%ということです。

では、児童扶養手当受給者のうち、養育費の取決めを行っている方の人数と割合を教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

令和5年度の児童扶養手当受給者432人のうち、養育費の取決めを行っている方は205人、割合としては47.5%となっております。一方で、取決めを行っていない方は227人、52.5%という状況でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 半数以上の方が養育費の取決めも行っていないという現状であるということですね。

では、養育費の取決めを行っている方のうち、養育費を受領されている方の人数とその割合を伺います。また、養育費の取決めを行っていない方の中で、養育費を受領されている方がいるのかも教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えをいたします。

養育費の取決めを行っている205人のうち、養育費を受け取っている方は133人で、割合としては64.9%となっております。また、養育費の取決めを行っていない方で、養育費を受け取っていると回答された方は4人いらっしゃいます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 養育費の取決めを行っている方のうち、64.9%が養育費を受け取っているのに対し、取決めを行っていない方は、僅か1.7%しか養育費を受け取っていないということだと思います。この数値を見るだけでも、養育費の取決めを行うことの必要性が分かります。

続きまして、養育費の取決めを行っている方は、どのような方法により取決めを行っているのか、また、取決め方法ごとの割合も教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えをいたします。

養育費の取決め方法についてですが、公正証書や調停証書などの文書による方と口頭による方がいらっしゃいます。養育費の取決めを行っている205人のうち、文書による取決めを行っている方は116人おり、割合としては56.6%となっております。口頭による取決めを行っている方は89人、43.4%という状況でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 90%の方が協議離婚、夫婦の話し合いで解決される離婚であり、文書により取決めを行っている方が116人で56.6%、口頭による取決めを行っている方が89人で43.4%。

では、取決め方法ごとの養育費を受領している人数とその割合を教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

養育費の取決めを文書で行っている116人のうち、養育費を受け取っている方は83人で、

割合としては71.5%となっております。また、取決めを口頭で行っている89人のうち、養育費を受け取っている方は50人で56.1%という状況でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 以上のことから、取決めを行うこと、そして、その取り決め方は、口頭よりも文書で取決めを行うことで、受領率が大幅に高くなるということが分かりました。

では、養育費受領率の達成目標についてですが、令和5年4月、国において養育費受領率の達成目標が定められ、令和13年までに、養育費の取決めの有無にかかわらず全体の受領率を40%に、また、養育費の取決めを行っている場合の受領率を70%とすることを目指しております。現在、本市における受領率の達成目標はありますか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えをいたします。

本市におきましては、養育費受領率の達成目標は定めてございません。しかしながら、家庭児童相談室には、家庭相談員を兼ねる母子・父子自立支援員がおりまして、ひとり親の抱える様々な悩みや子育て中の悩み相談にしっかりと寄り添い、また、必要に応じて関係機関と連携しながら、包括的な支援ができるよう体制を築いております。

今後につきましても、養育費に関する取決めの重要性などについて情報提供を行い、ひとり親家庭の養育費確保に向けた取組に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 達成目標については定めていないということですが、現在も養育費を受け取れていない方が多い現状であります。目標を掲げることで、問題点の抽出、解決に当たり何をしなければいけないのかが具体的に見え、行動につながっていきます。ぜひ目標を立て、受領率の向上を目指していただきたいです。

また、今までのご答弁の中で、文書での取決めを行っている方の受領率が多いことが分かりました。では、離婚届用紙を取りに来た方への窓口での手続の現状、お渡ししている書類なども教えてください。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

離婚届の用紙と記入例をお渡ししております。書き方について尋ねられた場合には説明もしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） では、離婚届用紙を提出したときの窓口での手続は、どのようにしておりますか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

窓口での手続については、届出人の署名など必要な事項が記入されているかといった、いわゆる外形審査を行います。漏れがなければ受理します。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 離婚届用紙を提出した方に未成年のお子さんがある場合についての手続はいかがですか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えします。

届けには、未成年の子がいる場合に、親権者が夫と妻のどちらになるかを記入する項目があります。ここに記入があれば、法務省が作成したパンフレット「こどもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」というものをお渡ししております。

このほか、届けには、面会交流や養育費の分担など、子供の監護についてどうなっているかを尋ねる項目が設けられています。ただし、まだ決めていないに印がついていても、離婚届は受理いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 現在は、法務省のパンフレットを離婚届用紙を提出した方に配布しているということですが、このパンフレットには、離婚前についてのQ&Aや記入例がついている子供の養育に関する合意書がついております。そして、こども家庭庁からも、養育費取決めの促進策の一つとして、離婚届用紙を取りに来た方に養育費に関するリーフレットの配付の取組を推進しております。そのような理由から、本市でも、離婚届用紙を取りに来た方にパンフレットを渡す取組を提案したいと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

先ほどのパンフレットは、養育費が関係する方に渡すのが適当だとは思いますが、用紙を受け取りに来られる方の多くは、用紙を手に入れるとすぐに帰られる方が多く、それぞれの事情を尋ねることは難しいと感じております。

また、養育費以外にも、財産の分与や年金など、当事者には事前に知っておいてもらいたいこともあります。市としては、それら資料をまとめて、届出用紙と一緒に渡すようにいたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

今回の提案は対策の一つでありまして、また、那珂市の予算を使わずにできる対策方法の一つであります。今後も、現在養育費を受領していない家庭も含め、安心して自立した生活ができるよう、本市の目標を掲げ、問題抽出、問題解決の実行、そして、その効果の振り返りなど、受領率向上に向けた一層の取組を期待しております。

続きまして、パートナーシップ制度についてお聞きします。

現在、茨城県では、いばらきパートナーシップ宣言制度が開始され、5年が過ぎようとしております。いばらきパートナーシップ宣誓制度とはどのような制度なのか伺います。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

茨城県が令和元年7月1日に開始した制度で、いばらきパートナーシップ宣誓制度というふうにあります。婚姻制度とは異なりまして、一方または双方が性的マイノリティーである同性の2人がお互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束しまして、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出することで、県が受領証を交付する制度になります。

なお、法律上の効果が生じるものではございません。

県のほうから受領証の交付を受けた場合の適用の例といたしまして、公営住宅への入居申請を家族等として受け付けてもらえる。また、病院での面会や手術の同意を家族と同様の扱いが可能となるなどがございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 公営住宅への入居申請を家族等として受け付けること、また、病院での面会や手術の同意を家族と同様な扱いを可能とするとありますが、まず適用の中で、医療機関の件でお聞きいたします。

茨城県のホームページには、各市町村の医療機関の適用状況の記載がございます。しかしながら、那珂市で適用している医療機関の記載はございません。市から県に対し、市内の病院についての申請を進めることなどは行っておりますか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） こちらは県の制度でございますので、市が民間の医療機関への制度適用等についての働きかけは現在行っておりません。

令和6年3月21日現在、県内では31の公立・私立の医療機関が県のホームページで公表され、サービスを受けられるようでございます。

なお、県では制度拡大のため、医療機関を含めた各種機関へ働きかけを行っていくというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 本市にも、手術・入院を行う病院がございます。茨城県の担当課に問合せを行ったところ、各医療機関、申請者個人、また市町村からの申出も受け付けているということでした。基本的には、県から依頼しても、決定するのは各医療機関であることは前提としてでございますが、ぜひ消極的ご対応ではなく、積極的に県への申請を行っていくことなどのご検討をお願いいたします。

次に、いばらきパートナーシップ宣誓制度は、事実婚など異性間のパートナーシップ制度について、どのような位置づけになるか教えてください。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） こちらは、性的マイノリティーだけでなく、異性間での事実婚も含めたパートナーシップ制度を設ける自治体というのが、現在増加傾向にあることは認識しております。

いばらきパートナーシップ宣誓制度は、同性婚が法的に認められていない日本におきまして、一人一人が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らせるダイバーシティ社会を築くことを目的としているものでございます。異性間の事実婚については、趣旨には含まれていないということでございます。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 茨城県では異性間のパートナーシップは含まれていないとのことですが、全国的な現状を教えてください。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） 茨城県と同様のパートナーシップ制度を設置している自治体は、令和5年6月28日現在、328自治体と報道されております。しかしながら、異性間も含めたパートナーシップ制度の全国的な状況については、ちょっと調べると、神奈川県横浜市、相模原市など複数の自治体で導入していることは承知しておりますが、全国的な導入自治体数については公表されておられませんので、承知はしていません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 少なくとも、東京、神奈川、千葉、埼玉、そして静岡県の複数の市で、また、那珂市と人口があまり変わらない自治体でも、徐々にではありますが、適用している自治体もあると認識しております。那珂市の現状を教えてください。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） 那珂市の現状でございますが、いばらきパートナーシップ宣誓制度を適用しております。介護保険関連の手続、または市営住宅の入居申請を、一応宣誓書があれば可能というふうにしております。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） あくまで基本的には、いばらきパートナーシップ制度の適用内で行っ

ているとのことですが、今後、異性間のパートナーシップ制度についての那珂市の見解はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） 市といたしましては、今後もいばらきパートナーシップ宣誓制度を適用してまいりたいと考えております。

異性間のパートナーシップへの対応については、現時点では考えておりません。異性間も含めました制度を設置する自治体等の動向を注視いたしまして、今後、やっぱり広域で実施しないとできないという部分もございますので、茨城県とそのほか連携いたしまして、情報を共有しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 様々な理由で法律婚ができず、最期のときにお互いの意思を尊重されることができるのかと、市民の方々からも不安の声やご相談をいただいております。そして、2022年の内閣府男女共同参画白書によると、事実婚の割合は推定2%から3%と言われております。それは約250万人から370万人になります。本市に住む様々な多様な生き方を支えていくという信念の下、市民一人一人の人権を尊重し、ぜひ今後も時代の動向に注視し、積極的な取組を行っていただければと存じます。

続きまして、HPVワクチンの質問を行います。

子宮頸がんは、ウイルス感染が原因で、誰でもなる可能性のあるがんです。HPVウイルスは、多くの女性が人生で一度は感染する可能性があると言われていたほど一般的なウイルスです。そして、HPVワクチンは、ほかのワクチンと同じように、安全性と有効性が認められております。

2023年度から開始された9価HPVワクチンは、既に世界中の国と地域で承認されており、子宮頸がんの原因となるHPV型の9割近くの感染を予防できます。現在の本市の接種状況を教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

子宮頸がんワクチンの接種につきましては、本市では定期接種の対象を中学1年生から高校1年生の女子として実施をしております。また、キャッチアップ接種として、子宮頸がんワクチンの接種勧奨が差し控えられていた平成25年から令和3年度までの間に対象となっていた平成9年度から平成19年度生まれの女性を対象に実施をしております。

子宮頸がんワクチンの接種は、1人当たり、約6か月の期間に2回または3回の接種となっております。そのため、本市の接種状況につきましては、1回目の接種を受けた方についてお答えをいたします。

令和5年度は、定期接種の対象となる中学1年生から高校1年生については、対象者874

人のうち129人が接種しており、接種率は14.8%となっております。キャッチアップ接種につきましては、対象者1,530人のうち129人が接種しており、接種率は8.4%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 令和5年度の接種率は、定期接種対象者で14.8%、また、キャッチアップでは8.4%という低い数値ではありますが、令和3年度まで接種が差し控えられていたということですので、接種の状況の推移を教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

積極的勧奨による接種が再開された令和4年度と令和5年度の1回目の接種を受けた方を比較しますと、定期接種の接種率は3.1倍の増加となっております。キャッチアップ接種につきましては、1.3倍に増加をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 令和4年度から令和5年度にかけては増加しており、周知に力を入れていただいていると感じております。

では、周知方法をどのように行っているのか教えてください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

周知方法につきましては、定期接種では、国の定める標準的な接種期間の初年度に当たる中学1年生に対し、予防接種を受ける際に必要な予診票や、予防接種について理解し判断するための情報について、個別通知を送付をしております。また、定期接種の最後の年となる高校1年生で未接種の方には、年度当初に勧奨はがきを送付しております。

さらに今年度は、キャッチアップ接種の対象者で未接種の方につきましても、年度当初に勧奨はがきを送付しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 年度当初には、キャッチアップの方々にも送付をしているとのことですが、再度の送付時期は未定と伺いました。

キャッチアップの接種対象の方が公費で接種できる期間は来年3月までになっていること、また、6か月の期間に2回または3回の接種が必要であることなど、様々な理由から、接種率向上のための周知について、7月、8月頃に通知を送付するなど、より効果的な時期に実施することを提案させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

接種の対象になる方には、先ほどお答えしたとおり、ご案内を送付しておりますが、定期接種対象の最後の年となる高校1年生と、今年度で接種が最後になるキャッチアップ接種の対象者のうち未接種の方には、接種に要する6か月という期間を考慮し、勧奨はがきを送付する予定でございます。勧奨はがきの送付時期につきましては、議員のご提案のとおり、夏休み前に実施できるよう進めてまいります。

さらに、引き続き、市のホームページやSNS、広報紙にて広く周知をしてまいります。以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） ありがとうございます。

日本では毎年、HPVの感染が原因で約1.1万人の女性が子宮頸がんになり、約2,900人が亡くなっております。そして、30歳代までには、がんの治療で子宮を失い、妊娠・出産ができなくなってしまう方々も1年間に約1,000人いると言われております。また、男性が感染した場合、咽頭がんや肛門がん、陰茎がん、尖圭コンジローマの発症の原因にもなります。

今年行われた民間のアンケート調査によりますと、子宮頸がんにつながるHPV感染を予防する効果のあるHPVワクチンについての認知度については、8割以上の人が知っているという結果となりましたが、しかしながら、厚生労働省にどのように定められた予防接種であるのかについては、最も多い答えが、47.7%の知らないという回答でした。

さらに、自身の居住している自治体を実施するHPVワクチン啓発の取組について知っている方については、8割以上が知らないという結果でした。男女を問わず大切な命を守るために、正しい知識をより多くの方に届けていただき、今後もぜひ広く効果的に周知していただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、女性職員の登用状況についてお聞きいたします。

統計によりますと、高校生のなりたい職業ランキングでは、男女ともに1位が公務員という結果になっておりますが、本市の採用状況についてお聞きいたします。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

女性職員の採用状況でございますが、直近5年間の新規採用職員のうち、女性職員の割合は4割から6割程度で推移をしております。特に、保育士や幼稚園教諭、保健師といった女性職員の割合が多い職種を募集した年度については、採用した職員も女性の占める割合が高くなる傾向がございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 職種によって採用割合が変わるということですが、性別によって職業を固定することなく、一般の行政職についても、幅広い分野で女性が活躍できることが必要

です。採用に関しても、女性の採用率の向上に向け、採用方法、効果の検討なども続けていただきたいと思います。

では、現在の職員の男女比について教えてください。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

任期の定めのない常勤職員、いわゆる正規職員における男女比につきましては、直近5年間の平均で男性が69%、女性31%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 過去5年間、女性比率は、ほぼ変動なく31%となっておりますが、採用状況や現在の職員の男女比より、女性の途中退職の方が多いたことが推測されます。男女の勤続年数の状況について教えてください。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

正規職員における職種別・男女別の平均の勤続年数につきましては、令和6年4月1日の時点で、消防職は男性が21.22年、女性が10年、保育士教諭では男性が18.5年、女性が18.67年、それ以外の行政職では男性が17.71年、女性が13.2年となっております。これは、過去において採用時の女性比率が低かったことに加えまして、先ほど議員がおっしゃった、近年中途退職する女性職員の割合が高くなってきていることにより、女性の勤続年数が短い傾向にあると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 女性の勤続年数が男性よりも短いということは、様々な理由があると存じますが、女性比率の変動がないこと、勤続年数が男女で違いがあることなど、今後、その理由や問題の解明、そして解決に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、女性の管理職比率についてお聞きします。

国としての市町村における女性管理職の目標値の状況はどのようになっていますか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

国が令和2年12月25日に閣議決定いたしました第5次男女共同参画基本計画におきましては、市町村職員の各役職段階に占める女性の割合を令和7年度末までに、係長相当職は40%に。課長補佐相当職は33%に、課長相当職は22%に、部局長・次長相当職は14%にすることが目標として設定されております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） では、現在の那珂市の状況を教えてください。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市におきましては、課長補佐以上の職員を管理職としております。令和6年4月1日現在、女性管理職の割合は約17%で、消防職を除いた女性管理職の割合では約22%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 国としての目標、本市の現状より、本市としての今後の女性管理職の数値目標を教えてください。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

女性管理職の数値目標につきましては、令和6年3月に策定した那珂市女性の職業生活における活躍の推進に関する特定事業主行動計画におきまして、管理職における女性職員の割合を今後10年間で現在の17%から25%に引き上げていくことを目標としております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 国の第5次共同参画基本計画では、女性の管理職比率を本市と同じように課長補佐以上で合算すると23%の中、10年間で25%とする目標については、実現可能な数値を設定されているということ、評価できることだと思っております。

しかし、クリティカルパスと呼ばれる比率では、マイノリティーがマイノリティーでなくなる必要最低限の割合は30%と言われております。また、優秀な人を集めたほうが、いいチーム、いいグループ、いい組織になると考えられていましたが、そうではなく、必要なのは多様性であると現在は言われております。同質性ゆえに気づけない偏見がある可能性や同質性によるリスクは、多様なニーズを求める市民にとって不利益であるとも言われております。

そのような中で、目標を達成するための職員への育成方法や女性登用の課題、今後の取組について教えてください。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

職員の育成方法につきましては、令和2年3月に策定いたしました那珂市人材育成基本方針において、目指すべき職員増、職位ごとに必要とされる主な能力と役割、職員として必要不可欠な能力・意識を定めております。

職員の育成につきましては、この方針に従って、階層別研修をはじめとした研修体系により職員研修を企画・実施し、実際の業務の中での指導等を通して育成をしているところです。

また、女性職員の登用に関する課題といたしましては、1つ目に、過去における採用時の

女性比率が低かった点、2つ目に、キャリアアップに対する意識の向上余地がある点、3つ目として、育児や介護と仕事の両立やワーク・ライフ・バランスを向上させる余地がある点を課題と考えております。

その課題への今後の取組といたしましては、職員の意識及び働き方の両面からの取組が必要であると考えております。職員の意識面につきましては、引き続き職員研修等を通して人材育成に取り組んでいくとともに、女性のキャリアアップ研修やリーダー研修等に積極的に職員を派遣するなど、職員全体の意識改革を図ってまいります。

働き方の面につきましては、男性の育児等への参加を促進し、性別によらず役割を担うことが重要であると考えております。育児休業取得の促進、ワーク・ライフ・バランスの確保などによりまして、育児や介護と仕事の両立や働きがいの確保と向上に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） いろいろな対策を立てていただき、そして、研修を行うことはとても大切なことなので、続けていってほしいことではあります。

そのほかにも、性別による役割分担ではなく、個人の資質を生かして働ける仕組みをつくること、ロールモデルを増やしていくこと、また、キャリア前半で、できるだけ多くの職員の方に管理職となる可能性を与えていくこと、能力アップに役立つ業務の洗い出しを行うなど、様々な観点から女性の管理職を増やすための取組を行っていただきたいです。

また、先ほどおっしゃっていただきました職員の育児休暇、育児休業日数の男女比は、女性が平均1年間である中、男性は平均1か月です。このことから見ても分かるように、男性も働きやすい環境であるのかということは、疑問を感じずにいられません。長時間労働が前提の働き方を見直し、より効率化を進めていくことなど、誰もが働きやすい環境をつくることは、女性職員の勤続年数にも影響していく問題でもあり、女性管理職を増やすことと同時にやっていく必要があると考えます。

女性管理職を増やすことは、多様化する市民への対応が求められる中で、とても重要な視点であり、同質性のリスクというものを重く受け止め、今後もより一層の取組を行っていただきますようお願いし、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告4番、鈴木明子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時30分といたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時30分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（木野広宣君） 通告5番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 選挙の投票率向上について。2. 災害時の協力協定について。3. フードロス削減の推進について。

遠藤 実議員、登壇願います。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） 皆さん、こんにちは。

議席番号17番の遠藤 実でございます。今期初めての一般質問となります。今期も、しっかりと市民の皆さんの声を議会に届ける、そして執行部の皆さんにお伝えをして、よりよい那珂市をつくっていく、その思いで質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今回は、選挙の投票率向上についてお伺いをいたします。

選挙は民主主義の根幹と言われます。まさに主権在民の言葉のとおり、どのような世の中にしていくか、それを真摯に選択するのは、まさしく有権者の皆さんであり、その一票一票の重みを感じて、私たち政治家は有権者の思いをしっかり受け止めて、日々政治活動に努めなければなりません。

しかし、近年、国政、県政、市政とも、どの選挙を見ても、投票率の低下に歯止めがかかりません。これは、一義的には私たち政治家の責任であり、もっと有権者に寄り添い、興味・関心を持っていただけるような政治活動を心がけていくべきであります。

一方、行政は、有権者に対する意識啓発のみならず、もっと投票に行きやすくなるような仕組みを考えなければなりません。そのための方策を過去の一般質問で提案させていただいており、その一つが、お買物ついでに気軽に投票できるように、商業施設で期日前投票ができる体制づくりでした。

それが今年の市議選で実現し、スーパーマルトの駐車場で、2日間ではありましたが、バスの中で期日前投票ができるようになりました。私も実際にその場にお伺いしまして、投票された方々の生の声をお聞きしてみました。どなたも、お買物ついでに投票できて非常にいいですねと、そういうふうなことをおっしゃっていただきまして、この仕組みの効果を実感したところであります。

私には好評だったという感じがありますが、まず、今年の市議選の全体の投票率、そして、そのうち期日前投票の投票率はどのようなものだったのでしょうか。また、2日間実施した商業施設における期日前投票の実数は何票でしたのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（篠原広明君） お答えいたします。

今年の2月に執行した那珂市議会議員一般選挙では、投票者総数は2万4,612人で、投票率は54.17%でした。このうち、45.1%に当たる1万1,110人が期日前投票を行っております。

なお、商業施設での期日前投票では、491の方が投票しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） では、実際に運営された市選挙管理委員会としては、この結果をどのように捉えていますか。

これ、期日前が45%なんですね。大体半分が、投票日じゃなくてその前に済ませている、1万1,000人以上の方が期日前であります。商業施設においては491名が訪れたということですが、初めて実施してみた課題も含めて伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（篠原広明君） お答えいたします。

商業施設期日前投票所で投票された方は、先ほど議員さんからもご指摘があったとおり、買物に来たついでの方がほとんどだったと考えられます。その効果を狙った投票所でもあります。したがって、その中には、もともと投票する意思があった方も含まれていることが想定されますので、単純に商業施設で投票した方全員が投票者数の増加分にはなりません。人が多く集まる場所に期日前投票所を設置することにより、投票率の向上につながり、一定の効果があったものと考えております。また、投票率向上の新たな取組を市民の方にアピールすることにより、選挙啓発効果が得られたものと考えております。

一方で、課題としましては、実際に投票所を設置してみて、設置場所についての検討や店舗側との調整、日々投票所で使用するバスや備品等の準備、それと撤収などの事務負担がございました。その中でも、特に職員の確保という点では、マンパワーの面において、正職員2名と会計年度任用職員5名の計7名で投票事務を行いました。屋外で案内を長時間行うのは体力の消耗が激しく、天候や気候を考慮すると、交代要員としてさらに二、三名程度が必要となるため、必要な職員数を確保することが課題であると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

課題はそのようにあるようであります。マンパワーの確保という部分が大きいのかなと、これ季節にもよるかと思うんですよね。この間は2月、寒い時期でしたが、次の選挙は総選挙でしょうかね、暑い夏だと大変な感じもしますが、そういった意味でも、いろんな課題は克服しながら、やっぱりおおむね好評だったかなというふうに思いますので、ぜひ期日前投

票、商業施設でやっていただきたいなというふうに思います。

その上で、さらに申し上げますと、今回は2日間だけでしたが、2日間だけじゃなくて、もっと何日も、夕方4時までだったわけですが、できればお買物帰りの、買物とかいうことを考えれば、もう少し夜間までとか、1か所だけじゃなくて何か所かのスーパーさんでやっていただくとか、そういうふうな機会をぜひ増やしていただくということで、期日前投票をさらに充実していただきたいなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（篠原広明君） お答えいたします。

商業施設等に期日前投票所を設置するためには、調整や準備に大きな事務量が割かれるため、設置箇所数を増やしたり、日数の増加、時間を延長することなどは難しいものと考えておりますが、事務作業の見直しや設置場所の選定も含め、見つかった課題を整理するとともに、他市町村の例も参考にしながら、引き続き投票環境の利便性の向上に向けて実施していければと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。これはまさしく民主主義の根幹である選挙、選挙事務についてのことでございますから、課題があるのであれば、もっともっと予算を取って、しっかり選挙体制を充実していただきたいなというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいというふうに思います。

さて、投票率を上げるために、さらなる仕掛けはできないのかと。

これについて、私は今回、選挙割という事業を取り入れてはというふうにご提案をしたいと思っております。選挙割とは、投票に行かれた方が市選管から投票済み証明書を出していただいて、それを持って選挙割の趣旨に賛同していただいている店舗に行って、投票証明書を見せれば、その店舗の考えに応じた割引とかサービス、こういったものを受けられるという仕組みです。

これは、投票した方にとっては得になる事業であり、店舗としても、この趣旨に賛同しているとあらかじめ広報されて、場合によっては、いつものお客さん以外の新規のお客さんに来ていただく、そういうメリットがある。さらに、この仕組みが適切に運営されることによって、投票率そのものも向上するのではないかと。こういうふうな、まさしく三方よしの事業であります。

これまで市選管で実施されていた、いわゆる意識啓発だけの取組だけでは、選挙、いわゆる投票率が上がらないというのは実証済みでございますよね。これまでと違う仕組みを考えなければならぬというふうに思っています。

ちなみに、市選管として、投票済み証明書、これを発行することはできますよね。

○議長（木野広宣君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（篠原広明君） お答えいたします。

投票済み証明書につきましては、市民からの要望や社会需要により、以前からも希望者には対応しているところでございます。ただし、公職選挙法に基づくものではなく、あくまで市民サービスの一環として実施しているものでございます。

この投票済み証明書は、発行に係るコストや運用面での負担、プライバシーの保護、公平性の確保などの課題もあるところですが、有権者の投票意欲の向上、企業や団体等におけるインセンティブ、いわゆるご質問の選挙割などに活用できるとして、細心の注意を払いながら、適切な管理運用をもって対応してきたところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） では、これまでも投票済み証明書というのは発行していたということですか。

この選挙割事業を行うことによって、多くの有権者にとっては投票に行くきっかけにつながり、モチベーションも上がるというふうと考えられます。また、協力店舗にとっては大きなビジネスチャンスになり得ますし、地元商業を活性化させる一助にもなります。この事業は全国的にも広がりを見せており、今後の選挙の在り方を変える可能性があります。

これまでは、NPOや一般社団法人などが取り組んでいる前例でございますけれども、その場合、それぞれのスタッフが店舗に自ら足を運んで協力をお願いするというふうなことだったので、言ってみれば、その法人さんの知り合いの皆さん、どれぐらい店舗を持っているかということで、広がりも一部限定的だったと、そんなところもあったようであります。

しかし、これを仮に行政が行えば、一団が行うよりも格段に信頼性が増します。そして、市内店舗への広がり方も当然違ってきます。そうすれば、投票を済ませた有権者にとっても、この証明書を使える店舗が10店舗なのか、いやいや、それどころじゃない、100店舗使えるんだということになってくれば、この数によって、有権者にとってのメリットが大きく違ってくるといふふうになります。

この事業を行政が主体となって取り組んでいる自治体は、全国にまだ例がありません。ぜひこの三方よしの選挙割事業を市として実施していただき、最終的に投票率向上へとつなげていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（篠原広明君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、選挙割を実施すれば、投票に行ってみようと思う有権者は増えることが考えられます。しかしながら、選挙運動が認められている選挙期間中に投票行くことを条件に飲食物の割引を行ったり、投票後の割引について約束をするということは、仮に協力店舗に悪意がなかったとしても、公職選挙法に規定される買収罪や利害誘導罪につながるおそれがあることから、選挙管理委員会として選挙割を実施する予定はございません。

また、公職選挙法第1条においては、選挙は個人の自由意思により適正に行われることによって、民主政治が発達することを目的としているということからも、割引を目的に選挙に行くことを推奨するということは、法の趣旨とは異なると考えております。

なお、各種団体等から選挙割について、選挙管理委員会に相談があった場合には、主催者や協力店舗が意図せず法に抵触してしまうことがないように必要な情報提供を行っていくとともに、選挙割を含め、投票率向上につながる取組については、国や他自治体の動向に注視してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） では、どうやって、この右肩下がりの投票率を上げますか。妙案はありますか。

これは、これまでと同じ事業、同じような予算取りをして、意識啓発中心だけの事業では、結果は同じなんじゃないかというふうに思っているんですよ。そのため、私は、少しでも投票に行っていていただきやすいためということで、期日前投票を商業施設でやっていただいて、できれば何かのついでの投票、少しでも行っていただきやすいものというふうに提案して、今回スタートしていただきましたけれども、今回はまだまだ、そのきっかけ、スタートに過ぎないというふうに思っているんですね。

ですから、もっともっと投票率を上げるために数を増やしていただきたい、そういうご要望をさせていただいておりますし、そうしたら、例えば投票所に行く足の問題なのか。なかなか高齢で行けない。それであれば、やっぱりバスを回すとか、逆に投票所のほうから市民の皆さんのほうにお伺いをして、少しでも投票に行きやすい、こういうことをどんどん工夫する努力が必要じゃないですか。これは、ほかの自治体でも既に取り組んでいらっしゃる、こういうことでもあります。

また、根本的に、有権者教育をもっと充実させたいということであれば、これはやっぱり学校教育の力をお借りして、そういったところで何かしらの手だてをもっともっと講じる必要があるんじゃないかと思っておりますし、政治ということでいえば、まさしくこの議会、この議場を使って、前はちょっと取り組んでいたことありますけれども、子供議会とか青年議会や女性議会とか、そういったことをしっかりいろんなことを仕掛けて、何とか投票率を上げよう、そういうことをやっぱり努力する必要があるんじゃないかと思うんです。

何とか投票率を上げる。意識啓発だけじゃなくて、あれもこれもそれも、考えられることはやっぱりトライしてみる、そういうことが必要なんだろうというふうに思うんですが、私は今回その中で、近年、全国的に一定の評価を得ている選挙割、こういったものが有効なんじゃないかということで、提案をさせていただいているところであります。

そうはいつでも、事業を行うのはなかなか、市選管ではないのかなというところもありますので、実際事業を行える母体としての市としての見解を所管部長から改めて伺います。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員ご提案の選挙割につきましては、議員おっしゃるような効果を得ることができるのではないかと思います。しかしながら、現時点において、行政主導で実施している自治体はなく、やはり公職選挙法の規定に違反するおそれがあるからだと思料されます。

したがって、市が主導で実施することにつきましては、選挙の公平性や市民の信頼を確保する観点からも難しいものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 確かに公職選挙法に違反してはいけないと思いますよ。当然それはそうです。ですから、今全国的にやっぴりしゃる主催者が、それはそういうふうな利益誘導にしないような一定の歯止めをかけたり、工夫をしたりしています。ぜひそういった前例の研究をしていただきたいというふうに思うわけでありませう。

この事業は、やっぴり工夫しなきゃいけないけれども、考えてみれば、実は誰も損しないんです。誰も損をしない。有権者とすればいいきっかけになって、場合によっては得になる。お店にとってはお客さんが増えるかもしれない。そして、やれば投票率が上がる可能性が高い。こういうことでございますので、ぜひいろんなこと、前例踏襲主義を突破していただいて、頑張って検討していただく、こういうことをご期待いたし、また我々、これは政治家の責任が第一だということもう一度申し上げさせていただいて、この項を終了したいというふうに思います。

続きまして、災害時の協力協定についてお伺いをいたします。

今年、令和6年は、元旦から能登半島地震が発生いたしました。それ以降、多くの支援策が取られていますが、いまだに復旧もままならない状況が続いています。あの3.11を経験した私たちにとっては、まさしく人ごとではなく、一日も早い復旧復興を願わずにはおられません。改めて犠牲になられた方々に心からのお悔やみを申し上げ、被災された方々にはお見舞いを申し上げます。

さて、いつ起きるか分からない大災害に備えるため、日頃からどう体制を整備していくか、これが非常に重要です。そのための災害時における協力協定、これについて、私は昨年、第1回定例会で質問させていただいて、特に市民の生命を守るための医療関係団体との協定締結をさらに進めていただく旨、提案しておりますが、それはその後、どのような状況でしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在本市が締結している災害時応援協定の中で、医療関係者と締結している協定は、那珂市歯科医師会との1件になります。業務の内容としましては、発災時に設定される歯科医療

救護所または医療救護所において、歯科医療救護活動を行うことが主な内容となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

歯科医師の先生方との連携はできているということでありますけれども、それ以外、例えば医師、お医者さんの先生方との連携もぜひとお訴えをして、協定締結に向けて進んでいるというふうにお伺いをいたしておりますけれども、それはその後、どうなっていってしまうのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

那珂医師会との災害時の医療救護活動の応援協定の締結は、いつ発生するか分からない災害に備えるのには、早急の締結が望ましいと考えております。

現在の状況については、協定書案の内容について、那珂医師会とはおおむね合意をしておりますが、一部の内容においての調整をしております。今後、できる限り早急にお互いが合意し、協定締結ができるよう進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 一部の内容について、調整に時間がかかっているということであります。

ちょうど1年以上前に質問しております。一体なぜなのでしょうね、なぜできないのでしょうか。実はこれは、この一、二年の話じゃないんですよね。もう何年も前からの懸案事項だというふうにお伺いをいたしております。なぜできないのか。

確かに災害時においては、想定外の事象も多くて、そのような状況下における医療行為に関しましては、事前にどこまで取決めができるのか、あらかじめ文言は整理しなければならないという難しさは想像できます。しかし、行政と、例えば医師会が協力協定という根拠によって、非常時に連携ができることは、よりよい体制づくりに直結いたしますし、それによって、結果的に、災害時に多くの那珂市民が救われるということになります。その仕組みを構築するために、ぜひ、さらにもう一汗かいていただいて、那珂医師会との協定を今度こそ早急に締結していただきたい。

あとは、それに限らず、さらに多くの団体と協力協定を締結していただき、災害に強い、もっともっと強いまちづくりというのを進めていただきたいんですよ。どうですかね、市長に見解を伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問ありがとうございます。前回の質問をさらに踏まえてという質

間だと考えております。

地震や風水害等の大規模災害時に、傷病者等へ十分な医療を迅速かつ的確に提供するためには、医療機関、関係機関との連携を図る必要があります。那珂医師会との災害時の医療救護活動に係る応援協定については、議員さんおっしゃるように大変重要、そのように考えております。

先ほど担当部長からも答弁がありました。私としても、一日でも早く那珂医師会との協定を締結できるように進めてまいりたいと考えております。

災害時の応援及び相互協定は、いつ起こるか分からない大規模災害に備えるためのものになります。資機材の提供や、多岐の分野にわたり適切な支援が受けられ、迅速な初期対応及び広域的確な応急復旧活動が行えると考えております。今後も、災害時における様々な協定の締結を推進してまいりたいと思います。

さらに、防災訓練や各施策等を実施することにより、大規模災害から市民の皆様の生命あるいは財産を守る、災害に強い、市民にとって安心・安全なまちづくりをさらに進めていきたい、そのように考えております。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

とにかく、災害はいつ来るか分からないということになりますから、今市長が決意を述べられたとおりでと思います。

今回、災害時における協力協定ということで、私もこれは過去に何回か質問しておりますので、今回、かなりポイントを絞った形での質問をさせていただいておりますけれども、しっかりと早急に生命・財産を守るためという意味では、那珂医師会との協力協定もぜひお願いしたいし、さらにとということにもなりますし、あとは過去にも申し上げておりますが、今度は結んでからがスタートということもあります。

結んだだけじゃ駄目なんですね。実際に災害が起きたときに、その結んだ締結状況が本当にできるんでしょうか。各団体と市で結んでいる内容が本当にできるんでしょうか。これは絶えず不断の見直しというのが必要だと思いますから、ぜひこれも併せて検討をお願いしたいというふうに思っています。

まさしく数日前も朝、能登半島でやっぱり震度5強の地震が起きました。あれは6時半過ぎでしたかね。これから通勤・通学準備をしている家庭が多い中での、ああいうスマホが鳴って、やっぱり我々身構えましたけれども、ああいうことというのは、いつ何どき起きるか分かりません。今でも起きるか分かりません。3.11のときも議会中だったわけですものね。そういった意味では、今起きてても不思議ではない。

そういうことでは、そういうときにしっかりと体制を組んでいられるかどうか。ぜひ不断の努力を怠らない姿勢を貫いていただきたいということを重ねてお訴えをいたしまして、この項目を終了いたします。

続きまして、フードロス削減の推進についてお伺いをいたします。

今、全世界的に気候変動が急激に進んでおりまして、各地で異常気象が発生しております。それに伴って多くの犠牲者も出ており、今後、人類が生存していくに当たって、みんなですっきり取り組まなければならないのが、この気候変動対策です。

そのために、数多くの対策が取られていますが、今回私は、フードロス削減について取り上げます。

今、日本がどれくらいフードロスが発生させているか、皆さんご存じでしょうか。2020年の推計では、日本国内のロス量は約612万トンでありまして、これは国連世界食糧計画による食料援助量約420万トンの約1.5倍に相当いたします。ですから、世界的に途上国に援助している総量の1.5倍ですよ。世界的に途上国などに送ろうとしている総量の1.5倍を、日本1国だけで食べ物を捨てているんです。こういう状況になっています。

そしてそれは、税金を使って焼却場で処分されます。当然コストもかかりますし、そのうち約半分が家庭から出たロスということですから、生ゴミが相当含まれます。生ゴミを燃やすには大量の燃料を使いますから、多くの二酸化炭素を発生させますので、これが直接地球温暖化の原因になっています。ですから、フードロスを減らす施策というのは、人類が生存していくために必要不可欠、取り組まなきゃいけないということになっています。

ですから、世界各国でこういう対策が取り組まれているわけでありましてけれども、日本においても令和元年に、食品ロスの削減の推進に関する法律、これが施行されました。この法律の基本方針は、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方針、推進の内容、その他重要な事項を定めるものであります。

都道府県は食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならず、市町村もこの計画を定める努力義務が課せられています。茨城県も、第5次茨城県廃棄物処理計画の中で食品ロス削減推進計画を位置づけており、今やこの方向に法令自体が向かっています。ですから、那珂市もフードロス削減に向けて、各種施策を充実していただきたい。

この食品ロス削減推進法を見ますと、第8条で、国及び地方公共団体は、中略しますけれども、食品ロスの削減を適切に推進しなければならないと明記しています。そして、それに関する理解と関心を深めるため、第9条で食品ロス削減月間を設けるとしており、それを10月、そして、特に10月30日を食品ロス削減の日とまで定めております。

さらに、国及び地方公共団体は、その日や月間において、趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるというふうにしておりますので、那珂市においても、ぜひ周知、また事業の実施をするべきではないでしょうか。

また、第13条で、市町村の推進計画策定の努力義務をうたっております。那珂市でもこの計画を策定して、各種施策を展開していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、毎年10月が食品ロス削減月間ということになっております。本来食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる食品ロスについて理解を深め、削減に取り組むための様々な情報を発信する月間となっております。

本市としましても、市民の皆さん一人一人が、できることから食品ロスの削減に取り組んでいただけるよう、市のホームページや広報紙、こちらを活用し、市民にご協力を呼びかける周知活動を行ってまいります。

市町村食品ロス削減推進計画については、市が昨年度に策定した那珂市一般廃棄物処理基本計画の中に組み込み、示しております。食品ロスの現状と課題を示し、市と市民の日常生活での取組、事業者の事業活動での取組、市民活動団体での取組などを盛り込んだ計画となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

那珂市のほうでも、廃棄物処理基本計画の中で位置づけをされたということでもあります。これもやっぱり、位置づけをされたのみならず、これを実際にどう推進するか、これが大事でございます。

さて、茨城県においては、令和4年6月、ですから、ちょうど2年前であります、マッチング支援コーディネート窓口が設置されました。ここでは、フードロスを抱える事業者とそれを活用したい事業者の悩みや相談を受け付けており、地域におけるフードロス対策を具現化する事業として注目されています。

今回も、議長から許可をいただきまして、議員や執行部の皆様にはタブレットのほうに、そして、議場の皆様にはお手元に、このような資料を配付させていただいております。実際はこういうカラーになっているわけですね。

これを見ると、パンフレットの左側のように、食品製造や外食、卸・小売や生産農家から日常的にフードロスが発生しています。このフードロス、ここが、先ほど申し上げたとおり、日本国内において、国連世界食糧計画の1.6倍もの膨大なロスになっているわけです。これを少しでも、右側の欲しいという、こっちの事業者に渡すことができないでしょうかということなんですよ。

例えばここに例示されているように、規格外品を利用したジャム菓子を製造したいような、こういう事業者さんであるとか、子ども食堂や生活困窮者の皆さんとか、フードシェアリングと書いてありますけれども、ウェブサービスやアプリで販売したい事業者や購入者とか、食品ロスを活用した飼料を使いたい畜産農家の方々とか、やっぱりこれ、かなりいろんな社会の中でロスが出ているもの、やっぱり一方で、これを活用したい、利用したいという方々、これもやっぱりたくさんいらっしゃるわけですよ。

これは、今でも一部、連携しているところはあると思いますよ。思いますけれども、規模

感でいうと、地球の気候変動を止めるために法律ができたというぐらいですから、これを社会的な仕組みにしっかり構築していくということ、これがフードロス削減の手法として、今後絶対に必要になるということなんです。

県がこの事業を始めてから、何百という相談が寄せられておまして、実際にお手元の資料、こちらの資料にあるような、マッチングも何十件も、こういう実績があるということがあります。ここに書いてあるように、規格外のレンコンをホテルにマッチングするとか、規格外のリンゴをこども食堂など支援団体にマッチングするとか、ニンジンの切れ端を酪農家にマッチングする。おそらくいろいろと考えれば、それぞれの各分野、各事業所、各店舗で考えれば、いろいろとあるんじゃないかなというふうに思うんですね。ニーズは、要らないというほうと要るほうが、双方にとって確実にあると思われまます。

僕も県の担当者にお伺いをしましたけれども、これすごく大事なことなんですけど、ただ一方、双方の連携をするに当たって、どうしても問題が課題があるのは、やっぱり距離の問題なんです。県となると、やっぱりかなり範囲が広いものですから、例えば県北の事業主と県南の事業主で連携したいといっても、どうしてもそれを運ぶ距離がやっぱり大変である、その間に食材が傷んじゃう、そういったことも出てくる。運搬の問題、距離の問題、そういうふうなことが課題だということはお聞きをしております。

私はこれを、こういう仕組みは県でできておりますけれども、これをぜひ那珂市内でマッチングをしたらいいんじゃないかというふうに思っています。那珂市内であれば、距離に負けないんだろうなというふうに思いますね。運搬もそれほど、県レベルじゃなくて、那珂市内であればできるんじゃないかな、いろんなことが考えられるんじゃないかなというふうに思います。

市内であれば、市内農家さんがちょっと作り過ぎた、余ったものがあるよ、そういったものをこども食堂さんとか、いろんな世帯に渡していく。その仕組みづくりは、大いに可能性があると考えます。

あと、聞いたところによると、こういうこども食堂さん、那珂市内で頑張っているところ、たくさんあるわけではありますけど、もっと増やしたいという声も複数あるように聞いておりますから、そうすると、もっともっと市内でのコンパクトなマッチング事業が大事になってくる、求められてくるというふうに考えますので、ぜひこういう仕組みを、社会的な仕組みを構築していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

議員ご紹介のとおり、茨城県ではいばらきフードロス削減プロジェクトを立ち上げ、県と民間事業者等の連携により、食品ロスを削減するための施策を展開しております。食品の製造、小売、外食、生産農家における食品ロスの削減として、マッチング支援コーディネート窓口を設置し、食品を提供したい方と食品を必要とする方のマッチングを行い、先ほど言い

ましたこども食堂やひとり親家庭、ひとり親世帯、困窮世帯を支援する団体などとの橋渡しをしております。

今回議員から、本市においてもマッチングの仕組みを構築してはとのご提案ですが、本市における食品の提供が可能な事業者数、また本市の規模などから考えると、既に取り組が進んでいるいばらきフードロス削減プロジェクトの活用が有効であると考えます。市内の事業者や市民に対して、このプロジェクトの普及に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 県のプロジェクトを利用していくよということではありますが、ぜひこういったことを認識していただいて、ここから取組をスタートしていただきたいというふうに思うわけです。

このチラシの裏側のほうなんかをちょっと見ていただくと、やっぱり面白いなと思うのは、マッチングアプリ「TABETE」という、これはC o C o o k i n gさんという会社の開発したアプリであります。これは言ってみれば、スーパーとかいろんな店舗で、そろそろ売れ残っちゃうというようなところを、「TABETE」というマッチングアプリに連携をする。そうすると、前もって登録している消費者が、このアプリでいるわけです。そうすると、そこを結びつけてくれて、その消費者が、消費期限残り僅かだけでもちょっと安く買える、だから買いに行きますよ、そういうふうなマッチングなんですね。

だから、私なんかも、例えばいろんなスーパーとか小売店舗、夕方とか夜とか行くと、結構きれいに在庫をきちんと掃いていただいている店舗もあれば、残っているなみたいなものを見ると、これみんな捨てられちゃうのかなというふうに、やっぱり心配しているわけでございまして、これ何とかならないのかなというふうに常々思っているものですから、こういったマッチングアプリというのが今、世の中にはあるんですね。

こういったものを、県の窓口相談が来たときに、担当者さんがアプリなんかも紹介をしているというようなところもあるようでございまして、それぞれ餅は餅屋で、やれることを少しずつ、どうすればできるかなというのを考えていけば、大きなフードロス削減につながるんだらうと僕は思っておりますので、これは1人、2人が頑張るんじゃ駄目です。社会的にこういう仕組みをどうつくろうかということで、ぜひこれは行政の皆さんに考えていただきたいというふうに思っております。

次に、フードロス削減のために、またこれとは別の具体的な取組が行われています。市内でも既に行われています。これは近年、多くの地域で実施されているフードバンク、フードパントリーという事業でございます。

フードバンクは、一般家庭で余っている食品、これは賞味期限が2か月以上のものに限定されていますから、例えば乾麺とか缶詰、カップ麺とか、そういうものが多いんですけども、これを生活困窮世帯や児童養護施設などにお渡しをする、こういう事業であります。

実際にどうやるかという、きずなBOXというドラム缶みたいな容器に食品を入れていただいて、これをスタッフが回収してフードバンクの事業所まで届ける、フードバンク事業所から直接いろんな団体にお渡しをする、こういうふうなサイクルで回していくというふうな仕組みでございます。

フードバンク自体は、1967年にアメリカで開始されまして、各国に伝わって、日本でも2000年以降、多くの都道府県で運用されております。県内でも、ほとんどの市町村で今実施されておまして、那珂市では6年ほど前に開始をしたということでもあります。

今では、このきずなBOXというドラム缶型のボックスが、皆さんご承知だと思いますが、実は那珂市役所にありますよね、1階の総合受付の真横。入口を入ってきて真正面にあるわけですね。あとは、瓜連支所の分庁舎の1階、社会福祉協議会の前と、あとは菅谷の総合保健センターひだまりの1階、3か所に設置されて、運営をしているということでもあります。

一方、フードパントリーというのは、事前に配布する食品などをまとめておいて、決まった期日に生活困窮世帯に、これも直接お渡しをするという事業であります。

フードバンクというのは、お話ししたとおり、食品をきずなBOXに入れて、それを回収して事務所へ持って行って、そこからお渡しをするというふうにならざるを得ないので、やっぱり日数がかかるので、だから、2か月以上は賞味期限がないと受け付けられませんよと、そういうことになっているわけでもありますけれども、フードパントリーというのは、事前に物を集めておいて、決まったその日に直接、生活困窮世帯にお渡しをするものですから、物としては2か月以上じゃなくてもいいんです。もっともっと賞味期限が短くていいです。場合によっては、生鮮食品とか野菜でも大丈夫なんです。

だから、フードバンクは野菜とかは駄目なんです。回っているうちに傷んじゃいますからね。そういう違いがありますけれども、フードパントリーは、那珂市では2年半ほど前から開始されていて、2月、7月、12月ということで、いわゆる、ちょっとそういう世帯で物入りかなと、お金が結構出て大変かなという、子供の夏休み、長期休みですね、春休み、夏休み、冬休みに入る直前に行われていると。年3回実施しておりますけれども、毎回開催する都度、参加してくる世帯が増えているという状況であります。

いずれも、不要になった食品を必要な方々にお渡しするという事業ですから、フードロス削減の事業として、まさしく的を射た事業であります。しかし、現状を伺うと、定期的に食品が数多く集まっているとは、必ずしも言えないということでもあります。また、フードバンクであれば、食品を回収するスタッフが必要ですが、これも今現在限られていると。さらに、フードパントリーは、事前に必要世帯用に物をパッケージするわけですが、これの手間であるとか、実際当日お渡しをするスタッフ、この人数がまだ不足しているというふうに聞いております。

令和2年に閣議決定された食品ロスの削減の推進に関する基本方針を見ますと、フードバンク活動は食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点から

も意義のある取組であり、国民に対してフードバンク活動への理解を促進するというふうに記載されております。那珂市においても、フードバンク、フードパントリー活動を広く周知して、食品の提供とか、ボランティア人材を募るとか、幅広く支援をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

先ほど議員のほうからご紹介がありましたので、繰り返しになってしまいますけれども、まずフードバンクにつきましては、一般の方が気軽に食品を寄附できるように、NPO法人フードバンク茨城が各市町村や社会福祉協議会などにきずなBOXを設置しまして、寄附された食品などは児童養護施設などに届けられるというものになってございます。

本市においては、先ほどもご紹介ありましたとおり、市役所本庁舎、瓜連支所、ひだまりにきずなBOXを設置しており、市民の皆様にご協力をいただいております。

また、フードパントリー、本市におきましては、なかなかパントリーといっておりますが、こちらは那珂ライオンズクラブ、那珂明るい社会づくりの会、市社会福祉協議会が実施しており、食材などの寄附を募り、ひとり親家庭などにお渡しする取組となっております。どちらも、食品ロスになってしまいそうな食品を必要な方に届けるというものです。

食品を受けたい世帯は年々増加傾向にあり、安定的に食材を提供するためには、さらに寄附していただく方や、取組にご協力いただける方を増やしていく必要がございます。引き続き社会福祉協議会と共に、制度の周知やボランティアの募集に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。ぜひお願いしたいというふうに思います。

こういうものって何でもそうなんですけれども、いきなり行政がどーんとつくるものというよりは、まず社会の中でいろんなところでニーズがあって、それに気づく方、やっぱりそれに対して、何か手を差し伸べたり動こうと思う方が動き始めて、それが一つの大きな流れになってきて、それを後押しするような法令ができて、しっかりとした仕組みがまた構築されていく。そういったことというのが、多分世の中、非常に多いわけですが、今回のフードバンク活動なども、最初は本当にそういう事業だったと思うんですね。必要なものを必要なときに、動ける方が少しずつ。

ただ、これがやっぱり社会的に意義があって、やっぱり、本当はそういうロスもないほうがいいんだし、生活的に苦しい方は当然いらっしゃらないほうがいいわけですが、社会的にやっぱりそういったものが必要な事業だとなれば、これは行政がしっかりと後押しをすべきであるし、まさしくこれは、法律もできたわけですから、法律の中にもそういう明記されているわけでありまして、これは住民に身近な行政の市として、しっかりその取組を

強化していただきたいというわけであります。

私もこの質問するに当たって、いろいろとまた調べさせていただくと、今回フードバンク、今回はNPOフードバンク茨城がありますけれども、フードバンクとさらに市として連携協定をして、市民をぜひ暮らしやすい、そういうふうな生活にしていくんだという取組をしているところもあるし、先ほど、法律で努力義務が課せられた食品ロス削減推進計画でありますけれども、これを条例として、しっかり市として形づくっていくんだと、こういうふうな自治体も増えてきておりました。

ぜひこういうふうなフードロス、これが実際、我々が暮らしやすい社会をつくっていくことなんでしょうけれども、これを頑張れば頑張るほどフードロス削減につながる、地球温暖化防止につながる、こういうことでもありますから、ぜひ意義深い事業だということで、ご認識を新たに組み込んでいただきたいというふうに思います。

同じような活動で、フードドライブという事業もあります。これは、家庭で余っている食品を学校や職場などに持ち寄って、場合によっては各種イベントの受付なんかで受け付けて、それをまとめて地域の福祉団体とか施設、フードバンクなどに寄附する活動であります。フードドライブといいます。

何年前前では、私、埼玉県などでは、県の職員が県庁で食品を集めて、団体へ寄附しているということも聞いたことがございます。ですから、できれば那珂市役所でも、定期的に職員の皆さんに呼びかけて、家庭から食品を募っていただいて、フードバンク、フードパントリーに寄附する、そんなこともあってもいいんじゃないかなというふうに思いますから、これはぜひご一考いただければ、ありがたいかなというふうに思っております。

最後に、フードロス削減をさらに推進するために、国は令和4年度から、食品ロス削減推進サポーター制度というのを創設いたしました。これは、地域において推進を図る人材を育成し、指導的役割を果たしていただくということを期待して実施されているものであります。

対象者としては、食や環境問題に一定の知見を有した食生活改善推進員、また環境活動団体の皆さん、また、皆さんのような地方公共団体の職員の皆さんなどを想定しておりまして、食品ロス削減ガイドブック、これが消費者庁で出しているものですが、これを用いた講座を通じてサポーターを育成するというものであります。

ぜひ市としても、この制度を周知して、サポーターとして地域で活動する方を増やすことによって、フードロス削減活動をさらに推進していただきたいというふうに望みますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

食品ロス削減推進サポーター制度は、食品ロスの削減を目指す一環として、国が設けた制度となります。この制度、食品ロス削減の助言等に取り組むことができる人材や団体をサポーターとして認定いたします。サポーターは、課題や削減方法を学び、講座や学習会などの

場で、地域に即した食品ロス削減の情報や手法を伝えていただく役割を担うということになっております。

市としましては、市民、事業者に制度を知っていただき、サポーターとなっただけの方を増やしていけるよう、ホームページや広報紙などで広く周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） とにかく食品ロスを減らしていかなきゃいけないということになっているわけでありまして、それを那珂市内の中でどうやって減らすか。そういう仕組みをつくっていくことも大事だし、今取り組んでいる団体を支援することも大事だ。ただ、行政だけで当然、号令をかけても、そういうわけにはいかないわけですから、民間の力を使おう、民間活力をぜひ生かしていこうという意味でのサポーター制度なんだと思います。

言ってみれば防災士とか、防災士なんかというのは当然、防災に関していろんなことを、知識の普及を図らなきゃいけないんだけど、そういう知識を得た民間の方に頑張ってもらって、地域でいろんな活動をしてもらっておりますよね、防災士の皆さん。あと、地球温暖化防止活動推進員、これも茨城県知事が委嘱している推進員ですが、これも地域でいろんな取組をしている。

やっぱり地域で民間の皆さんにも頑張ってもらいたいということが、制度全体を盛り上げていくということになりますから、今回の食品ロス削減運動はまだまだ新しい。そういった意味では、だから国も、サポーターというのをたくさんいただいて、地域でどんどん活動していただこうと、こういう普及させるためのものでしょうから、ぜひこれは周知していただいて、市のほうでも全体として取り組んでいただきたい。前向きに進めていただきたいと思いますので、お願いをいたします。

最後に、市長から、フードロス削減に関する施策について、総括して見解と意気込みを伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） フードロス削減の推進についてということで、議員さん、環境問題にも非常に熱心に関わっている。そういった日常活動の中から、今回このテーマに絞って、ご質問をいただいたというふうに感じております。

答弁をさせていただきます。

食品ロスについては、社会全体で見れば、課題であることは当然言うまでもありません。圏域の規模でのマッチング事業は、ご紹介あったように非常に効果的だと思います。

国は、生産・流通・販売・消費などのそれぞれの分野において取組を進めております。経費を抑え、所得を増やしたい分野によっては、既に進んでいる取組もあれば、いまだ十分でないものもあると感じております。スーパーの商品棚に手前取りというポップ表示をよく目にするようになりました。これまで無意識に消費期限が長いものを選んでいて、買物籠に入

れていた行動は、食品ロスの原因の一つだと考えさせられました。

一番大事なことは、無駄をなくす、生かし切るという意識を全ての市民が持つことだと思います。市としては、食品ロスに関する情報を広くお知らせをして、市民一人一人の気づきや関心を持つきっかけづくりにこれからも取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。ぜひお願いしたいというふう思います。

最後に一つ、ご提案だけさせていただければと思うんですが、県のマッチング窓口、実は県のほうで私をご提案した内容でございますが、私もこれ、最初一般質問するときに、市の職員の方とやるときに、フードロスってすごく幅が広いですね。廃棄物の問題だとすると、環境であったり、これを例えば教育の分野も絡めれば、どうすればいいかとか、10ぐらいの課が打合せに来られたんですよ。

結局、どこが受け取って答弁をつくりましょうかみたいなことになってしまっただけなんですけど、これ、やっぱりどっちかという、庁内で勉強会というか、ある程度各課横断的な、ちょっとそういう組織を若干つくっておいていただいて、その中で、いろいろフードロスに関してどうするかというのを庁内で考えられる仕組みをつくったほうがありがたいかなというふうに思っています。

このチラシを見たって、本当にこれ、いろんな社会の仕組みをつくるとしたら、幅広になるわけですよ。これはどこか担当課だけ、今回は環境のほうでつくっていただいていますけれども、かなり多岐にわたりますから、そういった意味では、まずそういう準備段階で、そういうふうな母体を少し工夫していただくとありがたいかなと思いますので、ご提案だけさせていただきます。

取組をご期待申し上げまして、私の一般質問を終了します。よろしく申し上げます。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告5番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時40分といたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時41分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（木野広宣君） 通告6番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 那珂市の公共交通事業について。2. 農業の担い手確保について。3. ラーケーション制度について。4. 那珂市小中学校の体育館等へのエアコン設置について。

寺門 厚議員、登壇願います。

〔13番 寺門 厚君 登壇〕

○13番（寺門 厚君） 議席番号13番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

本日最後の質問となります。今しばらくご清聴のほど、お願いをしたいと思います。執行部におかれましては、簡潔明瞭なる答弁をよろしくお願いをいたします。

最初の質問事項は、那珂市の公共交通事業についてであります。

本市には、鉄道、路線バス、タクシーなど5種類の公共交通が網羅されており、大変便利な環境にあるかのように見えます。しかしながら、実態は、市民の移動手段のほとんどは自動車、マイカーであり、約90%の方が利用されているのが現状であるというふうに思います。

今後は、高齢者で移動手段のない方が、運転免許返納者を含めて増加していくのは間違いないこと、市民の市内移動手段、自宅と駅、公共施設、目的地など、駅と公共施設と目的地間の移動手段がなく確保が急務なことなど、公共交通の充実、利用増を検討する時期であること、植物園リニューアルや道の駅設置に伴う観光客や利用客の移動手段としても、具体的に考える時期に来ていると思います。

市では、令和6年から令和10年までの那珂市地域公共交通計画を、この3月に策定・公表しております。今後の方向性は示されましたが、具体的に那珂市公共交通の利便性を向上し、維持していくには、市民の需要と全体の公共性をいかに維持していくか、一つ一つ実態把握をしながら、最適な公共交通事業を展開していくことが期待されております。

今回は、本市の公共交通事業について考えてみたいと思います。その中で、路線バス水戸・下江戸線、水戸・大宮線、デマンド交通ひまわりタクシーについてお聞きしたいと思います。

公共交通事業の現状についてですが、デマンド交通ひまわりタクシー、茨城交通水戸・下江戸線、水戸・大宮線の利用者数と本市の負担額、過去5年間の推移についてお聞きします。どのようになっていますか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

デマンド交通ひまわりタクシーの利用者数及び支出額についてお答えいたします。

まず利用者数ですが、令和元年度が延べ1万9,704人、令和2年度が延べ1万6,805人、令和3年度が延べ1万9,387人、令和4年度が延べ1万9,516人、令和5年度が延べ2万438人となっており、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は減少傾向にありましたが、現在はコロナ禍以前の水準にまで回復し、増加傾向にあります。

次に、運行補償費については、セダン車両4台とボックス車両2台の計6台による運行の経費から利用者支出額を除いた金額が、令和元年度3,538万1,880円、令和2年度3,512万8,880円、令和3年度3,555万3,480円、令和4年度3,507万1,080円、令和5年度3,552万7,320円となっており、5年平均で約3,550万円となっております。

続いて、茨城交通水戸・下江戸線と水戸・大宮線の路線ごとの全体の利用者数についてお答えいたします。

茨城交通水戸・下江戸線利用者数ですが、令和元年度が延べ3万7,024人、令和2年度が延べ2万7,568人、令和3年度が延べ2万8,106人、令和4年度が3万846人、令和5年度が延べ3万1,582人となっております。

次に、茨城交通水戸・大宮線の利用者数です。令和元年度が延べ8万3,839人、令和2年度が延べ5万3,605人、令和3年度が延べ5万5,500人、令和4年度が延べ6万2,704人、令和5年度が延べ6万6,755人となっており、新型コロナウイルスの影響もあり、令和2年度は減少傾向にありました。令和3年度以降は徐々に増加していますが、コロナ禍以前の水準までには回復していない状況と考えます。

次に、茨城交通水戸・下江戸線と水戸・大宮線、路線全体に対する本市の支出額についてお答えいたします。

国・県及び市では、民間バス路線の運行経費の不足分に対し補助をしておりますが、茨城交通水戸・下江戸線に対する本市の支出額といたしましては、令和元年度24万9,800円、令和2年度64万4,972円、令和3年度20万8,250円、令和4年度37万3,591円、令和5年度65万3,868円となっております。

次に、茨城交通水戸・大宮線に対する本市の支出額です。令和元年度157万2,850円、令和2年度544万5,968円、令和3年度283万2,556円、令和4年度346万2,521円、令和5年度445万5,919円となっております。

市の支出額としましては、利用者がコロナ禍以前の水準までに回復していないことや燃料費の値上がりにより、増加傾向にある状況です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） デマンド交通ひまわりタクシーは、令和5年からはコロナ禍の影響も薄れ、増加傾向になっております。過去5年間の運行補償費は、平均3,550万円台で推移しているということ、今後、運行補償費については、利用者増を図り、収支率を上げて負担軽減を図っていくことが必要だというふうに思います。

利用者からは、帰りの待ち時間がまちまちで改善願いたい、水戸市やひたちなか市の乗降者場を増やしてほしい、便数を増やしてほしいなどの声をお聞きしております。

路線バスについては、本市は5路線あり、全体の利用者数は、平成30年度29万2,000人、令和4年度は、コロナの影響があるが、利用者数は18万1,000人まで大幅に減少しています。

利用者数については、先ほど答弁にありましたように、水戸市の町なかの利用者も含めての人数ですので、本市のみの利用者数は非常に少ないというふうに思います。今後、実態確認が必要でありますので、把握のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

路線バス利用者数の中で、水戸・大宮線、水戸・下江戸線が全体の半数以上を占めております。答弁にありましたように、減少傾向は今後も変わらないというふうに思います。実際の運行車両を時々見かけるわけですけれども、平日も土曜・日曜も、バスの乗客はばらばら、中にはまるきりゼロという日もあります。

運行経費補助については、下江戸、大宮線ともにコロナ禍以前までに回復していないことや、燃料費の増ということで増加傾向になっているということです。今後、利用者がますます減る一方、補助額は増加していくという傾向が想定されます。

先ほども申し上げましたように、利用者数がどれだけいるのか、非常に少ない。その割には、大宮線なんかは450万円負担ということになりますので、この辺も今後しっかりと調査をして、補助額については、路線内自治体と運行会社で協議をしていく必要があると思います。

では、これらを踏まえて、課題と対策についてお聞きしますけれども、本市の公共交通の具体的な課題は何か伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

昨年度実施しました公共交通に関するアンケート調査結果から申し上げますと、日常生活において移動が不便と感じている方からは、目的地までの路線や手段がないこと、駅までの距離が遠いという声が多くありました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） アンケート調査結果から見える課題は、目的地までの路線がないところや、駅までの距離が遠い地区の移動手段の確保であるということであります。

私も現状を見たり聞いたりする中で、市内をJRと路線バスが走っておりますが、沿線のそれぞれをつなぐ手段がありません。自宅と目的地をつなぐ横の移動手段がない。そのとおりだというふうに考えております。

また、路線バス利用者の実態把握と利用者増、今後の運行や補助額について、連携自治体及び交通会社との協議も重要な課題であると考えます。

では、課題に対して、どのような対策を打っているか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

当市は、市内全域に集落が形成されており、人口の6割近くが市街化調整区域に分散し居住していますが、鉄道路線は市の中心を縦断するように整備され、バス路線も市の一部で運

行されていることから、課題への対策は、鉄道・バスを補完するものとして、民間のタクシーや市が運営するデマンド交通が有効であると考えています。

市が運営するデマンド交通ひまわりタクシーは、一般のタクシーより低額ではありますが、乗り合いで乗降場所や時間等の制限があるということもあり、利用者それぞれの利用目的や住まいの地域などによっても、利便性の感じ方に差があることが考えられます。登録者に対して、利用者が一部の人に限定されている現状もございます。

このことから、今年度は、登録者向けにアンケート調査を行い、利用実態の把握に努め、利便性の向上を目指してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 市民の移動手段として、鉄道やバスを補完するものとして、デマンド交通ひまわりタクシーの運行が有効であるということは分かりました。

さらに、今は移動手段として、利便性の向上が要望されております。それに応えるために、3,400人を超える登録者にアンケート調査を実施し、実態把握の上、利便性向上をしっかりと図っていただきたいと思えます。

さらに、市内の鉄道駅や公共施設等と路線バス等の結節機能を充実させる新たな移動手段も検討する必要があると思えます。

那珂市地域公共交通計画では、高齢者や障がい者をはじめ、多様な利用者を想定した公共交通環境の充実を図るべく、検討を進めていくとしております。これからの本旨の公共交通はどのように進展していけばいいのか、いくつかお聞きします。

本市の公共交通のあしたを考えるとということでは、昨年12月の公共交通事業の一般質問の市長答弁にありました、交通弱者をはじめとした全ての人が利用しやすい環境充実に寄与する、デジタル技術を活用した未来型の交通システムを目指した取組を進めるとありますが、どのような取組を進めていくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

デマンド交通利用者の方の利便性の向上や事業運用の効率化を目指し、AI予約や配車システムなど、情報技術の活用に向けた取組を目指すなど、長期的な課題ではありますが、市の実情に合わせた交通システムの構築を進めてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 現行の公共交通基盤でありますデマンド交通利用者の利便性向上や事業運用の効率化を進めるためには、早い段階でAI予約や配車システムなど新たなシステムを取り入れ、検証しながら利用促進を図ってほしいと思えます。

では、高齢者を含め、買物困難者対応交通手段の確保はどのように考えているのか伺いま

す。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

公共交通である民間タクシーや、利用要件に基づき利用者登録をしていただければ誰でも利用できるデマンド交通ひまわりタクシーも、市内の大型商業施設などに乗り降りできることから、高齢者を含む買物困難者の一助となっているところです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） ぜひとも利用登録をして、デマンド交通ひまわりタクシーを利用いただきたいということだと思います。

高齢者の買物困難者には、運転免許返納者も含まれております。運転免許自主返納時には、デマンド交通ひまわりタクシー利用券が本市では交付されております。特典はこれ一つのみですので、運転免許返納者対策としまして、デマンド交通ひまわりタクシー利用券にプラスして、電動アシスト自転車や電動車椅子の購入補助を行い、外出の機会を多く取れるよう選択肢を拡大してはいかがか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市では、運転免許を自主返納した後の移動手段を確保するため、運転免許自主返納等支援事業として、対象者1人につき、ひまわりタクシーの特別利用券1万5,000円分を交付しているところです。

今後も引き続き支援事業の周知を行うとともに、外出機会の増加につながる具体的な手法については、議員ご提案の内容を含め、他の自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） ぜひとも検討いただきまして、支援の選択肢を広げていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次は、那珂市内循環交通手段について、新たな移動手段やシステムを検討しておく必要があるというふうに考えますので、東京で始まりました日本版ライドシェア、行方市が運営する自治体版のライドシェアなどライドシェアの導入について、それから自動運転のバス走行について、貸切りタクシーの運行などについて、市はどのように考えていますか、お聞きします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えします。

那珂市では、補完系交通として、利用者ニーズに応じて改善しながら、デマンド交通を運

用しているところですが、他市町村においては近年、ライドシェア導入や貸切りタクシーの運行など、その地域に応じた交通システムの構築がされています。

これは、地域の状況に応じて年齢や対象者を限ることや、その運用の仕組み・方策は様々なものがある一方で、ライドシェア導入に当たっては、法律や運用上の課題もありますので、持続可能な公共交通サービスのため、那珂市の実情に合った交通システムの構築に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 本市の補完系交通の利用者のニーズはどこにあり、どれくらい必要なのか、しっかりと調査をし、見極めることが肝要だと考えます。他市町村では、調査・実施をしながら、本格運用への道を探っている状況だと思います。他自治体の例も参考にしながら、本市に合った持続可能な公共交通のサービス充実に努めていただきたいというように思います。

次は、観光利用の促進についてであります。本市は来年4月、県植物園のリニューアルオープンを控えており、数年後には複合交流拠点、道の駅の設置、さらにその先には、産業団地の開設が予定されております。JR各駅と植物園、道の駅などの多数利用者の移動手段をどう確保するのか、また、市内観光及び周遊の移動手段をどう確保していくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

昨年度策定した那珂市地域公共交通計画においても、多様な利用者を想定した公共交通環境の充実を施策とし、観光ルート等も併せ、観光利用者の促進を主な取組とし、掲げているところがございます。公共交通で市内観光施設をつなぐ必要性は感じているところです。

まず、道の駅の整備に合わせて、関係事業者及び関係各課と連携をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 道の駅の開業に向けて、市内観光利用者の周遊手段として、関係事業者及び関係各課と連携して確保していくという答弁でありました。

道の駅は、県植物園のリニューアルによる観光客を、市内周遊観光ルートの目玉として誘客をもくろみ、開設するということだったのでないでしょうか。

先にオープンするのは県立植物園であります。過去最大20万人を超える入場者数、コロナ禍前は10万人規模でした。全て車での来場者とは限りません。観光客の誘致についても、JR利用での誘客を県へ要望して、市内水郡線駅と植物園、市内観光スポットとの連携も市として提案を行い、観光客の誘致と、来ていただいた観光客の駅からの移動手段の確保ということも県と連携を図り、検討していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

一例としまして、デマンド交通ひまわりタクシーをA Iタクシー化し、市民向けと観光客向けに分けて設定してはどうか伺います。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

茨城県が公表した県植物園等リニューアル基本計画では、利用者ターゲットを休日は首都圏全域からのファミリー層、平日は既存利用者であるシニア層・近隣住民を中心としたトレッキング客・ランチ客・カフェ利用者等としており、多くの利用者が自家用車を用いることを想定しているところです。

また、平日の利用者として主に想定されている近隣住民については、自家用車でのアクセス以外に、現在も民間タクシーやひまわりタクシーでの利用も可能となっております。

したがいまして、現状においては、県植物園リニューアルに合わせた新たな公共交通の構築を考えてはおりませんが、今後の県植物園への公共交通でのアクセス需要の動向を見ながら、必要に応じて関係事業者や関係機関と連携をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 県での利用者ターゲットは、多くの方は自動車と想定しておりますが、それでいいんでしょうか。日本初、泊まれる植物園とうたうくらいですから、MaaS的な考えで、JRを含めたあらゆる交通手段を利用して来ていただく観光誘客は必須だというふうに考えます。自動車だけの利用者では、園内利用者が消費するお金は、民間の事業者の元へいだけとになってしまう懸念があります。

そして、やはり市内観光周遊をしてもらい、植物園以外でも、那珂市のグルメやブランド品を含めた物産、特産物等へ消費をしていただくシステムと、駅や道の駅等と観光地とをつなぐ結節・周遊公共交通手段を用意しておくべきだと考えます。市として、政策企画課、商工観光課がメインになり、関係各課連携して、本市への観光客の誘客戦略と実施システムを今から市として明確に用意しておき、県へ要望していただきたい。また、県との連携を深めていただきたいと思います。

公共交通事業は、あくまで観光誘客戦略・戦術等を達成する手段であります。そのためには、政策企画課、商工観光課が先頭になって、本市の観光客増と、市内周遊観光ルートと市内各所にてお金を落としてもらう仕組みをしっかりとつくってもらいたい。それに付随して、市内周遊交通手段等の確保については、所管の都市計画課のさらなる奮闘をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、この項の質問を終わります。

次は、農業の担い手確保についてであります。

本市の農業は、基幹産業と言われて久しくたちますけれども、農業生産額は40億円弱で、農業従事者の高齢化が進み、担い手不足と言われて、はや10年以上経過をしております。

本市では昨年より、担い手不足解消ということで、地域座談会を重ね、農地を保全していくために地域計画策定を推進しています。市内では、まだモデル地区で開催し、これから各地域で地域計画を策定していくという予定となっております。

地域計画策定のメリットであります10年後の地域内の個々の農地を誰が耕作するのか見通しをつけること、これが一番重要であると私は考えております。農業の担い手不足解消を図るには、地域会議を開き、じっくり検討を重ね、ここの田んぼを誰に作ってもらうかを決めてほしいと思います。

しかし、事は祖先伝来の農地の問題であり、時間がかかると予想されます。地域計画策定と同時に、集約し切れない耕作地や作り手が未定の耕作地を確保しておく必要があります。今回は、このような農業の担い手をどう確保していくのか、お聞きしていきたいと思います。

現状と課題についてですが、農業の担い手について、認定農業者、兼業農家、大規模経営農家、農業法人、新規就農者等、様々な形態がありますけれども、それぞれの人数と耕作面積、年齢構成についてお伺いします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

農業の担い手の関係で把握できているものの過去5年間の推移になりますが、認定農業者数は令和2年度で93経営体となり、うち法人が16経営体で、令和6年度は96経営体となり、うち法人が24経営体となっております。

年齢構成につきましては、令和2年度では40歳未満が19.5%、40歳以上60歳未満が35.1%、70歳以上が45.5%となっております。令和6年度では40歳未満が16.7%、40歳以上60歳未満が34.7%、70歳以上が48.6%となっております。

認定農業者等への農地利用集積面積につきましては、令和2年度が865ヘクタール、令和5年度が1,007ヘクタールと、担い手への農地利用集積が進んでおります。

認定新規就農者につきましては、令和2年度1名、令和5年度1名、令和6年度3名が認定されています。

兼業農家数は、2020年の農林業センサスでは899経営体となっております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 令和2年度から令和5年度の比較では、担い手の中で認定農業者は、法人の経営体は、全体微増であります。法人の経営体が増加をしているということ、年齢構成は、70歳以上が約半分を占めるまでに増加、認定農業者への集約化が進んでいるということでもあります。兼業農家は、2020年度で899経営体と、10年前に比べますと、かなり減少しているということが言えます。

実は、この兼業農家の方々は、もう限界だよと、やれないよと、後を継ぐ人がいないという声を多く発しております。5年、10年前に聞きました、できない、後を継ぐ人がいないと

いう声とは大きく異なり、現在お聞きしている声は、本当に何とかならないのと、悲壮感すら感じております。

では、市では担い手の確保状況について、どのように捉えているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

2000年からの20年間で販売農家戸数が半減し、認定農業者の年齢も上昇していることから、全国的な傾向ではありますが、高齢化により農業従事者数が減少しております。

認定農業者数は微増の傾向で、認定農業者や規模拡大の意向がある農家といった担い手への農地集積面積も増加傾向となっており、担い手への農地利用集積が進んでいると捉えております。

耕作放棄地面積は、横ばいから微増傾向となっていることから、農地の活用については、担い手への農地集積は効果が上がっているものの、耕作放棄地は増加していくことが懸念されます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 高齢化による農業従事者の減少は著しいものがあること、その対策である担い手への農地集約による農地利用は進んでいること、一方では、耕作放棄地の面積は微増につき、今後、耕作放棄地が増加する懸念があるということという答弁でありました。やはり現状は、高齢化が思った以上に進んでおり、今後ますます拍車がかかるということでもあります。

田んぼを作ってもらっていたが返された。担い手によっては高齢化もあり、集約に限界があるのも事実であります。大型農耕車両が入れないところなど、集約するには道路の拡張など費用がかかる場所などは、探しても耕作者が見つからず、耕作放棄地となってしまう事例が増えております。

担い手の確保には、地域計画で10年後の耕作者を決めればよいということではありません。今やるべきことは何かも、しっかり見極めておく必要があります。

では、伺います。

担い手確保の中で重要課題は何か伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

高齢化、担い手不足により、耕作放棄地がますます増えることが懸念される中、本市の農業を衰退させないためにも、地域の関係者の話し合いにより、先ほど議員さんがおっしゃいました5年後、10年後、地域の農地を誰が利用し、どのように集約していくかの方針などを地域において話し合う地域計画の策定を進めることは重要と考えております。

また、これまでの担い手や農業後継者、新規就農者などへの支援に加え、地域計画に位置

づけられる農業を担う者への支援、働き手の確保も重要になってくると認識しております。
以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 地域の中で話し合いにより、5年後、10年後の地域の農地を誰がどのように利用していくか決めることは、大変重要な課題だと私も理解します。さらに、地域計画に位置づけられた農業の担い手への支援、そこで働く人たちの確保も重要だと私も思います。

確保しても、有効稼働ができなければ意味がありません。働き手の育成も重要課題だと考えます。重要課題解決のために打つ手が必要であり、肝要であるというふうに思います。

対策について、最初に、新規就農者の確保・育成について、どのような対策を打っていくか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

新規就農者の確保及び育成を目的として、農家と行政が一体となって新規就農相談体制の強化や、就農後の定着・促進に係る取組を進めるため、那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAIを令和3年度に設立しました。

令和4年6月には、新規就農者へ実践に基づいた指導や助言を行う、16名から成る就農支援アドバイザーを任命し、新規就農者のニーズに対応できるよう、幅広い営農類型の農家に参加していただき、新規就農者に寄り添った支援を行っているところです。

このような取組により、令和3年度からは新規就農の相談件数が増加し、昨年度までに4名の方が新規に就農されています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 新規就農者の確保については、那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAIを設立し、経験豊富な就農支援アドバイザー16名を任命し、新規就農者に寄り添った支援を行っており、令和3年から現在まで、4名の実績者が出ているということであり、営農技術や栽培作物、販売まで、独り立ちできるまでに、長きにわたって、この後も支えていただきたいなというふうに思います。

次に、今後、道の駅ができますと、地元産の新鮮野菜等を安定的に供給する体制が必要になりますので、野菜等を中心に、大規模ではなくて重量農産物でもない野菜類を中心とした那珂市特産品の生産者、小規模農業者の育成が急務だと考えております。

この小規模農業者の確保・支援策はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

地域農業を守るために、小規模だからこそ柔軟に、様々な価値が生み出せるものと捉える

こともできます。地域農業を守るためにも、小規模農業者が収益の高い作物の導入等によって農業収入を上げ、今後も継続して農業に取り組むことができる環境づくりが重要であると考えます。

経営規模、経営内容や事業展開の意向など、農業者によって様々であり、その方に合った営農相談が必要だと感じております。今後も、茨城県の普及センター、JAや、任意団体である那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAIとの連携により、事業規模にかかわらず、技術指導や営農相談などの支援を継続してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 小規模農業についても、那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAIさんによるきめ細かな支援をお願いしたいと思います。

現行でも、大規模農家さんには、担い手不在や、個人から頼むからとお願いされても集約を受け切れない事情や、規模を拡大しようにも機械の大型化への投資が必要になる。跡継ぎが育つまでの間、営農はどうするのか。経営を法人化し拡大したいなど、様々な理由により、支援が必要な状況であります。

このような大規模経営農家への支援策をどのように打っていくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

農家人口が減少する中で、意欲ある生産者の経営規模拡大に係る支援も重要であります。経営体の希望に沿った支援として、強い農業づくり総合支援交付金事業や儲かる産地支援事業、担い手育成・経営体強化支援事業といった補助制度を活用し、生産性や付加価値の向上、スマート農業、高性能機械などの導入を支援してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 地域計画で、担い手不在等の耕地を集約される大規模経営農家には、5年、10年後も地域農業保全に貢献いただけますよう、しっかり支援をお願いしたいと思います。

しかしながら、地域計画の策定を待っていたのでは、5年、10年はすぐにたっってしまう。これから担い手が見つからず、耕作放棄地増加対策は今から手を打つ必要があると思います。本市においてはこれから、会社であれ、法人であれ、組合であれ、市内外から担い手を確保することが急務だと考えます。

そこで、地元、那珂市アグリサービス、これは仮称ですけれども、設立し、有効稼働支援を提案しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました生産性や付加価値の向上といった支援に加え、働き手となる人材の確保も必要であり、そのためには法人化への支援も一つの手段であります。

法人化は、経営の安定や事業継承がしやすいといったメリットがあり、働き手を確保することにより、経営拡大への選択肢へととなり得ます。また、地域に十分な担い手が存在しない場合には、市外から農業法人等の参入を支援する方法も考えられます。

何も無いところからの法人設立は難しいことから、法人化や企業参入について、法人経営のメリット、経営展開の可能性など、茨城県の普及センターや関係機関とも連携を図りながら支援を実施するとともに、地域計画策定などで、農地の集約化や農業基盤の整備といった法人が参加しやすい環境づくりの話合いも継続して行ってまいります。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 市では、市が参入しての法人や会社設立は考えていないということで、担い手となる、市内外問わず、担い手を引き受けてくれる方々を支援していくということであります。

そこで、これはJA常陸へのお願いですが、那珂市においてもJA常陸アグリサポートの営業所開設を要望していただきたい。同様に、那珂市内で、先ほど提案しました会社法人の立ち上げについてもJAへ要望していただきますよう、よろしく願いをしておきます。

これからの農業を維持継続していくためには、農業者だけで担い手不足解消や、もうかる農業の展開など、将来どうすればいいのかと悩むのではなく、地域全体で知恵を出し合い、助け合っていく必要があると私は考えます。農政課の指導で、JAはじめ関係諸団体との連携を強化して、改めて名実ともに本市の農業が基幹産業として揺るぎない地位を築くことを期待しております。

ちょうど今月、27日ですかね、「将来の農地をみんなで守る」をテーマに、地域計画座談会が中央公民館にて開催されます。木崎・戸多・芳野・瓜連地区の農業者及び地域の皆様が対象となっております。ぜひこの機会に将来の農地についてお考えいただきたく、ご参加のほど、よろしく願いしたいと思います。

以上で、この項の質問を終わります。

次は、ラーケーション制度についてであります。

ラーケーションについては、4月21日付の茨城新聞の新聞報道、こちらです。令和6年度内に県内39市町村に導入予定と、大きく掲載をされておりました。

ラーケーション制度は、ラーニング（学習）とバケーション（休暇）の造語でありまして、愛知県で始まったということ、愛知県は土曜や日曜日に働いている保護者の割合が高く、土日の休日を子供たちと一緒に旅行や学習体験をする機会が非常に少ないため、平日に親子でいろいろな学びや体験などができる休暇制度、これは欠席扱いにはならない、制度を設けたものが始まりで、小中学校における児童生徒が、保護者の休みに合わせて休暇が取れる制度

となっているということでもあります。

茨城県では、既に県立学校107校は、先々月の4月に一斉にスタートしております。公立小中学校の導入時期は、本市や笠間市、ひたちなか市、牛久市など17市町村は4月から、年度内開始は、水戸市や日立市、つくば市など22市町村、検討中・導入時期未定は、神栖市、小美玉市など5市町ということで、導入時期にも各自治体の特徴が出ているのではないかなというふうに思います。

本市については、ラーケーション制度について、4月より導入しましたが、導入の理由と目的は何か伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

ラーケーションの目的は、平日の授業の代わりに保護者等と校外での体験活動を行うことです。この制度を活用することで、土日は混雑をするために時間をかけた活動が難しい場合や、休みになってしまう場所への見学が可能となります。

特に平日だからこそできる活動を行うことで、時間に余裕を持って、じっくりと見学や体験ができ、児童生徒の興味や関心に応じた活動ができるという点は、大きなメリットであると考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 本市の導入の目的は、平日授業の代わりに保護者等と校外での体験活動を行うことで、平日だからこそできる活動を行うこと、時間に余裕を持ってじっくり見学や体験ができ、児童生徒の興味や関心に応じた活動ができることは、大きなメリットであるということでもあります。

他自治体では、どういう受け止め方をしているかといいますと、これも新聞に載っておりましたが、牛久市、土日の予約が難しい体験活動が平日にできれば、子供たちの学びの可能性が広がる。水戸市、行き先や体験内容を考え計画することも学びにつながる。神栖市、急がず他の市町村の動向を踏まえ検討したい。大洗町、従来の3学期制から2学期制に移行したため、まずはそれに慣れてもらいたいということで、各自治体の導入に関するコメントについては、自治体により導入時期に差が出たという事情がよく分かるコメント内容だというふうに思います。

では、那珂市での活用をどのように進めていくかということですが、本市においては、これまでにラーケーションのような活動事例はありましたでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市では、生涯学習課において、のびのび親子教室、対象が小学1・2年生や、なかっこ・キッズクラブ、対象が小学3・4年生、また、ふるさと教室、対象が小学5・6年生を

実施しております。平日ではなく、土日や夏季休業期間といった学校が休みの日に実施しているところは、ラーケーションとは異なっておりますが、子供たちが校外で様々な体験学習をするという点では、類似した取組であると思われまます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 本市では、生涯学習課で、のびのび親子教室、なかっこ・キッズクラブ、ふるさと教室など、内容は類似したものがありますけれども、平日の開催はないということが異なる点だということです。

ラーケーションは、自らの学びを自ら計画することも大切な学びであると私は考えますので、公共のものや民間団体・企業などの主催のものなど、校外学習の選択肢はたくさんありますので、自分の学びたいものをしっかりと選んでほしいと思います。

また、本市では、市民活動団体のKIDS COLLEGE NAKA（子ども大学なか）がありますけれども、講義と体験学習が用意されていて、学びに興味や関心を持つプログラムが用意されているものもあり、現状は土日の開催が多く、今後については、この大学についても、平日のコースも設定を増やしてほしいなというふうに思います。

では、今後のラーケーション活用はどのように進めていくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

各校において、ラーケーションを取得することができない期間、例えば定期テストや学校行事などを予定している日を保護者に通知いたします。それ以外の日において、保護者がラーケーションを取得する日を設定し、1週間前までに学校に申請をいたします。取得後は、レポートの提出や発表などの報告については考えておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 1週間前までに事前申請が必要ということで、取得後はレポート提出等の報告は要らないということでもあります。気兼ねなく、保護者共々、楽しく学びに専念できることは大変いいことだなというふうに思います。

この制度の周知につきましては、4月に既に保護者宛てに、那珂市教育委員会教育長、那珂市学校長会名で、ラーケーションの実施についてのお知らせということで、既にお知らせを通知、周知済みでございます。こういうお知らせが入っています。

では、次に、想定される諸課題と対策についてですけれども、ラーケーションを推進していく中で、家庭の事情でラーケーションが取れない児童生徒が出てくることについての対策はどのように考えていますか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

児童生徒や保護者によっては、平日ではなく土日の活動を選択する場合など、必ずしもラーケーションの制度を活用する方ばかりではないと考えております。また、様々な事情や理由により、活用が難しい場合も想定されます。

こうしたことから、ラーケーションについては、推進していくというよりは、あくまでも児童生徒の平日における活動がしやすくなる制度という考えの下で、希望する場合には活用できるように周知をしていくという認識でおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 分かりました。

では、休んだ分の学習保障の対応等が必要となりますが、どのように対応していくのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

基本的には、欠席などにより授業を受けられなかった場合と同様に対応いたします。例えば、授業をタブレットで録画し、授業内容を振り返ることができるような対応を考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 通常の欠席時の対応で、先生方が特別に振り返りテキスト等を作成しての対応ではなく、あくまでも自主的な学習対応で、欠席した日にち分の補完をするということであります。

自分で計画した校外での体験学習、ラーケーションで学びを深めたり、自分を見詰める時間にしてほしいと思います。本市のラーケーションは始まったばかりであります。自ら計画して、楽しみながら学びの場が広がればいいなというふうに思います。

学びの場となります茨城県近代美術館、ミュージアムパーク、茨城県自然博物館など、土日の混雑が解消され、平日へ分散化が図られ、余裕を持った鑑賞時間が提供できるなど、メリットも出てきます。また、ラーケーションの利用が進めば、関連する交通機関、観光地等も、少しでも土日や長期休日時のシーズンの混雑解消にもつながっていくのではないかとこのように期待をしたいと思います。

以上で、この項の質問を終わります。

最後の質問になりますが、那珂市小中学校の体育館等へのエアコン設置についてであります。

こちらが茨城新聞に載っておりましたけれども、先月の24日付です。県内公立中学校体育館、空調1割、補助も活用、導入1割との報道がありました。今年3月末時点で、県教育委員会の調査で分かったことでもあります。

体育館等への空調の導入は、夏場の熱中症対策や災害発生時の避難所の環境整備につながるものであります。費用がかかるという課題もありますが、県は国の各種支援制度を利用して、市町村に導入を促しているとありました。

本市では昨年、古川議員の同様の一般質問時に、執行部の答弁は、特別教室等へのエアコン設置は、児童生徒が活動を行う上で、熱中症は命に関わる重大な課題となっている。児童生徒の健康と安全を守るため、エアコンの設置は喫緊の課題であり、その必要性は十分に認識しているということでありました。また、可能な限り早期のエアコン設置ができるよう、本年度の実施計画の計上に向け準備を進めている。体育館より理科室や音楽室等の特別教室の優先度が高いと考えているという答弁でありました。

私も3月の一般質問時に、能登半島地震の避難所、体育館等に空調設備がなく、避難生活が困窮していた。その対策として、本市の避難所である体育館等へのエアコン設置が必要急務であるため、設置状況を確認しましたがけれども、災害時提携事業者からの借受けで対応するというので、空調・エアコン設置の考えはなく、現状では未設置のままでした。

体育館へのエアコン設置は、熱中症対策として児童の安全・生命を守ることからも喫緊の課題であり、実施計画を策定してしっかりと進めるということなので、実施計画も含め、財源確保などの状況についても確認が必要になりますし、今後の設置導入予定について、どのようになるのかお聞きします。

市内小中学校の体育館、特別教室へのエアコン設置状況は、昨年から半年が過ぎましたけれども、状況はどういうふうになっていますでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

小学校の普通教室、図書館、校長室、職員室、保健室につきましては、エアコンを設置しております。一方で、体育館や理科室、図工室、音楽室、美術室などの特別教室には、まだ設置はしておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 去年からは進んでいないと。理科室、特別教室、体育館も、まだ設置はされていないということでありました。

では、今後、市内小中学校の体育館等へのエアコン導入予定及び計画はどのようになっているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

4月には、熱中症特別警戒アラートの運用が全国で始まるなど、年々暑さが厳しさを増しており、熱中症対策は重要な課題となっております。本市としましても、体育館や特別教室へのエアコンの導入については、必要性を十分に認識しているところです。

こうした中で、体育館よりも理科室や音楽室といった特別教室のほうが優先順位が高いと考えておまして、現在、中学校の特別教室のエアコン設置につきまして、実施設計を進めているところです。

実施設計完了後、国庫補助金などの財源確保を含め、整備計画を作成し、財政部局と協議しながら進めてまいります。財源によっては、全ての小中学校の特別教室に導入されるまでには年数を要することになるため、体育館については現時点では未定となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 寺門議員。

○13番（寺門 厚君） 体育館及び特別教室へのエアコン設置の必要性は十分に認識されているということで、改めて確認をさせていただきました。

昨年の実施計画にのせており、今年度は実施設計を完了させ、財源確保や整備計画作成へと、財務部局と協議しながら進めていくということであります。体育館よりは使用頻度の高い特別教室が先に設置されていくということは、私も理解するところであります。

しかし、令和6年、今年の年明けに起きました能登半島地震災害の混乱した避難現場を見れば、本市においても安心・安全な避難所生活確保のためにも、避難所である小中学校の体育館へのエアコン設置も、防災の観点から、できれば早急に整備をすべきと考えます。

整備費用についても、文科省だけでなく、総務省の緊急防災・減災事業債、さらに、今後新たに設けられるであろう支援補助制度や交付金の利用も検討し、教育委員会ばかりでなく、他部門との連携をしっかりと取って進めていただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告6番、寺門 厚議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、明日6月7日金曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時38分

令和6年第2回定例会

那珂市議会会議録

第3号（6月7日）

令和6年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

令和6年6月7日(金曜日)

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案等の質疑

報告第 2号 令和5年度那珂市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 3号 令和5年度那珂市下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 4号 令和5年度那珂市一般会計継続費繰越計算書について

報告第 5号 令和5年度那珂市水道事業会計継続費繰越計算書について

議案第33号 専決処分について(那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例)

議案第34号 専決処分について(那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例)

議案第35号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)

議案第36号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)

議案第37号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第38号 専決処分について(令和6年度那珂市一般会計補正予算(第1号))

議案第39号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

議案第41号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第2号)

議案第42号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)

議案第43号 令和6年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)

議案第44号 令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第45号 物品売買契約の締結について

議案第46号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

日程第 3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	渡邊荘一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	平野敦史君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	加藤裕一君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	堀江正美君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 事務局 会長	澤島克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐 (総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君	書記	田村栄里君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（木野広宣君） おはようございます。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに搭載した出席者名簿のとおりであります。
職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。
本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。
また、本会議の様子はユーチューブでライブ配信しております。
-

◎一般質問

- 議長（木野広宣君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。
これより順次発言を許します。
傍聴者の皆様にお知らせいたします。
会議中は静粛をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いします。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。
また、帽子の着用の方は脱帽をお願いいたします。
-

◇ 原 田 悠 嗣 君

- 議長（木野広宣君） 通告7番、原田悠嗣議員。
質問事項 1. 瓜連庁舎について。 2. 道の駅建設について。 3. 学校教育について。 4. 新型コロナワクチンについて。

原田悠嗣議員、登壇願います。

〔3番 原田悠嗣君 登壇〕

○3番（原田悠嗣君） おはようございます。議席番号3番、参政党、原田悠嗣です。通告に従いまして質問させていただきます。

早速ですが、まずは瓜連庁舎組織再編について質問させていただきます。

3月27日に行われた全員協議会において、瓜連庁舎組織再編について、令和6年度から市民への周知、地域住民を交えての瓜連支所庁舎及び分庁舎の今後の在り方検討を行うスケジュールであるということを執行部から報告がありましたが、現在の進捗状況を教えてください。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

瓜連支所庁舎及び分庁舎の今後の在り方検討の進捗状況でございますが、現在、庁内関係課による調整組織の設置に向け準備を行っているところでございます。

この調整組織では、当該資産をどのように活用していくことが持続可能で魅力あるまちづくりや市民生活の向上につながるかとの視点を持って、法的な課題の整理をするとともに、市の財政状況や地域の特性も勘案しながら様々な角度から可能性を研究するものであり、地域の皆様と対話をしていくための土台を整理・検討してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

調整組織の設置に向けて準備中とのことでしたが、それでは今後の具体的なスケジュールについて教えてください。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

今後の具体的なスケジュールでございますが、先ほどお答えした調整組織による整理・検討が整い次第、先に進められると考えております。

現時点では具体的なスケジュールをお示しできる段階にはございませんが、協議すべき内容がある程度整理できた段階で、瓜連地区まちづくり委員会や地域住民などによりまして組織をつくり、より具体的で有効な地域の活性化につながる利活用の方向性について、地域の方々と一緒に検討・協議をしていきたいと考えております。

なお、検討・協議する組織の設置前の段階から地域の方々と対話の場は必要であると考えておりますので、瓜連地区まちづくり委員会などとの意見交換は随時行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。組織の設置に先んじて地域の方々と対話の

場を設置するというのは、非常によいことだと思います。

こちらの瓜連庁舎組織再編に関しましては、昨年末に突然市民の皆さんに知らされたという経緯がございます。そのような経緯も相まって、地域の皆さんは、また突然大きな決定を一方的に知らされるんじゃないかと、そういう非常に大きな不安を抱いております。そのことを念頭に置きまして、地域の皆さんとの対話の場につきましては早急に日程を決めて、地域の皆さんにお知らせしていただきたいと思っております。

また、3月27日の全員協議会の答弁では、瓜連支所庁舎及び分庁舎の今後の在り方について、取壊しも選択肢に入れてとのことでしたが、まだ取壊しも選択肢に入っている状況でしょうか。

○議長（木野広宣君） 総務部長。

○総務部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市の考え方でございますが、3月の全員協議会でご説明したとおり、瓜連支所庁舎及び分庁舎の利活用の選択肢は、5つのカテゴリーに分類をしております。1つ目が公共施設としての利活用、2つ目が地域による利活用、3つ目が公共・公益的団体などによる利活用、4つ目が民間事業者による利活用、5つ目が建物を取り壊しての利活用であり、これらについて、今後地域の皆様を交え、幅広く検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

瓜連庁舎問題につきましては、本年1月に行われた住民説明会において250名ほどの市民が集まり、取壊し反対の声と、あとは市の行政の進め方、手法などに様々な非難の声が上げられたところであります。また、490件ものパブリックコメントが寄せられたことから、瓜連庁舎は地域のシンボルとして強い愛着を持った建物であることが、民意として示されたのではないかと感じております。

このような状況からも、瓜連庁舎の在り方検討においては、取壊しを選択肢から除外し、利活用の中身に絞って検討するべきと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） ありがとうございます。おそらく様々なご意見が原田議員さんの元にも届いていると、そういったことを受けての今回の答弁、質問というふうに感じました。

答弁をさせていただきます。

瓜連支所庁舎及び分庁舎の利活用策では、パブリックコメントでの意見や各団体からの要望書などを通じて、既に市民の皆様からは多くのご提案をいただいております。このことは、20年、30年後の那珂市の未来、瓜連地区の未来を見据え、多くの皆様が関心を持っているということであり、ご提案いただいたことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。

利活用方法の絞り込みに当たりましては、瓜連地区の活性化につながるよう、その内容や

意義、見込まれる効果、コストなど時間をかけて丁寧に検討を重ね、将来を担う子育て世代をはじめとする次世代の幅広い市民の皆様からの意見も酌み取りつつ、総合的に判断する必要があると考えております。

市も地域の皆様も、利活用の最終的な目的としては、地域の活性化やにぎわいづくり、元気な瓜連地区にしたいという思いは同じだと思います。もちろん、私もそう強く思っております。それを実現するためには、視野を広げ、幅広く、丁寧に、そして慎重に検討する必要があると思いますので、先ほど担当部長が答弁しました選択肢をベースに、地域の皆様と協議を進めていきたいと考えておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。ぜひ地域の皆さんとの協議のほど、進めていただきたいと思います。

ただ、ここで前提として把握していただきたいのは、瓜連地域の皆さんの願いとしては、やはりこう瓜連庁舎の取壊しはやめてほしいということです。その理由としまして大きいのは、瓜連庁舎内には郵便局が設置されており、地域の方々にとっての重要な金融機関となっております。高齢となり運転免許を返納された方や、また今後返納する予定である方、そういったの方々にとって、この瓜連庁舎が取り壊されて郵便局がなくなってしまうというのは、非常に不安なことです。

おそらく市のほうでも、この郵便局に関しましては、現在の郵便局の周辺に誘致できるように動いてくださると思いますが、ただ、確実に誘致できるという保証がないわけで、そうしますと、やはり地域の皆さんは不安になってしまうということがあります。

また、先ほども述べましたとおり、瓜連庁舎は地域のシンボルとしてやはり愛されている建物ですので、地域住民の反対の声を押し切って取り壊すということになってしまった場合、地域の活性化とかにぎわいづくりということからは逆に遠ざかってしまうと、そういうふう感じております。

パブリックコメント等で市民の方々から数多くの意見が届いているということ、市のほうでは前向きに捉えていらっしゃるかと思いますが、この背景にあるのは、やはりこう様々な施策が透明性を確保されずに、市民への周知が不十分なままに一方的に進められていくということへの不信感の表れだと思います。瓜連庁舎組織再編にしても、ちょっとずれてしまうんですが、道の駅のアドバイザー契約にしても、そこに至った経緯の透明性が確保されていないまま一方的に進められていくということに、市民の皆さんから多くの不満の声をいただいております。このような実態を把握していただき、パブリックコメントなどの市民の皆さんからの声を真摯に受け止めていただきたいと考えております。

現在、根本正顕彰会、瓜連・歴史を学ぶ会から、歴史交流館として活用してほしいという旨の陳情書が出されています。論後に、温故知新「古きを温ねて新しきを知る、もって師と

なるべし」という言葉があります。今後、ますます厳しくなっていくことが予想されるこれからの時代を生きる私達、そして子供たちは、歴史から学ぶことで郷土愛・愛国心を持って、那珂市や日本を発展させていく力を身につけていかなければなりません。

那珂市の名誉市民である岩上二郎氏は、歴史をないがしろにする国家、民族は衰退するという、そういう哲学、思いを持って、県立歴史館を全国に先駆けて建設しました。大東亜戦争以来、郷土愛や愛国心を育む歴史教育をないがしろにしてきた結果が、今の我が国の社会情勢をつくってしまったと考えられます。那珂市においては、岩上二郎氏の意味を引き継ぎ、市長の下、先崎市長の下、これからの時代を強く生き、那珂市、日本を発展させるための歴史教育に力を入れていただき、その一つとして、瓜連支所を歴史交流館として利活用していただくことを検討していただきたいと思います。

それでは、続きまして、道の駅の建設について質問させていただきます。

令和7年4月に県植物園がリニューアルオープンする予定です。基本計画を見ますと、魅力的な施設であり、那珂市にこのような施設ができることは個人的に非常に楽しみであり、地域の活性化にもつながることを期待しております。

皆さんもご存知のことと思いますが、どのような施設ができるのかということ、ちょっと基本計画から抜粋して簡単にご紹介いたします。

資料の1ページをご覧ください。

このように、まずエントランス棟には、日本最大級のボタニカルウォールやラウンジ、物販施設が造られます。また、宿泊施設や露天風呂、サウナつきの温浴施設、レストラン、バーベキュー場、バナラドームカフェなど、ボタニカルにこだわった施設が整備されます。さらに、自然を生かしたツリーアドベンチャーやワークショップなどのアクティビティも整備されます。自然を感じながら人々が交流できる、まるで里山のような植物園が誕生することは、那珂市にとってもプラスとなることと思います。

しかし、ここで気がかりなのは、県植物園と市が建設しようとしている道の駅が競合してしまうのではないかということです。

資料の2ページ目をご覧ください。

令和5年3月に出された基本計画にある、道の駅の主な施設と県植物園の施設で似ているものをまとめてみました。

道の駅のメインの施設である直売所・特産品販売コーナーとか、あとベーカリー、こういったものと若干物販のところで被るのではないかということ、あと飲食施設に関しましては、植物園でもレストラン・カフェ、バーベキュー場、あとドッグランも共通しておりますし、シャワールームに関しても、温浴施設が植物園のほうにありますし、芝生広場・水広場に関しましては、植物園のほうは有料になりますけれども、ツリーアドベンチャー・芝滑り、マウンテンバイクなど、こういうアクティビティの面でも結構類似しているかなというところを感じております。

また、資料の3ページ目をご覧いただきたいんですけども、こちら植物園の基本計画のほうにも、近隣の道の駅との位置関係を地図に表したものが掲載されております。このことから、これは予想なんですけれども、植物園としては、やはり道の駅が競合する可能性がある施設であると認識しているということが、あくまで予想ですが、考えられます。

それで、資料4ページのほうをご覧いただきたいんですが、こちらの地図のほうに那珂市の道の駅の建設予定の場所を記入いたしますと、このような位置関係になっております。この青い点ですね。そうしますと、やはり植物園と道の駅は非常に近い位置関係にありまして、この類似している施設がいくつかあるということと、あと距離的に非常に近い位置関係にあるということで、やはり競合してしまうのではないかというふうに私は考えてしまうんですが、市としては植物園との競合の可能性についてどのようにお考えか、教えていただきたいと思えます。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

道の駅の整備につきましては、国道118号の4車線化や県植物園のリニューアルなどを好機と捉え、産業振興や地域活性化につながる拠点の創出に向け、現在事業を推進しているところであります。

本市に立地します県植物園のリニューアルが公表され、那珂市のPRや活性化に寄与するものと期待される一方で、議員ご指摘のとおり、道の駅との競合を懸念する声も聞かれるところでございますが、道の駅が担う機能としましては、PRや物販にとどまらず、交通や交流の拠点として、子育て世代や市民が日常的に集う場としての機能を合わせ持つことなどを想定しております。

また、県植物園の基本計画においては、宿泊施設や温浴施設、レストランやバーベキュー場など、既存の植物や自然等を生かした整備を想定しており、現在本市が検討を進めています道の駅の導入機能やコンテンツ等とは、すみ分けや差別化が図られていると捉えております。

今後は県植物園のリニューアル状況を注視しつつ、植物園との競合ではなく、双方にとって相乗効果を生み出す取組等について、茨城県と連携を図りながら、本市の活性化に結びつけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

確かに、交通や交流の拠点という意味では差別化が図られていると思えます。ですが、肝腎の売上げの要である物販・飲食の点で競合してしまえば、道の駅の今後の運営に影響が出てまいります。やはり競合してしまうことは双方にとってよくないので、ぜひ今後、物販・飲食の面で競合しないように、差別化をどのように図っていくのかということを具体的

に教えていただきたいなと思っております。

続いて、この道の駅における将来的な農産物の確保について質問させていただきます。

基本計画によりますと、収支資産の収益部門の前提条件として、売上に占める農畜産物の割合が50%、特産品の割合が20%、直売所の売上げが全体の収益の70%となっております。ここから、道の駅の収益は、農地産物直売所の売上げにかかっていると認識できます。また、長期シミュレーションでは、開業10年目時点で約1,800万円の営業利益が確保できるという予測が立てられています。

ここで、資料の5ページをご覧ください。

こちらは、2020年農林業センサスから取りました、那珂市の年齢階層別の農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員数をグラフに表したものです。こちらのグラフからも、現在の我が市の農業従事者の主力が65歳以上の方であるということが分かります。これを元に、道の駅開業から12年後、2040年の本市の農業従事者の年齢予想をグラフに表してみました。

資料の6ページをご覧くださいんですけども、単純に2020年のやつにプラス20歳、各年齢にちょっと上乘せしたというだけのものになってしまうんですが、2020年から2040年なんで、単純に20歳ちょっと上げてみたんですけども、単純にこのままこう推移していってしまうとなりますと、道の駅開業から12年後、2040年の我が市における農業従事者の主力というのは、85歳以上というふうになってしまいます。このような状況で収益をしっかりと得られる農畜産物を確保するというのは、やはりあまり現実的ではありません。

資料の7ページ、8ページも、ちょっと同様の方法で、常陸大宮と常陸太田のほうの農業従事者の推移というのをグラフにちょっと表してみたんですけども、やはり那珂市とほとんど同じような状況で、近隣市町村どこも同じような状況ですから、近隣市町村と連携したとしても、やっぱりしっかりとした売上げを上げられるだけの農畜産物を、道の駅開業10年後以降確保するというのは難しくなってしまいます。売上げの70%を農畜産物直売所で確保していくというわけですから、農畜産物を確保できないというのは死活問題になってしまいます。

道の駅建設は、多額の税金を投入して行う一大事業です。当然、二、三年でピークを迎えて下火になっていくというようなものであってはなりませんし、多くの税金を投入するわけですから、10年、20年、30年は継続して利益を見込めるような施設でないと、やはり那珂市民の負の遺産として今の子供たち世代に重くのしかかってしまいます。

そうならないためにも、収益の前提条件で、売上げの70%を占める直売所で販売するものを10年、20年、30年と継続して十分な量を確保していくということは、道の駅建設のための必須条件です。10年後以降の道の駅で販売する農畜産物をどのように確保していくのか、市のお考えをお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

道の駅において、農畜産物直売所や飲食店等を年間を通じて魅力的な施設として運営するためには、安定的な商品供給体制の構築が必要となります。そのため、農産物の供給が減少する冬季の対策を含めて、市内外の農商工業者等との連携を含めた出荷者の確保・育成や、取りまとめる組織体制づくりなど、他方面との連携を図ることが重要であります。

令和5年度に出荷者組合設立準備委員会を立ち上げ、今後どのような作物をどのような時期に栽培・出荷するかといった、栽培出荷計画を練っているところでございます。

また、農畜産物を継続して出荷していただくためには、意欲ある生産者への支援や農業後継者や新規就農者の確保、育成支援が重要です。農業用機械の導入支援や就農前の研修サポートなどの支援を通して農業の担い手を確保し、魅力ある農業を継続してもらうことで、将来にわたる農畜産物の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。今いただいた答弁から、やはりかなり難しいことだと思いますし、農畜産物を開業10年後以降、将来的にわたって確保できるという保証はまだない、今の段階ではまだないのかなというふうに理解いたしました。

やはり今後、農業従事者の高齢化がますます進み、農畜産物の確保が難しくなるのであれば、当然道の駅の収益も見込めなくなります。そうすると、多額の税金を使われた道の駅は、若い世代、子供たち世代に負の遺産として残ることになるわけです。

ですので、私としては、道の駅開業からの将来的な10年、20年、30年後も、収益の基盤となる農畜産物を確実に確保するという方法が明示されない限りは、道の駅建設というのは一度思いとどまる必要があると考えております。このように申しますと、やはり道の駅を建てれば販路ができて、農業後継者や新規就農者が増えるはずだという答えもあるかもしれませんが、それはなかなか難しいことだと思ひまして、現実問題として、全国で多くの道の駅が建設されてきましたが、農業後継者、新規就農者の増加には至っておりません。どうしても道の駅建設を進めるというのであれば、開業10年後以降も確実に農畜産物を確保し、収益を上げて、将来の那珂市民の負担とならないことを私たち市民にしっかりと明示していただいて、安心させてから進めていただきたいと思います。

また、昨日の寺門 厚議員の質問と産業部長の答弁を拝聴しまして、農政課の様々な取組、努力、あとこの年に数名でも新規就農者が出ているということ、これは本当にすごいなと思いました。農政課さんにおかれましては、農業従事者の高齢化問題、不耕作地の増加など、そういった問題に日々頭を悩ませていらっしゃるかと思います。それも当然のことで、農業後継者、新規就農者が確保できず、農業従事者が高齢化していているということは、数十年前から言われていた全国的な問題であり、簡単に解決できるものではない難題だと思います。私自身、この問題に関して、このままでは道の駅で販売する農畜産物が確保できないどころか、数十年後には日本のお米を食べることもできなくなってしまうだろうという、非

常に強い危機感を感じております。

そういった危機感をちょっと皆さんにも感じていただきたい、一つ例を挙げさせていただきたいんですけども、アメリカのラトガース大学というところの研究者が、学術誌ネイチャーフードに掲載した研究成果としまして、5段階のうちで最も小規模な想定核戦争が起きた場合、これ広島型並みの核兵器100発使用ということで、なかなか小規模と言いましても結構大きな規模の戦争なんですけども、そういった局地的な核戦争が勃発した場合に、核攻撃による死者は世界で2,700万人ですが、核の冬による食料生産の減少と物流停止による2年後の餓死者、これは世界で2億5,500万人になると、そういった試算が出されました。しかも、そのうちの7,200万人が日本人ということで、日本の世界におけるそういった想定の場合の餓死者は、約3割が日本人になってしまうと、そういった研究の結果が出されております。

このことから、世界で最も食料安全保障が脆弱で飢餓のリスクが高いのが、我が国、日本です。重要なことは、この核戦争というものを想定しなくても、災害であるとか紛争等で物流が停止すれば、我々日本人は飢餓に苦しむ可能性が高いということです。私たちは、起こり得るこういった危機に、一丸となって備える必要があります。農業の問題はまさにそうで、農業後継者や新規就農者が確保できず不耕作地が増え続けているという問題は、やはり一丸となって、お金をつぎ込んで、全力で取り組んでいかなければ解決できないと思っております。

こういった現状を踏まえた上で、多額の税金を投じて行うべき事業の最優先が、本当に道の駅建設でいいのかということ、ちょっと先崎市長には再考していただきたいと思っております。我が党の代表が街頭演説で、政治の仕事というのは、まだ来ていない危機をちゃんと予測して、そこに備えておくから政治家なんですと話しておりました。隣の常陸大宮市をはじめ、県内でも多くの市町村が、我が国の農業を守るために大がかりな施策を始めています。日本が直面するであろう危機を踏まえた上で、多額の税金をどのような事業につぎ込むべきかを、ぜひ再検討していただきたいというのが、私の願いであります。

続きまして、またちょっと質問変わらしまして、児童生徒のマスク着用ということについて質問させていただきます。

資料の9ページをご覧ください。

先日、那珂市内の一中、二中、あと菅谷西小、五台小、横堀小、額田小学校等を訪問しまして、各学級の児童生徒のマスク着用状況、調べてまいりました。

これを、ちょっと表を見ていただきたいんですけども、小学校でいきますと、1年生で約3%、2年生約21%、3年生約19%、4年生約31%、5年生約38%、6年生約34%と。中学校でいきますと、中学校1年生が約64%パーセント、2年生約77%、3年生は約83%と、非常に多くの子が、多少学校によって差はありましたが、非常に多くの子がマスクを着用しているという印象を持ちました。特に、コロナ禍の時期に学校でマスク着用を指導され

てきた現中学生世代、この子たちはマスクの着用率が非常に高いなという実態です。

ここで、改めてマスクの効果について確認していきたいと思います。

基本的にマスクは、自分の飛沫を飛ばさないということを目的に着用します。

資料の10ページをご覧ください。

一般的な不織布マスクのフィルターの目は、約5マイクロメートルとなっております。一方で、ウイルスの粒子は0.1から0.2マイクロメートルと、マスクの目よりもかなり小さいです。また、エアロゾルの大きさは0.001マイクロメートルから100マイクロメートルであり、マスクでは完璧に侵入を防ぐということはできません。くしゃみや咳で出るウイルスを含んだ飛沫というのは、5マイクロメートル以上の大きさがあるということから、マスクで防ぐことができます。

以上のことから、マスクの効果・役割としては、自分の飛沫を他者に飛ばさないことであり、外部から入ってくるウイルスから自分の身を守るという効果はあまりありません。

それでは、ここからマスク着用のデメリットについて確認していきたいと思います。

資料の11ページをご覧ください。

マスク着用のデメリットとしては、まずマスク内の酸素濃度の低下と二酸化炭素濃度の上昇があります。研究によりますと、大気中の酸素濃度20.9%、二酸化炭素濃度464ppmに対し、安静時のマスク内酸素濃度は18.3%、二酸化炭素濃度は1万4,162ppmと、酸素濃度は約87%に減少し、二酸化炭素濃度は約30倍に増加しております。大気中とマスク内を比べてですね。

ちなみに、酸素欠乏とは、酸素濃度が18%未満の状態を言います。つまり、安静時のマスク内は、酸素欠乏ギリギリの状態となっております。このことによるマスクが体に与える悪影響としまして、慢性的な酸欠状態による偏頭痛、いわゆるマスク頭痛があります。また、酸欠による集中力の低下、不安感やイライラ、自律神経の乱れ、脳の発達への影響などもあります。さらに、マスクの長期着用による接触性皮膚炎、ニキビなどの皮膚トラブルも起こりやすくなります。

また、マスクを着用すると、どうしても口呼吸になりがちでして、口腔内が乾燥し雑菌が繁殖しやすくなるとか、あと、歯並びが乱れ、かみ合わせが悪くなるなどの可能性も挙げられています。加えて、4時間以上のマスク使用によるマイクロプラスチックの吸引という危険性もあります。

また、身体的なデメリットばかりではなく、やはりマスク依存症ですね。あと、コミュニケーション力の低下といった精神的な悪影響も考えられます。

資料の12ページをご覧ください。

株式会社ディーアンドエムが、会社員1,200人を対象に行ったインターネット調査によりますと、感染症リスクがなかったとしても、マスクなし会話に抵抗ありと答えた割合が53.3%と、半分以上の人がマスクなしでのコミュニケーションに抵抗を感じているという

結果が出ています。多感な子供たちはこういった傾向がより強く、容姿が気になってマスクを外せないなどの声も聞かれています。

以上のようなマスクの効果やマスク着用によるリスク、デメリットなどは、自分で情報を積極的に仕入れなければ、なかなか知ることができません。ましてや、子供たちは自分で情報をつかみ、周囲と違った行動を取るとするのは非常に難しい状況にあります。マスクの着脱を強制することはできませんが、マスク着脱を判断するための情報というのは、しっかりと提供する必要があると思います。

そこで、市として、子供たちや保護者に対してマスクの効果、マスク着用のデメリットについて周知する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが5類に移行してから1年以上が経過したこともありまして、学校が児童生徒にマスクの着用を指示することはなく、本人や家族の考えによりまして選択しております。

しかしながら、気温や湿度が高くなる時期においては熱中症になる危険性も高まるため、マスクを着用する際には十分に注意する必要があると認識しております。そのため、息苦しさを感じた場合にはマスクを外すように声かけをしたり、こまめな体調の変化に気を配ったりするなどにより、対応をしているところです。

また、季節性インフルエンザなどの流行時期には、感染症対策の一つとしてマスクの着用を呼びかける場合もあります。

このように、状況に応じましたマスクの着脱が重要になりますので、正しいつけ方や注意点などについて、改めて児童生徒や保護者に周知する必要があると考えております。

なお、周知の際には、ほけんだよりや学級だよりなどを活用しまして、熱中症対策や感染症対策と関連づけるなど、適切なマスクの着用につながるようにしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。やはり、子供たちがマスクを着けることが前提ではなくて、着けないことが前提というふうに考えてやっていただきたいと考えております。

そもそも、文部科学省が出している学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルでは、マスクの取扱いとして「学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります」と記載されております。ぜひ、ちょっとこちらのマニュアルのほうも改めて確認していただきたいと思います。

また、熱中症の危険性や正しいつけ方の周知等は、既に現場の先生方が行っているという

ことは、私のほうでも存じております。私の要望としましては、やはり保護者の方や子供たちがマスクを着けるかどうかの判断をするための材料として、マスクの効果とマスク着用のデメリットを周知していただきたいということです。

教育基本法第1条、教育の目的のところにて、「教育は人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とあります。マスクの着脱に関しましては、子供たちの身体面の健康、そして心の面の人格形成に関わることから、それぞれの家庭で、やはりマスクの効果とデメリットというのをてんびんにかけて、吟味して判断していくという必要があります。

しかし現状は、そのような情報は自分から積極的に調べなければなかなか得られないわけですから、市として積極的に周知していただきたいというのが私の願いです。子供たちの健康、あと将来における健全な人格形成のために、ぜひ積極的な周知をお願いいたします。

続いて、児童生徒の体育座りについて質問させていただきます。

学校現場では、床に腰を下ろして休む姿勢として、いわゆる体育座りが取り入れられています。しかし、近年、理学療法士や専門家の方々が、体育座りは体を丸める姿勢となり、脊柱本来の湾曲とは異なること、あと、骨盤が後ろに傾き、柔軟性の低下や筋肉の使い方にも悪影響があること、また、膝を抱え込むため内臓を圧迫する危険性があることなどを指摘しています。また、実際に子供たちからも、体育座りすると腰が痛くなるとか、お尻が痛くなるといった声も聞いております。

そもそも体育座りが普及した経緯としましては、1965年に文部省が学習指導要領の補足として発行した集団行動の手引きで、腰を下ろして休む姿勢としてイラストつきで紹介されたことから広まったと言われております。ですが、文部科学省でも、体育座りは義務ではないとしています。

しかし、実際に子供たちからは、体育座りしないと注意されるとか、違う座り方をできる雰囲気じゃないとか、あとお尻が痛いと言うと、それ、話を聞く姿勢としてどうなのと、しゃべる必要ないよねと言われたとか、そういった生の声が聞かれております。体育座りを強要されているんじゃないかといった、そういった声が聞かれております。

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒、体罰等に関する参考事例には、被害者に肉体的な苦痛を与えるようなものの一例として、宿題を忘れた児童に対して教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させたと。なかなかひどい事例ですけれども、そういったものがあります。集会等での体育座りを体罰と言うつもりはありませんが、ですが、この文面の後半の「児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させる」という、そういったことがないように配慮するということは、その座り方が正座であっても体育座りであっても同じことだと思います。

体育座りに関する苦痛の声、体育座りを強制されていると感じている子供たちの声を受け

止めて、体育座りの強要を行わないように各学校で共通理解をする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

体育館などにおいて児童生徒に対し座るように伝える際に、体育座りで座ろうという指示を出すことはありますが、過度な痛みや苦痛を伴う特定の姿勢を強要することはなく、特に体調やけがなどについては、十分に配慮をして指示をしているところです。

今後も引き続き、成長過程にある児童生徒への体の負担を考慮した対応を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。成長過程にある児童生徒の体への負担、ぜひ考慮して、今後もやっていっていただきたいと思っております。

ただ、私自身が学校現場で働いてきた経験ですと、やはり体育座りを強要しているという様子は数多く見られました。というよりも、ほとんど全ての教育活動の場において、体育座りというのは強要されていました。そうですね、例えば、僕はあまり体育座りというものにこだわっていなかったのですが、僕のクラスとかは、集会のときにあぐらとかかいている子も普通にいたんですけども、そうしますと、僕が注意しなくても、ほかの先生が来て、そのあぐらをかいている子に「はい、体育座りに直しな」ということとか、そういうことはありました。

ですので、これは学校の先生方も、体育座りで座らせないといけないという意識がやっぱりあるんですよね。それが正解であり、正しいことであり、体育座りで座らせるということはよいことだっという認識が現場の先生方にはあるというふうに、私自身は感じております。だからこそ、市から学校に対して、体育座りというのは座り方の一つの例に過ぎず、義務ではないし強要するべきものではないということを共有していただきたいというのが、私の願いであります。

大人の側から見たら強要していないということだったとしても、実際に私の下には、腰が痛くて体育座りが辛いとか、でもやらないと注意されるという声であったり、痛いと言っても我慢してと言われるといった、そういった子供たちの生の声がいくつも届いております。そういった声を真摯に受け止めていただいて、ぜひ各学校に対して体育座りを強要しているかどうかという調査を行っていただきたいなと思っております。

日本は、古来より畳や床に座る生活を営んできた関係もありまして、その過程で多様な座り方というのが存在しております。そういった日本の床座文化に親しみながら、体に合った座り方というのを子供たちと一緒に模索していくというのも、一つの素敵な教育活動になるのではないかなと考えております。

最後に、新型コロナワクチンについて質問させていただきます。

まず、本市の接種状況についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えをいたします。

新型コロナワクチンの全額公費による特例臨時接種につきましては、令和3年2月から開始し、令和6年3月末で終了となっております。1人が接種できるのは最大で7回となり、年齢などによって接種できる回数が異なっております。接種回数によって対象者が変わることから、本市の新型コロナワクチンの接種状況につきましては、全ての回で対象となっている65歳以上の方について申し上げます。

接種回数別の接種率となりますが、1回目の接種率は95.5%、2回目は95.4%、3回目92.8%、4回目86.8%、5回目75.3%、6回目52.8%、7回目45.9%となっております。

また、接種時期別の接種率の推移ですが、接種を開始した当初の接種率は95%を超えておりましたが、昨年度実施したオミクロン株対応ワクチンの65歳以上の方の接種率は57.8%となっており、年を追うごとに減少している状況でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。細かいデータをありがとうございます。

新型コロナワクチンは4月1日から定期接種へと変更になりましたが、この定期接種についてどのように周知を実施していくのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

こちらの新型コロナワクチン接種は、本年4月から予防接種法の位置づけが季節性インフルエンザなどと同様に、市町村による定期接種へと制度が移行し、原則有料となっております。

新型コロナワクチンの定期接種につきましては、65歳以上の方などに秋・冬に1回実施をいたします。しかし、接種開始日やワクチンの種類などの詳細につきましては現時点で国から示されておりませんので、詳細が示されましたら、対象の方に個別に通知をするとともに、市のホームページや広報紙でお知らせする予定となっております。

また、対象となっていない方の新型コロナワクチン接種につきましては、任意接種となります。任意接種は、個人予防として本人または保護者の意思と責任で接種を行うもので、自費での接種となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

それでは、続いて、本市の新型コロナワクチン接種後の健康被害状況についてお伺いいた

します。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

一般的にワクチン接種後は、ワクチンが免疫をつくるための反応が現れますが、通常は数日以内に収まります。しかし、病気になったり、障がいが残ったりなどの健康被害が生じた場合は、国に対し、被接種者またはその家族から、市町村を通じ健康被害救済給付の申請を行う制度がございます。

本市におきましては、これまで新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済給付の申請は1件となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。我が市における申請は1件ということで、確認いたしました。

今お話にあった、予防接種健康被害救済制度について確認させていただきます。

こちらは、様々なワクチンの接種後に起きた健康被害について救済を求め、国が認定すれば給付金が支給されるという制度となっております。

資料の13ページをご覧ください。

こちらの予防接種法第15条、市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けたものが、疾病にかかり、障がいの状態となり、または死亡した場合において、ここからちょっと重要なんですけれども、当該疾病、障がいまたは死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより給付を行うということで、この予防接種を受けたことによるその健康被害が出ましたと、そういうことを厚生労働大臣が認定したときに給付されますということです。

さて、ここで、資料の14ページのほうをご覧ください。

こちらは厚生労働省が、ちょっと最新のものが先日ちょっと出されたんですけども、ちょっと私が資料作成したときの最新が5月21日時点での公表分が最新だったので、ちょっとこちらのデータになっているんですけども、こちら厚生労働省が公表している1977年からの予防接種健康被害救済制度の認定数をまとめたものです。制度が始まってからの約47年間で、新型コロナワクチンを除く全てのワクチンにおける健康被害認定数と死亡認定数を合わせると3,661件となっております。

それに対して、2021年から始まった新型コロナワクチンにおける健康被害認定数、死亡認定数は、合わせて2024年5月21日時点、約3年間で7,354件認定されております。新型コロナワクチンの健康被害認定数は、これまでの全てのワクチンによる健康被害の約2倍となっております。非常に多い数字であるんですけども、さらに、まだ2,034件がこの時点では審査未了であり、これまでの認定率が約81%であり、さらに今なお毎月300件ほどは申請

数が増えているということを考えると、こちらの認定数はまだまだ増えていくということが予想されます。

資料の15ページをご覧ください。

ここは、死亡認定にのみ限定して見てみます。制度が始まってから47年間の新型コロナワクチンを除いた全てのワクチンでの死亡認定数は158件となっております。これに対して、新型コロナワクチンの死亡認定数は593件となっております。これまでに1,353件申請されていて、そのうち593件が認定、204件が否認、まだ556件が審査未了、この時点ではですけども、556件が審査未了となっており、しかも今なお申請は、まだ月50件ぐらいいは出ております。こちらの死亡認定数も、まだまだ増えるということが予測できます。

しかも、この中で最も多い死因というのは突然死となっておりまして、皆さんもぜひ厚生労働省のホームページをちょっとご確認していただきたいんですけども、10代から30代の若い世代でも、結構多くの方がこの死亡認定を受けております。

もうちょっとこうデータのほうをそろえて比較していきますと、16ページのほう、2012年から2021年度の新型コロナワクチン以外のワクチンの接種回数というのは約4億3,456万回ということで、2021年2月から2024年5月21日までの新型コロナワクチンの接種回数、約4億3,601万回ということで、大体のワクチンの接種数の母数をそろえて比較してみますと、新型コロナワクチン以外のワクチンでの死亡認定数が30件なのに対して、新型コロナワクチンでは593件となっております。こちらの数字を見て分かる通り、過去のワクチンと比較しても、新型コロナワクチンの健康被害認定数、死亡認定数は異常なほど多くなっております。

私自身、こちらの数字を見て非常に衝撃を受けましたが、しかし、こういった情報は、自分から意識して調べなければ得られない情報となっております。定期接種となる新型コロナワクチンを接種するかどうかが各個人が判断する際に、こういった情報を提供することは非常に重要なことです。今後のワクチン接種について判断する上でも、新型コロナワクチンに関する健康被害状況を市民の皆さんに分かりやすくお知らせしていく必要があると考えますが、今後の周知方法についてどのように進めていくか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えをいたします。

予防接種後の健康被害に関する情報は、これまでも市のホームページにて、予防接種健康被害救済制度の申請方法や申請書類のほか、健康被害に係る国の疾病障害認定審査会の審査結果など、厚生労働省のホームページが見られるよう設定をしておりました。

しかしながら、情報量が多いため、市民が欲しい情報になかなかとどりに着けないということも考えられ、4月から定期接種へと制度が移行していることから、その内容の周知と併せて、健康被害に関する情報について、市民に対し分かりやすい情報の発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。ホームページにて情報の周知をしていただいていること、大変感謝いたします。また、新型コロナワクチンの健康被害に関する情報を今後分かりやすく発信するよう頑張ってくださいということで、本当にありがたい限りです。

答弁の中でおっしゃっていたとおり、厚生労働省のホームページは非常に情報量が多く、欲しい情報になかなかとり着けない方というのもいらっしゃると思います。また、そもそもインターネットをあまり利用しない方にとっては、情報が得られないという現状であるとも言えます。

本来であれば、政府やマスコミがリーダーシップを取って、こういった情報を分かりやすく発信するべきところではあると思いますし、現在、集団訴訟なども起きておりますので、そういったことも積極的に情報発信するべきだと思いますが、現在そのような情報発信というのはほとんどありません。

健康推進課にはお手数おかけいたしますが、市民の皆さんがしっかりとした情報を基にワクチン接種をするかどうかの判断ができるように、新型コロナワクチンの健康被害に関する情報発信を、何とぞよろしく願いいたします。広報紙なんかも、もしよければ活用できればなど考えております。

それでは、いろいろな種類の質問をさせていただきました。ちょっとこう混乱するようなこともあったかと思いますが、これにて私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告7番、原田悠嗣議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 桑 澤 直 亨 君

○議長（木野広宣君） 通告8番、桑澤直亨議員。

質問事項 1. 道の駅整備における課題と将来展望について。

桑澤直亨議員、登壇願います。

〔2番 桑澤直亨君 登壇〕

○2番（桑澤直亨君） 議席番号2番、桑澤直亨でございます。

新人議員として、このたび初の一般質問の場に立たせていただきます。このたびの選挙においては5名の新人が当選いたしました。それぞれに高い志と得意分野を持ち、この場に集いました。そしてまた、原田議員と私は那珂市で生まれ育った人間ではありません。偶然にもお互い500キロも離れた秋田と愛知の出身でございます。

余談ではございますが、原田議員は私の次男の元担任の先生であり、私も当時のPTA会長でございました。当時はこうして机を並べ議論し合う仲間になるとはお互い想像もしていなかったわけですが、何かの縁を感じざるを得ません。

こうした人材が市民の付託を受け市議会に集まり、先輩議員の胸を借りながら切磋琢磨し、異なった目線や新しい角度から発言をすることで、那珂市発展の一助となれば幸いです。日々の研さんを怠らず、しっかりと職責を果たしてまいりたいと思いますので、執行部の皆様方におかれましては何とぞよろしくお願い申し上げます。

そしてまた、このたび「ふれあいセンターすがや」がオープンいたしました。市街地のど真ん中に設置された利便性の高いコミセンとなります。近隣住民のみならず多くの市民が日常的に利用し、災害時にも役立つ施設としても活躍が期待されます。私としても、菅谷地区に住む一人として、このふれあいセンターすがやが地域のシンボルとして長きにわたり愛される存在となるよう、しっかりとサポートしてまいりたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

現在、那珂市では、市内産業活性化の切り札、にぎわいづくりの拠点として、道の駅整備計画を進めております。この道の駅については、過去にも先輩議員の方々がこの場に立ち、あるいは全員協議会の間でも議論を重ねてまいりました。私は、自身の選挙戦において、那珂市が今優先すべきは、交流人口よりも定住人口だと訴えてまいりました。今でも基本的な考え方は変わってはおりませんが、しかしながら、財政力指数が決して高いとは言えない那珂市の現状を鑑みれば、財政基盤の強化なしに効果的かつ大胆な少子化対策や定住促進策を実行していくことが難しいことも事実であります。

このビッグプロジェクトが将来の那珂市にとって有益で投資効果の高い事業となるものなのか、そして、そこから生まれた果実が次世代に還元できるものとなるのか、そうなるために今から考えるべきことは何なのか、そういった観点から質問させていただきます。

全国に登録されている道の駅は現在1,200か所を超え、多くの国民にとってなじみの深い存在となっております。しかしながら、人気を博している施設がある一方、経営難に陥っている道の駅も存在していることは周知の事実であります。これまで、道の駅の整備計画を進めるに当たっては、いかにして後発の強みを生かした施設にするか様々な検討がなされてきたと同時に、多くの不安の声もあったかと思えます。

今回の基本設計に当たっては、準備委員会の発案により、建築アドバイザーとして著名な

建築家である藤森氏を選定し、執行部のご尽力により招聘することに成功いたしました。過去の作品を見て分かる通り、独創的な世界観と品格を持ち合わせた、素晴らしい建築物を造り上げてきております。多くの道の駅がシンプルな構造物でできている現状を考えると、率直に申し上げて、インパクトのある見たこともない道の駅ができるかもしれないといったワクワク感を感じるころでもあります。もちろん、建物にデザイン性やお金をかける必要はないといった意見もあるかもしれませんが、私はこの藤森氏監修によるデザインが、今回のビッグプロジェクトを成功させるか否かの大きな鍵を握っていると言っても過言ではないと思っております。

それはなぜか。私自身、学生時代にも一応マーケティングを学び、社会に出てから今日に至るまでマーケティングの世界に身を置いておりますが、マーケティングとデザインのよき、これは極めて密接につながっております。

人は情報の7割から8割を視覚から取り込んでいると言われております。デザインは、その商品やサービスの価値をユーザーに伝えるための手段、よいデザインはユーザーの共感を呼び、売れる仕組みをつくっていきます。その仕組みをつくるまでの過程を設計することこそが、デザインに求められている重要な役目です。まさにマーケティングの極意です。公共性を重視する建物なら別ですが、今回造るのは、公共性が求められている部分が一定あるとはいえ、商業的要素の強い施設です。商業的要素の強い施設を造る以上、マーケティングは極めて重要であり、成功の鍵となります。

経営難に陥っている道の駅には様々な要因があるかとは思いますが、マーケティングとデザイン性を軽視していることも一つの要因だと思います。もちろん、これから出来上がってくる基本設計を見てみないと確信には至りませんが、知名度に欠ける那珂市にとっては、最初の大きなハードルを超えるかもしれない重要な一歩だと感じております。

たくさん褒めてしまいましたが、こうした独創的な建築物を生かすも殺すも、しっかりとしたコンセプトや、中身に至るまで統一された世界観が極めて重要になってくるかと思えます。現在のコンセプトは「那珂でつながる道の駅」となっておりますが、残念ながら、詳しく説明されないとぱっとイメージが湧かないとも言えます。常総の道の駅は、食のテーマパークといった分かりやすいテーマ性を持たせ人気を博しておりますが、那珂市の道の駅も、藤森氏の独創的な世界観を生かした、誰が聞いても分かりやすいテーマ性を検討しているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市は、これまで総合戦略の中で、住みやすい環境や利便性の高さといった魅力を「いい那珂暮らし」というキャッチコピーで訴求し、地方創生に資する取組を進めてきましたが、この「いい那珂暮らし」を体現する拠点が道の駅であり、基本構想において「那珂でつながる道の駅」をコンセプトとして掲げております。

今後は、令和5年度に運営面でのビジョンとして掲げました「里山」や、さらには先ほど議員からご説明がありました藤森照信氏が描く建築デザイン等の世界観も考慮しながら、運営コンセプト並びにテーマ性につきましても、第三セクター設立準備委員会をはじめ、各種準備委員会での協議を行いながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） テーマ制について、各種準備委員会と協議しながら進めていただけるとのことですので、ぜひともよろしく願いいたします。

これは提案ですが、基本設計後なのか、ある程度形が見えてきてからでも、このテーマについて市民に公募してもよいのではないかと思います。市民が参画し、親しみを持っていただくと同時に、完成に向けた機運を高めていく手段としても一度検討していただければと思っております。那珂市にテーマパークを造るといった発想で考えていただければ、面白い道の駅ができるかもしれません。

続きまして、次に大切なことは、設計側と実際に運営する第三セクター側との世界観の共有です。建物だけが独創的で、中身いわゆるソフト面がさっぱりでは、ベンツに原付きバイクのエンジンを積んでいるようなものです。これではしっかり走っていくことはできません。双方の連携がしっかり取れているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

基本設計に当たりましては、昨年度に立ち上げました第三セクター設立準備委員会からの提案を受け、藤森氏を建築アドバイザーとして招聘しているところでございます。

また、先ほど申し上げたコンセプトやテーマ性と同様に、道の駅の運営を見据えたソフト面につきましても、藤森氏が描く建築デザイン等の世界観を考慮し、ハード面とのバランスが取れたコンテンツづくりや商品開発、サービスの提供などについて、引き続き第三セクター設立準備委員会等との連携を図りながら、基本設計と同時並行で協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

ハード面とソフト面の両輪をしっかりと動かしていくことが大切かと思えます。統一された世界観、デザイン性は、購買意欲をかき立てます。商品陳列の仕方やパッケージ、従業員の制服に至るまで、消費者マインドをしっかりと捉えていただくよう連携いただく必要があるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、独創的な建物と機能性は相反する部分もあるかと思いますが、両立に関してはどう図っていくのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

道の駅の本来の目的は、道路利用者のための安全で快適な休息スペースの提供や地域の魅力を伝える情報の発信、地場産品等を販売・提供する直売所や飲食施設の整備など、利用者ニーズに合わせた多様な機能性やサービスの提供が求められることから、基本設計に当たっては、商業施設や複合施設等の実績がある設計事業者をプロポーザルにより選定し、藤森氏のデザインを具現化するとともに、誰もが気軽に立ち寄れ、安心かつ快適に施設を利用できる動線やレイアウトの検討など、独創性と機能性を兼ね備えた施設設計について、藤森氏をはじめ設計事業者等と協議を重ねながら業務を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 独創性を重視したエリアと機能性を重視したエリアがあってもよいかなと思いますので、個性を失うことのないよう、しっかりと協議していただければと思います。

那珂市がこれから整備する道の駅は、あくまでも後発です。後発の強みは、後出しじゃんけんで勝てることです。マーケティングとデザイン性の密接なつながりを念頭に、しっかりと協議していただくことをお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次は、直営方式による出荷体制についてです。

今回計画されている直売所の運営においては、直営方式を採用することですが、近隣の道の駅では、JAさんがテナントとして入り、直売所の運営を行っている聞いております。心配な点としては、安定的な供給量の確保と、市内農作物では足りない商品の入荷をどうしていくかです。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

道の駅においては、新鮮かつ多様な農産物を通年供給できるかどうかが集客力向上に直接つながるものとされていることから、現在、出荷者組合設立準備委員会を設置し、開業を見据えた農産物の安定的な供給体制や販売戦略、さらには農閑期や生産しにくい作物の対策などについて検討を行っているところでございます。

今後も農業者や関係団体等との連携を強化しながら、品ぞろえの充実や魅力的な商品を通年提供できる出荷体制の構築に向け、引き続き協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 充実した品ぞろえは消費者の購買意欲に直結いたしますので、ここについてはしっかりと出荷者組合と検討していただければと思いますし、直営方式による出荷体制を採用すると決めたということは、第三セクターの運営上メリットがあつてのことかと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市の道の駅における農産物直売所につきましては、農業の振興を目的に、近隣道の駅との差別化や持続可能な施設運営といった観点から、出荷者組合を設立し、第三セクターが直接運営を行う直営方式による運営を目指しております。

近隣におきましては、直売所の運営を委託し、賃貸借料のみを得るテナント方式を採用している道の駅が多い状況であります。道の駅においては、直売所の収益が過半を占めることから、県南地域や県外では直営方式により直売所の運営を行っている道の駅も多く、直売所の売上げが第三セクターの収益に直接結びつき、自立した道の駅の運営につながるという点が、直営方式の大きなメリットであると捉えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 持続可能な運営を目指し、収益の命運を握るといっても過言ではない直売所を直営化することで、第三セクターの収益力を上げ、黒字化を目指していくことかと思えます。もちろん、この体制は、出荷者組合に負担がかかるとはいえ、県南地域や県外で成功していると言われている出荷体制であり、第三セクターの経営にメリットを与え、さらには地元出荷者組合にとっても意識の向上、やりがいにもつながると感じております。

それでは次に、肝腎要の農作物の質と量を確保していくための方策について伺ってほしいと思います。

市では、もうかる農業の実現や後継者・新規就農者の確保に向け、アグリビジネス戦略を掲げております。計画期間は2021年度から2025年度となっておりますが、その中から、まずは農家高齢化への対応と対策についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

高齢化等に伴う農業者の減少により、耕作放棄地の増加等の懸念があり、農業後継者や新規就農者の確保、担い手を育成する取組をより一層強化することが必要です。そのためには、まず農業の魅力を高め、収益力のある農業「もうかる農業」を実現させ、農業をやってみたいという人を増やすことが必要です。

本市においては、それらの対策として、意欲的な生産者の皆様とワークショップを重ね、令和2年度に那珂市アグリビジネス戦略を策定し、「農業の収益力向上」と「担い手の育成支援」を基本目標に掲げて活動に取り組んでおります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

続けて質問させていただきます。

新規就農者への支援と、その効果がどうなのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

令和3年度に新規就農者の確保及び育成を目的として、農家と行政が一体となって新規就農相談体制の強化や就農後の定着に係る取組を進めるため、「那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAI」を設立しました。様々な新規就農者のニーズに対応し、実践に基づいた指導や助言を行うため、幅広い営農類型の農家の方々に就農支援アドバイザーとして参加していただき、新規就農者に寄り添った支援を行っているところです。

また、MIRAIでは、新規就農者の初期投資の負担を抑えるため、転貸希望の農地や使用していない農機具の情報提供などの支援もしているところです。これらの支援体制により就農された認定新規就農者は、現在4名となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

関連した質問となりますので、もう一つ続けて質問させていただきます。

加工品開発の具体的な取組についてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

那珂市産の農畜産物を活用した商品の開発については、消費者に支持される商品の開発を進め、農地産物の販路拡大を図ることを目的に、市内外の飲食店や菓子等製造事業者による「うまいもんづくりプロジェクト」を立ち上げ、令和5年度にカボチャやサツマイモといった野菜をテーマにした商品の求評会を開催しました。

今後もこのプロジェクトを推進し、質はもちろんのこと、生産量を確保できるような商品の開発支援や異業種の技術を活用し、加工の部分を委託製造するといったOEM型商品の開発について、農政課、商工観光課が連携して支援をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

農家の高齢化は、那珂市に限らず、どこも同じ問題を抱えております。将来的には、手だてを打とうにもどうにもならない自治体が今後ますます増えていく中で、那珂市はまだ人口比率的にも手だてを打つことのできる自治体だと感じております。

また、新規就農者への支援については、令和3年度に担い手の確保、育成を目的としたMIRAIを設立し、現在4名の新規就農者とのことですが、まだまだ残念ながら少ないと感じるところではありますが、取組の方向性はすばらしいと思っております。

そして、加工品の開発については、うまいもんづくりプロジェクトを立ち上げ、商品開発を支援しているとのことでした。

加工品の開発については、この後の質問との関連もありますので簡単に触れておきますが、3月の定例会での小宅議員の一般質問の中にありましたとおり、那珂市は多種多様な作物の生産が可能な肥沃な土地があるにもかかわらず、遊休農地は約150ヘクタール、東京ドーム約32個分ということでございました。もちろん全ては活用できないにしろ、農業のしやすさの観点からも、潜在能力は高いと感じるところであります。将来を見据え、戦略的に生産量を増加していく作物を選定し、加工品の開発につなげていただきたいと思います。

後でまた、この点については触れさせていただきます。

耕作放棄地が増えることをマイナスと捉えるか、新たなビジネスチャンスと取るかは、やり方次第かと思えます。やはりここで大切なことは、手間暇をかけ汗した努力がしっかりと報われる、農業が事業としてしっかりと成り立つ、そういった環境が重要だということです。十分な販路を持たない新規就農者が安心して農業に取り組んでいける環境、意欲のある既存農家がさらなる大型化へ投資がしやすい環境を提供していくことが必要です。今回の道の駅の整備が、そうした環境を提供できる施設となれるか否かがかかっているのかもしれない。

いずれにせよ、集客力のある販売所があるかないかは、将来の那珂市の農業にとって重要な要素であり、意欲のある農家の大規模化や新規就農者へチャンスを提供していく仕掛けづくりが、今後も重要になってくるのかと思えます。

こうした中で、先ほどは新規就農者への支援をお聞きしましたが、規模拡大を目指す意欲のある生産者に対する支援策についてお伺いたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

農家人口が減少する中で、新規就農への支援と併せて、意欲ある生産者の経営規模拡大に係る支援も、農産物の質や量を確保するためには重要です。

規模拡大や生産性、付加価値等の向上といった生産者の目指すべき計画に沿った国、県、市などの補助制度を活用し、資源循環型農業への転換、スマート農業、高性能機械や施設などの導入を支援してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

生産年齢人口が減少していく中で、農業にかかわらず、どの業種においても人手不足が深刻化していております。新規就農者を確保していくことはもちろん大切なことですが、今後最も重要なことは、既存農家の大型化と省力化です。

ご答弁いただいたとおり、一人一人の生産性を上げ、大規模化と効率的な農業を目指す生産者への支援が極めて重要です。今後ますます悪化していきだろろう那珂市の財政状況を鑑みれば、戦略性を持ったメリハリのある支援が重要かと思えます。もうかる農業実現のためには、選択と集中は避けられません。これは農業にかかわらず、どの業種でも同じです。

私も保険業界に身を置いておりますが、保険代理店の数は年々減少し、現在では全国で約15万店となっております。20年前と比べれば半減しております。今後さらなる統廃合が進まれる中で大型化していき、10年後にはさらに半分以下になっているという時代です。それほど、これからやってくる時代は、かつてないほど様々な業種で大きな変化をもたらしていくわけです。

もちろん、民間経営と自治体経営においては違いはありますが、今後激変していく社会情勢を鑑みれば、民間的な経営手法も必要な場面があるかと思えます。戦略性のある、メリハリのある支援をお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

市内生産者の皆さんは、現時点において、それぞれに出荷先を持っているかと思えます。JAさんであったり、直売所であったり、最近ではネット販売なんかもあります。

そうした状況で、道の駅にしっかりと出荷を促していくためには、何らかのメリットが必要かと思えますが、道の駅に出荷を促していくための方策についてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

直売所における品ぞろえの充実や品質保持、出荷者の確保といった観点から、議員ご指摘のとおり、出荷者に対して何らかのインセンティブを付与している道の駅や直売所も見受けられます。

例を挙げますと、東海村においては、出荷推進補助金として、ファーマーズマーケット「にじのなか」に出荷する村内農家の事業者に対して、出荷手数料の一部を補填するといった取組により、品ぞろえの充実や出荷者の確保等を図っております。

また、県内外の道の駅におきましても、域内出荷者の手数料の割合を低く設定することで出荷者の誘導を図るといった取組を実施している直売所も多いことから、今後検討を行っていきます出荷者組合設立準備委員会において、ほか道の駅や直売所等の状況について調査研究をしながら、開業を見据えた準備を進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

このインセンティブは、市内生産者や道の駅にとっても大変重要なポイントだと思っております。私も、この東海村のJAさんの直売所「にじのなか」についていろいろと調べさせてもらいましたが、直近の令和5年度の売上高は6億8,200万円となっており、約7億円。この直売所も、当初は数億円規模の売上げから、10年以上の年月をかけこの規模に至り、毎年売上げをアップさせることに成功しているようです。私の資料によりますと、3年連続増収しているという状況ですので、生産者が減っても売上げが上がっているというのが、この東海村のにじのなかの現状でございます。

この直売所には、令和6年1月現在、452の出荷会員がおり、そのうち那珂市の出荷会員は111会員です。452分の111が那珂市の出荷会員となっています。約25%が那珂市の出荷者。単純計算すると、6億8,000万円の25%、1億7,000万円が那珂市の出荷者による売上げとなります。注目すべき点は、先ほど答弁いただきましたとおり、東海村の出荷者だけ出荷推進補助金が与えられ、実質的に出荷手数料がほぼかからない仕組みになっている点です。25%いる那珂市の出荷者は、15~18%ほどの出荷手数料を払っています。

那珂市として、この1億7,000万円の売上げ、もちろん全ては難しいにしても、道の駅に出荷を促していくためには何かしらのインセンティブを与えることも検討しなければ、農作物の確保に苦慮するかもしれません。東海村ほど財政的な余裕はないかもしれませんが、市内農業振興策として、いくらかでもインセンティブを与えていくことを検討いただければと思います。

そして同時に、ここで考えなければならない点は、既存の直売所、JA、とんがりはっと、芳野などのバランスです。市内既存直売場、今後どうしていくかも考慮しなければなりません。共存可能なのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

道の駅が整備されることにより、少なからず既存の直売所への影響については懸念されるころではございますが、現在検討を進めております出荷者組合設立準備委員会においては、市内直売所の役員の方々にも委員として関わっていただいております。各直売所における長所や特色、すみ分け等について検証を行っていくとともに、それぞれの直売所が市内の農畜産物等を一体的に盛り上げ、相乗効果を生む共存共栄が可能な体制の構築に向け、互いに連携を図りながら、今後も引き続き協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。既存の直売所はそれぞれに特徴があり、よさもあると思います。ご答弁いただきましたとおり、しっかりとすみ分けを行い、機能再編なども含め、共存共栄が可能な体制の構築をお願いいたします。

農作物の質と量の確保については、先ほど例を挙げさせていただきました東海村のにじのなかには、もう一つ注目ポイントがあります。にじのなかには、年間来客数が約30万人、平均客単価は約2,300円です。売上げの4割は干し芋で占められています。単価も高く、非常に根強い人気を誇る商品であることは、ご承知のとおりです。もちろん、干し芋によって冬場の売上げが高く、夏場は低くなる傾向にあります。極端に売上げが落ちないように、夏場はトウモロコシや切り花、梨などで補っており、平均単価は1,900円で大きく下げているわけでもありません。サツマイモが売上げに大きく貢献していることには変わりませんが、夏場にどうやって売上げを維持させていくかは、那珂市の道の駅にとっても大きなヒントに

なるかと思えます。

常総の道の駅も大変なにぎわいを見せており、私も行ってみましたが、行列をつくっていたのはメロンパンと芋ケンピでした。那珂市にメロンのイメージはありませんが、芋なら、こちらに分があるかと思えます。干し芋を新規就農で行っていくには、乾燥設備などを含め初期投資が必要ですが、加工品用の良質なサツマイモを市外から仕入れるのではなく、那珂市産で取りそろえることができるように、利用可能な農地を活用し、絶対的な生産量を上げておくことが重要なことだと思います。もちろん、那珂市の道の駅に並ぶ商品は農作物ではありませんが、乾燥芋をはじめ、バラエティーに富んだ芋の加工品を各種そろえておくことは、独自性を出す上で一つの方策かと思えます。昨日、これもまた小宅議員の一般質問で出ておりました、芋の神様、白土松吉さん、これをブランド化するのも面白いかもしれません。

道の駅が目標とする年間来場者数77.5万人、7億5,000万円の売上げ、顧客単価約1,000円は簡単だとは言いませんが、ここまでの内容からして、工夫次第では決して無理な目標値ではないかと考えられます。どこにターゲットを絞り、集中的な投資を行っていくか。やり方次第では、市内産業の活性化に寄与するだけでなく、市民に果実がしっかりと還元される仕組みをつくっていけるかもしれません。

次のテーマに移ります。

基本理念にあるとおり、地域住民がつながり日常的に活用できる拠点づくりにおいては、いかにして地域に愛され、気軽に利用できる施設にしていくかが重要ですが、飲食店などの入居テナントにおいては、日常的活用を考慮した料金設定と観光需要とのバランスをどうしていくのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

道の駅は、地域外からの来訪者を呼び込み、地域の魅力を広く発信することが期待できる拠点施設である一方で、持続可能な道の駅を実現するためには、平日需要の見込まれる地域住民の日常利用が重要視されております。

本市の道の駅におきましても、インターチェンジ近接の立地優位性や、藤森氏の建築デザインを生かした観光需要を取り込む仕掛けづくりに加え、平日でも市民の方々が集い、地域交流の促進や多世代間の交流を促すような導入機能やコンテンツ、さらには誰もが気軽に立ち寄り、安心かつ快適に休憩や食事、買物等を楽しむことができるテナントや料金設定などについても、引き続き第三セクター設立準備委員会等をはじめ、各種準備委員会等との情報共有を図りながら協議を行ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） この点については、顧客のニーズがどこにあるかを見極める必要があ

ろうかと思います。道の駅に来る観光客が高級レストランを求めてくるかと言えば、決してそうではないと思います。特産品を活用した一定水準の高価格なメニューは必要かと思いますが、一つのテナントに価格差のあるメニューを設定してもらうのか、テナントで分けるのか、いずれにせよ地域住民が日常的に活用しやすい施設となるよう配慮する必要があると思いますので、ご答弁いただきましたとおり、しっかりと協議を行っていただければと思います。

次に、第三セクターの組織体制について伺いますが、成功している道の駅には優秀な駅長さんがいるイメージがあり、組織体制も含め、実際にそうかと思います。駅長候補としてはどのようなキャリアを持った人材を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

駅長に適した人材としましては、直売所や飲食施設等の管理・運営や地域振興策の企画・実行、道の駅全般の販売・宣伝を行うマーケティング力や、施設全体の人員配置や人材育成を行うマネジメント力、そして道の駅への思いや情熱、地域活性化への意欲を持ったモチベーション力などの資質が駅長に求められる能力とされており、小売業や流通業の実務経験者や民間企業等の部門長などのキャリアを持った人材を、駅長として採用している道の駅が多い状況であります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ここにつきましては、駅長にどこまでの役割を求めるかにもよりますが、なかなか多くを兼ね備えた人材を確保するのは、待遇面を含め難しいと思います。もちろん、見つければそれに越したことはありませんが、役割を絞った形で、それぞれの部門ごとに実務に長けた経験者を採用いただくと同時に、柔軟かつ新しい発想を持った若手の採用にも力を入れていただければと思います。四季折々のイベント、姉妹都市や友好都市のフェアの開催など、企画力にも期待するところでもあります。

次のテーマに移ります。

県の植物園が県民の森などと一緒にリニューアルが施され、来年オープンを迎えます。市内にある施設であり、リニューアル化されれば大きなにぎわいを見せられると思われませんが、市としてもこれを好機と捉え、様々な検討がなされているかと思います。

これは提案となりますが、県としっかりとタイアップし、植物園の敷地内か駐車場の一角にでも簡易な直売所を設置することで、市内農作物や特産品の販路拡大、道の駅オープンまでの出荷先確保にも寄与するかと思いますが、県とのタイアップについてはいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

県植物園のリニューアルが公表され、整備内容が明らかになってきましたが、県植物園の整備手法は、公設民営による指定管理者を予定しており、管理運営主体については民間企業を予定していると伺っております。

本市に立地する植物園のリニューアルにより、那珂市のPRに寄与する部分は非常に期待できるものと考えられますが、運営を担う民間企業においては、まず第一に採算性を優先することが想定されますので、管理運営面におきましては、市の直売所等を植物園の敷地内や駐車場等に設置することは、現状難しいものと捉えております。

しかしながら、リニューアルの内容を見ますと、レストランやカフェ、バーベキュー施設などが新たに整備される予定となっておりますので、茨城県に対しては、できる限り地元の農産物や特産品等を使用していただけるよう、引き続き働きかけを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。直売所の設置は難しいのであれば、答弁いただきましたように、園内のレストランやカフェ、バーベキュー施設などには那珂市産の農作物や特産品を使っていただくこと、できればお土産屋さんなどにも那珂市の加工品を含め販売していただけるよう、働きかけていただければと思います。

続きまして、財政計画の質問に移りたいと思います。

今回のビッグプロジェクトにおいて市民が一番心配している点は、建設コストや運営面での赤字リスクだと思います。第三セクターの運営上の赤字リスクについては、ご答弁いただきましたとおり、直営方式を取ることでリスクが軽減されるとのことでした。しかしながら、建設コストについては、よく耳にする「那珂市にはお金がない」、この言葉。そんな状況で、予定としている建設費26億円といった建設費を出して大丈夫なのか、ほかに使わなければならない事業はあるんじゃないかといった問題があります。

建設費を捻出するに当たっては、当然のことながら、行財政改革によるコストカット、国からの補助金活用、合併特例債、基金を活用するなど、財源の確保を考えなければならないかと思われませんが、順番にお聞きします。

将来的な税収減を見越し、予算配分の見直しや行財政改革など具体的な取組はいかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、今後、人口減少や少子高齢化が加速していくことが予想されます。そういった中で、税収の大幅な伸びは期待しにくいところでございます。加えまして、歳出におきましても、扶助費等の社会保障費関係の増加、あるいは公共施設等の長寿命化への対応などが求められていることから、市のほうでは、国、県に対して必要な財政措置について

要望してまいりたいと考えております。

また、予算編成に関しましては、事業費等を含めた内容の精査、事業の年度間調整を図るとともに、行政評価に基づく事務事業の計画的かつ効率的な推進と経費の節減合理化に取り組んでいるのが現状でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 行財政改革によるコストカットは、道の駅の建設にかかわらず、今後地方自治体が直面する課題を乗り越えていくために避けては通れない問題です。今回はここに関しての追加の質問はいたしません、将来を見据え、正面からしっかりと継続して取り組んでいただければと思います。

続いて、道の駅建設における、国から見込まれる各種補助金の総額についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

道の駅の整備につきましては、交付金や補助金など各省庁における支援制度の活用が可能であり、想定されるものとしては、直売所や飲食施設等の整備に活用可能なデジタル田園都市国家構想交付金や農山漁村振興交付金、駐車場やトイレ等の整備に活用可能な社会資本整備総合交付金など、基本計画における概算事業費を基に算出しますと、総額で約7億6,600万円となっております。

なお、このほかにも導入機能や施設内容ごとに様々な補助事業の活用が想定される場所がありますので、可能な限り市の財政負担を軽減できるよう、補助金等の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 基本計画によると、建設費は約26億円、そのうち国からの、今ご答弁いただきましたとおり、各種交付金が約8億円とすれば、引き算すると、約18億円が那珂市の負担金額となります。この18億円をどうするかですが、基本的には地方債の発行、いわゆる借金をするか、基金を取り崩すか、あるいはその両方かとなるわけです。仮に地方債を発行するとして、この借金が魔法のように少なくなる方法の一つが合併特例債の活用かと思いますが、まずは確認のため、この合併特例債とはどのような地方債か、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） この合併特例債というのは、合併市町村が制定いたしまして、市町村建設計画というのを制定いたします。こちらに基づいて行う事業または基金の積立てに要する経費について発行することができる地方債、借金でございます。

その対象事業費の95%がその地方債を借り入れることができまして、その元利償還金の

70%が普通地方交付税で措置されるというものでございまして、通常の地方債よりも財政的に有利な地方債というふうになっております。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。ざっくり簡単に言い換えれば、借金を約3割に圧縮してくれる有利な地方債というわけです。まさに魔法のような合併特例債ですが、いくらでも起債できるわけではなく、合併市町村ごとに発行上限額があったかと思えます。那珂市における発行上限額と、今後起債可能な合併特例債の残高はいくらなのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） 本市の合併特例債の発行上限額につきましては、建設事業分が112億6,070万円、基金造成分が13億7,680万円、合計で126億3,750万円となっております。このうち、建設事業分につきましては、令和5年度までに約89億円を発行しておりますので、差引きいたしまして約23億円が今後発行可能な合併特例債の残高というふうになっております。

なお、この合併特例債につきましては、発行の期限が令和11年度までというふうになっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

この合併特例債は、20年前に那珂市が誕生して以来、様々な用途で活用され、那珂市発展に貢献してきた地方債です。震災や様々な社会情勢によって発行期限が延長され、現在では令和11年まで発行が可能と。もちろん、借金をすることには変わりはありませんから、財政破綻を招くことのないよう適正に発行していくことが重要だと思えますが、建設事業分として23億円が今後発行可能な金額とのことでした。

それでは、この道の駅を整備する財源に合併特例債を活用するのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊莊一君） この道の駅の整備に当たりましては、先ほど答弁いたしました国からの補助金のほか、地方債を有効活用するとともに、なお不足する財源につきましては、特定目的基金等を積極的に活用するなど、財源確保を図る必要があると考えております。

ご指摘の合併特例債につきましては、発行額に限りがございます。今後、事業の実施に向けて事業内容を精査していく中で、合併特例債も含め、より有利な地方債の活用を念頭に、財源調整を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 特定目的基金や合併特例債も含め、より有利な地方債があれば活用し

ていくとのことですが、現状では、将来的にも大切な基金を切り崩すよりも、発行期限のある合併特例債を活用することのほうが合理的かと思っておりますが、この残りの合併特例債の大半を、一方では道の駅だけに使っているのかという問題もあります。

ちなみに、先ほどご答弁いただいた那珂市の合併特例債発行上限額126億3,750万円のうち、112億6,070万円が建設事業分、13億7,680万円が基金造成分とありました。この基金造成分というのは、今年度予算化されましたまちづくり振興基金かと思いますが、この基金造成の目的は道の駅整備事業に活用するためのものなのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 間もなく12時になりますが、このまま継続いたします。

企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

ただいまおっしゃいました、まちづくり振興基金につきましては、3月の定例会で関連する条例を議決いただきまして、本年度から積立てを実施していくものでございます。

今後の予定といたしましては、令和6年度から令和8年度まで3年間で総額14億4,930万円を積み立てまして、その財源として13億7,680万円の合併特例債を発行する予定でございます。

この基金につきましては、国の制度上、ソフト事業にのみ充当可能ということになっておりますので、道の駅の建設分、ハード整備に活用することはできないものになっております。以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。そういたしますと、建設事業分として残されている合併特例債23億円は、道の駅整備事業に活用可能であること。それとは別に、まちづくり振興基金として積み立てている13億7,680万円は、道の駅整備には活用せず、将来への備えを目的としたソフト事業充当分といった具合に、バランスを考慮されているのかと感じるところであります。

であるとすれば、先ほどの那珂市が負担しなければならない建設費用の約18億円は、仮に最も有利な地方債が合併特例債だとしたら、これを活用することにより、金額はざっと30%の5億4,000万円になる計算です。仮に10年で返済するとなると、年間5,400万円ほどの負担で建設が可能となるわけです。さらに基金も活用するとなれば、負担が少なくなるかもしれません。

多くの課題を乗り越えなければなりません。誰もが見たこともない世界観にあふれた建築物、那珂市に合ったブランド戦略を展開し、産業が活性化され、市民に愛されるランドマークがこの金額でできるとするならば、私は極めて投資効果の高い事業になり得るものと思います。

そしてまた、この投資効果をさらなる高みへと引き上げるには、周辺開発が重要になってくるかと思っております。その一つとして、バードラインの4車線化が決定しておりますが、この

4車線化事業の概要と事業費についてお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

当初の事業費として、およそ20億円を予定しております。

事業概要については、県道那珂インター線から国道118号線大洞溜池まで約2,200メートルの整備となります。幅員としては、片側2車線の車道と歩道、中央分離帯等の構成となり、全体で幅27メートルの都市計画道路となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） この事業費20億円のうち、国からの補助金の割合はどのくらいか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

交付金の交付率は55%になります。社会資本整備総合交付金の申請を国に対して毎年提出しており、これらの交付金を活用し事業を進めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） では、残りの45%は合併特例債を活用するのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） この菅谷飯田線街路整備事業につきましては、合併特例債ではなく、それより充当率の高い原子力債というのがございまして、こちらを活用して事業を進めているところでございます。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

原子力債を活用されるとのことでした。こちらは100%起債可能で、なおかつ実質的に市の負担が3割となるものですから、計算すると20億円の45%、さらにその3割負担ですから、2億7,000万円となります。この2億7,000万円という金額で2.2キロの区間の4車線化ができるとするならば、負担感は少ないと感じるところではありますが、今後のしかかってくる維持管理費を考慮すれば、真に必要な道路であるかどうかは見極めていく必要があります。

現状では、那珂インターチェンジから118号線までの区間は、多くの市民にとって4車線化の必要性を感じている区間とは言えないと思います。今後、植物園のリニューアルや道の駅が整備され交通量が増える可能性があるとはいえ、せっかく立派な4車線ができるのであれば、しっかりとその価値を高める上でも、周辺開発をするビジョンが必要になってくるかと思えます。

過去を振り返れば、インターチェンジ周辺開発は、土地利用の強固な規制により断念を余

儀なくされており、そういった経緯から、まずは道の駅を突破口にして取り組んでいく方針を示されたかと思います。ここについては様々な意見があるかと思いますが、単純に道の駅ができるからといって、手を挙げてくれる企業が出てくるほど甘くはありません。単に規制を取っ払ったとしても同様かと思います。

民間企業は極めてシビアに市場を見ていますし、那珂市どころか茨城だけを見ているわけでもありません。もし今後、あのエリアに民間企業が進出する可能性があるとするならば、唯一無二の魅力と集客力を備えた施設ができることです。それによって周辺エリアに付加価値がつき、企業が検討する機会を創出します。しかしながら、企業が進出の意欲を見せてくれたのに、開発許可に5年も10年もかかるとなれば、その時点で終わってしまいます。市としては、企業が進出しやすい環境を提供するために開発許可をスムーズにさせる手法があるのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 企画部長。

○企画部長（渡邊荘一君） 那珂インター周辺地域における産業用地の開発を進める手法の一つといたしまして、地域未来投資促進法というのがございます。こちらを活用した手法が挙げられております。

この手法を活用するメリットといたしましては、地域未来投資促進法の規定に、流通結節点などにおいては、農用地区域から除外や農地転用に関する配慮規定がある点でございます。事業予定地が農業振興地域内の農業地区域内の農地であっても、除外や農地転用の許可が見通せるようになるなどの取扱いが可能であり、県内でもその活用が進んでいるところでございます。

これらの手法なども活用しながら、まずは進出意欲のある企業とのマッチングが重要であると考えております。本年も企業への需要調査を行うなど、企業誘致に結びつく活動により、企業進出の掘り起こしを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。

地域未来投資促進法を活用することにより、通常5年以上の月日をかけてようやく開発許可が下りたものが、1年ほどに短縮できる手法かと思います。

前提として、道の駅ができることで成り立つものかとも思いますので、この4年後に魅力あふれる道の駅が開業予定となれば、その内容次第では、開業に合わせ進出してくる企業も現れるかもしれません。しかし、これには、魅力あふれる集客力を持った道の駅でなければなりません。そうした意味において、道の駅の成功は単なる施設としての成功にとどまらず、那珂市が大きく飛躍するチャンスでもあると言えますが、中途半端な施設となれば、極めて大きなリスクを抱えることとなります。

常総の道の駅は、年間来場者数100万人を目指し、200万人を達成いたしました。首都圏

に近く、地理的なメリットもあるかもしれませんが、常総市にできて那珂市にできないことはないと思います。どうせやるなら、那珂市も倍の目標、年間来場者数150万人、売上げ15億円の夢、すなわちフィフティーン・フィフティーンを合言葉に一丸となって取り組んでいくべきかと思いますが、最後に市長にお伺いいたします。

この一大プロジェクト、道の駅整備にかける決意と周辺開発への思いをお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問ありがとうございます。議員のこれまでのいろんな知見、そして思いをこの質問にぶつけていただいたと。那珂市の将来を担う道の駅について、貴重な提言・ご意見をいただきました。ありがとうございます。

答弁を申し上げます。

先ほど担当部長のほうから答弁がありました。これまで那珂市は、住みやすい環境や利便性の高さといった本市の魅力を「いい那珂暮らし」としてPRし、地方創生を進めてまいりましたが、私は、この道の駅が「いい那珂暮らし」を、そして「活力あふれる那珂市」を体現する拠点となり、これからの那珂市を象徴するランドマークとなり得ると確信をいたしているところでございます。

道の駅の整備により、市内の産業を活性化させ、さらには企業に那珂市へ目を向けてもらい、新たな産業を育て、雇用を生み、経済を回す。そして、そこから得られた財源を、福祉や教育などに還元をしていく。いわば、次世代の子供たちや未来の那珂市に向けた投資であり、そのためには、20年後、30年後も、市民が誇りを持ち一緒になって成長し続ける、持続可能な道の駅でなければなりません。

そして、道の駅の整備を契機として、那珂インターチェンジ周辺を活性化させることにより「那珂市の魅力を世代を超えて育みながら未来の子供たちにつなげていきたい」、そんな思いが、本市が目指す道の駅の理想の姿であり、那珂インターチェンジ周辺にかける私の決意でもあります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） ありがとうございます。さらなるリーダーシップを発揮いただくことを期待申し上げ、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（木野広宣君） 拍手は、すいません、ご遠慮ください。

以上で、通告8番、桑澤直亨議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 1時 00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 小池正夫君

○議長（木野広宣君） 通告9番、小池正夫議員。

質問事項 1. 農地活用地域計画について。2. 小中一貫教育について。3. 部活動の地域移行について。

小池正夫議員、登壇願います。

〔8番 小池正夫君 登壇〕

○8番（小池正夫君） 改めまして、こんにちは。議席番号8番、小池正夫でございます。

改選後、初めての一般質問でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。それでは、質問に入ります。

初めの質問は、農地活用地域改革についてです。

民間の有識者グループ、人口戦略会議は、全国の4割に当たる744の自治体で、2050年までに20代から30代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性があるとの分析を公表しました。県内市町村のうち17が消滅する可能性があるとされています。幸い本市は該当していませんが、人口減少の問題は農業にも多大な影響を及ぼしており、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。

これまで市では、地域での話し合いにより、令和4年度までに人・農地プランを作成、実行してきました。しかし、今後、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなるということが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題です。

このため、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、基盤法等の改正法が令和5年4月1日に施行されました。これまで地域の皆さんのご協力により守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいくため、農作業がしやすく、手間や時間、生産コスト等を減らすことが期待できる農地の集約化等の実現に向け、将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどううまくまとめていくか、農地を含め地域農業をどのように維持発展していくか、若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、地域の関係者が一体となって話し合っ、地域の目標地図を策定することが農地活用地域計画です。

私も門部白河内地区で、地域の役員、担い手としての立場で協議に参加し、農地の集約化の目標地図の計画案の策定をしております。今後は、策定した計画や地図案を地権者や関係

者の合意を得て完成させていきますが、担い手がいる我々の地域でも、計画策定には時間がかかるという印象を持っております。

市の役割としては、人・農地プランの取組を参考に、協議の場を設置し、関係者の参加を幅広く呼びかけ、人・農地プラン等を土台にし、協議を進める全体のマネジメントや地域で策定した案を、必要な手続を経て地域計画として策定することになります。

地域計画策定に当たっては、担い手が地域に存在するときは、担い手を中心とする受け手の話し合いを設け、将来の農地の集積・集約化の方向性を確認することができますが、担い手がない、話し合いの土台がないといった地域や、あるいは話し合いが低調な場合においても、幅広い関係者で時間をかけて、丁寧に地域計画の協議を進めるのも必要があるのではないのでしょうか。

地域の話合いにより農地が活用されることは、那珂市のおいしい農畜産物の生産が継続され、農村地域の活力の維持にもつながりますので、時間がかかるかもしれませんが、この取組を進めていきたいと思っております。

それでは、農地活用の地域計画について、いくつか質問をさせていただきます。

地域計画の策定の趣旨の内容はどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、地域計画は、農業者の高齢化や人口減少に伴う耕作放棄地の発生・増加など、地域が抱える農業の課題について、5年後、10年後、地域の農地は誰が利用し、農地をどうまとめていくかといった農地の集約に向けた方針などについて話し合い、地域農業の将来を農地の活用計画として定めるものになります。対象となる農地は、農業振興地域内の全ての農地となります。

地域計画は、地域農業の在り方や農地一筆ごとの農地利用の姿を明確化した計画と地図から構成され、令和4年度までに策定した人・農地プランを土台に策定する計画に、10年後の農地利用の耕作者を明示した目標地図を加えたものとなります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） それでは、なぜ地域計画を策定しなければならないのか、その意味をお願いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

農業者の減少や高齢化が急速に進み、耕作放棄地の拡大が懸念される中で、農地の集約化等、将来の農地利用について取り組むことが喫緊の課題となっております。

今までの人・農地プランでは、将来の農地活用の具体的な計画までは求めていなかったことから、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、「人・農地プラン」

を法律に基づく「地域計画」と改称し、法定化されました。今後は、この地域計画に基づき、各種補助事業を活用いただくこととなります。

また、令和7年度からは、農地の地域の話合いにより、農地の集約化を含めた将来の農地の活用目標を策定したこの地域計画に基づき、農地中間管理事業により、農地の貸借が行われることとなります。このことから、地域計画の策定が必要となっています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 令和5年度の取組内容はどのようになっているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

令和5年3月に、農業委員、農地利用最適化推進委員、認定農業者などの担い手、JA、関係土地改良区などの関係機関の職員48名の参加により、地域計画策定に係る座談会を開催しました。その後、農業委員、農地利用最適化推進委員、土地改良区、水利組合、営農組合、多面的活動組織といった農業団体を対象に、6月にはモデル地区を選定するためのアンケート調査を実施いたしました。

令和5年度は、土地改良基盤整備実施中の3地区、柳川中部、新木崎地区、瓜連地区に加え、アンケートにより実施を希望する2地区、額田北郷・東郷地区、門部白河内地区を選定し、7月にモデル地区全体で座談会を開催いたしました。

その後、各地区において協議の場を設置し、話合いを開始いたしました。現在の進捗状況は、土地改良基盤整備実施中の3地区では、事業に合わせ目標地図原案を作成中となっており、残りのモデル地区では、今年度末の完成に向け目標地図を作成していただいております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 昨年度実施した成果と課題は。よろしく願いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

成果としましては、今、答弁いたしました5地区での話合いが進んでおり、瓜連地区では約50ヘクタールの農地集積が完了しております。

課題としましては、地域の方、担い手、農地所有者など参加者をどう確保するか、地域計画策定への理解・合意形成といったことや、地域での話合いの場を開催するための事前準備、地権者の方への農地活用に関するアンケート回収などに、かなりの労力と時間を要することが分かりました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 分かりました。

この地域計画は令和6年度までに策定することになっているんでしょうけれども、策定できなかつた場合はどうなるんですか。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、この地域計画は令和6年度中に策定することとなっておりますが、策定できなかつた場合の直接的なペナルティーはございません。しかしながら、地域計画への位置づけがない農業者は、国の補助事業制度等が利用できなくなる可能性があります。また、令和7年度から新たに締結される農地の貸借契約に影響が出る可能性があります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） それでは、令和6年度 of 取組内容をお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 産業部長。

○産業部長（加藤裕一君） お答えいたします。

モデル地区5地区と6年度当初からの話し合いを開始いたしました菅谷高内地区での取組を支援するとともに、全ての地区で話し合いができるよう、6月に市内全域を対象とした説明会、座談会を開始し、地区まちづくり委員会の単位となる市内8地区で協議の場を設置し、地域計画策定を進めてまいります。

今年度末には、地域計画素案を協議の場で確認してもらい、その後、市のほうで必要な手続を実施し、計画を公表する予定となっております。

また、この地域計画は、策定後も農地の貸借など必要に応じて計画変更も実施していく必要があります。また地域計画案策定に係る地域の話し合いにも時間がかかることが想定されることから、地域の話し合いが継続できるよう支援してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 私も人・農地プランの集まりに1回参加したことがありまして、いろんな見地の周りの人からいろんな意見等々が出て、非常に重要な話し合いの場になるかと思っております。

私の地区でも、先ほども言いましたとおり、クリーンクラブというところで一応14町分ぐらいのところを管理して、そこで一応、この計画を最先端で進めて、10年後どのような形になっていくのか、大体5年ぐらいで耕作者というのがいなくなってきたり、貸付けをしたいという希望のアンケートも多々あります。ただ、この先、私の子供も30代ですけども、地元に残っている同級生も、大体もう6分の1、7分の1ぐらい。そして、その子供がいたにしても地元には残らない。若い人が那珂市に残らず外へ出てしまう。ましてや親が農業をやっている、横で見ている見ぬふりをするような家庭もたくさんあります。

全ての産業、要するに、私、自分の子供にも言うんですけども、全ての産業、これは農

から始まると言われておりまして、農が基準で今まで産業が起きている。そして今日に至っている。農が衰退すれば国が減びると言われるほど、大切な産業でございます。那珂市においても、重要な基幹産業でもあります。私もお米を作っている者の端くれでございますので、一生懸命この先も集積事業やら、今やっています新木崎のほうで耕作地を広げて、空き地のないように、耕作放棄地がないように、環境保全に努めてまいりたいと思っております。ですから、子供たちにも一生懸命米を作るように、今教育しているところでございます。

それでは、この項の質問を終わりにいたします。

続きまして、小中一貫教育についての質問に移ります。

本市の教育の特色である小中一貫教育ですが、始まったきっかけは、平成24年頃に遡ると思います。社会的に言われる中1ギャップが問題となる中、本市においても、児童生徒のさらなる学力の向上や家庭学習の習慣化、コミュニケーション能力や人間関係調整力の育成が求められる状況にあったことなどを踏まえ、小中一貫の取組が有効であるとして、3年間の施行期間を経て、平成27年度から本格実施がされています。

これは以前、私が一般質問で取り上げた際に伺っておりますが、小中一貫教育のメリットとして一般的に言われていることですが、まず先ほどの中1ギャップです。小学校から中学校への移行は、通学距離や制服、友達の顔ぶれだけではなく、先生たちの考え方や授業内容も大きく変わることなどがあります。この変化によって子供たちがつまづきを感じることを、中1ギャップと呼んでいるわけです。小中一貫教育を通して、このギャップが解消されると言われております。

また、小学校から中学校までの9年間にわたる長いスパンの教育を連続的に行うことで、小学校で定着できなかった内容を中学校で補ったり、独自のカリキュラムを組んだり、教科ごとの担当の先生がつき、生徒の個性を把握し、適切な指導を行うことができるとされています。さらには、学年を超えて一緒に授業を受けたり、行事に参加をしたり交流することで、上級生と下級生が協力し、お互いの存在を認識して信頼関係が構築されたり、下級生は上級生の学び方や態度を学び、上級生へのあこがれを抱いたりするなど、子供たちの精神的な成長に望ましい影響を与えるとされています。

参考までに申し上げますが、日本以外でも同じような制度を取り入れている国もあります。

中国でも小中一貫教育が実施されています。この制度は、小学校から中学校への移行時の学力ギャップを緩和し、連続的な教育プログラムを提供するものです。お隣の韓国では、小中一貫教育と呼ばれる制度があります。これは、小学校と中学校の教育課程を連携させ、子供たちのスムーズな進学をサポートするものです。また、フランスでは、連続的な学習の形が取られています。小学校と中学校の教育課程を連携させ、子供たちの成長をサポートするものです。

このようにいろいろとメリットがあり、他の国でも同じように取り入れられている小中一貫教育ですが、国ではさらに推進する動きが出ています。

中央教育審議会では、文部科学大臣から新しい時代の初等・中等教育の在り方について諮問されたことを受け、令和3年1月26日付で「令和の日本型学校教育の構築を目指して」というタイトルの答申を出しております。その中で、9年間を見通した新時代の義務教育の在り方についてに触れていますので、一部ご紹介をさせていただきます。

平成27年の学校教育法の改正等により、小中一貫教育制度が整備され、各地域において小中一貫教育の取組が進展しつつある。このような中、新学習指導要領の着実な実施により、義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等の在り方について、一体的に検討を進める必要があるとしています。

文部科学省の統計によると、2022年の2月時点での小中一貫校の数は、小学校745校、中学校430校と右肩上がりに増加してきていますが、先ほどの答申でも推進の方向性を示されていることから、今後も増えていくものと予想されます。増加している背景には、山間地や離島など閉校の危機にある小学校と中学校を義務教育学校などにして統合するなど、地理的な理由から、そうせざるを得ないという要因もあるようです。

これから小中一貫教育に取り組む市町村がある中で、本市は平成27年という早い段階から導入していますので、今年度で10年目を迎えるかと思えます。そこで今回は、この節目を迎える年として、改めて振り返りと今後の取組などについて質問をしたいと思います。

それでは、これまでの平成27年度から那珂市の小中一貫教育が実施されてきましたが、この取組でどのような成果があったのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

ただいま議員からお話がありましたとおり、本市の小中一貫教育につきましては、導入してから10年目を迎えます。これまでの取組におきましては、学園名・シンボルマークを決定し、学習や生活における共通の約束を共有することで一体感の醸成、さらに学園の時間を設定し、同じ地域の先輩後輩の意識を持つことでの連帯感の醸成など、着実に歩みを進めてまいりました。

学校教育推進の柱の一つとしております「確かな学力の育成」においては、学習の手引きと学びのデザインの活用、学びに向かう視点を提示することで、学力の向上を図るための指針を示し、9年間の系統的・連続的な学びの指導計画を立てて実践をしているところでございます。

また、昨年度末に実施をいたしました児童生徒、保護者、教職員を対象としましたアンケートの結果からは、「自分の学園は特色があり魅力的だと思う」割合が、小学生が95%、中学生で88.6%と大変高くなっております。さらに「ふるさとを大切にしている」という設問においては、小学生が94.7%、中学生が90%と、こちらも高い回答であり、ふるさと那珂市に愛着と誇りを持つ児童生徒が育っていることは、小中一貫の教育の成果であると捉え

ております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） それでは、今年は小中一貫教育の取組10周年という節目を迎え、特別な取組や活動を予定しているんですか、伺います。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本年度は11月9日土曜日になりますが、小中一貫教育10周年に当たる記念式典を予定しております。

現在、各校から選ばれた代表の児童生徒による実行委員会が中心となり、記念事業の詳細について話し合いを進めております。

現時点では、第1部では、メイン会場である総合センターらぼーると各学校等をオンラインでつなぎ、記念式典を行う予定です。また、「なかっこ宣言」の唱和や各学園のビデオ紹介などを計画しております。小中一貫教育で生まれた子供たちが、那珂市で学び、成長していくことに喜びを感じながら、生き生きと活躍する姿をお見せできればと考えております。

第2部においては、各学園等を会場に、児童生徒が主体となり、地域の方たちとの交流などを計画しているところです。学園や地域の特色を生かした様々な交流や活動が展開されるものと思います。

今後、広報なかなどを通じまして、市民の皆様にも広くお知らせをする予定です。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） それでは、今後の小中一貫教育はどのように展開していくのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

世界情勢や気候変動が及ぼす影響や、新型コロナウイルスの発生、流行、AIなどの新しい技術の革新的な発達など、子供たちを取り巻く環境は大きく変化しており、また今後もより先行き不透明で予測困難な時代になっていくと思われまます。

こうした時代においては、本市の教育目標に掲げております「強い意志と豊かな感性で、社会的自立に向け、たくましく生き抜く」力を持つことが、まさに求められております。そのような力を持つ児童生徒を育成する上で、小中一貫教育は9年間という長いスパンで、連続的・系統的な教育を進めることができるという大きな強みがあります。

また、本市の小中一貫教育の特色であります学園制は、地域の特色を生かした取組を実践しております。「学園の子は学園で育てる」の考えの下、地域との交流を大切にしていることから、先ほどのアンケート結果にもあるように、地域への愛着を持つ子供たちが多く育っ

ております。

本年度は、「学園の『個性』の更なる強化」をテーマに、今まで培ってきました地域との関係性をさらに強めるとともに、これからの新たな10年、20年を視野に入れまして、本市の未来の担い手である子供たちの健やかな成長に力を注ぎたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 分かりました。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） あともう少し、答弁あります。

国や県においても、今、そしてこれからの時代に必要となります様々な教育に関する施策がありますが、本市ではそれらをさらに小中一貫の取組を通して、本市の児童生徒がその個性を生かすことのできるような形で実践をしたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 続きまして、部活動の地域移行についてに移ります。

国は、国立中学・高等学校の部活動の地域移行の方針を打ち出しました。

まず、休日の部活動を地域や民間団体に移行し、将来的に平日にも移行するような計画となっております。これは、教員の働き方改革の一環であると同時に、生徒数減少により部活動が困難になるということへの対策という一面もあります。

スポーツ庁と文化庁は、令和5年から7年の3年間を改革集中期間とし、休日の部活動の地域移行を7年度末に達成する目標を示し、市町村に協議会を設置し、コーディネーターを配置する方針を打ち出しました。地域や民間団体の協力は不可欠だと思いますが、市内の団体などだけでは、受皿が足りるか不安でもあります。

部活動については、学習指導要領において教育課程外の内容であることを示されており、学校が部活動を設置、運営することは、法律上義務とされてはおりません。しかしながら、部活動は人間形成の機会や生徒が活躍できる場であるなど、学校運営上において教育意義のある重要な活動となっております。

部活動については、教員による自主的な活動により成り立ってきましたが、休日を含め、長時間勤務の要因でもあることや、指導経験のない教員にとって大きな負担であることは、教員の働き方改革を推進する上で課題となっており、加えて、全国的に中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化の進行により、生徒にとって望ましい指導を受けられない場合も生じております。

令和2年9月に文部科学省において「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、さらに令和4年6月に、スポーツ庁から「運動部活の地域移行に関する検討会議提言」が提出されました。

文化庁においても、令和4年8月に文化庁活動の地域移行に関する検討会議において、提言が取りまとめられています。その提言では、運動部、文化部ともに、まずは休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、目標期間を令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途にされております。国では、令和5年度から7年度の3年間を休日の部活動の地域移行に向けた改革集中期間に設定し、地域移行を進めるため、県や市町村が協議会を設置し、総括コーディネーターを配置して体制整備を進める方針が出されました。

以上を踏まえて、質問をさせていただきます。

初めに、生徒数減少により部活動が困難になることへの対策として、どのような対策があるのかお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

生徒数が減少し、競技によっては各学校だけではチームが組めない状況が発生しております。そのための対応策ですが、大会出場のための救済措置としまして、複数校による合同チームがございます。

本紙の状況ですが、野球部において第四中学校と瓜連中学校が、サッカー部においては第一中学校と第二中学校が、それぞれ合同チームにより大会に出場をしております。また、吹奏楽部でも、第一中学校と第三中学校が合同で夏のコンクールに出場する予定となっております。

そのほかの対応策ですが、学校に希望する部活がない場合や部員が少ない場合などに、別の学校が参加希望の生徒を受け入れる拠点校方式というものがございます。本市では、今年度の総合体育大会、いわゆる総体の終了を持ちまして、瓜連中学校の野球部がなくなり、第三中学校が拠点校として受け入れをする予定となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 生徒数減少により、子供たちも自分たちの学校でチームが組めず、部活動もできない状況下にあることから、生徒も負担が大きいと思いますので、その辺りの配慮なども必要になるかと思えます。

なお、この方針では、部活動の受皿となる民間指導者、総合型地域スポーツクラブ、文化芸術団体など、学校をつなぐコーディネーターを地域ごとに置き、連携や調整を担ってもらうことが想定されております。

こうした国の方針、改革の方向性を統一し、学校における働き改革の視点を踏まえ、休日に教員が部活動の指導に携わることのない環境を構築していく必要があると示されております。

続いての質問になりますが、国では、部活動の地域移行を7年度末に達成する目標を示し、協議会を設置し、コーディネーターを配置する方針を出していますが、進捗状況はどのよう

になっているか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市の地域移行につきましては、基本的な考えとしまして、まずは休日の部活動から段階的にできるところから、そして現在活動しているスポーツ協会や少年団、さらには新たな団体などの協力もいただきながら進めることとしております。また、持続可能な方法での取組が大事になってくることから、受益者負担という点も検討していく必要があると考えております。

今年度の具体的な取組ですが、地域移行を推進する組織としまして、部活動地域移行推進協議会を設立いたします。推進協議会では、市の今後の地域移行の計画となるロードマップや部活動の受皿となる地域クラブの承認、また国の補助である実証事業の検証などを審議する予定です。

議員ご指摘の国の支援策となっております実証事業ですが、今年度、本市では野球部の移行に取り組んでいきたいと考えております。既に野球教室として活動をしている団体が受皿となり、地域クラブに位置づけ、休日の部活動を移行したいと考えております。この事業で様々な角度から検証を行い、他の競技の地域移行につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 地域移行を推進する組織として部活動地域移行推進協議会を設立し、実証事業により野球部の移行を初めに取り組んでいるとのことですが、様々な角度からきちんと検証もしていただきまして、今後の完全移行に向けた最初の取組でもあることから、指導者の負担のない、考慮をしながら、慎重に検証を重ねていただければと思います。

一方で、休日の部活動に対する生徒の希望に応えるため、部活動を地域に移行するだけでなく、部活動での環境整備が大変重要であることも示されております。併せて、令和5年度以降、生徒が自主的に運動・文化活動に取り組み、体力や技術の向上を目指す活動機会を確保する観点から、部活動の地域移行は段階的に実施できるよう、各自治体の実態に応じながら、必要な取組を進めていくことが求められていることもあります。

やはり、地域の実情に応じた部活動の環境整備が大変重要であり、指導者の信頼関係も十分に必要だと思っております。

そこで、次の質問に移りますが、現状において、中学校での外部指導者が既に指導しているというケースなどはあるのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員のご指摘の外部指導員など、部活動の指導を教員以外の方が担うことは、経験のない教員が顧問となっている部活動について専門的な指導が可能となり、チームの強化や顧問の

負担軽減にもなっていると認識しております。

そうした観点から、本市は以前から柔道や剣道など、より専門的な知識と指導が必要な協議につきまして、二、三名程度、外部指導員を配置してまいりました。令和5年度からは、部活動の地域移行も視野に、外部指導員による指導を推進するため、競技の幅や人数を拡充しています。令和5年度は10人に増員しまして、今年度はさらに枠を5人増員し、15人としているところです。

また、今年度は、外部指導員よりも職務の範囲が広い部活動指導員を新たに1名配置したところです。こちらは、顧問の先生と同じように、技術指導以外にも、学校での活動の引率指導や事故発生時の対応などもできることとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 既に専門的な知識と指導が必要な競技については、外部指導者を配置しているとのことですが、そこで一つ懸念されることは、外部指導時におけるけがなどの対応については保護者の不安になるところだと思いますので、地域移行する際には、その辺りを配慮して検討していただければと思います。

ただ、地域移行することはメリットもたくさんあると思いますけれども、地域移行するメリットとして、中学校に希望する部活動がない生徒が、希望する部活動に取り組める可能性もあります。反対に、デメリットとして考えられるのは、部活動場所までの移動の負担が出るということです。

ちなみに、隣の城里町では、生徒を無料のタクシーで別の中学校への部活動に送迎する新たな取組を始めました。城里町の部活動タクシーは、生徒や部活動の数が少ない桂中学校の生徒たちを、生徒や部活動の数も多い常北中学校への部活動に無料で送迎するもので、今年度5月から運用が始まりました。利用している生徒からは、「地元の学校で幼馴染と一緒に勉強ができて、やりたい部活動もできてうれしいです」と話していたそうです。そのような取組も参考にしながら、検討する必要があるのではないのでしょうか。

以上のことから、地域の協力や民間団体の多くの協力が不可欠になるかと思えます。

次の質問に移ります。

地域や民間団体の協力は不可欠であります。市の単独では受皿が足りるのか大変危惧されるところですが、広域的な連携などは考えているのか、お伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、地域に移行するためには受皿が必要です。今年度は実証事業で野球部の休日の活動を移行していく予定ですが、他の競技も受皿として協力いただける団体などを見つけていかなければなりません。

現段階では、どの競技をいつ頃移行できるのか、全ての競技を市単独で移行できるのかな

どについては、不透明な状況です。協議によっては広域的な連携をした方が移行しやすいものもあるかもしれませんが、その可能性も排除せず、取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） やはり広域的な連携は、指導者不足や生徒が希望する部活動ができるような配慮をするには必要なことだと思っております。ぜひ検討していただきたいと思っております。

それでは、最後の質問になりますが、部活動の地域移行に伴い、今後の市としての方針について、教育長にお伺いをいたします。

○議長（木野広宣君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） ありがとうございます。

議員ご承知のように、部活動は学校教育の一環として行われており、生徒の健全育成や、それから技術の向上、これだけではなく、豊かな人間形成や生涯学習の基礎づくり、こういったことにも大きく寄与するとともに、保護者の皆さんにとりましては、比較的その費用が少なく済むという継続的で安定的な活動、これを実施してきたところでございます。

しかしながら、今日、少子化、この進行によりまして、これまでと同じような運営体制を維持するということが大変難しくなっていること、そしてさらには、働き方改革が必要なこと、こういったことを背景に大きな転換点を迎えているということは、周知のとおりであると思えます。

今、全国で部活動の地域移行が進められておりますけれども、進め方は地域の実態に応じていろいろな形があるかと思われま。本市といたしましては、先ほど部長が答弁しましたように、まずは休日の部活動から段階的に、そしてできるところから着実に、こういう方針でございます。

このような点を踏まえて、市スポーツ協会あるいはスポーツ少年団、その他の活動団体、あるいは保護者、そして専門的に知識を持った教員もおりますので、こういったたくさんの方々の地域資源を有効活用しながら、そしてさらに、そういった方々にご協力をいただきながら、地域が共同して、子供たちが将来にわたりスポーツや文化芸術活動に親しめる、そういった環境づくりを進めていけるよう、これからも邁進してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 小池議員。

○8番（小池正夫君） 那珂市内のスポーツや文化においての種類は、多種多様であります。地域で生徒たちの部活動を支えている気持ちが芽生えることにより、地域社会全体で生徒を育てているような機運の向上にもつながりますし、地域移行した部活動全体が、自身が生徒

の居場所として、学校と家庭しかないという状況も改善できるという可能性が出てくると思います。第3の居場所、そういう意味もあるのかもしれませんが、可能になってくるということもあります。

以上のことから、地域移行する波及効果として、市内生徒のいろいろな意味でよりよい可能性も出てくるのではないかと考えております。ぜひ、いろいろな方向から執行部でもよく検討を重ねていただきながら、慎重に部活動の地域移行を進めていただくことを願っております。

それでは、この質問を終わりにいたします。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告9番、小池正夫議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時ちょうどといたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時00分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 渡 邊 勝 巳 君

○議長（木野広宣君） 通告10番、渡邊勝巳議員。

質問事項 1. 生活基盤の整備について。

渡邊勝巳議員、登壇願います。

〔6番 渡邊勝巳君 登壇〕

○6番（渡邊勝巳君） 議席番号6番、渡邊勝巳でございます。議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

新人5人の議員の中で、今回、私がトリを取らせていただきます。しかし、初めての一般質問でございまして、非常に緊張しております。お聞き苦しい点もあるかとございまして、申し訳ないですが、ご了承いただければと思っております。

さきの選挙で立候補に当たりまして、私は4つの柱をお示しさせていただきました。そのうちの一つに「生活の基盤の整備」がございます。市民が安全に安心して、そして快適に生活ができるのは、生活する基盤をきちんと整備する、これが1丁目1番地であると私は考えております。

その骨格となるのが道路です。この道路につきましては、先輩議員の多くの方が議論を行ってまいりました。道路は、日頃の生活はもちろんのこと、災害時、緊急時、これもきちんと

と整備された道路が必要不可欠なものでございます。しかし、市内の道路は整備が進んでいるとは言えない状態にあると私は思います。

さらに、昨日の小宅議員の一般質問にありました、近年の想定を超える豪雨により道路が冠水する箇所もございます。これらについて、市民の安心・安全を担保する道路の整備の加速化を図るため、議論と検討を行えればと思い、今回一般質問させていただきました。

初めに、那珂市が管理している道路の延長はどのくらいあるかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市道として認定されている路線の延長につきましては、令和6年3月31日現在、1級市道が約94.7キロメートル、2級市道が約48.7キロメートル、一般市道が約1,020.6キロメートル、合計で約1,164キロメートルとなっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 私も調べてみたところ、2002年度のデータでございますが、茨城県は北海道に次ぐ第2位の道路延長を有しております。その延長は5,884万3,447キロメートルでございます。

そして、令和4年度の茨城県社会生活統計指標によりますと、那珂市は県内で16位の道路の延長を有していることとなっており、先ほど答弁ありましたように、現在管理しております道路は約1,200キロの延長となります。この道路延長は、那珂市から九州の博多の駅、これまでの距離に相当するというものでございます。

これほどの膨大な延長を管理している那珂市ですが、市道の舗装率はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市道舗装率につきましては、こちらも平成6年3月31日現在で、1級市道が約96%、2級市道が約96%パーセント、同じです。一般市道が約46%、市道全体では約56%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 市道の全体のおおむね半分が未舗装ということでございます。これには人家付きでない道路、また、ふだん人や車の通行のない道路まで含まれていると解釈をいたします。ただ、1級や2級の幹線道路までも未舗装の箇所があるというのは、ちょっと私も驚きました。

これを、市が管理をしている道路を利便性の高い道路にするためには、道路の拡幅など改良工事を行うわけですが、これらの事業を進めるのには、各自治会からの申請を受け、それ

を採択し、事業を進めていると思いますが、過去20年間、これの申請件数はどのように推移をしているか、お尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

平成20年代前半は、多い時でも23件の申請件数でしたが、その後は30件を超える年度が続き、平成26年度には、最多となる51件の申請がありました。平成29年度から減少に転じ、令和2年度以降は10件を下回るようになり、令和5年度においては2件となりました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 平成26年度の51件をピークに申請が少なくなり、昨年度は2件の申請件数であったとのことですが、申請件数が減少した理由は何があるか、お尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

以前は、自治会関係者など限られた方に対して道路整備の説明を行い、申請を受けておりましたが、平成29年度以降からは、関係地権者に道路整備などに関する勉強会を実施しております。この勉強会を実施することで、整備に対するご理解が得られた路線を、自治会において十分に精査した上で申請いただいたことにより、件数が減ったものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 道路事業の直接関係者に説明をすることにより、事業の内容や問題点などを理解した上で、整備可能な路線のみが申請されているということから、申請件数が減少しているんだという形で理解をいたしました。逆を言えば、平成29年以前に採択された路線には、整備に関して関係者が十分に理解されていないで申請して、そして採択された路線があるようにも感じます。

では、各自治会から申請されている道路の整備などは、どのような種類があるのかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

現在、土木課が行っている道路関係の整備は、市が主体的に進める計画道路整備、自治会からの申請を基に進める整備基準道路整備、狹隘道路整備、暫定舗装道路整備の4種類と、自治会からの申請で整備する排水路整備に分かれております。

これらのうち、整備基準道路の幅員は5.5メートル以上、狹隘道路の復員は4メートル以上5.5メートル未満、暫定舗装道路の幅員は2.5メートル以上4メートル未満で整備しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 自治体からの申請により整備されるという道路が3種類、雨水などを排除するため排水路整備があり、その道路の整備は、その整備をする道路の幅員によって、整備基準道路、狹隘道路、暫定舗装道路に区分されているということでございます。

では、申請のあった過去20年間、整備基準道路、狹隘道路整備、暫定舗装整備、排水路整備工事の採択件数の内訳をお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

過去20年間における採択件数の内訳につきましては、整備基準道路整備23件、狹隘道路整備117件、暫定舗装道路整備65件、排水路整備46件です。

令和5年度につきましては、狹隘道路整備1件、排水路整備1件の申請に対し、2件とも採択いたしました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 整備申請路線のうち、狹隘道路の採択件数が117件と最も多くなっております。これはどのような理由があるかと考えられますか、お尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

狹隘道路整備は、建築基準法第42条第2項により、後退した敷地、いわゆるセットバックした土地を利用しながら進める整備でございます。セットバックした土地を活用することで整備が進められることから、申請と採択件数が増加したものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 建築基準法では、住宅を建てる際、敷地は少なくとも1つの建築基準法上の道路に接していることが必要となります。その道路の幅員は4メートル以上が必要となり、そして、その前面道路の幅員が4メートルに満たない場合、道路の中心線から2メートルの位置まで敷地を後退させる必要があります。この後退した土地を活用して道路の整備ができるということから、狹隘道路の申請件数が増加をしたというのが、ただいまの説明だったと思います。

では、採択件数のうち、整備ができていない未整備路線の件数はどのように推移しているかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

平成29年度末で、最多となる170件の未整備路線がありましたが、整備が進み、令和5年度においては151件となりました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 現在、151件の未整備路線があるということですが、整備が進んでいるから緩やかな減少をしてきたという答弁であったと私は思います。

私の感覚からすると、いまだ未整備路線が151件という多くの件数を抱えており、今後相当の年月を要する必要があるのかなというふうに思います。整備を要望していた自治会や市民の方々は、申請は採択されているはずなんだが、いつになったらこの道路は整備されるんだろうかという不安と、行政に対する信じられないといった不信感が生じてしまうのではないのでしょうか。

そうは言っても、市としても限られた予算の中で、整備をする場所について適切で経済的な方法を検討し、計画的に事業を進めているんであると思うっております。

では、確認の意味も込めまして、昨年、令和5年度ですね、整備件数はどの程度あったかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

令和5年度における整備件数は、整備基準道路1件です。狹隘道路10件です。暫定舗装道路はございません。排水路整備1件です。そのうち、完成した路線は4件となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 昨年度整備完了となった路線は4件とのことですが、やはりこのペースでは、151件ストックしている採択された路線がいつ完了する計画なのかが、やはり気になります。

採択された路線の整備完了までの流れと、現在手持ちである151件の整備に関わる総事業費及び整備完了までに要する期間についてお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

市職員で組織する那珂市道路整備審査会において採択となった路線は、自治会やまちづくり委員会と協議をし、事業化しております。

整備計画の標準的な例ですが、事業初年度は、境界測量及び平面測量や法線説明会を開催し、事業2年目は、詳細設計、用地測量及び補償調査、事業3年目は、用地交渉及び補償交渉を行います。事業4年目以降は工事施工となり、工事施工着工1年から3年で整備が完了となります。

令和5年度における未整備道路の151件の整備手法ごとの概算事業費は、おおむね整備基準道路が約16億円、狹隘道路が約25億円、暫定舗装道路が約2億円、排水路整備が約5億円であり、全体で約48億円を見込んでおります。仮に、年間の事業費3億円と想定した場合、

令和5年度末における未整備路線の件数を基準としても、整備完了までに約16年を要する見込みです。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 現在、市道の整備に関する申請の採択件数は151件あり、その整備にはあと16年の期間が必要となるとのことですが、仮に那珂市が誕生した年に採択されたとすれば、採択から既に20年の期間が経過する案件もあると思います。

用地の確保が困難で、整備が難しいものも採択されているのではないかと私は感じます。これは、現在の申請前に、地権者などの関係者と相続や権利関係の問題を整理した上で採択をしているのと違い、十分な調査が行われずに採択された案件があり、相続や権利の変更などにより、現在では整備が困難な案件もあるのではないかと思います。このような案件についても採択されている以上、市民は現状がどのような状態になっているかも知られず、自宅の前の道路が整備されることを心待ちにしているのではないのでしょうか。採択から20年たっても整備されず、しかも今後も整備できる可能性が非常に低いにもかかわらず、その事実を知らされないでいるのは、非常に酷なんではないのかなというふうに私は感じます。

この問題についてですが、平成29年度以前に採択されている路線について、関係者の意向や、関係者の権利関係の問題を調査いたしまして、そして整備が困難だと判断される路線については、採択の取消しもやむを得ないのではないのかなというふうに考えております。その際には、地元の関係者に十分な説明をお願いするとともに、諸問題が解決し整備が可能と判断されたときには、改めて申請を受け付け、再度採択をお願いしたいというふうに考えております。

執行部の皆さん方も、少ない人数の中で新たな調査業務を行うのは非常に厳しいと私は感じますが、20年も待ち続け、さらにこれから16年待たなきゃならないのであり、その挙げ句に結局整備がされないですよなどということがないように、正確な情報の提供と整備可能な路線の早急な調査・整備をお願いしたいと、心からお願い申し上げます。

続きまして、雨水の排水に関する質問をさせていただきます。

冒頭でも申し上げましたが、近年多発しているゲリラ的な短時間の大雨や、線状降水帯のような一定の地域に大雨が長く降り続くといった、過去には想定できなかった大雨が発生しております。このような場合、市内の道路が冠水する箇所があるとも聞きます。道路の側溝といった雨水排水施設が整備されていても、想像を超える雨水の量、雨量によって排水しきれない場合もありますが、そもそも道路の排水設備である道路側溝が整備されていない箇所があります。

先ほどお聞きしました道路整備の一つに、道路の雨水を排水する施設として、排水路整備工事があります。これにより道路の側溝の整備も行われ、市では限られた予算の中で要望や防災・減災に対応するよう努力をされているとは思いますが、残念ながら、道路整備

が行われても、必ず道路側溝も合わせて整備されるというわけではありません。

そこで、先ほど答弁をいただきました整備基準道路、狹隘道路、暫定舗装道路といった道路の整備手法ごとの側溝の設置基準の考え方をお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

側溝設置の考え方につきましては、計画道路や整備基準道路は、排水先の状況や雨水処理などの条件も踏まえますが、両側や片側側溝、側溝なしの区別で計画しております。

狹隘道路につきましても、計画道路や整備基準道路と同様に、排水の状況などを加え、整備幅員も考慮し計画しております。

暫定舗装整備につきましては、側溝設置は行っておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 排水先や雨水処理の状況によって、道路の両側に整備をするとか、片側に側溝をするとか、または整備を行うかの検討を事業ごとに進めているとのことですが、幅員の広い道路は、道路の両側に側溝を整備しているのが通常であると私は感じます。

これに対し、道路の幅員の狭いところにつきましては、道路の片側にだけ側溝を整備するか、または側溝を整備されないといった箇所が多くあるように感じます。

そこでまず、道路整備の申請件数が一番多い狹隘道路の道路側溝については、どのような考え方で整備をしているのかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えします。

狹隘道路につきましては、車道復員4メートル以上5メートル未満の道路でございます。路線ごとの流末の状況や雨水処理など条件にもよりますが、片側による整備を行っております。5.5メートル以上の用地が確保できれば、両側による整備も可能となります。

しかしながら、現在採択されている路線の多くは、用地幅の確保が難しいことから、両側側溝による整備が進んでいないのが現状でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 狹隘道路の整備では流末などの条件があるが、4メートル以上5.5メートル未満の幅員の場合には片側側溝で整備を行っていて、幅員が5.5メートル以上の場合には道路の両側に側溝整備ができるということですが、道路の幅員を確保するために用地が確保できないから、両側側溝の整備が進まないという形のご答弁だったと思います。そうなりますと、幅員が4メートル未満の道路には側溝を整備しないという形になりますが、幅員4メートル未満の暫定舗装道路に道路側溝を整備しないのは、どのような理由からなのかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

4メートル未満の暫定舗装道路整備につきましては、借地によって整備を進められており、個人の土地に構造物を入れることができないことから、側溝の整備は行っておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 先ほども申し上げましたが、建築基準法では、住宅を建てる際、敷地は少なくとも1つの建築基準法の道路に接している必要があります。その道路の幅員は4メートル以上が必要となり、そして前面道路の幅員が4メートルに満たない場合、道路の中心から2メートルの位置まで敷地を後退させる必要があります。このことから、この規定によって許可を得て家を建てている方が多い場合、4メートル幅員の道路整備、狹隘道路の整備の要望が必然的に多くなるとは考えます。

さらに、道路の両側に住宅がない場合だと、反対側の土地に後退義務は発生しないために、道路付近は4メートルに満たない場合があると考えます。このような場合には、暫定舗装の整備要望となり、側溝整備はされないというような答弁であったというふうに思います。

しかし、道路に雨水がたまり通行が困難になるのは、道路幅員が広くても狭くても同じなんです。ですので、排水ができるような整備は、道路幅員に関係なく整備が必要ではないのかなと私は考えております。

このような状態であっても、幅員4メートル未満の道路への両側側溝を含めた整備方法について、検討は行わないでしょうか。例えば、基礎を重要構造物と同様、すなわち道路を横断する構造物と同じ仕様で車道内に整備をすとかの方法は考えられます。

改めてお聞きします。幅員4メートルの暫定舗装道路の両側側溝を含めた整備方法について、検討を進めるかどうか、考えがあるかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

整備基準道路整備や狹隘道路整備と違い、4メートル未満の道路は暫定的な道路整備であるため、側溝を設置した整備は行っておりません。しかしながら、近隣自治体の整備状況などを踏まえ、今後市としても考え方を改めて整理してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） ありがとうございます。

現在、4メートル未満の道路、暫定舗装道路に道路側溝整備をしないという方針だったんですが、市の考え方を改めて整理をしていくと、ちょっと前向きな答弁をいただけたのかなというふうに感じます。

正式な道路整備でありましても、暫定的な道路整備でありましても、道路を通行できなく

なるのは、やはり好ましくないというふうに考えます。先ほども申し上げましたが、使用する材料や考え方によっては、車両が上部を通行しても問題ないものがあります。これらの製品を使用するなど、改めての調査・研究を期待申し上げます。そして、4メートル未満の幅員の道路に、両側に側溝整備されるのが理想ではございますが、せめて片側だけでも整備することを、ぜひ検討いただければなというふうに思っております。

続きまして、合併浄化槽の処理水の側溝放流についてお尋ねいたします。

公共下水道計画の見直しに伴いまして、合併浄化槽による処理区域が拡大されました。合併浄化槽の処理能力は、公共下水道の処理水と同様の水質まで処理ができることから、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上が加速されると予想されております。

しかし、ご承知のように、那珂市は多くが平坦な台地となっております。平坦が故に、雨水・排水の処理が難しく、さらに地下水位が高いのが特徴となっております。例えば、菅谷地区の近郊では、1メートルも地面を掘ると地下水が出てくるというようなところであります。なかなか浸透していかないのが現状でございます。

このように地下水位が高くて浸透しにくい特徴がある那珂市において、合併浄化槽の整備エリアが広がるのは、合併浄化槽の処理水、この処理水をどう処理していくのかが問題になると考えております。現在は、合併浄化槽の処理水の道路側溝への放流は認められておりますが、自宅の前の道路、こちらに側溝が両側もしくは片側に設置されている場合、合併浄化槽の処理水の放流管、こちらの接続はどのように行うかをお尋ねいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

居宅前に側溝がある場合は、合併浄化槽処理水を接続することができますが、片側側溝など居宅前に側溝がない場合は、反対側の側溝に横断して放流管を埋設し接続することは、道路の機能を適切に維持管理する必要性から、市では横断占用を認めていない状況でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 道路の両側に側溝がある場合、その沿線に住む方々は、道路の側溝に合併浄化槽の処理水を放流することができますが、道路の片側にしか側溝が入っていない場合、側溝のある側に住んでいる方は接続、放流はできるが、側溝のない側に住んでいる方、反対側の方は道路の横断を認めないので、たとえ合併浄化槽で水質基準以下のきれいな水を浄化して放流するにしても、道路側溝に放流することはできない。これは、地下水位が高くて浸透しにくい場所にあっても、宅地内で処理をなささい、自分でなんとかしなさいねというようなことでよろしいんですね。

道路を通行する人の安全を確保することから、道路管理者の言い分としては十分理解できます。片側に側溝を入れるにしても、その側溝が右、左どちら側の側溝に入れるか、これを

決めているのも道路管理者であり、市の考えになると思います。その結果、たまたま反対側に住んでいるだけで、合併浄化槽の処理水、これの処分に悩まされ続けなきゃならないのは納得できないなど、そう思うのは私だけなんですか。

目の前にある道路を横断して、その反対側にある道路側溝に接続さえできれば、お風呂の栓を一気に抜いて水を流せる。お父さん、トイレの水はお父さんのときは流さないでね、なんていうこともなくなるかもしれない。そんな当たり前の生活ができるようになるはずなんです。むしろ、このような当たり前の生活ができなければ、公共下水道計画の見直しをして範囲を縮小した意味がないのではないのかなと私は考えます。そして、市の方針として計画を見直したのであれば、その受皿となる方法を市全体で既に検討していくべきじゃないのかなと私は考えます。

先ほどからお話を申ししておりますが、道路の片側に側溝がある場合、道路を横断して合併浄化槽処理水を放流することを、ぜひ認めていただきたいと思っております。道路の側溝は、道路上の雨水を排除するのが目的であるのは理解しております。しかし、合併浄化槽の処理水を放流することも認められております。となれば、問題となるのは、先ほど部長から答弁がありましたように、道路の横断を認めた場合、道路としての機能を維持できるかというところだと思います。

これに対しては、現に道路を横断できる構造物が製品化されております。市で行う道路整備、開発行為などで行われる民間の整備、それでその材料は使用されております。ですので、これらの製品を使用するなど、合併浄化槽処理水の放流管を防護する、それらの工夫をすることによって、道路を横断して占用することが可能となると考えますが、これらについて検討を進めていただけるかどうかをお伺いいたします。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

議員ご提案のとおり、市場には道路の埋設に影響のない製品が開発されており、管理上、支障を来さないような接続方法について、それら材料の活用も合わせ、近隣自治体との対応状況も参考にしながら、調査・研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 既に合併浄化槽の処理水の放流管を道路側溝に接続している要綱を定め、道路横断を認めている自治体もございます。また、内規による運用を行っている自治体もあるというふうに聞いております。ぜひ前向きな検討をお願いいたします。

本日私が通告いたしました質問につきましては以上となりますが、今回2点ほど前向きな答弁をいただいたと解釈をしております。

1点目は、4メートル未満の道路の側溝整備です。これにつきましては、現在、幅員が4メートル未満の暫定舗装道路において道路側溝を整備しないという方針でしたが、近隣市町

村の整備状況を踏まえ、市としての考え方を改めて整理をしていくということでした。対象路線の沿線に進んで生活している市民の方々が、その道路を使用して通行しているわけです。幅員4メートル未満の道路が水没して通行できなくなった場合、困るのは近隣の市町村の方々ではなくて、そこに住んでいる那珂市民なんです。その市民のために、整備を行うという方針になるように、検討をお願いしたいなというふうに思っております。

続きまして、2点目として、道路の片側にのみ道路側溝が整備されている場合、合併浄化槽の処理水の放流管を道路を横断して接続することについてでございますが、道路の埋設にも影響のない製品が開発されており、管理上、支障を来さないような接続方法について、それらの材料の活用と併せて、近隣自治体の対応の状況も参考にしながら調査研究を進めていくというご回答、答弁をいただきました。これらについてですが、既に近隣自治体で横断を認めているところがございます。ですので、那珂市でも、道路の埋設に影響のない製品を使用すれば道路の横断を認めるといったルールを定めていただきまして、合併浄化槽の処理水の処理に困っている那珂市民を助けていただきますよう、切にお願い申し上げます。

この2点につきましては、半年後にもう一度、検討結果をお聞きしたいなというふうに考えております。そして、来年の令和7年4月1日より、新たな整備方針、新たな基準によって運用が開始されるよう切にお願いを申し上げまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告10番、渡邊勝巳議員の質問を終わります。

◇ 花 島 進 君

○議長（木野広宣君） 通告11番、花島 進議員。

質問事項 1. 額田地区の道路整備について。2. オオキンケイギクへの対応について。3. 難聴対策について。4. マイナンバー保険証について。5. 小学校、中学校の暑熱対策について。6. 成人の引きこもりへの対応について。7. 再生可能エネルギー利用蓄電池などへの補助について。

花島 進議員、登壇願います。

[12番 花島 進君 登壇]

○12番（花島 進君） 早速質問に移らせていただきます。

まず、額田地区の道路整備についてです。ここでは、進行中の計画について、現在の状況や今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

まず、森戸・畑中・天神地区で額田森戸交差点というのがありまして、そこから西のほうへJR額田駅方面に行く道があります。新道天神小屋線という名前になっているそうですが、それで、2023年度末では、やりかけ工事に見える区間がありました。今後の方針はどうか

っていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

議員のおっしゃっていた森戸・畑中・天神小屋で整備を行っている新道天神小屋線ですが、整備延長311メートル、道路幅員6メートル、両側側溝つきの整備でございます。令和3年度から用地買収を進め、令和4年度から道路改良工事に着手しております。

本年度は、4月に工事延長160メートルの道路改良舗装工事の契約を締結し、9月末の工事完成に向けて施工を進めているところです。この工事の完成により、整備延長311メートルの区間につきましては整備完了となる予定でございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 地元の方から「何かやりかけで、どうなるの」とか言われて、やりかけで、続けてやるでしょうと言っているんですが、確認のために聞きました。

次の質問です。

救急車が旧国道から入れない場所が、額田の、太田に行く旧道との合流点の少し南側にありました。これについては、救急車が入れなくて困っていて、額田の森戸の方面から大回りしなきゃならなかったんですが、これは現在どうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

ご指摘の市道である額田北郷埜・大杉本線につきましては、令和6年5月に計画路線の一部工事が完成となり、道路幅員を4メートルに拡幅をし、旧国道との交差点につきましても、道路整備に併せ隅切りの整備を行い、救急車や消防車等の緊急車両の通行が可能な道路となりました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 一般質問の打合せの前には気がつかなかったんですが、質問の後、できているという話を聞きました。失礼、打合せの後に聞きまして、実際に通行してみました。ちゃんとできているので、ありがとうございます。

次の質問です。

額田西交差点から北部の路面の荒れ状態ですが、これは何度も一般質問なりでお願いしているんですが、昔、片側1車線のところを片側2車線に変更したときに、白線の誘導表示みたいなやつを削った後がずっとひどい状態にありまして、特に道路脇を自転車なんかで行くと非常に揺さぶられて、倒れたら車にひかれるかもしれないという恐怖感があるし、車で通っても、あそこだけ特にひどいんですね。これはいろいろお願いしているんですが、どうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

その後の経過につきましては、国道349号バイパスの道路管理者である茨城県常陸大宮土木事務所に確認したところ、令和6年度中から補修を行い、継続的に予算要望していくと回答をいただいております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） やっていただけるみたいなんですが、ちょっと心配なのは、国道349号、同じ349号ですが、杉原交差点から北へ向かう部分などは、あまり傷んでいないのに整備され直したり、また堀之内交差点からひたちなか市方面へ向かう道も、大して傷んでいないのに補修し直したようなのは、ちょっとよく分からない基準なんで、道路をちゃんと見てるのかどうか心配なところがあるんですが、よろしくお願ひしたいと思います。というか、直接、市の土木課がやるわけじゃないんですが、大宮土木に言ってください。これ、どういう基準でそもそもやっているんでしょう。大宮土木の考えです。聞きたい。

○議長（木野広宣君） 建設部長。

○建設部長（高塚佳一君） お答えいたします。

補修する路線の選定方法につきましては、茨城県常陸大宮土木事務所に確認したところ、茨城県舗装維持修繕計画を基に、地域や交通量などの道路特性を踏まえて、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性など、路面評価結果の下に損傷の度合いを確認した上で、施工箇所を選定していると回答をいただいております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 先ほど言いましたように、路面のひどいところは手がつかなくて、それほどもないところがやるという感じがありまして、この茨城県の舗装維持修繕計画というのは何だかよく分からないんですが、大宮土木で道路を監視する人的パワーが足りないかどうか、市民から指摘しろということなんだろうということ、今後も気がつくことがあれば指摘していきたいと思っています。

次の大きな大項目で、オオキンケイギクへの対応についてお伺いします。

最近、道路脇などに、黄色い花が咲く草が結構茂っているのが見受けられます。オオキンケイギクと言うのだそうで、特定外来生物に指定されているとのことでした。特定外来生物だと、栽培などが禁止されているとのことですがけれども、そもそも特定外来生物とは何でしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

特定外来生物とは、他の地域から持ち込まれた外来生物であって、生態系や人の生命・財

産、農林水産への被害を及ぼすなど、重大な影響を及ぼすまたは恐れのある生物のうち、国が指定したものを言います。指定された生物は、栽培、保管、販売、野外に放すなどが禁止されております。

オオキンケイギクはキク科の植物で、原産地は北アメリカです。もともとは道路法面に植えたり、観賞用として持ち込んだ植物ですが、根や根元近くの葉は枯れずに越冬する多年草であることから、一度定着すると繁殖力が強く、在来の植物とその植生に依属する生き物の生育場所を奪うとされています。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 概略は分かりました。具体的にその茂っている場所が自分の土地だったら、割かし思いどおりにできるんですが、公共の場所や他人の土地に生えている場合に、どのような対応をすべきなんでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

公共の場所につきましては、周辺の在来種や景観に影響を及ぼす状態の場合に、その土地を管理する国、県、市において駆除することになります。

私有地につきましては、住民などから群生地の情報提供があれば、その土地の所有者や管理者に対して駆除を依頼しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 国、県、市が管理している場所だったら国、県、市がやるけれども、私有地については、その土地の持ち主にお問い合わせということかなと思います。

実際この話、市民から言われまして、車で通っているときに黄色い花だと気になって見ているんですが、本当にあちこちありますね。すごい量ですね。ほとんど無理ですよ。

それを受けまして、那珂市のホームページにある記述を見ました。そしたら、根っこから引き抜いて、ビニール袋に入れ、口を閉め、枯れるまで数日間放置し、枯れたら可燃ゴミとして出すというふうに書いてありました。これは最もらしいんですが、よく考えると、ビニール袋に入れて口を閉めて枯れるんじゃないですよ。要するに、枯れるというか、草が死ぬかもしれないけれども、乾いてくれるわけじゃないですよ。

もう一つ、オオキンケイギクって、特に水気の多い植物には見えないんですが、そこまでさせる必要があるんでしょうか。数日間も縛って置いておけというのは、なかなか大変ですよ。表に置いておけば、雨が降れば、逆に水が入ってしまうということもあります。この辺ちょっと、枯れるまで数日というのは、ちょっと大げさなような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

「抜いて枯らせてから」とのご案内ですが、こちらは、移動する場合には再度根づかない、つまり枯死にさせてからという趣旨ですが、日にちを空けて袋に詰めるのは負担である、抜き取る時期によっては種がこぼれる心配があるという方もいらっしゃいます。焼却処分が前提ということであれば、枯らさずに直接袋に詰めて出していただいて構いません。

ホームページの記載内容については、今後見直してまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） よろしく申し上げます。

それで、先ほど言いましたように、あまりにもあちこちに茂っていて、群落の大小もありますけれども、根絶というのは多分難しいと思うんです。その辺で、市としての対応方針はどのようなふうを考えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

オオキンケイギクは、完全に駆除することが大変困難です。現実的には、市民などから通報のあったもので、周辺の在来種や景観に影響を及ぼすと判断するときには対応するというのが、現実的なことになっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 完全に駆除することはほぼ諦めて、現実的に害がないように駆除してくというふうに伺いました。そのようにするために、市の担当課だけでやるのはとても無理だと思います。

最近聞いた話ですが、なか環境市民会議が那珂市のスーパーマーケット、マルト近くの道で駆除する計画を立てたと聞きました。先日の予定日は天候不順の予報だったので、実際は天気よかったんですけれども、延期したとのこと。また、瓜連地区でも自治会が駆除を行ったという話も聞きました。

那珂市と市民代団体との連携はどうなっていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

先ほど議員ご紹介のなか環境市民会議、こちらを申しますと、毎年環境保全を推進する一環として、自発的に市道沿いのオオキンケイギクの駆除活動を行っていただいております。その際、市職員も参加して駆除活動を実施するとともに、抜き取ったオオキンケイギクを市の職員のほうは回収し、環境センターへ運び、焼却処理をしております。

自治会や環境保護団体などが駆除したオオキンケイギクも、これと同様に、市の職員が回収して対応しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 分かりました。いろいろ協力していただいているということかと思
います。

一つ、市民から駆除したときや市民からの問い合わせに対して、市ではどのように対応し
ていますでしょうか。例えば、ある場所、個人的に、今環境団体とおっしゃいましたが、個
人的に草刈りなんかして、その中にオオキンケイギク、オオキンケイギクは刈るじゃなくて
抜けということになっていきますけれども、ある場合に、どういうふうに市としては対応して
いただけるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

私有地や市民が管理している土地で駆除したオオキンケイギクについては、指定のゴミ袋
に入れ、可燃ゴミとして出すようにご案内しております。

公共の場所で市民がオオキンケイギクを抜き取った場合については、市のほうに連絡をい
ただき、職員が回収して対応しております。

なお、市民からの問合せにつきましては、駆除の方法をお知らせするほか、外来生物被害
予防三原則である「入れない」、「捨てない」、「広げない」ための対策をお伝えしており
ます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 分かりました。知り合いにもこのように伝えておきます。

次の大項目、難聴対策についてお伺いします。

近年、近隣の自治体では、難聴対応の補聴器への補助をしているところが増えて
います。それぞれの自治体でどのような考えでどのような政策をしているのか、把握している例はご
ざいますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、本市を含めた近隣自治体では、身体障害者手帳の交付を受けている方が補聴器を購
入する際には、所得状況に応じて購入費用の一部を自治体が負担しております。また、18歳
未満の児童で身体障害者手帳の発行の対象にならない方につきましては、医師が補装具の装
着が適当と判断した方に対して助成を行っております。

ただいま申し上げた以外の方を対象とした補聴器の購入費助成につきましては、県内の一
部の市町村において行っております。令和5年12月現在では、土浦市、古河市、筑西市、城
里町が助成を行っておりますが、市町村によって助成の対象となる要件が異なっているため、
助成の目的はそれぞれの市町村の状況を踏まえたものになっているものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） もうちょっと詳しく聞きたかったんですが、よそのことを調べるよりも自分たちのことを考えたほうが大事だと思うので、これくらいにしておきます。

市内の難聴者の現状についてお伺いしたいと思います。

市内の難聴者の人数については、以前の質問で把握していないとの回答でした。今もそうでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、本市において身体障害者手帳が交付されている聴覚・平衡機能障害者の人数は把握しておりますが、難聴者の人数などの状況につきましては、現在においても把握してございません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 市内の具体的な人数を把握していなくとも、世の中の平均的な人数割合で難聴の方がいるだろうと考えていると解釈します。

それで、今回は少し見方を変えて、補聴器以外の対策を考えたいと思っています。

前から思っていますが、最近はスマートフォンなんかで「ヘイ、Siri」とか言って、なんか音声で指示をしたりすることができるようになっているので、そういう技術が使えるんじゃないかなと思っていますと、厚生労働省あるいは内閣府が推奨のプログラム、アプリと言うんですかね、があるようです。そのほかにもいろいろあると思いますが、補聴器以外の対策として有効ではないかと思っています。市として、どのように考えていますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

現在、本市では、難聴などの障がいがあり、身体障害者手帳をお持ちの方の窓口などにおける対応として、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っております。このほか、聞こえづらい方に対しましては、筆談での対応を行っております。

議員ご指摘の無料で使える音声文字変換アプリなどにつきましては、聴覚障がいをお持ちの方が既にご使用になられており、簡単で便利なツールだと認識をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 補聴器の補助というのはいろんな自治体でもやっけていまして、私も検討してもらいたいと思っているんですが、実際には補聴器の有効な場面も多いんですけども、有効に使うには、本人の努力も大変必要なような例ばかり聞いています。それから、

結構高額ですね。市が2万円、3万円出しても、必要な金額の半分にも満たないという例がほとんどです。

一方、音声文字変換は、先ほど無料のプログラムがあるという話をしました。それから、装置は必要でも、普段持っているスマートフォンがあればいいということもありますので、少し考え方を变えて、その音声文字変換の技術を応用してはどうかと思います。

実際の難聴者の協力者を募って、いくつかのアプリの使い勝手などを試し、結果を市民に公表してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

聞こえに不安をお持ちの方が窓口にお越しの際に、必要に応じてアプリを活用することで、窓口にお越しになった方の不安を軽減するとともに、補聴器以外の対策があることをご案内することができるものと考えております。

音声文字変換アプリは複数あり、またAIを活用した改良が行われていることから、まずは実際にアプリを活用されている方のご意見をお伺いし、実験的に窓口で活用できないか確認をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） よろしくお願ひします。

いろんな社会活動をしていると、年配の方とお付き合いが多くて、会議でちゃんと聞き取れなかったり、聞こえないのを聞こえないと言ってくれればいいんだけど、言わないでそのまま流すという例が非常に多いです。それから、前にも紹介しましたが、自治会を、会議の内容が聞こえないからつまないってやめた方もいらっしゃいます。そういうこともありますので、ぜひおっしゃった回答を実践していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

マイナンバー保険証について伺います。

マイナンバー保険証、私はまだ入手していないんですけども、その利用に伴うリスクについてどうお考えか、お答えください。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

マイナンバー保険証の利用に伴うリスクとしましては、マイナンバーカードの情報を読み取るための機器などの不具合や、マイナンバーとのひもづけ誤りにより、資格情報が適正に確認できないことが考えられます。また、医療機関に持ち歩く機会が増加することで、紛失のリスクも高くなると考えられます。

しかし、マイナンバー保険証の利用にはメリットもございます。例えば、病院などの窓口での支払いの際にマイナンバー保険証を提示することで、自己負担の限度額を超える支払い

が免除され、限度額適用認定証などの提示が不要となります。そのほか、過去の健康診断の結果や薬の情報を、本人の同意の下、医療機関や薬局が確認できるため、病気の治療や薬の量の調整に役立つというメリットもございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） メリットまで答えていただきましたが、メリットは分かることは分かるんですけども、リスクがちょっと、県にしる国にしる、システムというか、コンピュータシステムのセキュリティに対してちょっと信用できないところがあって、実に残念なところなんですけど、それを置きまして、次の質問に移ります。

市内の医療機関の対応状況はどうなっていますでしょうか。また、医療機関に必要な経費はどのくらいで、誰が負担することになっているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

医療機関の対応状況や必要な経費、その負担についてですが、機器などの導入やその申請等につきましては、市を介さないため、内容を把握してございません。

また、普及率につきましては、厚生労働省が公開しているオンライン資格確認の都道府県別導入状況によりますと、令和6年3月末時点で、県内の病院、医科診療所、歯科診療所、薬局におけるカードリーダー申込状況は4,400機関中4,015機関となり、申込率としましては91.3%となります。また、カードリーダーを運用している機関は4,400機関中3,951機関となり、運用率は89.8%となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 医療機関の対応割合が約9割ということでした。

では、一方、市民はどれだけマイナンバー保険証を利用しているのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市の国民健康保険加入者のマイナンバー保険証の利用率になりますけれども、国から提供された令和6年3月診療分の状況では10.75%となり、全国の平均利用率5.7%と比較し、約5%高い状況となっております。

次に、今後のスケジュールですが、現在使用している紙の保険証が令和6年12月2日以降は廃止となり、新たに交付ができなくなります。

ただし、今年7月の一斉更新時に送付予定の保険証につきましては、有効期限である来年の7月末まで使用が可能となります。

なお、令和6年12月2日以降につきましては、マイナンバー保険証の利用登録が済んでいない方には、紙の保険証に代わる資格確認書を送付することになります。

また、マイナンバー保険証の利用登録が済んでいる方には、資格情報のお知らせを送付することになります。この資格情報のお知らせは、被保険者が本人の資格情報を簡易に確認するために発行するものですが、マイナンバー保険証を読み取る機器の不具合などが発生した際に、マイナンバー保険証と合わせて窓口で提示することで、保険証の代わりになるものとなります。

マイナンバー保険証の今後の利用率の見通しにつきましては、来年の7月末までに有効な紙の保険証が交付されるために、直ちに利用率が上昇するという事ではないと思われませんが、医療機関におきましてもマイナンバー保険証の利用促進に取り組んでいることから、今後利用率が上昇していくものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 県じゃなくて、那珂市の国保加入者の利用率が分かるデータを持っているというのは、ちょっと驚きましたね。それだけやらせたいんですか。

もともと、よく分からないですね。保険証はなくすんだけど、それに代わるマイナンバー保険証がなくても資格確認証というのは、何かわけが分からない話ですが、わけの分からないことやろうとしているなということだけ言って、次の質問に移ります。

小学校、中学校の暑熱対策についてお伺いします。

体育館など一般教室以外の暑熱対策の現状はどうなっていますでしょうか。既に寺門さんの質問に答えているので、次の質問につなげるため、簡潔にお願いします。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

現在、小中学校の普通教室、図書室、校長室、職員室、保健室につきましては、エアコンを既に設置しております。

一方、体育館や理科室、図工室、音楽室、美術室などの特別教室には、設置はしておりません。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 順次多分やると思うんですが、体育館など暑すぎないようにする必要があると思うんですけども、断熱や通風を確保するのが第一と考えています。昨日からあそこの席にいてすごい寒かったり、暑くはないんですけども、私こういう格好ですから、ちょっとこういうのって技術が古いというんですか。

断熱とそれから通風のやり方、場合によっては気密化も必要ですけども、あと空気の流れ、この要素を考えて空調設備なんかを入れると効率もいいわけですが。今では世の中全体がそういうことになっているので、ぜひそういう方向で考えていただきたいと思うんですが、ただ考えなきゃいけないのは、この建物を断熱するのにいくらかかって、断熱したときの空

調はいくらで済む。それから、断熱が、今しないでも、今のままで空調設備をちょっとさらによくしてというので、それぞれにかかるお金のコストがあるから、それも考えてぜひやってもらいたいと思います。

ただ、言えるのは、断熱をよくしていると、ただ単に空調のエネルギーが少なくて済むという効率化だけじゃなくて、快適な空間ができるんですね。場所による大きな温度差がないとかですね。そういうことも含めて、ぜひ考えてもらいたいんですが、今後の、特に体育館についてどうするつもりか、お話をお聞かせください。

○議長（木野広宣君） 教育部長。

○教育部長（浅野和好君） お答えいたします。

児童生徒の健康と安全を守るために、体育館や特別教室へのエアコンの設置は喫緊の課題であり、その必要性は十分に認識しております。

現在の暑熱対策ですが、エアコンが設置されていない教室や体育館では、送風機やスポットクーラー、気化式冷風機など配置されている機器を使用したり、こまめな休息や水分補給を心がけて運動したりするなどの対策を取っているところでございます。

今後、エアコンの整備につきましては、体育館よりも理科室や音楽室といった特別教室のほうが優先性が高いために、まずは特別教室への設置を進めていきたいと考えております。

また、議員ご指摘の体育館の断熱につきましては、国の交付金を受ける際に要件となっておりますので、設置に合わせまして対策すべきものと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 優先順位はあると思いますが、よろしく申し上げます。

では、次の質問に移ります。

成人の引き籠もりへの対応についてお伺いします。

最近、引き籠もり状態の成人から相談を受けました。この具体例はともかく、市内の成人引き籠もりの方は何人くらいいるか把握していますでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

引き籠もりのまず定義についてですが、平成22年に厚生労働省が取りまとめたガイドラインにおいて、様々な要因の結果として社会的参加、こちらは義務教育を含む就学や非常勤職を含む就労、家庭内での交流など、こちらを回避し、原則的には6か月以上にわたって、おむね家庭にとどまり続けている状態とされております。

本市における引き籠もりの方の人数につきましては、把握してございません。しかし、令和5年3月に公表された内閣府の調査によりますと、全国の15歳から64歳のうち引き籠もり状態にある人は、アンケートの結果からおおよそ146万人、そのうち40歳以上の中高年層が61万人と推計されております。このため、本市におきましても一定数の引き籠もり状態の方

がいらっしやると推測されます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 先ほどの難聴の件と似ていますね。全国の統計から、40歳以上の引き籠もり者が人口の約0.5%とすると市内に200人ぐらいいると、そういう推定かと思いません。

では、次の質問ですが、就職していて失業すると、失業手当が出るだけじゃなくて、次の就職のための職業訓練を受ける制度がありますね。同じような制度が、引き籠もりから抜け出すための、そういう訓練制度なり講習制度があるのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

引き籠もり支援は、本人を取り巻く家族の意向だけではなく、本人の自立の力を中心に考えた支援が重要でございます。

本市におきましては、社会との関わりに不安がある、ほかの人とコミュニケーションがうまく取れないなど、直ちに就労が困難な生活困窮の方を対象とした就労準備支援事業を行っております。この事業は、1年間を基本として、おのこの能力に応じた就労準備支援プログラムを策定し、そのプログラムに沿って、一般就労に向け基礎能力を養うものとなります。

本人の意思を尊重し、一人一人の状態に応じて寄り添った支援を行う就労準備支援事業について、広く市民の皆様のご理解を得ることができるよう周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 就労準備支援事業というのを、私は知りませんでした。市民への周知も含めて、個別の対応をよろしく願いいたします。

次の質問です。

再生可能エネルギー利用蓄電池などへの補助についてお伺いします。

現在、太陽光電池など再生可能エネルギー利用が進んでいますが、電力系統への接続だけでなく、自家太陽光発電を有効利用するため、蓄電池を設けて、自分のところで発電した電力を、太陽が出ていないときにも利用することが広がっているようです。

この再生可能エネルギー利用の自家蓄電池について、茨城県に補助制度があると聞きました。どういふものなのでしょうか。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

茨城県の補助制度、県民への補助制度はございます。ただ、県から直接ではなく、市を通じての間接補助となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） では、県主導の制度に対して、那珂市の対応方針はいかがでしょうか。今までやっていなかったですね。

○議長（木野広宣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（平野敦史君） お答えいたします。

先ほどの補助制度ですが、本市では本年8月から実施を予定しております。補助上限は1件5万円、対象件数は17件分です。予算がなくなり次第、終了となります。補助対象者については、市内に住所があり自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方、自ら居住するため補助対象設備が設置された市内の新築住宅を購入する方などとなっております。

7月に市のホームページや市の広報紙で募集のご案内をいたします。受付は8月から、応募多数の場合は、抽選を予定しております。

なお、次年度以降も県において同様の補助が実施されるようであれば、本市としても補助枠の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 7月、今後これから市のホームページや広報紙で案内をし、その後募集して、その後抽選ですか。件数が限られているというところがちょっとどうかとは思いますが、今後も見守っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告11番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を15時25分といたします。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時25分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（木野広宣君） 通告12番、富山 豪議員。

質問事項 1. 養護老人ホームの措置費の改定について。

富山 豪議員、登壇願います。

〔11番 富山 豪君 登壇〕

○11番（富山 豪君） 議席番号11番、富山 豪。今回は、養護老人ホームの措置費改定につきまして、通告に従いまして順次質問させていただきます。

皆様お疲れのところだとは思いますが、今定例会最後の質問者となりますので、あと少しのお付き合いのほどを、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、養護老人ホームとはいったいどのような施設を指し、どのような方々を受け入れているのかを、ご存知の方々も多数おられると思いますが、確認の意味を込めまして伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えをいたします。

養護老人ホームは、老人福祉法に基づき運営する施設で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な状態にある方に対して、適切な生活支援を行い、自立した日常生活を送っていただき、社会復帰できるよう支援する施設でございます。

対象者の主な要因としましては、原則として65歳以上の方、家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められた方、身の回りのことをご自身でできる自立した方、対象者及び対象者の生計を維持している方が市民税の所得割非課税である世帯に属している方となります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 答弁の繰り返しとはなりますが、老人福祉法に基づき運営されており、環境上、経済的に居宅での生活が困難な状態にある方に対して、適切な生活支援を行い、自立した生活を送っていただき、社会復帰ができるよう支援を行う施設であると理解いたします。そして、入所できます方の要件は、まず大前提として65歳以上の方であり、それに加えての健康状態は、入院加療を必要としない状態であり、また住居がない状況であったり、またそれが劣悪な環境にあったり、さらに家族との同居などが心身に害する状況などの環境上の理由と、その本人また家族が所得割非課税であるなどの経済的困窮にあるという理由が、入所のための要件であると理解するところであります。

似たような名称の施設に特別養護老人ホームがございますが、こちらは身体的な介護を主たるサービスとするため、社会復帰の支援を目的とする養護老人ホームとは、その目的や受けられるサービスは違うものであると、こちらにおいても改めて理解するところであります。

そこで、本市の現状はどのようになっているのか、養護老人ホームの施設数とその入居者数、またその推移を併せて伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市における養護老人ホームの施設数ですが、養護老人ホームナザレ園と、盲老人ホームナザレ園の2施設となっております。県内には、このほかに11施設ございます。

また、本市の入所者数の推移につきまして、過去5年間で申し上げますと、令和2年3月末が33名、令和3年3月末33名、令和4年3月末31名、令和5年3月末31名、令和6年3月末28名となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 本市における養護老人ホームの数は、ナザレ園が開設している養護老人、盲老人ホームの2つの施設であり、過去5年の入所者は、本年がやや少ないものの、おおむね30人程度で推移されていると理解いたします。

私の率直な感想ですが、昨今の貧富の格差問題や家族形態の変化や超高齢化社会、また最近の物価高騰などの社会情勢を考えてみましても、その利用者は当然増える傾向にあるのかと思っておりました。しかし、国全体でも、その入所稼働率は減少傾向にあるとされ、同じく本市においても入所者の減少が見られまして、また44市町村があります茨城県を見ても、13施設というそれほど多くない県内施設数にも、果たしてそれで賄うことができているのかという今の現状と本当の実態との、また社会情勢との間に多少の違和感を感じているところでもあります。

そこで、改めて基本の部分となりますが、この養護老人ホームを監督・所管するのはどこになるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

養護老人ホームの新設等の設置認可、増員等の届出の受理及び認可、さらに施設運営に関する基準等を遵守した適切な運営が行われているかを確認する指導検査など、施設を監督・所管するのは茨城県となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 設置の認可、増員届出認可、さらには運営に当たる指導検査と、ほぼ全てと言えるべき監督は茨城県が行っているとのことであると理解いたします。では、那珂市は何も関係しないかと言いますと、ここで質問は終わってしまいます。

そこで、本市における役割はどのようなものがあるのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

市の役割としましては、養護老人ホームへの入所を希望する方の措置入所の要否の決定となります。

また、養護老人ホームの施設運営の措置費につきましても、平成17年度に国の負担金から一般財源化され、施設の所在する市町村が社会情勢や地域の実情等も勘案し、自治体の判断で措置費を定めることとなりました。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 市の役割といたしましては、入所の要否の決定、また施設の運営費の根幹とも言えます措置費を、社会情勢や地域の実情を勘案し、それを定めることができます。非常に大きな役割を担っていることであると理解いたします。

私もこの権限移譲について少し調べてみたのですが、平成18年1月24日付で、厚生労働省より「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」として通達が出ていると確認しております。その中で、老人保護措置費の国庫負担の取扱いについては、平成16年度限りでそれを廃止するとされ、また留意事項として、養護老人ホームが所在する市町村の長は、職員数の配置されていることを基本として、定員規模・級地別に所要の人件費及び管理費について、人事院勧告等を踏まえて算定した養護老人ホーム一般事務費基準額を参考にして、地域の実情に応じ適正な水準にすることとされております。

そこで、平成18年に国から市町村に措置費改定の権限移譲が行われた後に、養護老人ホームの運営費となります措置費の改定は、いつ、どのように行われたのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

措置費の改定につきましては、消費税が増額となったことを勘案し、平成28年4月、令和2年4月に増額し、さらに厚生労働省の通知により、令和4年4月には介護業務に直接従事する職員の安定的な処遇改善を目的に賃金改善や職場環境の整備を行うため、処遇改善加算として措置費を増額しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 平成28年、令和2年の消費税の増税に伴った2回の増額、令和4年の介護業務の処遇改善での増額で、合わせて3回の措置費の増額を行ったということですが、それぞれの増額された金額を見ますと、消費税の増税時に300円程度、また記憶に新しい令和4年に行われた介護職の処遇改善のために、1人当たり9,000円ということですが、答弁にもありましたよう、賃金改善と職場環境の改善にも充てることができるので、多くの施設では、その増額分を事務職などを含めた全ての職員で、できるだけ均等にならして支給していると伺っております。

繰り返しとなりますが、平成18年に措置費改定の権限移譲が行われて、既に18年が経過しております。答弁にもありました地域の実情、現在の社会情勢と照らし合わせてみても、お世辞にも当てはまる額とは言えないと強く感じております。

そこで、養護老人ホームの運営費となります措置費は、どのような財源をもって充てられているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

養護老人ホームにつきましては、平成17年度から一般財源化され、地方交付税により財源措置がされております。そのほか、入所者や扶養義務者から、負担能力に応じて費用を徴収しております。

入所者本人の負担金につきましては、収入から必要経費を差し引いた金額に応じて毎月の徴収額を算定しており、扶養義務者の負担金につきましては、前年度分の市民税所得割額または前年の所得税額に応じて、毎月の徴収額を算定しております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 措置費とされる財源は、一般財源化された地方交付税により賄われており、その他として、入所者や扶養者からも所得税額に応じて毎月の費用をいただいているとのことですが、感想といたしましては、使い道が自治体に委ねられております地方交付税に組み込まれており、国からの予算措置が見えづらくなっているところが、措置費改定を積極的に行えない要因になっているのかなと感じております。もっと簡単に言い換えれば、国はその部分も算定して地方交付税に入れて、ちゃんと予算措置しているんだよと言いますが、地方交付税という形ゆえに明確にその予算が見えないから、市側としてはできるだけ控えるというのは当然のことであると言えます。

ここからが本題でございます。

本年の4月16日に出されました福祉新聞の一面記事によりますと、厚生労働省は3月26日、自治体に対し、養護老人ホームと軽費老人ホームの老人保護措置費支弁額（運営費）を増額するための計算方法の例や、Q&Aなどを示す事務連絡を出したとされています。また、養護老人ホームの運営費に充てるよう地方交付税で措置されている算定単価が上がっていることも示し、施設が適切な運営と職員の処遇改善ができるよう、支弁額を改定することを求めているとされております。

当然ながら、本市においても同様な通達があったと思いますが、その事務連絡を受けまして本市はどのように対処されるのか。さらにもう一つ、改定を行う考えがあるのか。であれば、その改定時期はいつ頃となるのか、併せて伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

ただいま議員からご紹介があった厚生労働省からの通達「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例などについて」、こちらの通達では、養護老人ホームの適切な運営や勤務する職員の処遇改善を図ることができるよう、措置費の改定を求めるものとなっております。

その中で、養護老人ホームの適切な運営や勤務する職員の処遇改善を図ることができるよう、老人保護措置費の改定における考え方や改定の例、それから改定に向けたQ&Aが示さ

れております。

本市といたしまして、現在通達の内容を確認し、措置費の改定に向け、改定期間も含めて関係部署と協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 本市においても厚生労働省より通達が来ており、内容を確認し、措置費改定に向け、その期間を含めて関係部署と協議中であるという、言い換えれば、今はもう取り組み始めていますよという極めて前向きな答弁であると理解いたしますとともに、素早い対応にも心より感謝申し上げます。

改定は行うとのことではありますが、ここでもう一つ、非常に重要となるのは、言うまでもなく措置費改定の中身となります。

先ほどの福祉新聞によりますと、各自治体は養護老人ホームの支弁額の基準単価を厚生労働省指針に基づいて定めているが、指針は2006年に示されたもので、これまでの18年間に於ける消費者物価指数や最低賃金の上昇に見合った改定がほとんどされておらず、そのために施設運営は厳しく、ここ5年間で20施設超が閉鎖に追い込まれているということです。

また、地方交付税で措置されております被措置者1人当たりの算定単価は、2019年度の263万3,000円から2023年度は289万8,000円に増えており、増額分は各自治体が基準単価に反映させることが求められるとのことでもあります。また、それに加えて、全国老人福祉施設協議会の部会長さんのコメントを紹介いたしますと、算定単価は2006年度から計算すると1.38倍に増えていて、根本的には各自治体の基準単価の増額が必要であると言っておられます。厚生労働省からありました事務連絡にも、1.38倍の根拠となりますQ&Aで示した算定単価を改定に当たっての参考にしてほしいとのことでもあります。

そこで、本市においても、国からの権限移譲後に社会情勢に応じた措置費改定がなされていないことを考えますと、同じように1.38倍の開きがあると思われそうですが、現状との開きをどのように考え、どのように埋めるおつもりなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃったとおり、厚生労働省の通知で、措置費の改定の参考として、地方交付税の算定における養護老人ホーム被保険者数1人当たりの単価の推移が示されております。

市としましては、措置費改定に算入単価の変動率を導入するのか、また導入する際には、権限移譲された平成17年度の算入単価を基に単価を算出していくのかを含め、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） しっかりと協議をして進めていくとのことですが、ここはぜひとも、厚生労働省で示した運営費の計算例の根拠に基づき、1.38という数字を強く意識した協議・検討のほどをお願いしておきたいと思います。

この措置費の改定、ほかの自治体を含めまして、なかなか踏み出せない懸念材料があるとしたら、先んじて行うことで、ほかの自治体との今まで均等に保ってきたバランスを崩すことが考えられます。本市が先駆けとなり、改定に向けかじを切っている状況であれば、またそれをなかなかの困難であると感じているのであれば、ここは改定に向けての庁内の動きと同じくし、しっかりと県や国に対しても調整等の要望を行っていくべきであると思いますが、考えを伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

養護老人ホームの措置費の単価が市町村によって変わるとなると、入所希望者が金額の安い施設に集中するなどの問題が危惧され、国から権限移譲されたことを考えると、少なくとも県で単価の算定方法を統一することが望ましいと考えております。

また、単価の改定につきましては、措置をしているほかの市町村にも大きく関わってくることから、現在、県の関係部署とも協議をしております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 県内さらには国内と、算定方法の統一が一番望ましい形と言えます。ぜひとも答弁にありましたよう、積極的な協議のほどをお願い申し上げます。

全国福祉協議会の調べとなりますが、全国の養護老人ホームの平均入所率は、2022年度87.2%で、2018年度から5年間で3ポイントの落ち込みにあるということです。

また、先ほどより申し上げているとおり、その運営費の主たるものは各自治体より出されます措置運営費で賄われております。その措置費が18年間据え置かれている現状、さらには昨今の物価・高熱費の高騰なども考えますと、その運営は決して楽ではないことが容易に分かることだと思われまます。

茨城県内においては、昨年度、1施設が施設の老朽化により建て替え困難との判断から閉鎖となり、また今年度には、次の質問となりますが、いわゆる措置控えと称される問題から入所者数が激減し、閉鎖になる施設があると伺っております。

そこで、養護老人ホームに関しまして、建て替えや修繕に対し助成補助があるのか。あるなら、それはどのようなものなのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

こちらは、茨城県において、施設の規模に応じて補助制度がございます。

大規模な施設の場合、県の独自事業になりますが、老人福祉施設老朽改築整備の補助制度

がございます。令和5年度の主な補助対象要件としましては、既存の施設を取り壊して新たに整備するもの、移転改築を含むもので、鉄筋コンクリート造りによる施設の場合、建設されてから50年を経過したもの、または残存率が70%以下のものであることとなっており、補助額は1床につき300万円となっております。

また、施設の開設時、増床時及び再開設時に必要な経費の補助及び小規模な施設の工事請負費等に対する補助制度としまして、茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金があります。補助額につきましては、施設開設時等の補助は1床につき83万9,000円、工事請負費等に対する補助は1床につき238万円となっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 答弁の繰り返しとなりますが、県の独自事業としまして、その施設が大規模施設であれば、老人福祉施設老朽改築整備の名目で補助制度があり、経過年数や建物の残存率など様々な要件を満たしていれば1床につき300万円、施設の開設、増設を含めた小規模施設の工事補助として、茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金という名目で、開設には83万9,000円、工事に対し238万円という補助があるということですが、先日施設に伺い、事実、整備にどのぐらい金額がかかるのか、実情を伺ってまいりました。

現状、1床の整備に要する金額は1,500万円ぐらいであり、茨城県の補助があるのは大変にありがたいことだが、当然ながら、整備するのは1床だけではありませんので、整備するとなれば多額の費用が発生いたします。また、補助率に換算すると20%、残りの80%を経営努力だけで埋めるのは、奇跡に近い至難の技であるとおっしゃっておられました。

なかなか一地方自治体で答えが出せるような問題ではないとも理解しておりますので、これも先ほど同様に、しっかりと実像とその声を聞いて現状把握をしていただき、国や県に対し、改善のためのお願いをしていただきたいと思います。と思っております。

先ほど少し触れさせていただきましたが、養護老人ホームの運営を難しくさせている要因に、いわゆる措置控えと称されるものがございます。ご存知の方もおられるでしょうが、措置控えとは、地方分権と三位一体の改革により権限と財源が市町村に移譲された中、施設運営の措置費が国庫負担金から地方交付税として一般財源化されたことから、措置を行うことで伴う財政支出を懸念する自治体が消極的となり、結果的に、福祉的支援が必要であるにもかかわらず措置がされない状況を指すとされます。

また、別のケースといたしましては、養護老人ホームへの措置よりも、生活保護で対応したほうが自治体の財政負担が少ないということから、措置がされないこともあるとメディア等で指摘をされております。当然ながら入所は減り、施設の措置運営費も下がりますので、その運営に支障が出て、先ほどの閉鎖という例にも、極端ではありますがつながる問題でもあります。

そこで、この措置控え問題、本市においてあるのかないのか。また、入所相談に対しどの

ような対処・対応をなされているのか伺います。

○議長（木野広宣君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（生田目奈若子君） お答えいたします。

本市においては、措置控えはないと考えております。

相談につきましては、本人、家族や地域包括支援センターなどから相談を受け、担当者が必要な状況等を判断しながら、入所の流れに沿って対応させていただいております。

入所までの流れですけれども、市において相談を受け、入所要件に該当するか状況を確認し、該当する場合は入所申請書類などの必要書類をお渡しいたします。また、入所希望者以外の方が相談した際には、入所希望者と事前面談を行います。

入所申請後、入所希望者、扶養義務者などに係る養護の状況、心身・環境及び生計の状況などについて必要な調査を行うとともに、入所希望者の元を訪れ、実態調査を行います。

調査後、市が設置する市医師会の代表、ひたちなか保健所長、養護老人ホームの代表者などで構成する入所判定委員会を開催し、調査内容及び入所希望者の健康診断等に基づき、措置の可否を判定いたします。入所判定委員会の報告を踏まえ、市が入所措置の可否を決定します。決定後、施設と調整し、入所日を決定するという流れになっております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） 事前面談、実態調査、判定委員会を踏まえて適切に対処しており、本市において措置控えはないとの答弁と理解いたします。これは、決してあるとは言えないですものね、ここは。

ただ、もう一方の見方といたしまして、冒頭に申し上げましたが、現在の社会情勢とこの高齢化社会を考えますと、ますますその需要は高まるのではと思いきや、入所稼働率は上がらず、それに相反する形で生活保護受給者が増えてくる。やはりなんとも言えない違和感を感じてしまいます。

国においても、慢性的な空床の解消のため、その定員の20%の範囲内であれば、入所対象者以外の契約入所を認めるとされております。ぜひとも、こちらについては積極的に周知また活用していただけますようお願い申し上げます。

最後に、この措置費改定に向けました所見を、先崎市長に伺います。

○議長（木野広宣君） 市長。

○市長（先崎 光君） 質問ありがとうございました。

昨今の高齢化、あるいはこの厳しい経済状況の中で、地域包括体制を支えるこの養護老人ホーム、その措置費について視点を当てていただきました。

答弁を申し上げます。

我が国は、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、令和5年の高齢化率は29.2%という状況でございます。本市においても、令和5年の高齢化率は32.7%となって

おり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には、高齢化率が39.2%になると見込まれております。

そのような状況の中で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な状態にある方を受け入れ、入所者の自立と社会参加の支援をする養護老人ホームは、地域包括ケアシステムの推進において大変重要な役割を担っていると考えております。勤務する職員の処遇改善、昨今の物価高騰を鑑みますと、先ほど部長の答弁にもありましたとおり、措置費については改定に向けた取組が必要、そのように考えております。

○議長（木野広宣君） 富山議員。

○11番（富山 豪君） ありがとうございます。はっきりと改定に向けた取組とおっしゃっていただきましたこと、感謝申し上げます。

生活に困窮する高齢者を受け入れることから、養護老人ホームは高齢者の最後の砦と言われております。その最後の砦が、様々な事情から各地において失われつつある現状を私たちもしっかりと認識し、その対応を考えていかなければならないと、今回の質問を考えるに当たり改めて感じたところであります。

最後に、本市におかれましては、まず措置費の改定をほかの自治体よりも早く、これが基本であると示していただきますよう切にお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告12番、富山 豪議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（木野広宣君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第2号から第5号及び議案第33号から第46号までの以上18件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（木野広宣君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第2号から第5号までの以上4件は報告事項となっておりますので、報告をもって終了いたします。

議案第33号から議案第46号までの以上14件につきましては、文書管理システムに搭載しました議案と委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎陳情の委員会付託

○議長（木野広宣君） 日程第4、陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました陳情は、文書管理システムに搭載しました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のラインワークス掲示板に掲載しますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時04分

令和6年第2回定例会

那珂市議会会議録

第4号（6月21日）

令和6年第2回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

令和6年6月21日(金曜日)

- 日程第 1 議案第33号 専決処分について(那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第34号 専決処分について(那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例)
- 議案第35号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第36号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 議案第37号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第38号 専決処分について(令和6年度那珂市一般会計補正予算(第1号))
- 議案第39号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第2号)
- 議案第42号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第43号 令和6年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)
- 議案第44号 令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 議案第45号 物品売買契約の締結について
- 議案第46号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 陳情第 3号 瓜連支所の利活用に関する陳情について
- 陳情第 4号 瓜連庁舎に歴史民俗資料館の拡張・利活用を求める陳情書
- 陳情第 6号 土地利用規制の見直しに関する陳情
- 日程第 2 選挙第 5号 那珂市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

陳情第3号 瓜連支所の利活用に関する陳情についての継続審査動議

陳情第4号 瓜連庁舎に歴史民俗資料館の拡張・利活用を求める陳情書の継続審査動議

出席議員（18名）

1番	榊原一和君	2番	桑澤直亨君
3番	原田悠嗣君	4番	木野広宣君
5番	鈴木明子君	6番	渡邊勝巳君
7番	寺門勲君	8番	小池正夫君
9番	小宅清史君	10番	大和田和男君
11番	富山豪君	12番	花島進君
13番	寺門厚君	14番	萩谷俊行君
15番	笹島猛君	16番	君嶋寿男君
17番	遠藤実君	18番	福田耕四郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎光君	副市長	玉川明君
教育長	大縄久雄君	企画部長	渡邊莊一君
総務部長	玉川一雄君	市民生活部長	平野敦史君
保健福祉部長	生田目奈若子君	産業部長	加藤裕一君
建設部長	高塚佳一君	上下水道部長	金野公則君
教育部長	浅野和好君	消防長	堀江正美君
会計管理者	茅根政雄君	農業委員会 農事務局長	澤嶋克彦君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	篠原広明君		

議会事務局職員

事務局長	会沢義範君	次長補佐 (総括)	三田寺裕臣君
次長補佐	岡本奈織美君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（木野広宣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（木野広宣君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子はYouTubeでライブ配信しております。

本会議場内の皆様にご連絡いたします。

携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。また、帽子を着用の方は、脱帽をお願いいたします。

◎議案第33号～議案第46号及び陳情第3号、陳情第4号及び陳情第6号の各委員会審査報告、質疑、討論

○議長（木野広宣君） 日程第1、議案第33号から議案第46号までの以上14件及び陳情3件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。

小池委員長。

〔総務生活常任委員会委員長 小池正夫君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第33号 専決処分について（那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の一部を改正する条例) 外 8 件でございます。

次に、結果でございます。

議案第33号、議案第35号、議案第36号及び議案第38号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第40号、議案第41号及び議案第45号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

陳情第3号及び陳情第4号は、全会一致で不採択とすべきものとなりました。

議案第33号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が令和6年4月12日に公布されたことにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の第2が令和6年5月27日施行により削除されることとなったため、同表を引用している本条例の一部を改正するものです。

議案第35号及び議案第36号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市税条例及び那珂市都市計画税条例の一部を改正するものです。

議案第38号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第40号は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正及び対象施設の追加に伴い、本条例の規定による固定資産税の特別措置の対象となる事業者の認定期間を2年間延長するとともに、対象となる施設に子育て支援施設を追加するものです。

議案第41号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第45号は、消防団第1分団第1部配備の消防ポンプ自動車の購入に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

陳情第3号は、瓜連支所の利活用に関する陳情になります。陳情の内容は、民俗資料館の瓜連支所への移転、機能の変更、名称、名誉市民のコーナーの新設要望という内容です。

委員会では、執行部より現状について説明を受けました。委員間で協議した結果、陳情第3号は今後、地域の皆様を交えて、地域の活性化につながるよう幅広く検討していくという段階であるため、まだ要望の内容を検討するには至らない状況、時期尚早という意見や、少しでも早く協議会を立ち上げて、地域の住民との話し合いを進めていただくことがまず先ではないかという意見が出され、全会一致で不採択となりました。

陳情第4号は、瓜連庁舎に歴史民俗資料館の拡張・利活用を求める陳情。陳情の内容は、展示スペースや増大する資料の保管スペースの確保が容易であり、隣接する総合センターらぼーるの活用により、講座室などの確保や講演会の開催が可能であること、また、国道に面した立地環境から市内外への情報発信力の強化が図られ、より充実した活動も期待できることなどから、瓜連庁舎を歴史民俗資料館などとして拡張・利活用することとともに、分庁舎を活用して公文書館を設置という内容でした。

委員間で協議した結果、陳情第4号も今後、地域の皆様を交えて、地域の活性化につながるよう幅広く検討していくという段階であるため、まだ要望の内容を検討するには至らない状況、時期尚早と、少しでも早く協議会を立ち上げて、地域の住民と話し合いを進めていただくことがまず先ではないかという意見が出され、全会一致で不採択となりました。

以上、報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、産業建設常任委員会、寺門 勲委員長、登壇願います。
寺門委員長。

〔産業建設常任委員会委員長 寺門 勲君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（寺門 勲君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第41号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第2号）外2件でございます。

次に、結果でございます。

議案第41号、第44号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

陳情第6号は、全会一致で不採択とすべきものとなりました。

理由でございます。

議案第41号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第44号は、特に問題なく妥当なものです。

陳情第6号は、土地利用規制の見直しを求め陳情するものです。

委員会では、陳情者からの説明を受けました。陳情の内容は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、また、農用地区域の指定が土地所有者の権利を制限していることに鑑みて、迅速に農用地区域指定の見直しを求めるものです。

執行部からは、農業振興地域整備計画総合見直しのスケジュールについて説明があり、委託する事業者を決定し、基礎調査を開始した。令和6年度は基礎調査、令和7年度は全体の計画の見直しを行う予定であるとのこと。また、経済事情の変動についての考え方について説明があり、国のガイドラインを参考にするとともに、就農者関係等の調査資料を収集し、調査を進めていくとの答弁がありました。

委員間で協議した結果、執行部は令和6年度から令和7年度にかけて計画を見直す作業について、既に着手している。また、陳情の理由には個別の案件も含まれており、以前の陳情審議の際、個人の開発に関する案件については議会として取り扱うべきではないとしたという意見が出され、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

○議長（木野広宣君） 続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。
寺門委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第34号 専決処分について（那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）外7件でございます。

次に、結果でございます。

議案第34号、議案第37号及び議案第38号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとなりました。

議案第39号、議案第42号から議案第43号及び議案第46号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第41号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第34号は、茨城県が実施する市町村で行う医療福祉の施策に対する助成措置について、対象の拡充を行い、令和6年4月1日から適用となったことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第37号は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額の引上げ及び低所得者軽減における5割軽減判定所得、2割軽減判定所得の基準額を改正するものであります。

議案第39号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布により、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直されたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第46号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、現行の被保険者証は改正法の施行日以降は発行されなくなることに伴い、規約別表中の被保険者証等の用語の整理を行うほか、関係市町村の共通経費負担金の納入額算出に用いる人口及び高齢者人口の算定基準日などの整理を行うため、茨城県広域高齢者医療広域連合規約を一部変更することについて、関係市町村と協議することを求められているので、地方自治法第291条の11の規定により提案するものであります。

議案第42号及び第43号は、特に問題なく妥当なものであります。

議案第38号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものであります。

議案第41号は、新型コロナワクチン接種事業について、ワクチン接種による副反応の危険性等を主張する反対の意見がありました。

以上、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（木野広宣君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ございませんか。

大和田議員。

○10番（大和田和男君） 総務生活常任委員会、小池委員長に質問いたします。

陳情第3号と陳情第4号におきましては、委員会で一括して議論していたので、一括して質問いたします。

今回の陳情においては、大きく2つのポイントに分けてみることになろうかと思えます。

1つ目は、瓜連庁舎を残してほしいということと、2つ目は、それを利活用して民俗資料館の移設や、それを受け入れる拡張という、その2点に分けられるのだと思えます。

そこで、1つ目の瓜連庁舎の今後の在り方ですが、今回の総務生活常任委員会で執行部からの説明はあったのか。あれば、どのような内容の説明だったか伺います。

○議長（木野広宣君） 小池委員長。

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） それでは、お答えいたします。

今、大和田議員からの質問に対しましては、執行部からは現在、当該資産をどのように活用していくか、魅力のあるまちづくりや市民の生活向上につながる視点を持ち、法的な課題の整理も含めて、関係課で調整中という報告がありました。そして、市の財政状況や地域の特性も勘案しながら、様々な角度からの可能性を研究して、地域の皆様と対話をしていくという土台を検討するとのことでした。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 分かりました。

2点目ですけれども、瓜連庁舎を残すというところで、民俗資料館の移転や、それに伴うブースの拡張ということで、私は利活用の選択肢として、5つあると思えます。1つ目は、公共施設としての利活用、2つ目は、地域による利活用、3つ目が、公益的団体による利活用、4つ目に、民間事業者による利活用、5つ目に、建物を壊しての利活用です。

ですが、そして、私には、どれを選択すればよいのかという材料は、今のところ持ち合わせてはいませんし、これら様々な意見は、私の耳にも入ってきておりますが、多種多様です。そのような意見の一部が、この陳情の2つ目のポイントだと思えます。

委員会の中で、執行部は利活用について、どのように考えているのかと、委員から利活用について、どのような意見があり、不採択になったのか伺います。

○議長（木野広宣君） 小池委員長。

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） お答えいたします。

執行部からは、瓜連支所の組織配置再編に関する方針で基本方針を示しており、地域の皆様を交えて、地域の活性化につながるよう、今回の陳情内容も含めて、幅広く検討すること

との話でした。また、各委員からは、陳情した方の気持ちは理解する。今は、執行部が地域の声を聞きながら検討することとすることなので、いろいろな活用方法も考えられる中、今回の陳情を採択して、それで進めましょうという判断には至らない段階だという意見が多く、そういうことですので不採択ということになりました。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 大和田議員。

○10番（大和田和男君） 執行部側からも、瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針なんですけれども、令和10年度まで、地域の声を聞いて調査するというスケジュールだったと思います。そしてまた、その声を聞くというのは、今回の陳情内容も含めてということだと思います。そして、地域との話が先で、そのような意味で、時期尚早という言葉だと理解をいたしました。

私としては、今回の陳情も、数ある要望の一つだと思います。令和10年度まで地域の声を聞くということですから、まだまだ多くの意見だったり陳情が出てこようかと思っています。今この時期に陳情を一つ一つ受け入れてしまうと、一部の人の意見になってしまうのではないかという危惧もありますが、この陳情も大切な意見の一つであることは間違いはありません。

ここから私、重要だと思っておりまして、その一つ一つを、継続審議という形もあるんですが、この先長い意見集約の中で、令和10年ですから長い意見集約の中で、時期が進み、意見集約、議論が進んだときに、今回と同じような陳情が再度提出されたときの対応は、委員会で仕切り直して再検討がされるのか、そこが重要であると思います。そういった対応について、委員会でどのように考えたのか伺います。

○議長（木野広宣君） 小池委員長。

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 委員からは、地域との話合いを進めていくのが、まずそれが先だという話が出まして、その後いろいろな意見が出ましたが、今回のような陳情が上がったものは、これから先、考えるべき時期が来て、類似した再度の陳情についても検討ができるとの意見があって、その結果がありましたので、このような話合いの結果となりました。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 総務生活常任委員会の陳情第3号、第4号に関する報告に質問いたします。

大和田議員の質問がありましたが、私は違う観点で質問いたします。

まず私、陳情第3号、第4号を見ますと、かなり、こうしろという決定論的に書かれているところが非常に抵抗があったところです。ただ、瓜連庁舎の存続に関して、機能を変えての存続に対する願望というのが市民の中に多いということは、皆さんも存じ上げていると思います。それから、先ほど行われた市議会選挙でも、それに関する公約を挙げた方が何人も

いらっしやいました。

そこで、先ほど言いましたように、陳情が決定論的なことを要求しているので、今の段階で不採択にするということには全く異論はないですが、今後議会として、どのように取り組むべきかということに関して、総務生活常任委員会でどのような議論がなされたんでしょうか。総務生活常任委員会でやるか、あるいは議会でやるか、先ほどの委員長の説明では、あたかも執行部の調査なり協議の枠の中でしか考えていないようなところなので、その点、議会としてどういう姿勢で臨むべきか、どのような議論があったかお伺いします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 小池委員長。

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 花島議員のただいまのご質問ですが、瓜連庁舎の中身をこうしてくれ、ああしてくれと中身に書いてある陳情ではございましたけれども、今、委員の中での話合いの中では、これから先、検討委員会というのをつくって、いろいろな話を聞いて、そして市民の広い意見を聞いて、利活用としては一つ、民俗資料館もあるでしょうし、いろいろな利活用の仕方、これから話合いの中では出てくると思うんですね。

ですから、その中で、委員の中では、現在、今の状況の中で話合いをした結果は、ちょっと判断をしかねる。ただ、これから先、先ほども言いましたとおり、繰り返しになってしまいますけれども、これから先、いろいろな話合いをした結果、そのときに陳情がもし出てくれば、また違ったような考え方と話合いにもなるかという意見が多数出たところでございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 答えていただいたようなんですが、いま一つ、ちょっと私の趣旨を理解していらっしやらないかと思えます。

議会なり総務生活常任委員会として、どのように対応するか、特に住民の意向を聞くとか、瓜連庁舎の現状なり将来の展望をどう考えるか調査することに関して、執行部と住民との協議とか検討にお任せするのか、あるいは議会として何かやろうという意図なのか、いま一つ中途半端な答えだったので、その辺ははっきりお答えいただきたいと思えます。

○議長（木野広宣君） 小池委員長。

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 今のところ、花島議員がおっしゃっているようなところで、話合いにはなっておりません。これは、まちづくり委員会が主導しての話合いということなものですから、そこに先に議会が口をはさむということではなくて、その状況を見ながら判断していくということの話合いになっております。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 陳情第3号と第4号について、小池総務生活常任委員長に質問いた

します。

先ほど大和田議員も言っていたんですけども、市の考え方というのは、多分3月全協で説明があったと思うんですね、瓜連庁舎及び分庁舎の利活用の、選択した5つのカテゴリーがあるということで聞いております。それは、先ほど言っていました公共施設の利活用とか、地域による利活用とか、公共公益団体による利活用、民間事業者による利活用、最後に、建物を取り壊しての利活用と。

これは、6月11日の総務生活常任委員会では、執行部は当該資産をどのように地域の活性化につながるよう活用していくかを、今回の陳情内容も踏まえて幅広く検討していくとの説明があったと思うんですね。委員からの意見は、今の段階では時期尚早だと思うので、委員会としては判断できないので不採択とのことですが、もっと熟慮されて、安易に採択、不採択という二者択一ではなく、継続審議という選択肢はなかったのでしょうか、伺います。

○議長（木野広宣君） 小池委員長。

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 話合いの中で、いろいろな話合いも出ました。

ただ、繰り返しになってしまいますけれども、今の段階で、委員会の中の話合いで判断する材料には、ちょっとまだ至っていないということで、もっと話合いを先へ進めた情報が欲しいというところで、現在のこのような結果になったということでございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 執行部が、今回の陳情内容を踏まえて、幅広く検討していくと言っていますので、委員会としては、執行部に追随する意見でもなく、横並びの意見でもなく、陳情者の思いも推しはかって、もっと丁寧に慎重審議をすべきだったと思いますが、いかがですか。

○議長（木野広宣君） 小池委員長。

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 確かに陳情者の気持ちは、よくご理解しているつもりでございます。

ただ、よりよきことを判断するにはもうちょっと、何遍も本当に繰り返しで申し訳ございませんが、この先いろんなところで、市民を交えての話合いをしてから、またこのような場面があれば、それはいくらかでも判断いたすところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○15番（笹島 猛君） 何回も繰り返しますけれども、採択、不採択という二者択一ではなく、継続審議ということは思い浮かばなかったのか。それをちょっと聞きたいです、最後に。

○議長（木野広宣君） 小池委員長。

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 継続ということになりますと、今回は民俗資料館活用ということの陳情でございます。継続ということになると、またそれに対する継続と

いうことにもなりかねないというような、いろいろご意見等もありました。

これから、何遍も言いますけれども、幅広いところの利活用のご意見等々をいただいて、それから判断をしたいと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 同様に、総務生活常任委員長に陳情第3号、第4号についてお聞きをしたいと思います。

今回、審議の結果、不採択ということでありましてけれども、時期尚早という話はありませんでしたが、実際に要望されていた内容に対して、どれぐらいの審議が行われたのかということをお聞きしたいと思います。

というのは、私が思いますに、この陳情の要望のとおりにするというふうなことを考えますと、歴史資料の保存などは、単に部屋が空いているからそこに展示する、陳列するというだけではなくて、やっぱり長期間保存しなければならないということをお考えしますと、温度、いわゆる気温、また湿度、明るさ、そういったところもきちんと想定をした内装、外装を考えなければならないという専門家の話も聞いております。

今回陳情が、そのようなことではいかかという陳情なわけですから、そういったことを留意した検討を、そういった長期間保存するとすれば、こういったものが必要で、それに対してどのような予算立てが必要になってくるか、まずはそういった陳情の内容そのものに対して、どれぐらいの審議がなされたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（木野広宣君） 小池委員長。

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） 今、遠藤議員のほうからご質問いただいたことでございますけれども、確かに民俗資料館の中に保管してあるもの、温度とか湿度とか、いろいろ保存状態のものも、民俗資料館に関しましてはあろうかと思っておりますけれども、ただ、私、委員会ですら第一に考えましたのは、確かに陳情に対しては民俗資料館。でも、そのほかに、何度も繰り返しになっておりますけれども、広くもうちょっと、市の公共のものであるので、その利活用の仕方というのを、もうちょっと探って、意見を聞いてから判断しようということになりました。

ただ、確かに審議の内容が、ちょっと短いのではないかというような感じで言われたのかもしれませんけれども、当委員会といたしましては、市より付託していただいておりますので、つきまして、それで審議をした結果でございます。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 私も、各議員それぞれそうだと思うんですが、いろいろと市民からお聞きをしてみますと、この陳情のとおり資料館にしてほしいという声もあれば、商業施設に来てほしいとか、あとは、菅谷にはあるけれども瓜連にはないから図書館にしてほしいと

か、いろんな声が、やっぱり今出てきているわけですね。そういった意味では、執行部のほうも、解体を視野に入れてという文言は取り消したにしましても、検討はまだまだこれからの段階なんだろうというふうには思います。

この執行部の検討というのは当然、随時報告していただきながら、場合によっては、大変大事な瓜連序舎のことでもありますから、議会が主体となって、市民の方とヒアリングしていきなり、調査するなり、そういったことも、場合によっては必要になってくるかもしれません。そういった意味で、今回この陳情、こういう時期での陳情でありますので、委員の皆さん、大変に難しい判断を迫られていたんだろうと思いますし、ここで採択、不採択という二者択一の結論を出すのは、大変難しかったんだろうと思います。

ただ、そういった意味では、議会としても市民の声を受け止めて、ある意味幅広に議論をし、また市民の声を聞くというふうな機会を設けるために、二者択一ではない、もう一つのやり方である継続というふうな声が出なかったのかどうかを伺います。

○議長（木野広宣君） 小池委員長。

○総務生活常任委員会委員長（小池正夫君） お答えいたします。

継続という話もなきにしはなかったんですけども、ただあくまでも、繰り返しになりますけれども、現段階、先ほども遠藤議員もおっしゃったように、公共のもの、確かに広い市民の中からのいろいろな意見等々を頂戴して、それから判断しようということになりました。

以上でございます。

○議長（木野広宣君） 外はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

なお、発言の前に反対、賛成の立場を明確にしてから、討論をお願いいたします。

討論の順序については、会議規則第53条の規定により、議長より指名いたします。

討論の通告がありましたので、原田悠嗣議員に発言を許します。

原田議員、自席でお願いします。

○3番（原田悠嗣君） 参政党、原田悠嗣です。

議案第41号 令和6年度一般会計補正予算（第2号）について、反対の意見を申し上げます。

今回の補正予算では、新型コロナワクチン接種事業の委託料として1億3,199万8,000円が提示されています。こちらに対しての反対の理由を3点述べさせていただきます。

1点目として、こちらの新型コロナワクチン接種事業が始まってから、異常な数の日本人が亡くなっているということがあります。こちら、テレビ等ではなかなか放送されませんが、例えば2022年の死亡数は前年比13万人増ということで、こちら、2011年の東日本大震災大震災があった2011年を含めた戦後最大の増加となっております。また、この13万人の中で、

コロナ感染による死亡数はおよそ3万人と報告されていて、また高齢化により、毎年死亡数というのは増加しているんですけども、こちら例年、およそ2万人の増加というふうになっております。

このことから、2022年に関しましては、前年と比較しておよそ3万人が、新型コロナウイルス感染症もしくは高齢化以外の要因で亡くなっているという現状があります。

また、2022年の国立感染症研究所の予測を超えた超過死亡数に関しましては、11万9,671人ということになっておりまして、こちらも国の予測を超えた、はるかに多い数の日本人が亡くなっているという現状であります。

2つ目の理由としまして、こちらは一般質問のほうでもさせていただいたんですけども、新型コロナワクチン予防接種に関する救済制度、こちらの認定数が、健康被害の認定が7,458件、そして死亡認定が616件と。こちら、まだ審査を継続しておりますので、今後も増加する見込みとなっております、こちらの数に関して、救済制度が始まった47年前、そこから、新型コロナワクチン以外の全てのワクチン接種に関する健康被害認定数3,661件、死亡認定数158件をはるかに、新型コロナワクチン接種によって、はるかに上回っております。

また、こちらとは別の数字で、副反応疑い報告数というものがありまして、こちらは、副反応疑い報告は3万7,051件、また死亡報告数が2,193件と、こちら非常に大きな数となっております。そして、この副反応疑い報告数と救済制度認定数は、結構重複していない事例がありましてというか、ほとんどが重複していませんので、こちらを見ると、新型コロナワクチンによる健康被害数はおよそ4万件以上、そして、その中で死亡数は約2,700件となっております。

そして、3つ目なんですけれども、新型コロナワクチンによる健康被害の数、こちらが、過去の日本の薬害事件と比べましても非常に多い数となっております。日本の主な薬害事件として、スモン事件、サリドマイド事件、クロロキン事件、あとは薬害エイズ事件など、数多くの薬害事件がありますが、これらに比べても非常に多い数となっております。世界の中で見ても、イギリス最大の薬害であるエイズウイルス、C型肝炎の健康被害が約3万人、死亡数が約3,000人ということで、これと非常に近い数となっております。

また、ちょっと補足といたしまして、新型コロナワクチンによる健康被害に対する訴訟が、全国でも福岡地裁、神戸地裁、東京地裁などで、少なくとも5件起きておりまして、その中で集団訴訟が1件起きております。また、世界に目を向けてみますと、ロンドン高等裁判所では51件の訴訟が起きておりまして、韓国でも多数の訴訟が起きており、韓国に関しては被害者のほうで勝訴事例もございます。

このようなことから、新型コロナワクチンに関する安全性の検証というのはまだ十分にされていない段階でして、根拠となるデータというの、やっぱり国のほうから示されていない状況ですので、こういったことに市として予算をつけるというのは非常に危険なことかなと思ひまして、こちらの補正予算のほうに反対いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 続いて、小宅清史議員に発言を許します。

小宅議員、自席でお願いします。

○9番（小宅清史君） 陳情第4号 瓜連庁舎に歴史民俗資料館の拡張・利活用を求める陳情書に賛成の立場から討論いたします。

私たちの住むこの那珂市には、郷土の人々が古くから過ごしてきた歴史があります。古くは縄文・弥生時代から、そして律令・鎌倉・戦国時代、特に近世においては、かの桜田門外の変、そして元治甲子の乱にも深く関わってまいりました。

元治甲子の乱というのは、天狗党の乱とも言われ、藩校弘道館で机を並べて学んだ同士たちが、名君と言われた9代藩主・徳川斉昭公亡き後、国の進むべき道への考え方の違いから敵味方に分かれ、壮絶な死闘を繰り広げた歴史的史実であります。幕末において、このような藩内戦争が行われたのは、全国で唯一、この水戸藩だけであり、水戸藩はこれにより、多くの優秀な人材を喪失してしまいました。

そして、水戸藩領内であったこの那珂市からも、天狗党、諸生党、諸生派、本圀寺勢、それぞれに多くの志士が参加し、命を落としたばかりでなく、那珂市が実際の争乱の舞台にもなっていたということをご存じの方は、どれくらいいらっしゃいますでしょうか。

天狗党の行軍ルートの資料を見ても、那珂市が触れられることはほぼありません。しかし、天狗党の強奪などに遭って、その際の刀傷を家の柱や梁に残す屋敷も、市内にはかつて多く存在していました。そのときの様子が書かれた文書も存在していました。それらは、天狗党の行軍を研究する上において、非常に貴重な歴史的資料でした。しかし、近年、そのほとんどが失われつつあります。

理由は様々ですが、やはり大きかったのは、13年前の東日本大震災でした。あのとき、私たちは生きることに精いっぱいでした。ですから、多くの歴史的遺物が廃棄されてしまったことは、非常に残念ではありますが、仕方のないことでもあります。ですが、あのとき、もっと収容可能な歴史民俗資料館が那珂市にあれば、あのとき、歴史民俗資料館の認知度が那珂市でもっと高かったら、それら廃棄されてしまっただろういくつかは後世に受け継がれたであろうことは、非常に残念でなりません。

陳情書にあるように、那珂市歴史民俗資料館は、発掘調査資料などが年々増加し、その保管スペースも限界に近い状況です。展示室も、十分なスペースが確保されているとは言えません。そして、何よりも、総合運動公園内にあるということが情報発信力を弱めているということは、まさにそのとおりであると私も同意します。

そして、危惧されるのは昨今の少子化です。たとえ旧家といえども、これまでのように子供が家を継ぐ、継いだ当主が家財を守ることが、当たり前とは言えなくなってきています。このままでは、これから先、代替わりに伴って、さらに多くの歴史的資料や歴史的遺物は失われていくことでしょう。歴史民俗資料館の拡張、利用促進、そして郷土史への啓蒙

活動は急務であります。

そのためには、今の総合運動公園内にあっては、その役目を果たすことが、残念ながら難しいと考えます。今こそ手を打たなければ、私たちは郷土の貴重な歴史の一部を永久に失うことにつながりかねません。後世に先人たちの足跡を伝えることは、今を生きる私たちの義務であります。ですので、今、行政が積極的に動かなければならないのです。

一方で、瓜連庁舎を解体するのもしないのか、そこは、これから大きな議論にはなっていくでしょう。しかし、空き庁舎を利用して歴史民俗資料館へ生まれ変わらせるという選択肢は、残しておくべき施策の一つと考えます。

今回の陳情は、地元瓜連の歴史を学ぶ会から提出されています。執行部が指定した協議会からの提言ではないからとか、執行部がまだ方針を決めていないから時期早尚とか、それらを理由に不採択にするという判断を議会がしてしまってよいのでしょうか。

議員が寄り添うのは市民であり、執行部ではありません。瓜連の歴史を知り、那珂市の歴史を知り、水戸藩の歴史を知る瓜連・歴史を学ぶ会だからこそ、とても貴重な提案とだと私は思います。

同時に、瓜連地区の方々が、瓜連庁舎の解体だけは避けたいと願う悲痛な思いの表れとも理解しています。ご存じのように、陳情が採択されたからといって、強制力はありません。ですが、瓜連庁舎を愛する地元の方々からの、解体するくらいなら、このような、市民にとって有効な利用をしてほしいという最後の砦ともいうべき願いを込めた陳情です。これを議会が対案も出もしないのに不採択にしてしまうということは、多くの市民の気持ちを踏みにじる結果にもつながりかねない判断です。それでも、地元の声を無視して不採択にできませんでしょうか。

「何事にも 我より先なる者あらば 聴くことを恥じず」、これは、さきに紹介した斉昭公の言葉です。行政・政治に関わる人間は、まずこのことを謙虚に心にとどめるべきです。調査研究・検証もしないで不採択というのは、傲慢と言われても仕方ありません。

以上の理由から、私は、陳情第4号 瓜連庁舎に歴史民俗資料館の拡張・利活用を求める陳情書につきまして、採択すべき案件と考えます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 以上で、通告による討論を終結いたします。

◎動議の提出

〔「議長」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 3番、原田悠嗣議員。

○3番（原田悠嗣君） 陳情第3号 瓜連支所の利活用に関する陳情及び陳情第4号 瓜連庁

舎に歴史民俗資料館の拡張・利活用を求める陳情書の2件に対して、それぞれ継続審査とすることを求める動議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ただいま、原田悠嗣議員から動議が提出されました。所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

◎日程の追加

○議長（木野広宣君） よって、原田議員の動議を日程に追加し、日程の順序を変更して議題とすることにいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

◎動議に対する質疑、討論、採決

○議長（木野広宣君） 陳情第3号 瓜連支所の利活用に関する陳情についてに対する継続審査の動議を議題といたします。

原田議員外2名から動議が提出されましたので、提案者から提案理由の説明を求めます。

原田議員、登壇願います。

原田議員。

〔3番 原田悠継君 登壇〕

○3番（原田悠嗣君） 陳情第3号 瓜連支所の利活用に関する陳情についての継続審査を求める理由を述べさせていただきます。

令和6年3月22日、本議会に根本正顕彰会より、瓜連支所の利活用に関する陳情が提出されました。こちらに対して、今回の総務生活常任委員会では、瓜連庁舎の利活用に関しては、執行部も準備段階であり、これから検討を進めていくという状況であることから、時期尚早であり、現時点では判断できないといった理由で不採択とされた経緯がございます。

私もこちらの陳情に関して、現時点では判断できないということに関して、同意見ござい

います。ですので、本定例会では、こちらの陳情に関して、不採択という判断を下すのではなく、継続審査として今後も審議していくことが妥当であると考えます。

また、今回、こちらの陳情を議会が不採択とすることは、今後執行部が検討を進めていく上で、瓜連庁舎を歴史民俗資料館として利活用するという選択肢を排除することにもつながりかねません。まだ執行部が検討を進めていない案件に関して、十分な調査もせずに議会が不採択という判断を取るのは時期尚早であります。

よって、陳情第3号 瓜連支所の利活用に関する陳情についてに関して、総務生活常任委員会に再付託の上、継続審査とすることを求めます。

○議長（木野広宣君） これより、本動議に対する質疑を行います。

なお、質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 原田議員の動議に関して、ご質問をさせていただきたいと思います。

私の認識とちょっとずれているところがあるので、確認の意味も込めてお聞かせいただきたいと思います。

まず1点目、継続審査という話ですが、継続審査についての定義、私、認識がちょっとずれているかもしれないので、ここを確認させていただきたいということと、今回の継続審査が妥当であるという根拠をお示ししていただければなと思います。

続きまして、2点目です。執行部が市民等の意見を聞き、検討を進めていくという中で、瓜連庁舎を歴史民俗資料館としての利活用を排除するにつながりかねないといった、この排除するということの根拠をお示しいただきたいと思います。

さらに、3点目としまして、執行部が担当部署で調査を進めている中、市として方針も決定していないところで、総務生活常任委員会が十分な調査をしていないと述べられました。これについての根拠をお示しいただきたいということと、具体的にどういう調査が足りていないのか、こちらについてもお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 3つの質問についてお答えいたします。

まず1点目、継続審査とすることが妥当であるという根拠なんですけれども、こちらに関しましては、やはりまだ現時点では、執行部のほうでも話が進んでいないということで、総務生活常任委員会でも審議されたとおり、時期尚早であると。であるならば、議会としても、継続して討論を進めていくと、この後も審議を進めていくというのが妥当であるということでございます。

2点目は、排除することにつながりかねないという根拠なんですけれども、やはり議会の判断、採択、不採択というのは、こちらは陳情に関してなので、強制力があるものではない

とはありますが、それでも採択、不採択という結果がついてしまうということは、やはり結果として残ってしまいますので、これは今後の執行部の検討にも影響しかねないのではないかと考えております。

3点目の十分な調査がされていないんじゃないかということの根拠なんですけれども、今回の総務生活常任委員会での話合い、こちら2件の陳情に対しまして、およそ5分20秒という話合いの時間でした。議員の意見交換の時間としては、およそ5分20秒、6名議員がおりますので、1人頭でいきますと、1人の発言がおよそ50秒という非常に短い中での話合いでありましたので、この面でも十分な審査をされていないんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） すみません、ちょっと、質問した答えが半分ぐらいしか返ってこなかったような気がするんですけども、協議をした時間が短いという話だと、今ご答弁があったと思います。

そもそも総務生活常任委員会の中では、瓜連庁舎の跡を歴史民俗資料館として利用するという限定されたものに関しては、いささか時期尚早ではないのかという話だったと思うんですよ。あくまでも違うものの目的で、陳情自体が駄目だというのではなくて、あくまでも限定した利用として、今の段階、要は執行部がまだ具体的な提案をしていない、これから広く市民の意見を聞くと言っている中で、先行して議会のほうが、この陳情、要は歴史民俗資料館というありきというふうに取り上げられるおそれのあるものについて採択をしてしまうものは、いかがかという形です。

ですので、決して陳情があったものに関して、全てを全否定しているわけではないというふうに私は認識しています。あくまでも、瓜連の要望があるということは、それなりにやはり市民の方々、いろんな問題意識を持ってくれている。歴史としての利活用するのであれば、こういう利活用の仕方もあるよねという提案であったというふうに私は認識しているんですが、ただ、それを採択という形で、確かに法的拘束力はないのは分かるんですけども、今後執行部が調査をしていく中で、議会のほうでこの案件について採択をされたとなった場合というのは、執行部側のほうの今後の調査検討の中に、ちょっとした足かせとなってしまふような、調査の幅が狭くなるようなことがあったのではまずいのではないのかなということを考えて、今回、具体的な内容について、原田議員からの質問をさせていただいたところなんですけれども、何かちょっと、どうしたらいいのかなと思いますけれども、最後の質問のところで、具体的にどういう調査が不足しているのかということについては、まだご答弁いただけていないかと思っておりますので、これについてご回答のほうをお願いしたいと思います。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） ありがとうございます。

まず、時期尚早であるということに関しましては、先ほども述べましたとおり、僕も同意見でして、ですので、現時点で判断をすることは、採択、不採択という二者択一の判断をすることは、まさに時期尚早ではないかということで、継続審査の提案をさせていただいたということでございます。

現時点で、議会として十分な調査がされていないということなんですけれども、実際に議会のほうで、これに関して積極的に調査をしているという現状はありませんので、ですので、今後もしっかりと、それこそほかの議員の方から質問の中とかでも、質問の中や、そういったところでもありましたけれども、議会として積極的に調査をしていくという時間を確保する上でも、まだ今の時点では十分な調査がされていないので、継続審査とするのが妥当かなという考えであります。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 要は、時間をかけていないからということによろしいんですか。

ごめんなさい、質問として、私は、何が足りなかったのか、私ども総務生活常任委員会の中で審議した内容、やり方について、何が足りないのか教えてほしいよという質問だったと思うんですが、具体的に教えてくれという話がちょっと、申し訳ないですけども、私の理解する範囲の中では、それは答えがいただけなかったのかなと思います。

それがなければ、今まで総務生活常任委員会の中で審議したと、やり方自体が間違っていた、であれば、じゃ、継続とすることもやむを得ないよねという判断になるかもしれないんですけども、何が具体的に、ごめんなさい、私が理解できていないのが申し訳ないのかもしれないんですけども、やり方自体が間違っているんだったら教えてくれ、やり方自体を具体的に教えてくれということについて、ご答弁をいただいたように記憶がないんですが、よろしいでしょうか。3回目でこれ使っちゃうのはもったいないんですけども、やむを得ないと思いますので。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） やり方を教えてくれということなんですけれども、僕が申し上げたいのは、総務生活常任委員会だけの話ではなくて、現時点で、やはり議会として、そこを積極的に調査しているということが、少なくとも私がこの議会に入ってからにはなされておられませんので、ですので、それをしっかりとこれからも調査を、まだ今、調査ゼロという状況かと思っておりますので、これから調査を進めていきたいと思います。そのためには、やはりまだ判断できないので、継続審査でということでございます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 外はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決定いたします。

続いて、討論に入ります。

討論がある場合は、反対、賛成の立場を明確にしてから、討論をお願いします。

討論ございませんか。

鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 立憲民主党の鈴木明子です。

先ほどの原田議員の継続審査ということに対して賛成いたします。

議会での採択の結果というのは、とても大きな意味を持ちます。執行部より、今後検討委員会を立ち上げるとのことですが、一度議会で不採択となった事案について、検討する段階で行わないこと、できないことへの理由とさせてしまうことになるのではないかという懸念がございます。

そして、なぜ懸念が生まれるかということ、まだ何も決まっていない状況の中で、昨年末から住民の方々に大きな不信感や不安を与えたのは、紛れもなく進め方に問題があったからだと考えております。

そのことは、市民に対し、政治への不信感を与えることと同様の意味があると考えられ、そのため、執行部の検討会の報告を待つだけでなく、主体的に、当該委員会の議員の皆様が慎重に議論をしていただいたものとは存じますが、議会としても主体的に、住民の方々からの幅広いご意見、思いを重く受け止め、委員間での再度の慎重審議が必要であると考え、継続審議に賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 花島議員。

○12番（花島 進君） 私は継続審議に反対です。

原田議員あるいは鈴木議員がおっしゃったように、議会としての討議なり調査が不十分だということは全く同意します。ですが、今回不採択にすることによって、歴史民俗資料館にするということが排除されるのは全く思っておりません。それは委員長報告にありましたように、議論の中で、それに対する、そうすべきではないという意見は全く出なかったことですし、執行部、本当は市長に答えてもらったらいんですが、そういう考えはないというのは、私はそういうふうに思っています。

一方、今の時点で継続審査というだけにしますと、単純に総務生活常任委員会で審議し直せということになると思いますが、私は総務生活常任委員会だけでなく、議会全体として調査の対象とすべきだと考えています。

ただ、基本的に私は、歴史民俗資料館にするということに対してはプラスに考えています。できればそうしたほうが良いと思うんですが、それ以前に、現在の庁舎がどのくらいしっかりしているのかとか、将来のメンテナンスにどのくらい費用がかかるかなどについては、全く我々は把握していません。ですから、そういう基礎的なことも含めて、今後議会で調査をするということをしたほうが良いと私は思っています。

また、歴史民俗資料館にするという考えに沿って考えれば、教育厚生常任委員会も絡む案件だと私は思っています。私自身としては、次の議会でも調査委員会の設置を提案したいかなと思っています。

現時点では、継続審議ではなくて、採択、不採択を決定すべきだと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） 渡邊議員。

○6番（渡邊勝巳君） 私も、継続審査に対する反対の立場で討論させていただきます。

総務生活常任委員会では、今回の陳情した方々の気持ちは十分に理解をずとした上で、執行部が市民や自治会などの意見を聞き、法的課題も解決していく、さらに、今回の陳情の内容も含め、地域の活性化になるように幅広く検討していくとの考えを踏まえまして、執行部の検討の幅を狭めないように不採択としております。

これに対して、継続審査を求める理由として、不採択とすることは、今後執行部が検討する上で、瓜連庁舎の歴史民俗資料館としての利活用を排除することにつながりかねないとしております。これは、特定の検討方針を継続審査をしていくことによって、那珂市議会が瓜連庁舎を歴史民俗資料館としての利活用を前提として、継続して調査検討を行うことを公言することになってしまうのではないかというふうに考えてしまいます。

これは、現在執行部が検討を行おうとしている、市民や自治会などの意見を幅広く聞き、併せて法的課題も解決していく、さらに、今後の陳情の内容も含めて、地域の活性化になるよう幅広く検討していくという方針の、地域の活性化になるように幅広く検討していくという、これを制限してしまうのではないか。特定施設への利活用を進めることを前提とした検討をせざるを得なくなるのではないかというようなおそれがあるというふうに感じられます。

となれば、現在、執行部側から具体的な提案が出ていなく、また検討中である状況の中では、多くの市民の民意を取り込み、真に市民の利益と瓜連地区の発展に寄与できるよう、幅広く公平・公正な検討が行われるべきであるというふうに考えます。

また、総務生活常任委員会では、今回の瓜連庁舎の歴史民俗資料館としての利活用についての陳情は、執行部はまだ担当部署での検討中であり、瓜連支所の利活用について具体的な提案がない段階では、時期尚早であるとしたものの、同陳情について、今後受け付けないといった結論には達していないというふうになっております。

となれば、執行部側から具体的な提案がされた後、改めて陳情していただき、判断を行うのが妥当ではないかというふうに考えます。

以上によりまして、今回の継続審議につきましては反対させていただきます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 継続審査に賛成の立場で述べたいと思います。

先ほど私が委員長に質問したとおり、3月の定例会で市は5つのカテゴリーを分類しているでしょう。公共施設の利活用とか地域による利活用、それから公共的団体の利活用、それから民間事業者の利活用、最後に今度は取壊しの利活用という、取壊しの利活用というのはあり得ないですけども、ですから、今言った3番目の公共施設ということで、わざわざ瓜連の地元の方が、それから歴史民俗資料館の方とかという、そういった方がわざわざ陳情していて、いとも簡単に、先ほど言った、原田君が言っていたとおり、調査もなされずにして、私もユーチューブで見ました。本当に5分足らずで、執行部に質疑もなくして、いとも簡単に、こんなに第3号、第4号ということで、瓜連地区の方、歴史民俗資料館の方が誠心誠意を持って陳情してきたのに、いとも簡単にこれをほごしていいのかということは非常に感じました。

そういうわけで、これはやり直しだということで、原田議員の動議に対して賛成いたします。

以上です。

○議長（木野広宣君） 外はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 討論を終結いたします。

これより、陳情第3号 瓜連支所の利活用に関する陳情についてに対する継続審査の動議を採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。原田議員外2名から提出された本動議について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 着席願います。

起立少数と認めます。

よって、本動議は否決することに決定いたしました。

続きまして、陳情第4号 瓜連庁舎に歴史民俗資料館の拡張・利活用を求める陳情書に対する継続審査の動議を議題といたします。

原田議員外2名から動議が提出されましたので、提案者から提案理由の説明を求めます。

原田議員、登壇願います。

〔3番 原田悠嗣君 登壇〕

○3番（原田悠嗣君） 陳情第4号 瓜連庁舎に歴史民俗資料館の拡張・利活用を求める陳情

書の継続審査を求める理由を説明させていただきます。

こちらは先ほどと同じ理由となりますが、やはり瓜連庁舎の利活用に関して、執行部も今回、総務生活常任委員会のほうでは、瓜連庁舎の利活用に関しては、執行部も準備段階であり、これから検討を進めていくという状況であることから、時期尚早であり、現時点では判断できないといった理由で不採択とされております。

こちらは、先ほどの様々な討論でもありましたが、やはり現時点では判断できないと、時期尚早であると、そういった話合いが委員会のほうでなされておりますので、ここはやはり、判断できないと言っているのに不採択という判断をしてしまうのは、やはりこれは言葉が違うのではないかと、矛盾しているのではないかと思いますので、ですので、今回は判断できないということです、そこは継続審査ということで、今回は判断せずに、これからも審議のほうを進めていくということで、そういった意味で継続審査を求めたいと思います。

以上です。

○議長（木野広宣君） これより本動議に対する質疑を行います。

なお、質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 先ほどの総務生活の質問と、少しかぶる部分もあるかと思いますが、確認のために質問させていただきます。

総務生活常任委員会では、現在執行部は、まだ担当部署での調査段階であることから、採択、不採択の判断をするには時期尚早であり、現時点では判断できないとの理由から不採択としておりますが、現時点で具体的な提案のないものをどのような根拠で継続審査とするのか、まずその根拠をもう一度確認させていただきたい。

それと、執行部が検討中であるものに対する陳情について、過去、継続審査とした事例があるのか教えていただきたいと思います。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） 継続審査とする根拠ということですが、逆に、私はやっぱり、不採択にする根拠がないので継続審査をということでお話しております。

また、過去に継続審査された事例があるのかということに関しましては、私のほうで調査不足ですので、ちょっと申し訳ないんですけども、お答えできないということで、よろしく願いいたします。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 先ほども、今回の採択、不採択についての議会の決定というのは重いというお話がございました。もちろん強制力はないということですが、重いのであればなおさら、今回の継続審査ということに関していえば、瓜連庁舎に歴史民俗資料館を移転するという、これに対する継続審査というものにかなり限定されたものになって

しまう、それに対する継続審査ということに捉えられかねない事態になると思いますので、今回に関しては、あくまでも幅広い選択肢を検討する中での継続審査ではないということをご理解いただいて、あくまでも検討する選択肢を狭めない意味での継続審査ではないということをご理解いただければと思います。

そして、今回、それに伴って、瓜連庁舎を歴史民俗資料館としての利活用を排除することにつながりかねないと示されていることは、他の選択肢、いわゆる利活用方法は認められず、歴史民俗資料館以外の利活用以外は認めないと明言しているようにも聞こえます。このような、ある種特定の民意だけで判断するには、これも時期尚早というところがございますが、そこに対して問題があるのか、ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（木野広宣君） 原田議員。

○3番（原田悠嗣君） やはり桑澤議員おっしゃるように、議会の採択、不採択が重いからということで、継続審査も重くなってしまうのではないかというお話だったんですけども、やはり採択、不採択としてしまうと、白黒はつきりつけてしまうことになりますので、その判断というのは非常に重いと思うんですが、継続審査というのは非常にフラットな状況で、採択とも不採択とも取れないということで、継続審査ということで提案をしたいと思っております。

質問に関してなんですけれども、これを継続審査とすることに関しては、特定の利活用のみ優位性を持たせるようなことになりかねないんじゃないかということなんですけれども、こちらが確かに採択となってしまうと、特定のものに議会として優位性を持たせることになりかねないですが、継続審査というのは、これから調査をして、またこれから討論を進めていきますよということでして、その後にやっぱり、採択であったり不採択であったり判断をするものと考えておりますので、ですので、決して歴史民俗資料館としての利活用に優位性を持たせるものではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（木野広宣君） 外にございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっている本案については、会議則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決定いたします。

続いて、討論に入ります。

討論がある場合は、反対、賛成の立場を明確にしてから、討論をお願いします。

討論ございませんか。

小宅議員。

○9番（小宅清史君） 私は、継続審査に賛成の立場から討論いたします。

継続審査ということは、委員会にもう一度再付託ができるということでございますが、再付託というのは必ずしも同じ委員会にする必要はございませんので、先ほど花島議員のほうからありましたように、新しく調査委員会を設けて、そちらのほうに付託していただくという選択肢の可能性を残すことができますので、ここは継続に賛成します。

○議長（木野広宣君） 外にございますか。

遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 同じく、継続に賛成の立場から討論させていただきます。

先ほどから質疑の中で、採択、不採択に対しての根拠じゃなくて、継続に対しての根拠ということが問われていますが、根拠が問われるのは、採択なのか不採択なのかの根拠であります。それは間違わないようにしていただきたいということと、それから、影響であります。継続にした影響は、こういった議会の報告というのは議会だよりで市民の中に出ます。そして、継続ということは、少なくとも次の第3回定例会まで3か月の間、市民の間に、議会でこういうことが話し合われたんだ、こういう結論が出たんだ、こういうふうな時間がありますので、また市民の中での声を我々一人一人の議員が聞く、そういうふうな猶予も出てくる、そういうことなのであります。

そういった意味では、議会は常に市民の声を聞くのが第一義でございますので、確かに案件としては簡単な案件ではありませんが、しっかりと幅広に議会として市民の声をお聞きする、その機会を与えるためにも、継続というやり方はいかというふうに思いますので、賛成をいたします。

○議長（木野広宣君） 笹島議員。

○15番（笹島 猛君） 継続審査について、賛成の立場から申し上げます。

先ほどからの第3号云々と同じですけれども、何度も同じことを言っているんですけれども、継続審査がなぜ云々というだけけれども、今まで私も長年議員生活してはいますが、大体継続審査にしています。なぜかという、やっぱり陳情とかというのは丁寧に扱わなきゃいけないという我々の議員からの思いですね。

ですから、先ほどから委員の方たちが言っていましたけれども、時期尚早とか、委員会として判断できないから不採択と、こういうファジーな曖昧な言葉を議員が使っちゃいけないんですね。やはりせつかく陳情にいられた方の思いをきちんと、なぜ継続するかというと、何か月もかけて真剣に取り合っあげようということが、市民に対する答えだと思っんですね。そういうことをしないで、いとも簡単にぶった切るといっことはやっちゃいけないわけですね。

ですから、私はこの陳情に関して賛成です。よろしくお願ひいたします。

○議長（木野広宣君） 桑澤議員。

○2番（桑澤直亨君） 継続審査に対する反対の立場で申し上げます。

何か誤解を招いているようでございますけれども、総務生活常任委員会は全て、今回の陳情、それ以降、今後こういった陳情を受け付けないという立場では全くございません。今回の継続審査というものに関して、現状、様々な幅広い選択肢を残しておく、そういった観点から、その部分のみで、継続審査に対して反対の立場で申し上げます。

今後いろんな、まちづくり委員会や地域の方々、我々も対話を通じて、いろんな選択肢を模索していく中で決めていくことに対しては、十分今後、検討していくものであると思いますし、今回は継続審査、あくまでも継続審査に、どういう立場で反対するのかというところを明確に申し上げたいと思います。

幅広く検討していくという方針、この方針を貫き通すためには、継続審査、瓜連庁舎に歴史民俗資料館を移動すると、そういうものに限定して継続審査を行うことに対しては、選択肢を狭めることになりかねない、そういう意味での反対の立場で申し上げますので、ご理解いただきますと同時に、議員の皆様においては、冷静な判断をいただけるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木野広宣君） 鈴木議員。

○5番（鈴木明子君） 継続審査に賛成です。

先ほど桑澤議員から、継続審査が過去にあったのかということですが、過去、ほかの市町村でも多々行われていることでありまして、それはなぜかという、やはり陳情というのはとても重い思いで、市民の方が訴えるものであります。なので、誠意を持って行うことが議員としての務めであると思っております。

なので、今後、継続審査ということで、私も賛成させていただきます。

○議長（木野広宣君） 福田議員。

○18番（福田耕四郎君） 大分議論が活発に行われておりますけれども、私の立場から申し上げますと、都道府県の議会の会議規則、この中に第47条で、再審査のための付託ということがうたわれているんですね。これを見ますと、議会は委員会の審査または調査を経て報告された事件で、なお審査または調査の必要があると認められた場合には、さらに事件を同一、いわゆる今回の場合は総務生活常任委員会、あるいはほかの委員会に付託することができるということが明記されているんですが、この辺についての会議規則、この辺というのは、今回のこの案件には該当するんじゃないかなと私は思っているんですが、議長、いかがですか、これは。

○議長（木野広宣君） それを求めたのが採択になります。採択というか動議になります。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時40分

○議長（木野広宣君） 再開いたします。

先ほどの福田議員の件になりますが、今回は、この時間は今討論に入っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

外に討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） 討論を終結いたします。

これより、陳情第4号 瓜連庁舎に歴史民俗資料館の拡張・利活用を求める陳情書に対する継続審査の動議を採決いたします。

この採決は起立採決で行います。

お諮りいたします。原田議員外2名から提出された本動議について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 着席願います。

起立少数と認めます。

よって、本動議は否決することに決定いたしました。

◎議案第33号～議案第46号及び陳情第3号、陳情第4号及び陳情第6号の採決

○議長（木野広宣君） これより採決を行います。

まず、議案第33号 専決処分について（那珂市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例）、議案第34号 専決処分について（那珂市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）、議案第35号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）、議案第36号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）、議案第37号 専決処分について（那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第38号 専決処分について（令和6年度那珂市一般会計補正予算（第1号））以上6件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号から第38号までの以上6件は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第39号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第40号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号から第40号の以上2件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第41号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 着席願います。

起立多数と認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第42号 令和6年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、議案第43号 令和6年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）、議案第44号 令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第45号 物品売買契約の締結について、議案第46号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、以上5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号から議案第46号の以上の5件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、陳情第3号 瓜連支所の利活用に関する陳情についてを採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

念のため申し上げます。

これから行います陳情第3号の採決は、委員長報告に対するものではなく、陳情第3号を採択にするのか、不採択にするのかを問うものであります。

お諮りいたします。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続きまして、陳情第4号 瓜連庁舎に歴史民俗資料館の拡張・利活用を求める陳情書を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

念のため申し上げます。

これから行います陳情第4号の採決は、委員長報告に対するものではなく、陳情第4号を採択にするのか、不採択にするのかを問うものであります。

お諮りいたします。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第4号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

続きまして、陳情第6号 土地利用規制の見直しに関する陳情書を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

念のため申し上げます。

これから行います陳情第6号の採決は、委員長報告に対するものではなく、陳情第6号を採択にするのか、不採択にするのかを問うものであります。

お諮りいたします。陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木野広宣君） 起立なしであります。

よって、陳情第6号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎選挙第5号の上程、採決

○議長（木野広宣君） 日程第2、選挙第5号 那珂市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118号第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選とすることに決定いたしました。

続いて、お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法については議長において指名することに決定いたしました。

那珂市選挙管理委員会委員に次の方を指名いたします。

なお、敬称は略させていただきます。

那珂市横堀、坪 英夫、那珂市菅谷、平野道夫、那珂市東木倉、坂場 實、那珂市下大賀、岡崎正二、以上の方を指名いたします。

続いて、那珂市選挙管理委員会補充員に次の方を指名いたします。

第1位、那珂市横堀、山崎則子、第2位、那珂市福田、海野一成、第3位、那珂市豊喰、上金康子、第4位、那珂市中里、寺門 茂、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を那珂市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました坪 英夫、平野道夫、坂場 實、岡崎正二、以上の方が那珂市選挙管理委員会委員に、第1位、山崎則子、第2位、海野一成、第3位、上金康子、第4位、寺門 茂、以上の方が順位のとおり、那珂市選挙管理委員会補充員に当選されました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（木野広宣君） 日程第3、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに登録した申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（木野広宣君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（木野広宣君） 以上で、本会議に付議された案件は全部議了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和6年第2回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、18件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおり可決等いただき、誠にありがとうございました。

また、各常任委員会におきましても、貴重なご意見を多数頂戴することができました。委員各位に対しましては、重ねて感謝を申し上げます。

議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、十分に留意しながら、引き続き効果的・効率的な市政運営に努めてまいります。

さて、早いもので、今年も半分が終わろうとしています。来月7月になりますと、市内小中学校に通う児童・生徒たちは第1学期が終了し、夏休みに入ることとなります。今年、令和元年度以来5年ぶりとなる、国際親善姉妹都市である米国オークリッジ市との中学生交換交流事業が実施されます。7月には、オークリッジ市の中学生が那珂市にホームステイをし、8月には、那珂市の中学生6人が渡米をしてホームステイを体験することになります。家庭や学校において、互いに共同生活を送ることにより、日米文化の違いを認識し、国際感覚を養い、広い視野を持つ人材が育つことを期待をいたしております。

引き続き、本市の未来を担う子供たちの健全育成と教育環境の充実を図ってまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後とも市政運営にご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げますとともに、ますますのご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木野広宣君） これにて令和6年第2回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 木 野 広 宣

那珂市議会議員 原 田 悠 嗣

那珂市議会議員 鈴 木 明 子